平成 22 年第 1 回定例会会議録

平成２２年　第１回菊池市議会定例会会期日程表（会期１８日間）

月　　日	曜日	区　　分	日　　程
３月　２日	火	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定 議案上程・施政方針・提案理由説明・委員会付託
３月　３日	水	休　会	議案審査
３月　４日	木	本会議	一般質問
３月　５日	金	本会議	一般質問
３月　６日	土	休　会	（市の休日）
３月　７日	日		（市の休日）
３月　８日	月	本会議	一般質問
３月　９日	火	本会議	一般質問
３月１０日	水	委員会	常任委員会　（総　　務　第１委員会室） （文教厚生　第２委員会室） （経　　済　第３委員会室） （建　　設　第４委員会室）
３月１１日	木	委員会	
３月１２日	金	休　会	議案調査
３月１３日	土		（市の休日）
３月１４日	日		（市の休日）
３月１５日	月	委員会	常任委員会　（総　　務　第１委員会室） （文教厚生　第２委員会室） （経　　済　第３委員会室） （建　　設　第４委員会室）
３月１６日	火	委員会	
３月１７日	水	休　会	議事整理
３月１８日	木		議事整理
３月１９日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成２２年　第１回菊池市議会定例会会議録（目次）

３月２日（火曜日）本会議　　頁

１．議事日程第１号…… 85
２．本日の会議に付した事件…… 87
３．出席議員氏名…… 89
４．欠席議員氏名…… 90
５．説明のため出席した者の職氏名…… 90
６．事務局職員出席者…… 91
７．開　会…… 92
８．諸般の報告…… 92
９．開　議…… 92
10．日程第１　会議録署名議員の指名…… 92
11．日程第２　会期の決定…… 92
12．日程第３　企業誘致促進特別委員会の中間報告…… 92
14．日程第４　議案第５号から議案第２０号まで一括上程・説明・質疑・委員会付託…… 95
15．日程第５　施政方針について
議案第２１号から議案第３２号まで一括上程・説明・質疑・委員会付託…… 103
16．日程第６　議案第３３号から議案第３８号まで一括上程・説明・質疑・委員会付託…… 125
17．日程第７　議案第３９号上程・説明・質疑・討論・採決…… 131
18．日程第８　議案第４０号上程・説明・質疑・討論・採決…… 132
19．日程第９　陳情第１号から陳情第３号まで一括上程…… 133
20．日程第１０　議員提出案第１号上程・説明・質疑・討論・採決…… 133
21．日程第１１　報告第１号上程・報告…… 135
22．日程第１２　休会の議決…… 137
23．日程第１３　散会…… 138

３月３日（水曜日）休会

３月４日（木曜日）本会議　　頁

１．議事日程第２号…… 141

２．本日の会議に付した事件…… 141
３．出席議員氏名…… 141
４．欠席議員氏名…… 142
５．説明のため出席した者の職氏名…… 142
６．事務局職員出席者…… 142
７．開　議…… 143
発言の申し出…… 143
８．日程第１　一般質問…… 143
（１）松本　登君質問…… 143
「高齢化社会における老人福祉センター建設事業について」…… 143
○市民部長　原川智明君答弁…… 146
松本　登君再質問…… 147
○市民部長　原川智明君答弁…… 149
（２）松本　登君質問…… 150
「高齢者向けの住宅施策について」…… 150
○市民部長　原川智明君答弁…… 151
松本　登君再質問…… 152
○市長　福村三男君答弁…… 153
休　憩…… 153
開　議…… 153
（１）怒留湯健蓉さん質問…… 153
「菊池市老人福祉センター建設について」…… 153
○市民部長　原川智明君答弁…… 154
怒留湯健蓉さん再質問…… 155
○市民部長　原川智明君答弁…… 155
怒留湯健蓉さん再々質問…… 155
○市民部長　原川智明君答弁…… 156
（２）怒留湯健蓉さん質問…… 156
「地域福祉計画と老人保健福祉計画及び介護保険事業計画について」…… 156
○市民部長　原川智明君答弁…… 157
怒留湯健蓉さん再質問…… 158
○市民部長　原川智明君答弁…… 159
怒留湯健蓉さん再々質問…… 160
○市民部長　原川智明君答弁…… 161

（３）怒留湯健蓉さん質問…… 162
「学校嘱託職員、臨時職員及び「全国学力・学習状況調査」及び旧菊池市立小・中学校給食について」…… 162
○教育長　田中忠彦君答弁…… 163
怒留湯健蓉さん再質問…… 164
○教育長　田中忠彦君答弁…… 165
怒留湯健蓉さん再々質問…… 166
○教育長　田中忠彦君答弁…… 167
○市長　福村三男君答弁…… 168
昼食休憩…… 169
開　議…… 169
（１）泉田栄一朗君質問…… 169
「高齢者の生きがいと健康について」…… 169
○市民部長　原川智明君答弁…… 170
泉田栄一朗君再質問…… 171
○市民部長　原川智明君答弁…… 172
泉田栄一朗君再々質問…… 172
○市民部長　原川智明君答弁…… 173
（２）泉田栄一朗君質問…… 173
「物をたいせつにする運動（システム）作りについて」…… 173
○教育長　田中忠彦君答弁…… 174
○企画部長　石原公久君答弁…… 174
泉田栄一朗君再質問…… 176
○企画部長　石原公久君答弁…… 177
○市民部長　原川智明君答弁…… 177
泉田栄一朗君再々質問…… 178
○市民部長　原川智明君答弁…… 178
（３）泉田栄一朗君質問…… 179
「ふるさと納税について」…… 179
○企画部長　石原公久君答弁…… 179
泉田栄一朗君再質問…… 179
○企画部長　石原公久君答弁…… 180
泉田栄一朗君再々質問…… 181
○企画部長　石原公久君答弁…… 181

○市長　福村三男君答弁…… 182
休　憩…… 183
開　議…… 183
（１）東　裕人君質問…… 183
「施政方針について」…… 183
○企画部長　石原公久君答弁…… 184
○市長　福村三男君答弁…… 185
東　裕人君再質問…… 186
○市長　福村三男君答弁…… 186
東　裕人君再々質問…… 187
○市長　福村三男君答弁…… 188
（２）東　裕人君質問…… 189
「公立保育園民営化問題について」…… 189
○市民部長　原川智明君答弁…… 190
東　裕人君再質問…… 191
○市民部長　原川智明君答弁…… 192
東　裕人君再々質問…… 192
○市民部長　原川智明君答弁…… 193
（３）東　裕人君質問…… 194
「高齢者福祉について」…… 194
○市民部長　原川智明君答弁…… 194
東　裕人君再質問…… 195
○市民部長　原川智明君答弁…… 196
東　裕人君再々質問…… 197
○市民部長　原川智明君答弁…… 198
休　憩…… 199
開　議…… 199
（１）本田憲一君質問…… 199
「本市の振興に来年度の予算のメリハリは」…… 199
○経済部長　後藤　定君答弁…… 199
○教育長　田中忠彦君答弁…… 200
本田憲一君再質問…… 201
○教育長　田中忠彦君答弁…… 202
（２）本田憲一君質問…… 202

「老人福祉センター建設計画のその後は」…… 202
○市民部長　原川智明君答弁…… 202
本田憲一君再質問…… 204
○市民部長　原川智明君答弁…… 204
本田憲一君再々質問…… 205
○市長　福村三男君答弁…… 205
（３）本田憲一君質問…… 207
「道路改良の取り組みは」…… 207
○建設部長　岡崎俊裕君答弁…… 207
本田憲一君再質問…… 207
○建設部長　岡崎俊裕君答弁…… 208
本田憲一君再々質問…… 209
○副市長　永田明紘君答弁…… 210
○市長　福村三男君答弁…… 210
９．日程通告　散会…… 211

３月５日（金曜日）本会議　頁

１．議事日程第３号…… 215
２．本日の会議に付した事件…… 215
３．出席議員氏名…… 215
４．欠席議員氏名…… 216
５．説明のため出席した者の職氏名…… 216
６．事務局職員出席者…… 216
７．開　議…… 217
８．日程第１　一般質問…… 217
（１）森　清孝君質問…… 217
「文化財の保護と活用について」…… 217
○教育長　田中忠彦君答弁…… 218
森　清孝君再質問…… 220
○教育長　田中忠彦君答弁…… 221
森　清孝君再々質問…… 222
○教育長　田中忠彦君答弁…… 223
（２）森　清孝君質問…… 223
「農業の振興について」…… 223

○経済部長　後藤　定君答弁…… 223
森　清孝君再質問…… 225
○経済部長　後藤　定君答弁…… 225
森　清孝君再々質問…… 226
○市長　福村三男君答弁…… 226
（３）森　清孝君質問…… 227
「施政方針について」…… 227
○企画部長　石原公久君答弁…… 227
○教育長　田中忠彦君答弁…… 228
森　清孝君再質問…… 229
○市長　福村三男君答弁…… 230
休　憩…… 230
開　議…… 231
（１）坂本昭信君質問…… 232
「農業について」…… 232
○経済部長　後藤　定君答弁…… 232
坂本昭信君再質問…… 233
○経済部長　後藤　定君答弁…… 236
○市長　福村三男君答弁…… 236
（２）坂本昭信君質問…… 237
「地方交通について」…… 237
○企画部長　石原公久君答弁…… 238
坂本昭信君再質問…… 238
○企画部長　石原公久君答弁…… 239
坂本昭信君再々質問…… 240
○企画部長　石原公久君答弁…… 240
（３）坂本昭信君質問…… 241
「四季の里について」…… 241
○経済部長　後藤　定君答弁…… 241
坂本昭信君再質問…… 242
○市長　福村三男君答弁…… 242
昼食休憩…… 243
開　議…… 243
（１）山瀬義也君質問…… 243

「施政方針について」…… 243
○企画部長　石原公久君答弁…… 244
○経済部長　後藤　定君答弁…… 246
○建設部長　岡崎俊裕君答弁…… 247
○市民部長　原川智明君答弁…… 248
山瀬義也君再質問…… 249
○企画部長　石原公久君答弁…… 251
○経済部長　後藤　定君答弁…… 252
○建設部長　岡崎俊裕君答弁…… 252
○経済部長　後藤　定君答弁…… 252
○建設部長　岡崎俊裕君答弁…… 253
○市長　福村三男君答弁…… 253
（２）山瀬義也君質問…… 254
「農業振興について」…… 254
○経済部長　後藤　定君答弁…… 254
山瀬義也君再質問…… 255
○経済部長　後藤　定君答弁…… 256
山瀬義也君再々質問…… 256
休　憩…… 256
開　議…… 257
（１）樋口正博君質問…… 257
「子ども手当について」…… 257
○市民部長　原川智明君答弁…… 257
樋口正博君再質問…… 258
○市民部長　原川智明君答弁…… 259
○教育長　田中忠彦君答弁…… 259
樋口正博君再々質問…… 260
○市長　福村三男君答弁…… 262
○市民部長　原川智明君答弁…… 263
（２）樋口正博君質問…… 263
「農産品・特産品の振興について」…… 263
○経済部長　後藤　定君答弁…… 265
樋口正博君再質問…… 266
○経済部長　後藤　定君答弁…… 269

○市長　福村三男君答弁…… 269
樋口正博君再々質問…… 270
休　憩…… 271
開　議…… 271
（１）東　英俊君質問…… 271
「（泗水）田島工業団地について」…… 271
○企画部長　石原公久君答弁…… 272
東　英俊君再質問…… 273
○企画部長　石原公久君答弁…… 274
東　英俊君再々質問…… 275
○市長　福村三男君答弁…… 278
９．日程通告　散会…… 279

３月６日（土曜日）休会

３月７日（日曜日）休会

３月８日（月曜日）本会議　　頁

１．議事日程第４号…… 283
２．本日の会議に付した事件…… 283
３．出席議員氏名…… 283
４．欠席議員氏名…… 284
５．説明のため出席した者の職氏名…… 284
６．事務局職員出席者…… 284
７．開　議…… 286
８．議会運営委員会委員の指名…… 286
９．日程第１　一般質問…… 286
（１）三池健治君質問…… 286
「法定合併協議会について」…… 286
○企画部長　石原公久君答弁…… 287
三池健治君再質問…… 288
○企画部長　石原公久君答弁…… 288
三池健治君再々質問…… 289
○企画部長　石原公久君答弁…… 290
○市長　福村三男君答弁…… 291

（２）三池健治君質問…… 292
「桜山地内にある養鶏場跡地について」…… 292
○企画部長　石原公久君答弁…… 293
三池健治君再質問…… 293
○企画部長　石原公久君答弁…… 294
休　憩…… 294
開　議…… 294
発言の申し出…… 294
（１）奈田臣也君質問…… 294
「新市建設計画と合併特例債について」…… 294
○企画部長　石原公久君答弁…… 295
奈田臣也君再質問…… 295
○市長　福村三男君答弁…… 296
（２）奈田臣也君質問…… 297
「新庁舎の建設計画について」…… 297
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 298
奈田臣也君再質問…… 299
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 300
奈田臣也君再々質問…… 300
○経済部長　後藤　定君答弁…… 303
○企画部長　石原公久君答弁…… 303
（３）奈田臣也君質問…… 304
「菊池市の将来ビジョンと財政対策について」…… 304
○企画部長　石原公久君答弁…… 304
奈田臣也君再質問…… 305
○企画部長　石原公久君答弁…… 306
（４）奈田臣也君質問…… 306
「合併特例債の有効活用について」…… 306
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 307
○企画部長　石原公久君答弁…… 308
昼食休憩…… 308
開　議…… 308
（１）隈部忠宗君質問…… 309
「財政健全化に向けて」…… 309

○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 309
隈部忠宗君再質問…… 310
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 310
隈部忠宗君再々質問…… 312
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 312
（２）隈部忠宗君質問…… 312
「本市の活性化について」…… 312
○建設部長　岡崎俊裕君答弁…… 313
○経済部長　後藤　定君答弁…… 314
隈部忠宗君再質問…… 315
○建設部長　岡崎俊裕君答弁…… 315
○経済部長　後藤　定君答弁…… 316
隈部忠宗君再々質問…… 317
○建設部長　岡崎俊裕君答弁…… 317
○市長　福村三男君答弁…… 317
（３）隈部忠宗君質問…… 318
「農業の活性化について」…… 318
○経済部長　後藤　定君答弁…… 318
隈部忠宗君再質問…… 319
○市民部長　原川智明君答弁…… 319
休　憩…… 320
開　議…… 320
（１）坂井正次君質問…… 320
「第２次行政改革大綱について」…… 321
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 321
坂井正次君再質問…… 323
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 325
（２）坂井正次君質問…… 326
「高齢者の健康増進と福祉について」…… 326
○市民部長　原川智明君答弁…… 327
坂井正次君再質問…… 327
○市民部長　原川智明君答弁…… 328
坂井正次君再々質問…… 328
○市長　福村三男君答弁…… 329

（３）坂井正次君質問…… 330
「中山間地活性化対策について」…… 330
○企画部長　石原公久君答弁…… 330
坂井正次君再質問…… 331
○企画部長　石原公久君答弁…… 332
坂井正次君再々質問…… 333
○企画部長　石原公久君答弁…… 333
（４）坂井正次君質問…… 333
「農業の振興について」…… 333
○経済部長　後藤　定君答弁…… 334
坂井正次君再質問…… 335
○経済部長　後藤　定君答弁…… 335
（５）坂井正次君質問…… 335
「緊急医療システムについて」…… 336
○市民部長　原川智明君答弁…… 336
休　憩…… 336
開　議…… 336
（１）森　隆博君質問…… 336
「菊池市農業推進計画・ブランド化現状について」…… 336
○経済部長　後藤　定君答弁…… 337
森　隆博君再質問…… 338
○市長　福村三男君答弁…… 339
（２）森　隆博君質問…… 340
「菊池市の公共施設整備計画について」…… 340
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 341
森　隆博君再質問…… 342
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 343
森　隆博君再々質問…… 343
○市長　福村三男君答弁…… 343
（３）森　隆博君質問…… 344
「市政策に対する外部委員会について」…… 344
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 345
森　隆博君再質問…… 345
○市長　福村三男君答弁…… 347

（４）森　隆博君質問…… 348
「中心市街地活性化基本計画の認定について」…… 348
○経済部長　後藤　定君答弁…… 349
森　隆博君再質問…… 350
○市長　福村三男君答弁…… 351
10．日程通告　散会…… 352

３月９日（火曜日）本会議　　頁

１．議事日程第２号…… 355
２．本日の会議に付した事件…… 355
３．出席議員氏名…… 355
４．欠席議員氏名…… 356
５．説明のため出席した者の職氏名…… 356
６．事務局職員出席者…… 357
７．開　議…… 358
８．日程第１　一般質問…… 358
（１）木下雄二君質問…… 358
「観光振興について」…… 358
○企画部長　石原公久君答弁…… 359
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 360
○経済部長　後藤　定君答弁…… 360
木下雄二君再質問…… 361
○企画部長　石原公久君答弁…… 362
木下雄二君再々質問…… 362
○市長　福村三男君答弁…… 363
（２）木下雄二君質問…… 363
「安全対策について」…… 364
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 364
木下雄二君再質問…… 364
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 365
（３）木下雄二君質問…… 365
「農道整備について」…… 365
○経済部長　後藤　定君答弁…… 366
（４）木下雄二君質問…… 366

「奨学金について」…… 366
○教育長　田中忠彦君答弁…… 367
木下雄二君再質問…… 367
○市長　福村三男君答弁…… 368
木下雄二君再々質問…… 369
○市長　福村三男君答弁…… 369
（５）木下雄二君質問…… 369
「道路整備について」…… 369
○建設部長　岡崎俊裕君答弁…… 370
（６）木下雄二君質問…… 371
「環境問題について」…… 371
○市民部長　原川智明君答弁…… 371
木下雄二君再質問…… 371
○市長　福村三男君答弁…… 372
休　憩…… 373
開　議…… 373
（１）栃原茂樹君質問…… 373
「１者１業種の制限緩和措置およびランクについて」…… 373
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 376
栃原茂樹君再質問…… 378
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 379
栃原茂樹君再々質問…… 379
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 380
（２）栃原茂樹君質問…… 380
「請願について」…… 380
○市長　福村三男君答弁…… 382
栃原茂樹君再質問…… 383
○市長　福村三男君答弁…… 383
栃原茂樹君再々質問…… 383
○市民部長　原川智明君答弁…… 384
（３）栃原茂樹君質問…… 384
「建設工事について」…… 384
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 385
栃原茂樹君再質問…… 385

昼食休憩…… 386
開　議…… 386
（１）外村國敏君質問…… 386
「市営住宅について」…… 386
○建設部長　岡崎俊裕君答弁…… 386
外村國敏君再質問…… 387
○建設部長　岡崎俊裕君答弁…… 388
外村國敏君再々質問…… 389
○建設部長　岡崎俊裕君答弁…… 391
○市長　福村三男君答弁…… 391
（２）外村國敏君質問…… 392
「父子対策について」…… 392
○市民部長　原川智明君答弁…… 393
外村國敏君再質問…… 393
○市民部長　原川智明君答弁…… 394
（３）外村國敏君質問…… 395
「障がい対策について」…… 395
○市民部長　原川智明君答弁…… 395
外村國敏君再質問…… 396
○市民部長　原川智明君答弁…… 397
外村國敏君再々質問…… 398
○市長　福村三男君答弁…… 398
（４）外村國敏君質問…… 399
「太陽光発電について」…… 399
○総務部長　緒方希八郎君答弁…… 399
外村國敏君再質問…… 400
休　憩…… 400
開　議…… 400
９．追加議事日程…… 401
日程第１　議案第４１号　上程・説明・質疑・委員会付託…… 401
日程第２　議案第４２号　上程・説明・質疑・委員会付託…… 402
10．日程通告　散会…… 419

３月10日（水曜日）常任委員会（総務・文厚・経済・建設）

３月11日（木曜日）常任委員会（総務・文厚・経済・建設）

３月12日（金曜日）休会

３月13日（土曜日）休会

３月14日（日曜日）休会

３月15日（月曜日）常任委員会（総務・文厚・経済・建設）

３月16日（火曜日）常任委員会（総務・文厚・経済・建設）

３月17日（水曜日）休会

３月18日（木曜日）休会

３月19日（金曜日）本会議　　頁

１．議事日程第６号…… 423
２．本日の会議に付した事件…… 423
３．出席議員氏名…… 423
４．欠席議員氏名…… 424
５．説明のため出席した者の職氏名…… 424
６．事務局職員出席者…… 425
７．開　議…… 426
８．日程第１　各常任委員長報告
・総務常任委員長報告…… 426
・文教厚生常任委員長報告…… 428
・経済常任委員長報告…… 431
・建設常任委員長報告…… 432
委員長報告に対する質疑…… 434
（１）松本　登君質疑…… 434
（２）中山繁雄君質疑…… 437
（３）二ノ文伸元君質疑…… 438
（４）境　和則君質疑…… 438
（５）横田輝雄君質疑…… 440
（６）東　英俊君質疑…… 442
（７）坂本昭信君質疑…… 443
討　論…… 444
採　決…… 445
９．日程第２　意見書案第１号　説明・質疑・討論・採決…… 451
10．日程第３　意見書案第２号　説明・質疑・討論・採決…… 452

11. 日程第４　意見書案第３号　説明・質疑・討論・採決…… 453
12. 日程第５　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について…… 455
　採　決…… 456
13. 閉　会…… 457

第　１　号

３ 月 ２ 日

平成２２年第１回菊池市議会定例会

議事日程　第１号

平成２２年３月２日（火曜日）午前１０時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　企業誘致促進特別委員会の中間報告
第４　議案第　５号　菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例の制定について
議案第　６号　菊池市幼稚園民営化検討委員会設置条例の制定について
議案第　７号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　８号　菊池市身体障害者等福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
議案第　９号　平成２１年度菊池市一般会計補正予算（第１２号）
議案第　１０号　平成２１年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第　１１号　平成２１年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算（第２号）
議案第　１２号　平成２１年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）
議案第　１３号　平成２１年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第　１４号　平成２１年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第４号）
議案第　１５号　平成２１年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）
議案第　１６号　平成２１年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）
議案第　１７号　平成２１年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）
議案第　１８号　平成２１年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

議案第　１９号　平成２１年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第４号）

議案第　２０号　平成２１年度菊池市水道事業会計補正予算（第３号）

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

第５　施政方針について

議案第　２１号　平成２２年度菊池市一般会計予算

議案第　２２号　平成２２年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算

議案第　２３号　平成２２年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算

議案第　２４号　平成２２年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第　２５号　平成２２年度菊池市介護保険事業特別会計予算

議案第　２６号　平成２２年度菊池市簡易水道事業特別会計予算

議案第　２７号　平成２２年度菊池市公共下水道事業特別会計予算

議案第　２８号　平成２２年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第　２９号　平成２２年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算

議案第　３０号　平成２２年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算

議案第　３１号　平成２２年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算

議案第　３２号　平成２２年度菊池市水道事業会計予算

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

第６　議案第　３３号　第二次菊池市行政改革大綱の策定について

議案第　３４号　辺地総合整備計画の策定について

議案第　３５号　指定管理者の名称変更に伴う再指定について（菊池市総合体育館）

議案第　３６号　市道路線の廃止について

議案第　３７号　市道路線の認定について

議案第　３８号　字の区域の変更について

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

第７　議案第　３９号　熊本市と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務の委託について

上程・説明・質疑・討論・採決

第８　議案第　４０号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第９　陳情第　　１号　永住外国人への地方参政権付与の法制化反対意見書提出について

陳情第　　２号　核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について

陳情第　　３号　四季の里・旭志に関する陳情書

まで一括上程

第１０　議員提出議案第１号　菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

第１１　報告第１号　平成２０年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告について

上程・報告

第１２　休会の議決

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　企業誘致促進特別委員会の中間報告

日程第４　議案第　　５号　菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例の制定について

議案第　　６号　菊池市幼稚園民営化検討委員会設置条例の制定について

議案第　　７号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　　８号　菊池市身体障害者等福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について

議案第　　９号　平成２１年度菊池市一般会計補正予算（第１２号）

議案第　１０号　平成２１年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第　１１号　平成２１年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算（第２号）

議案第　１２号　平成２１年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）

議案第　１３号　平成２１年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第　１４号　平成２１年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第４号）

議案第　１５号　平成２１年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

議案第　１６号　平成２１年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

議案第　１７号　平成２１年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）

議案第　１８号　平成２１年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

議案第　１９号　平成２１年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第４号）

議案第　２０号　平成２１年度菊池市水道事業会計補正予算（第３号）

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

日程第５　施政方針について

議案第　２１号　平成２２年度菊池市一般会計予算

議案第　２２号　平成２２年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算

議案第　２３号　平成２２年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算

議案第　２４号　平成２２年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第　２５号　平成２２年度菊池市介護保険事業特別会計予算

議案第　２６号　平成２２年度菊池市簡易水道事業特別会計予算

議案第　２７号　平成２２年度菊池市公共下水道事業特別会計予算

議案第　２８号　平成２２年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第　２９号　平成２２年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算

議案第　３０号　平成２２年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算

議案第　３１号　平成２２年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算

議案第　３２号　平成２２年度菊池市水道事業会計予算

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

日程第６　議案第　３３号　第二次菊池市行政改革大綱の策定について

議案第　３４号　辺地総合整備計画の策定について

議案第　３５号　指定管理者の名称変更に伴う再指定について（菊池市総合体育館）

議案第　３６号　市道路線の廃止について

議案第　３７号　市道路線の認定について

議案第　３８号　字の区域の変更について

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

日程第７　議案第　３９号　熊本市と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業に

係る事務の委託について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第８　議案第　４０号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第９　陳情第　　１号　永住外国人への地方参政権付与の法制化反対意見書提出について

陳情第　　２号　核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について

陳情第　　３号　四季の里・旭志に関する陳情書

まで一括上程

日程第１０　議員提出議案第１号　菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第１１　報告第１号　平成２０年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告について

上程・報告

日程第１２　休会の議決

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

出席議員（２８名）

１番　東　　英　俊　君
２番　東　　裕　人　君
３番　泉　田　栄一朗　君
４番　森　　清　孝　君
５番　藤　野　敏　昭　君
６番　樋　口　正　博　君
７番　二ノ文　伸　元　君
８番　中　山　繁　雄　君
９番　水　上　博　司　君
１０番　三　池　健　治　君
１１番　怒留湯　健　蓉　さん
１２番　坂　本　昭　信　君
１３番　隈　部　忠　宗　君
１４番　奈　田　臣　也　君

１５番	葛　原　勇次郎　君
１６番	木　下　雄　二　君
１７番	坂　井　正　次　君
１８番	森　　隆　博　君
１９番	山　瀬　義　也　君
２０番	本　田　憲　一　君
２１番	栃　原　茂　樹　君
２２番	松　本　　登　君
２３番	工　藤　恭　一　君
２４番	境　　和　則　君
２５番	北　田　　彰　君
２６番	外　村　國　敏　君
２７番	徳　永　隆　義　君
２８番	横　田　輝　雄　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福　村　三　男　君
副市長	永　田　明　紘　君
総務部長	緒　方　希八郎　君
企画部長	石　原　公　久　君
市民部長	原　川　智　明　君
経済部長	後　藤　　定　君
建設部長	岡　崎　俊　裕　君
七城総合支所長	古　閑　昭二郎　君
旭志総合支所長	山　田　憲　章　君
泗水総合支所長	岩　下　義　人　君
企画部首席審議員	木　村　靖　弘　君
財政課長	松　岡　千　利　君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	山　田　浩　文　君
教育長	田　中　忠　彦　君
教育次長	井　野　英　利　君
農業委員会事務局長	五　島　千　秋　君

水道局長	安武昭二君
代表監査員	宮川貞雄君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
議事係長	上田敏雄君

○議長（北田　彰君）　全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

午前１０時００分　開会

○議長（北田　彰君）　ただいまの出席議員は２８名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成２２年第１回菊池市議会定例会を開会します。

ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

監査委員から平成２２年１月分の一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告があっておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細につきましては、事務局に備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

午前１０時０１分　開議

○議長（北田　彰君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（北田　彰君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第８１条の規定により、東英俊君及び東裕人君を指名します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（北田　彰君）　次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る２月２３日の議会運営委員会におきまして、本日から３月１９日までの１８日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１９日までの１８日間に決定しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第３　企業誘致促進特別委員会の中間報告

○議長（北田　彰君）　次に第３、企業誘致促進特別委員会の中間報告を議題とします。

企業誘致促進特別委員会から付託中の件について、中間報告の申し出があっております。

お諮りします。本件は、申し出のとおり中間報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　異議なしと認めます。

したがって、企業誘致促進特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

企業誘致促進特別委員長の発言を許します。

委員長、山瀬義也君。

［登壇］

○企業誘致促進特別委員長（山瀬義也君）　おはようございます。

企業誘致促進特別委員会の中間報告について、議会の許可をいただきましたので、委員改選後の昨年６月からの活動経過を報告させていただきます。

第１回目は、６月３０日に開催いたしました。協議内容は、１、事務引き継ぎについて、２、企業誘致状況について、３、工業団地の状況について、４、年間事業計画について、５、菊池市企業誘致促進補助金交付要綱の一部改正についてであります。

まず、事務引き継ぎについては、坂井前委員長さんから１年間の活動状況と懸案事項について説明を受けております。次に、平成２０年度企業誘致状況については、新設２件の立地協定が調印され、総投資額２０億８，０００万円、雇用予定者が約６５名であるとの報告を受けました。

次に、工業団地の状況について、川辺工業団地については、地権者の協力が得られるよう積極的に取り組んでいくとの答弁があり、田島工業団地についても、県を初め、関係機関と連携を密にしながら情報収集に努め、誘致ができるよう取り組んでいくとの答弁でありました。

次に、菊池市企業誘致促進補助金交付要綱の一部改正については、企業立地を促進するため、現行では用地取得補助金を用地取得後１年間以内に建設工事に着手した場合、３億円を限度に補助金を交付するとなっていますが、これを用地取得後３年以内に変更するという内容でありました。

第２回目は、７月１４日に新委員のあいさつ及び意見交換を目的に、永田副市長、執行部とともに県庁を訪問しました。また、前川県議も同行していただき、助言等をいただきました。県からは、中川商工観光労働部長を初め、真崎企業立地課長や担当者が対応されました。県からは、企業誘致の取り組み状況について説明を受け、その後、企業の動向や誘致方法について活発な意見交換を行いました。

その後、畜産流通センターの改築の計画があることから、県経済連を訪問し、上村経済連会長を初め、専務、常務同席いただき、関連企業の誘致など、強く要望してまいりました。

第３回目は、１１月４日から５日にかけ、正副委員長と議長に同行願い、熊本県東京事務所と、翌日は熊本県大阪事務所に企業誘致要望活動をいたしました。特に東京事務所には、旧菊池市及び旧泗水町出身の職員さんでもあることから、菊池市を積極的にＰＲしてまいりました。また、大塚製薬にも泗水町出身の方が要職につかれておられますので、誘致を要望してまいりました。

ただ、東京・大阪とも、現経済情勢を踏まえ、企業のスリム化をいかに図っていくかで、企業の進出は現在のところ非常に厳しい状況にあるとのことでありました。

第４回目は、川辺工業団地の年間事業計画が当初よりおくれているとの情報があり、それを受け、緊急に正副委員長及び議長と同行し、企業立地課に計画どおり進めてほしい旨、要望してまいりました。

第５回目は、１月２９日に開催し、１年間の活動状況を協議しました。２１年度の誘致企業については、新設２件、増設１件との報告を受けています。

次に、川辺工業団地の進捗状況については、２１年度事業として、環境影響調査は予定どおり１月末終了予定、基本・概略設計は２月初めに着手、２２年度へ継続。用地・補償調査は家屋３軒で２月から着手、用地取得は用地調査後、地権者役員会に説明し、２２年度へ継続。地下水調査も基本・概略設計とあわせて実施するとの報告を受けました。

委員からは、用地交渉は早く着手してほしい旨、要望がありましたが、執行部からは、県で用地等審議会で単価決定されるため、その動向を見ながら進めたいと回答がありました。

いずれにしましても、２２年度以降に実施設計・地質調査を実施する計画であるとのことでありました。

次に、畜産流通センターについては、５０億の事業費で、本年１１月に完工、２３年４月に本格稼働する計画ということでございました。委員会としては、関連企業など、田島工業団地等も近隣にあることから、積極的に誘致活動してほしいという要望をいたしました。

以上、これまでの活動経過を報告します。

今後も本委員会は、残された期間はわずかでありますが、所期の目的を達成できるよう努めてまいりたいと考えております。議員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げ、中間報告といたします。

○議長（北田　彰君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第４　議案第５号から議案第２０号まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（北田　彰君）　次に、日程第４、議案第５号から議案第２０号までの１６議案について一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　おはようございます。

本日、平成２２年第１回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように、本日から３月１９日までの１８日間の日程でご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案第５号から議案第２０号まで、議案その１でございます。

議案第５号、菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例の制定については、本市が行う契約等から暴力団など、または暴力団等関係者を排除するための条例を制定するものです。

次に、議案第６号、菊池市幼稚園民営化検討委員会設置条例の制定については、執行機関の附属機関として委員会を設置する場合は、地方自治法の規定により条例で定める必要があるため制定するものです。

また、議案第７号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、新たに幼稚園民営化検討委員会委員及び歴史教育専門員等の追加により、一部改正をお願いするものです。

議案第８号、菊池市身体障害者等福祉年金支給条例を廃止する条例の制定については、障害者自立支援法による障がい福祉サービスに係る利用者負担等について一定の軽減措置が図られることから、本条例を廃止するものです。

次に、議案第９号から議案第２０号までの平成２１年度一般及び各特別会計補正予算案並びに水道事業会計補正予算案につきましては、それぞれの事業の確定あるいは実績を見込んでの補正でございます。

以上、上程されました議案の概要について説明申し上げましたが、内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎

重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　おはようございます。

それでは、議案第５号から第２０号まで、一括して説明をいたします。

議案その１の１ページでございますけれども、議案第５号、菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例の制定について説明いたします。

あけていただきまして、２ページをお願いします。

条例の第１条の目的にありますように、菊池市が行う契約等から暴力団等または暴力団等関係者の不当な介入を排除することによりまして、契約等の適正な履行を確保するため、条例を制定するものでございます。

次に、５ページをお願いします。

議案第６号、菊池市幼稚園民営化検討委員会設置条例の制定については、菊池市立幼稚園の民営化に関する事項を調査、審議するため、検討委員会を設置するものでございます。執行機関の附属機関として設置する委員会については条例で定める必要があるため、お願いするものでございます。

６ページがその条例の制定の内容でございます。ご一読お願いしたいと思います。

それでは７ページ、議案第７号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

あけていただきまして、８ページが条例の一部を改正する条例でございます。消防団の確保が困難な地域に消防団ＯＢで日ごろから地域を離れることの少ない方を支援団員として確保するものでございまして、条例中「消防団団員」を「消防団団員（支援団員を含む）」に改正するものであります。

また、議案第６号で新たに設置をお願いします幼稚園民営化検討委員会委員と児童生徒の家庭と学校、関係機関との連携、調整や、ネットワークの構築を行うことにより、不登校等の問題解決を図るための家庭教育相談員、及び本市の歴史文化を調査、資料収集等を行う歴史教育専門員を追加するものでございます。

右のページ、９ページになりますが、議案第８号、菊池市身体障害者等福祉年金支給条例を廃止する条例の制定につきましては、先ほど市長が申し上げたとおりでございますので割愛させていただきます。

次に１１ページの議案第９号、平成２１年度菊池市一般会計補正予算から議案の末尾まで、これはもう最後まで、２３３ページまでにつきましては、平成２１年度の各会計の補正予算でございます。

それでは、順を追って説明を申し上げます。

１１ページからでございますが、議案第９号、平成２１年度菊池市一般会計補正予算第１２号でございます。

あけていただきまして１２ページ、歳入歳出予算の総額に６億６，１７３万１，０００円を追加いたしまして、総額を２５３億、失礼しました。

［「減額です」と呼ぶ者あり］

○総務部長（緒方希八郎君）　減額、失礼しました。減額いたしまして、総額を２５３億６，３０５万６，０００円とするものでございます。

２２ページの事項別明細で主なものをご説明いたします。

この歳入の補正の主な理由でございますけれども、市税、国庫支出金、地方債等、今回、補正にお願いしておりますそのほとんどにつきまして、説明の欄にありますそれぞれの事業について、事業の確定及び各事業の実績を見込んだところの増額補正あるいは減額補正でございます。

あけていただきまして、２４ページの地方交付税につきましては、普通交付税の確定によるもので、４億１，９７１万９，０００円の増額補正となります。

４２ページをお願いします。

歳出でございますが、今回の歳出補正につきましても、全体的に各事業におけます事業費の確定並びに実績見込み等によります増額補正及び減額補正と、その他の多くはそれぞれの費目におきまして執行残、見込額を減額補正するものでございます。その中で主な補正について説明いたします。

４２ページの一番下になりますけども、款２総務費、目３文書広報費７００万７，０００円の減額補正のうち、印刷製本費６８５万２，０００円の減額補正につきましては、市広報誌の入札残を減額するものでございます。

あけていただきまして４４ページ、中ほどになりますけれども、目７財産管理費９４８万１，０００円の減額補正のうち、主なものは工事請負費の減で、本庁舎の空調システム改修工事の事業費確定による減でございます。

一番下の目９地域振興費３，１１１万８，０００円の減額補正のうち主なものでございますが、あけていただきまして節１３の委託料の補正であります。川辺工業団地整備促進のための委託料を減額するものでございます。

下段のほうになりますが、目１１情報化推進費７５４万９，０００円の減額補正のうち、節１３委託料４８４万１，０００円の減額補正は、委託内容の一部変更及びパソコン更新時の入札残を減額するものでございます。

節１５工事請負費６０２万円の減額補正につきましては、節１９の負担金補助及び交付金への組み替えを行うものでございます。

あけていただきまして４８ページ、下段になりますけれども、款２総務費、目２賦課徴収費３，７５０万１，０００円の減額補正の主なものは、あけていただきまして右側の５１ページになりますが、節２３償還金利子及び割引料でありまして、法人住民税の還付金の実績に伴う減額補正でございます。

次に、２枚あけていただきまして５４ページをお願いしたいと思います。

下段のほうでございますが、款３民生費、目１社会福祉総務費９４１万５，０００円の減額補正の主なものは節２８繰出金の減額で、国民健康保険事業の決算見込みに伴う増額及び減額補正でございます。

次に、３ページあけていただきまして６０ページになりますけれども、款３民生費、目１児童福祉総務費６，６６１万２，０００円の減額補正のうち主なものでございますが、右側の節１９負担金補助及び交付金４，７５５万６，０００円の減額補正で、子育て応援特別手当給付事業の執行停止に伴う減でございます。

その下の節２０扶助費のうち１，４６３万６，０００円の減額補正は、乳幼児等医療費の決算見込みによる減でございます。

一番下になりますけれども、目４児童福祉施設費３，６５４万８，０００円のうち、あけていただきまして右側の６３ページになりますが、節１９の負担金補助及び交付金２，７２９万１，０００円の減額補正の主なものでございますが、保育所運営費負担金の減で、実績見込みによるものでございます。

あけていただきまして６４ページ、款４衛生費、目２の予防費１億１，２２０万８，０００円の減額補正のうち主なものでございますが、新型インフルエンザ対策のための発熱外来用の診療所を開設する必要がなかったための報酬、職員手当、医薬材料費等の開設経費及び新型インフルエンザワクチン接種時の助成金を減額するものでございます。

あけていただきまして６６ページ、款４衛生費、目５環境対策費２５０万４，０００円の補正は、環境保全協力金の増に伴います基金への積み立てを行うものでございます。

あけていただきまして６８ページをお願いします。

目２の塵芥処理費１，１３４万６，０００円の減額補正のうち、右側の節１１需用費５９１万円の減額につきましては消耗品費で、指定ごみ袋の入札残を減額するものでございます。

その下の目３、塵芥処理施設費１，４５８万４，０００円の減額補正のうち主なものは、右側の節１１需用費で、原油価格の値下げに伴う燃料費の減、及び電気料の不用額を減額するものでございます。

あけていただきまして７０ページ、一番上になりますけれども、款５農林水産業

費、目２農業総務費１億１，６８２万４，０００円の減額補正は、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減であります。

２枚あけていただきまして、７４ページをお願いします。

一番上になりますが、款６商工費、目２商工業振興費４２０万円の補正のうち、右側の節１９負担金補助及び交付金４６８万円の補正につきましては、中小企業近代化等資金利子補給補助金でございまして、引き続く景気低迷から予想をはるかに上回る資金借り入れがあったため、増額補正をお願いするものでございます。

下段になりますけれども、款７土木費、目２道路橋梁新設改良費３，７７６万７，０００円の減額補正のうち、右側の節１３委託料につきましては、測量の地元合意が得られなかったため減額するものであります。

また、節１５の工事請負費の減額の主なものでございますが、これにつきましては泗水中央線の入札残と、宮園橋前川線道路改良事業における用地交渉が困難となったことで事業費を縮小したため、減額補正をするものであります。

節２２の補償補てん及び賠償金の主なものにつきましては、平中学校線改良事業での建物補償の鑑定評価に伴い、減額補正をするものでございます。

款７土木費、目３道路橋梁維持費９３２万１，０００円の減額補正のうち、節１３委託料につきましては、入札残を減額するものでございます。

あけていただきまして７６ページ、款７土木費、目１河川総務費１，３９６万２，０００円の増額補正のうち主なものは、節１９負担金補助及び交付金で、単県事業の急傾斜地崩壊対策事業の泗水町富及び小楠野地区の追加事業による増、下段の款７土木費、目２街路事業費１，５９０万５，０００円の減額補正のうち主なものは、節２２の補償補てん及び賠償金で、隈府中央線街路事業で１件、年度内契約が困難となったため減額するものであります。

あけていただきまして７８ページ、上から２段目になりますが、款７土木費、目１特別会計繰出金３，７９１万３，０００円の減額補正は、各特別会計について事業確定により減額をするもの、中ほどになりますが、款７土木費、目２住宅建設費２，１３０万円の減額補正のうち右側の工事請負費２，０００万円の減は、福本団地の工事実績による減が主なものであります。

あけていただきまして８０ページ、下段になりますけれども、款９教育費、目２事務局費２，６４６万１，０００円の減額補正のうち主なものは、節１３の委託料でございまして、スクールバスの運行委託料の入札残を減額するものであります。

あけていただきまして８２ページ、下段になりますが、款９教育費、目１学校管理費６，９５８万５，０００円の補正でありますが、これは一番下の節１５の工事請負費で、小学校３校の耐震工事にあわせまして内装及び外構工事を追加するため、

増額補正をお願いするものでございます。

あけていただきまして８４ページ、これも中ほどになりますけれども、款９教育費、項３中学校費、目１学校管理費４，４８２万５，０００円の補正のうち、節１５工事請負費４，７３０万円の補正のうち主なものは、中学校３校の耐震工事において、筋交いを追加し、あわせて内装及び外装工事等の追加工事を行うための増額補正でございます。

２ページあけていただきます。８８ページをお願いします。

下段のほうになりますが、款１０災害復旧費、目３林業施設災害復旧費９８９万６，０００円の減額補正のうち、節１５の工事請負費８８４万６，０００円は、災害復旧９カ所の査定及び実施計画に伴います減額が主なものでございます。

最後に９０ページをお願いします。

一番下の款１１公債費、目１元金の補正の主なものにつきましては、地域総合整備事業に係ります貸付金の繰上償還を行うものと、その下の目２利子５，０９１万４，０００円の減額補正につきましては、長期債利子の減によるものでございます。

次に、９７ページをお願いします。

９７ページの議案第１０号、平成２１年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、それと１１７ページなりますが、議案第１１号、平成２１年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算（第２号）。それから１２７ページをお願いします。議案第１２号、平成２１年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）、また１３９ページ、議案第１３号、平成２１年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）、次に１５５ページの議案第１４号、平成２１年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第４号）。１６７ページになります、議案第１５号、平成２１年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）。１７９ページ、議案第１６号、平成２１年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）。それに１９３ページをお願いします。議案第１７号、平成２１年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）でございます。それに２０７ページの議案第１８号、平成２１年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）。それに２１７ページをお願いします。議案第１９号、平成２１年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第４号）。それに２２７ページをお願いします。最後の議案になりますが、議案第２０号、平成２１年度菊池市水道事業会計補正予算（第３号）、以上の１１議案につきましては、補正をお願いしておりますそのほとんどにつきまして、それぞれの事業におけます事業確定、あるいは決算見込みに伴います減額補正及び増額補正となりますので、説明のほうは省略させていただきたいと思います。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（北田　彰君）　以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。

ここで、申し合わせ事項について申し上げます。質問は一括質疑とし、３回までとなっております。質疑は提出議案に対する疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

質疑はありませんか。

東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　おはようございます。

議案第６号と議案第８号に対して質疑を行います。

まず、議案第６号、菊池市幼稚園民営化検討委員会設置条例の制定についてお尋ねします。

この民営化検討委員会は、保育園と同じく、民営化先にありきの委員会なのでしょうか。また、教育委員会は公立保育所民営化検討委員会の中身、てんまつをどう分析し、総括して今回提出されようとしているのですか。さらに、本市の審議会行政附属機関のあり方としては、行政として民主的ルールも規範もないし、つくらないと昨年答弁されているのでお聞きしますが、この委員会で果たして民主的討議が保証されますか。

以上、第６号についてお聞きします。

次に、議案第８号、菊池市身体障害者等福祉年金支給条例を廃止する条例の制定についてお尋ねします。

福祉年金支給が廃止となる障がい者の数はどれぐらいですか。また、廃止により幾ら削減されるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　公立幼稚園の民営化に関しましては、庁内の行政改革推進本部会で民営化について妥当性があると判断されましたので、その民営化等の妥当性の是非を審議することでありますので、ありきではございません。また、保育園の検討委員会について、特に分析や総括はしておりませんけども、先行して検討されていますので、参考になるところ、あるいは改善するところなど、しっかり取り入れてまいりたいと思います。

次に、民主的な議論といいますか、保証されるかということですが、委員の選任を含め、設置条例に基づきまして、民主的なルールのもと、公平、公正、民主的な

討議がなされるものと信じております。民主的な論議がなされる環境をしっかり考えてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　菊池市在住の障害者手帳の所有者は、３月１日現在でございますけど、３，１４６人でございます。また、福祉年金の平成２１年度の実績は、申請者８９９名で４４９万５，０００円でございまして、約４５０万円の削減ということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　じゃあ、議案８号について、続いてお聞きします。

年金を廃止される側の障がい者、障がい者団体の声は聞かれたのか、お尋ねします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　この制度は、合併後の新市においても引き継ぐこととなりましたが、事業効果から合併に伴い廃止する市町村が増加し、平成１９年度ごろより菊池管内の市町村でも廃止を検討するようになりました。そこで、菊池市身体障害者福祉協議会の役員等で相談をし、初めは反対の意見も多かったのですが、それから幾度となく総会や役員会で説明を行い、おおむねの了承をいただいたところでございます。

ただ、廃止により経費削減となる部分につきましては、幾らかは障がい者福祉の施策に活用してほしいとの意見もいただいたところでございます。市長からも代替案の検討の指示がありまして、代替案としまして、日中一時支援事業の充実と人工内耳音声処理措置補助の実施、身体障がい者等の福祉協議会への事業補助等を実施したいと提案し、福祉協議会等への了承を得まして、平成２１年度８月３１日開催の文教厚生常任委員会におきましても説明を行い、おおむね了承を得たところでございます。

その際、対象者に十分説明を行い、理解を得るように指示があっております。平成２１年度の申請受付を１０月から実施し、支給対象者に対して申請時に本年度をもって廃止予定との説明を行い、おおむね了承をいただいております。

以上、お答えいたします。

議長（北田　彰君）　東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　了承を得られたというお話でしたけど、私のところには障がい者団体、障がい者の方から、わずか５，０００円を削るなんてという声がたくさん寄せられていますけどね。

それから人工内耳、代替案としての人工内耳と。年金を削る理由に人工内耳とかを挙げると、それを活用されてる方の肩身が狭くなるんじゃなかろうかなという気がします。行政がそういうのを理由に挙げるべきではないんじゃないかなというふうに思いますね。

まあ、それは別にして、最後にお尋ねします。障害者自立支援法による軽減措置に便乗して福祉年金まで削減をするような自治体が県下ほかにあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　県内の１４市の状況につきまして、ほとんど廃止しておりますが、宇土市、阿蘇市、人吉市の３市は継続中でございます。しかし、いずれの市も廃止を検討している状況でございます。菊池管内につきましても、菊陽町が継続中で、本年度までで廃止予定でありますが、代替案の調整等で平成２２年度まで実施し、検討するというふうになっております。

以上、お答えいたします。

○２番（東　裕人君）　聞いているのは、自立支援法の軽減措置があるから廃止をするという自治体があるのかどうかですよね。その合併とか、そうではなくて、この提案理由にある自立支援法による軽減措置、これがあるから年金を削るという、そういう自治体がほかにあるのかどうかというのを聞いているんですよね。

○市民部長（原川智明君）　そこにつきましては、ちょっと調べておりません。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。ありませんね。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　それでは、これで質疑を終わります。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第５　施政方針・議案第２１号から議案第３２号まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（北田　彰君）　次に、日程第５、施政方針及び議案第２１号から議案第３２号までの１２議案について一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　それでは、市政運営に関します基本的な考えと、新年度予算の編成方針、またこの予算案に盛り込みました主要施策や主要事業につきましてご説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方にご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

初めに、景気は徐々に持ち直してきておりますけれども、高い失業率や下落傾向にある物価水準など、依然として情勢は厳しい状況でございます。先行きも雇用環境の一層の悪化や円高、デフレにより、景気抑制圧力の拡大、財政悪化に伴う長期金利の上昇などの懸念材料が存在し、予断を許しません。特に、経済悪化の影響は、中小企業が多くを占める地場産業や農業・林業に端的にあらわれ、より深刻になってきております。地方都市では、現在の経済状況と急速に進む少子高齢化により、将来展望が見えにくい状況になりつつあります。

このような状況のもと、昨年８月、第４５回衆議院議員総選挙が実施され、民主党を中心とする新政権が発足し、新たな政治秩序と政権づくりが進められております。新政府は、政権マニフェスト等によると、地域主権を確立するため、基礎自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲することや、従来の補助金にかえて地方が自由に使える一括交付金の交付、また平成２２年度予算編成に向けた概算要求基準の白紙撤回、国家戦略局によるトップダウンの予算編成を行っていくことなど、従来の政府予算の編成システムを抜本的に変えようとしており、時代は大きな変革期にあると言えます。

私が市長２期目就任時に掲げておりましたマニフェストにつきましては、総合計画に基づき、緊急かつ重要な事業の選択、あるいは中長期的な事業の推進など、施策を確実に実現するように取り組んでまいります。また、今後とも本市の置かれている状況を的確に認識し、市長として市民の皆様との対話を進め、負託にこたえられるような市政運営に努めてまいりたいと考えております。

歴史的な政権交代を経て誕生しました民主党政権による初めての予算編成は、昨年９月２９日に閣議決定された「平成２２年度予算編成の方針について」に基づき、無駄遣いや不要不急な事業を根絶することなどにより、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を実現していくため、現行の概算要求基準を廃止し、既存予算についてゼロベースで厳しく優先順位を見直し、できる限り要求段階から積極的な減額を行うなどの方針で臨むこととされております。

このことから、本市の平成２２年度の一般会計予算編成につきましては、市税収入の見込みや国の財政対策等の動向を踏まえ、財政の健全化に留意しつつ、推進す

べき重点項目を考慮し、限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を図るよう選択と集中を大胆に進め、市民の皆様の期待にこたえる施策を総合的、計画的かつ効率的に実行することを基本としたものでございます。

歳入につきましては、市税収入の見込みについて試算しました結果、前年度予算とほぼ同額の４５億７，２００万円を見込んでおります。また、地方交付税は、国の地方財政計画に基づき、１億５，０００万円増の７８億円を予定しております。

一方、歳出につきましては、総合計画並びに新市建設計画に基づき、必要性や緊急性、実効性の高い事業を優先し、限られた財源を活用できるよう編成したところでございます。

以上のことから、今年度の一般会計予算総額は、前年度と比較いたしまして１．２％増の２２０億４，７００万円を計上いたします。

次に、平成２２年度の主要施策について、総合計画の９の柱に沿って述べてまいります。

第１の柱は、「市民総参加のまちづくり」でございます。

まず、市民参画の推進について申し上げます。

地域主権の流れが加速する中で、市町村にはみずからの力で物事を決定し、創意工夫することで、個性豊かな活力のある地域をつくることが求められております。また、価値観や生活様式の多様化を初め、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、今まで行政が行ってきた取り組みだけでは、きめ細やかな社会サービスの提供が困難になりつつあると言われております。このような中で、地域住民、企業、各種団体、行政がお互いに手を取り合い、知恵と力を出し合いながらまちづくりを進めていく協働参画のまちづくりが重要となってまいります。

市といたしましては、市民の皆様が主体的なまちづくりに参加できるよう、参加機会の確保と市民と行政が持っている知識や技術などを集めながら、まちづくりの基本となります「（仮称）菊池市まちづくり基本条例」の制定に向け、取り組んでまいります。

男女共同参画につきましては、男女がお互いに協働し、住みよい社会の実現に向け、市の施策立案や政策決定過程に参画できるように取り組んでまいります。また、平成２２年度は男女共同参画都市を宣言し、男女共同参画社会の実現に向けての機運を醸成してまいります。

次に、地域コミュニティーによる市民活動の育成・支援について申し上げます。

勤務形態、生活習慣の多様化により核家族化が進み、住民が地域で過ごす時間が減少してきています。それに伴い、地域住民の皆様の交流の場となっていた祭りなども衰退し、隣の住人がどんな人なのかもわからないといった事態を生み出し、地

域内におけるつながりが薄らいできております。これまでの地縁的なつながりによる地域コミュニティーは、地域住民の皆様が助け合って生活を営む基盤であるとともに、地域の安全・安心の確保に重要な役割を果たしてまいりました。これからも安心して希望を持って暮らしていくためには、地域コミュニティーの再生が必要であり、生活や地域の悩み等について気軽に話し合い、問題意識を共有したり、異世代や青少年の参加の機会づくり、役割づくり、また老人会やＰＴＡなどと協同していく地域力が必要であり、このことに対する地域住民の皆様や団体が行う自主的で公共性のある活動等につきまして、コミュニティー助成事業や地域づくり推進事業による支援を行ってまいります。

第２の柱は、「行財政の効率化」でございます。

まず、効率的な行政運営について申し上げます。

簡素で効率的な行政運営と市民視点の行政サービスの充実を目的に、平成２２年度から５年間を計画期間として、第２次行政改革大綱を今議会に上程いたしております。これまで第１次行政改革大綱で進めた合理化や経費削減を中心とした量の改革に質の改革を加え、具体的には事務内容・手続の簡素化、また閉庁時間の延長や休日開庁、窓口業務の総合窓口化、市民の皆様の生活スタイルに合った納税方法の検討などの改善を図ってまいります。

あわせまして、第１次行政改革大綱実施計画で掲げました主要６案件のうち、養護老人ホームと公立保育園については、外部検討委員会からの答申を反映させた実施計画により、説明責任を果たしながら民営化に向けた取り組みを推進してまいりますとともに、残る公立幼稚園の民営化、学校給食業務の民間委託、第三セクターの見直し、及び特別養護老人ホーム「つまごめ荘」の総点検の４案件につきましても推進してまいります。

次に、財政健全化について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことにより、平成１９年度決算より市民の皆様に財政４指標を公表することが義務づけられました。本市の指標でございますが、平成２０年度決算では、一般会計、特別会計とも黒字で、実質赤字額、連結実質赤字額はありませんでした。また、実質公債費比率は１４．８％で、早期健全化基準の２５％を下回っております。同じく、将来負担比率におきましても８１．９％で、早期健全化基準の３５０％を大きく下回っております。この状況から、現在のところ、本市の財政状況は健全化の範囲にあると言えます。

しかし、今後の経済や雇用の見通しなどから税収の落ち込みが予想されることと、平成２７年度からは地方交付税が一本算定に移行することにより、歳入が大幅に減額する見込みでございます。このことから、不断に行財政改革に取り組み、地域主

権の受け皿を整備し、行政体質の強化を図ってまいります。

第３の柱は、「連携・交流の推進」でございます。

まず、文化・経済交流の推進について申し上げます。

円高ウォン安の為替変動と世界的な新型インフルエンザの流行は、友好都市で５周年を迎える忠清北道清原郡、２５周年を迎える全羅北道金堤市との交流にも影響を及ぼし、中学生のホームステイや大学からの研修生、インターンシップ学生の受け入れが中止となりました。

しかし、国際交流は何よりも継続が重要でありますので、今後につきましては友好都市で１５周年を迎える中国山東省泗水県を含め、市民や子どもたちを主体とした文化やスポーツ交流を推進してまいりますとともに、菊池市をアピールするために海外観光キャンペーン等に参加し、観光や修学旅行による誘客、また福祉や農業分野等の研修による交流を推進してまいります。さらに、発足４年目を迎えます菊池国際交流協会の活動を支援し、市民のグローバル意識の高揚と交流基盤の整備に取り組んでまいります。

次に、地域間連携の強化について申し上げます。

姉妹都市の宮崎県西米良村や友好都市である岩手県遠野市との交流につきましては、都市間交流を中心に市民の交流を深めてまいります。また、菊池源吾、西郷隆盛につながる縁で、平成１８年度からは鹿児島県奄美大島の龍郷町との交流を進めてまいりました。これまでの人的交流に加えて、双方の第三セクター等を通じながら連携を強化し、経済交流を推進してまいります。

都市と農村の交流を図るグリーン・ツーリズムにつきましては、拠点施設であります「きくちふるさと水源交流館」を中心に、都市と農山村のそれぞれの地域の魅力を分かち合い、人、もの、情報の行き来を活発にする新たなライフスタイルを広め、定住・半定住等も含め、交流人口の拡大を目指してまいります。

次に、個性ある地域づくりの促進について申し上げます。

鞠智城跡の国営公園化へ向けての取り組みにつきましては、熊本県や山鹿市と一体となり、国営公園化キャンペーン事業に取り組んでまいります。また、平成２３年春の九州新幹線全線開通の効果を最大限に生かすため、関西戦略の一つとして、本年９月に奈良県で開催されます平城遷都１３００年祭記念事業へ熊本県や山鹿市とともに参加し、鞠智城の周知を図り、あわせて菊池市の観光物産の魅力をアピールし、観光客誘致に取り組んでまいります。

地域コミュニティーの活性化対策につきましては、昨年度に引き続き市民の皆様に身近な地域の宝物や誇りとされているものを菊池遺産として認定してまいります。

地域づくりの支援策としまして、菊池遺産の保護を初め、地域の整備、活動、人

材育成のため、地域づくりの補助金を交付してまいります。さらに、本市に残されている歴史的資料等の調査収集を行い、広く市民に郷土の歴史と文化の啓発、継承を推進するために、平成２２年度より歴史教育専門員１名を配置してまいります。

第４の柱は、「生涯学習の推進」でございます。

まず、学校教育と社会教育の充実について申し上げます。

学校教育の充実につきましては、児童生徒の着実な基礎学力の定着・向上のため、平成２１年度に補助教員２６名や特別支援教育支援員１２名を小中学校に配属いたしました。平成２２年度は補助教員２６名や特別支援教育支援員を１０名増員し、２２名とし、幼・小・中学校に配置し、複式学級における学習指導補助や特別支援学級に在籍する児童生徒への学習指導補助・介助を行ってまいります。

また、近年の児童生徒を取り巻く急激な環境の変化により、学校だけでは解決困難な問題に対処するため、関係機関とのネットワークの構築・連携・調整や、保護者、教職員等への支援・相談・情報提供などを行う家庭教育相談員１名を配置します。

さらに、学習指導要領の改定に先行いたしまして昨年度から導入いたしました小学校への外国語活動をさらに推進するため、市内小中学校１００名を対象に、３泊４日の英会話のみで合宿生活を送る「英語の森・きくち」事業を実施してまいります。

安全・安心な学校づくりにつきましては、国が推進いたしますスクール・ニューディール構想のもと、平成２１年度の繰越事業として、引き続き隈府小学校、菊池南中学校、七城中学校、旭志中学校に太陽光発電システムを設置してまいります。

また、学校の耐震化につきましては、平成２１年度の繰越事業として、七城小学校、菊之池小学校、隈府小学校、菊池南中学校、七城中学校、旭志中学校の耐震化に取り組んでまいります。

また、国の学校図書館図書標準冊数を満たしていない小中学校の図書を平成２２年度予算におきまして一括で整備し、標準を満たすとともに、あわせて児童生徒の読書活動を推進してまいります。

学校規模適正化に向けましては、昨年４月の菊池市学校規模適正化審議会の答申内容を尊重し、規模適正化の基本計画策定と保護者の皆様を含めた市民の皆様の理解促進に努めてまいります。

生涯学習につきましては、市民の皆様のニーズが高い出前講座の充実に努めますとともに、だれもが自由に参加できる場を提供することを基本に、公民館における講座の充実と学習成果の発表の場を提供する生涯学習フェスティバルの開催等により、生涯学習の啓発と市民の学習意欲の向上を図ってまいります。

また、子育て支援につきましては、保護者を対象とした講演会や子育てサポーター育成を目的とした研修会に講師を派遣しますとともに、年間を通して家庭教育学級や小学生を対象とした土曜体験教室を開催し、家庭教育の充実に取り組んでまいります。

次に、市民文化・スポーツの振興について申し上げます。

本市にはさまざまな伝統文化等が継承されています。市民文化の振興につきましては、将来の担い手を育成し、現在携わっている子どもたちの発表の場として、伝統芸能子ども大会を開催してまいります。

市民スポーツの振興につきましては、だれもがそれぞれの楽しみ方でスポーツを楽しめるような豊かなスポーツライフをつくり出す総合型地域スポーツクラブの創設に向けて、菊池市体育指導委員協議会が中心となって準備委員会を設置いたします。このことにより、クラブを中心とした地域の人々の交流、子どもたちの健全育成や住民の健康、体力の増進、高齢者の生きがいづくりなどに取り組んでまいります。

次に、人権意識の高揚について申し上げます。

人権教育・啓発の推進につきましては、同和問題を初め、あらゆる人権問題の解決に向け、人権同和教育研究大会、人権フェスティバル、地区懇談会などの開催を通し、すべての市民の人権が尊重される差別のない明るいまちの実現を目指してまいります。

第５の柱は、「産業の振興」でございます。

まず、特性を生かした魅力ある農林水産業の振興について申し上げます。

農業を基幹産業としてとらえ、担い手の確保につながる農家所得の向上を目指すとともに、本市の農林畜産物の知名度アップを図るため、平成２２年度は（仮称）きくちブランド推進室を設置し、市場調査、ＰＲ戦略、広報戦略の策定、企業団体への訪問による情報収集や販路拡大などを推進し、ブランドづくりに取り組んでまいります。

畜産業を取り巻く状況は、配合飼料の高騰や販売価格の低迷など、非常に厳しい状況が続いております。これまでの輸入飼料に依存した現在の畜産構造を変革し、現状を打開するため、引き続き菊池地域農協が実施する飼料米給餌実験事業に供給する飼料米の安定生産に取り組んでまいります。また、平成２２年度より菊池飼料米利用牛のブランド化の確立を図るため、配合飼料と飼料米との差額を畜産農家へ一部補てんをしてまいります。

次に、林業の振興につきましては、森林の持つ公益的機能の発揮及び林業経営の改善のため、引き続き作業路・作業道開設経費の補助を行うとともに、機械化の促

進と共同施業により、労働力の省力化、低コスト化に取り組んでまいります。また、木材価格の長期低迷から、森林管理上不可欠な間伐の実施が停滞しておりますので、間伐材の利用を促進するため、生産・流通経費の一部を助成し、林業の活性化及び自然環境の保全を推進してまいります。

中山間地における農業経営の効率化につきましては、県営菊池東部中山間総合整備事業、県営花房中部地区畑地帯総合整備事業による区画整理・用水路・集落環境整備を総合的に行ってまいります。

次に、活力ある商工業の振興について申し上げます。

県営新規工業団地「菊池テクノパーク」につきましては、平成１７年度の合併当初から、旭志川辺の地権者の皆様を初め、市議会並びに市が一丸となって工業団地建設を熊本県に要望した結果、５カ年計画で大型工業団地を整備することが発表され、現在、各種調査に着手しているところでございます。

この県営新規工業団地・菊池テクノパークの建設につきましては、市といたしましても県と連携し、早期着工、早期完成に努めてまいります。

中心市街地の活性化につきましては、平成２１年度の診断・助言事業をもとに、引き続き課題解決に向け、商工会、ＮＰＯ等の関係団体と連携し、取り組んでまいります。

また、店舗密度の低さが商業地としての魅力に欠ける大きな要因となっておりますことから、引き続き空き店舗対策モデル事業や空き家及び空き店舗活用事業に取り組んでまいりますとともに、「軽トラ朝市」を支援してまいります。

次に、さまざまな資源を生かした観光の振興について申し上げます。

平成２３年春の九州新幹線全線開通に伴い、本市への観光客の誘客を図るため、観光協会等の関係団体と連携して、福岡都市圏や関西圏に対し観光展の参加やイベント等を開催し、自然豊かな菊池渓谷や菊池温泉、菊池一族を初めとする歴史の認知度を高め、観光客の誘客に努めてまいります。また、本市のイメージアップを図るため、「夫婦の手紙・絵手紙」の募集を幅広く実施し、女性や家族などの集客に取り組んでまいります。

第６の柱は、「都市基盤の振興」でございます。

まず、魅力的な市街地と交流拠点の整備について申し上げます。

市街地の整備につきましては、中心市街地の活性化や人に配慮した魅力あるまちづくりのため、隈府中央線街路事業及び回遊道路整備事業に継続して取り組んでまいります。また、「湯の町菊池」らしいおもてなしと癒しの空間づくりのため、くまもとアートポリス事業により、水・緑・歴史のキーワードでつながる足湯のあるポケットパークの整備を推進してまいります。

次に、計画的・機能的な交通ネットワークの整備について申し上げます。

主要幹線であります国道及び県道の整備につきましては、市民生活の利便性と交通の安全性を高めるとともに、地域間交流を図るため、早期採択、早期着工、早期完成を県に要望してまいります。

市道につきましては、伊倉黒仁田線及び泗水中央線、妻越泗水線を地域活力基盤創造交付金事業として取り組み、国道３２５号の４車線化と一体となった整備に努めてまいります。また、市道の維持・管理につきましても、歩行者の安全確保や車両の安全走行を考慮した交通安全施設の整備を図るため、道路の維持補修など、計画的に取り組んでまいります。

また、花房台生活・雨水排水整備につきましては、関係住民の皆様と協議を進めながら、新市建設計画に基づき、計画的かつ早期に推進してまいります。

交通ネットワークの整備につきましては、中山間地域の交通弱者であります高齢者の皆様の通院、買い物などの日常生活を支えるため、地域の実情に応じた効率的で利便性の高い生活交通システムを検討してまいります。

市内の光ブロードバンド未整備地区を解消するため、平成２１年度に引き続き旭志地区、七城地区について整備を行ってまいります。

また、地理的条件による携帯電話不感地区解消のため、伝送路整備を平成21年度に引き続き取り組んでまいります。

第７の柱は、「自然環境の保全と活用」でございます。

まず、計画的な土地利用について申し上げます。

計画的な土地利用につきましては、まちづくりの方針となります都市計画マスタープランを策定し、全国的な傾向であり、本市の課題でもあります少子高齢化、人口減少社会の到来によります大きな社会構造の変化への対応や、まとまりのある市街地形成、自然環境の保全に努めてまいります。また、農業的土地利用と都市的土地利用の調和を図りつつ、都市計画区域や用途地域の見直しを進めてまいります。

中山間地域の農地につきましては、耕作放棄地の増加等により、農業・農村の持つ多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等におきまして、中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の荒廃を防止し、多面的機能が十分発揮されるように取り組んでまいります。

また、農地・農業用水等の資源は集落機能の低下により適切な管理が困難になってきているため、農地・水・環境保全向上対策事業を活用し、再び地域ぐるみでの共同活動と農業者ぐるみでの環境負荷低減への取り組みを集落協定に位置づけ、総合的に支援してまいります。

地籍調査につきましては、国の国土調査事業１０カ年計画に基づき土地利用動向

も踏まえながら事業の推進に努めており、平成２２年度は菊池市深川、西寺の一部、下河原の一部、四町分の一部につきまして、一筆地調査、測量に取り組んでまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

産廃問題につきましては、平成１０年１１月に本市と九州産廃株式会社で締結いたしました環境保全協定書や平成１９年３月に締結いたしました一部変更協定書に基づき、早期解決を図ってきたところです。しかし、平成２０年１１月、九州産廃株式会社は、市に対し埋め立て終了期間を４年間短縮する一部変更協定書の白紙撤回を要求してまいりました。このことを受け、市は産廃問題の解決を目指し、市、県、会社の三者協議を行い、九州産廃株式会社に対して白紙撤回の取り下げや環境保全協定書の遵守を求めてまいりましたが、１年が経過しながらも解決の糸口が見えない中、市は平成２１年１１月の三者協議で一部変更協定書の法的位置づけを確認するため、司法の判断を仰ぐ調停を申し出いたしました。

平成２２年度は、市と九州産廃株式会社との二者協議や県も交えた三者協議を積極的に行い、産廃問題の解決に向けた努力をいたしますとともに、その経緯につきましては、市民や議会の皆様に報告してまいります。

自然環境の保全につきましては、菊池市がホタルの里として環境に優しいイメージ展開が図られるよう、ホタルを育てる会と連携し、河川環境の保護意識を高めるとともに、イベント等を開催し、市内外へ自然環境への対応について情報を発信してまいります。

第８の柱は、「生活環境の整備」でございます。

快適な住環境の確保について申し上げます。

新エネルギー・省エネルギーの推進につきましては、国も地球環境問題の解決方法として重要視しており、中でも住宅用太陽光発電システムは、その設置が年々増加傾向にあります。日本一の環境都市を目指します本市といたしましても、昨年度に引き続き県内トップクラスの補助を実施し、新エネルギー・省エネルギー施策を積極的に推進してまいります。

泗水地域では、平成２２年度からまちづくり交付金にかわる国の新たな交付金を活用し、富の原公園の基本設計を行ってまいります。

また、居住人口の減少に歯どめをかける住宅対策の一つとして、隈府中央地区まちづくり交付金事業の計画区域内を対象に、平成２２年度から平成２４年度まで菊池市まちなか居住促進のための高齢者に優しい賃貸住宅整備補助事業に取り組んでまいります。また、継続して整備しております葉山団地の改修工事と、平成２２年度より新たに泗水朝日東団地の建てかえのための基本設計に着手してまいります。

次に、ごみ処理につきましては、現在、泗水地区が加入しております菊池環境保全組合におきまして、新たな清掃工場の建設計画が進められており、ごみ処理の効率化や経費節減のためには、菊池市全域がその新たな施設で処理できることが最善であると考えております。平成２２年度は、菊池環境保全組合に対し、新施設での処理に菊池市全域が加入できるよう引き続き要望してまいります。

また、本市のごみ処理は合併前のごみ処理方法を引き継いだままであり、合併後５年が経過する中、経費の削減につながるよう、ごみ処理方法の統一に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、平成２０年度から約１０年間で、老朽化した処理場の水処理施設及び汚泥処理施設の改築更新を行い、施設や機器の見直しにより処理コストの削減に努めてまいります。

また、泗水処理区の特定環境保全公共下水道事業は、平成２０年度末までに１７２．８ヘクタールの面整備が実施されており、本年度も引き続き吉富地区及び桜山地区の管渠工事を推進してまいります。集合排水処理地域外の地域におきましては、市が事業主体となり合併処理浄化槽を設置し、維持管理を行ってまいります。

水道事業につきましては、老朽化した配水管の布設がえを下水道等の関連事業をあわせて推進しますとともに、地震を初めとする災害に対し、安定的かつ安心な水道水の供給を図るため、平成２２年度より配水池耐震診断を行ってまいります。

最後に、第９の柱は、「健康・医療と福祉の充実」でございます。

まず、市民すべての福祉の充実について申し上げます。

子育て支援につきましては、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大といったことが問題化してきております。このことから、平成２０年度に実施いたしましたニーズ調査結果や課題を踏まえまして、平成２１年度に策定しました次世代育成支援行動計画の今後５年間の後期計画に基づき、子育て支援に係る施策を総合的に展開するとともに、次世代を担う子どもたちが心豊かで健やかに育ち、だれもが安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、障がい者であっても普通に生活のできる社会こそノーマルな社会であるという考え方を基本とし、障がい者の自立支援、就労など、障がい者の皆さんが住みなれた地域で安心して自立した暮らしができるよう、障がい福祉サービスの確保と地域生活支援の充実に努めてまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、生きがいづくりや社会参加の促進のため、みずからの経験と知識を生かして積極的な役割を果たしていけるようなシルバー人材

センターを中心とした就労支援や老人クラブの社会参加活動等を促進してまいります。また、高齢者の活動拠点であります菊池市老人福祉センターの早期整備に努め、生きがいづくりや交流機会の提供を推進してまいります。

生活保護につきましては、最後のセーフティーネットでありますことから、相談業務を初め、生活面、精神面の指導、支援、さらには就労支援等を関係機関と連携しながら適正・適切に行うことにより、対象者の自立を促進してまいります。

次に、健康づくりと医療の充実について申し上げます。

市民の皆様の健康につきましては、健やかで活力ある生活を過ごすことができるように、生活習慣病や結核、各種がん検診等の受診がしやすい健診体制を整備し、受診率向上に努め、メタボリック・シンドロームを初めとする疾病の予防と早期発見・早期治療を推進してまいります。また、妊婦や乳幼児から高齢者まで、市民の皆様が安心して暮らせるように、医師会等関係機関との連携を深め、乳幼児健診等各種事業の充実を図りますとともに、管理栄養士や保健師等による効果的な指導に取り組んでまいります。

次に、保健福祉制度の充実について申し上げます。

介護保険事業につきましては、制度発足から１０年が経過し、制度は普及・定着してまいりましたが、さらなる介護サービスの質の向上、適正な介護給付など、介護サービス基盤の充実を図り、高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、地域密着型施設の整備に取り組んでまいります。

また、地域包括支援センターでは、市民の介護予防に対する意識の高揚を図り、持続性のある介護予防事業を実施するとともに、認知症を含めた地域の高齢者を地域全体で見守る体制づくりを推進してまいります。

国民健康保険事業につきましては、地域における医療の確保と市民の健康増進に重要な役割を果たしておりますが、医療費の上昇などにより、極めて厳しい財政状況となっているところでございます。このため、医療費適正化対策として、４０歳から７４歳までの被保険者全員に特定健診・特定保健指導が義務化されるなど、医療費抑制に取り組み、今後も菊池市特定健康診査実施計画に基づき、健診受診率の向上と保健指導の充実を図り、医療費の抑制と健康保険の健全運営を推進し、市民の皆様が安心して医療を受けることができるように努めてまいります。

以上の主要事業のほかにも、市民の皆様の生活の安定と本市の発展を推進するための各種事業に取り組んでまいります。

このように平成２２年度は、総合計画や新市建設計画、そして先ほど述べましたように、予算編成方針に基づき事業を実施してまいりますが、菊池市行政改革大綱を基本とした行政運営を推進するためにも、市民の皆様方のご理解とご協力をいた

だきながら、緊急性、必要性の高い事業を選択し、限られた財源の重点的配分に努めながら、成果の見えるまちづくりに取り組み、この菊池市に住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるようなまちづくりを目指してまいります。

市民の皆様並びに議員各位に、より一層のご支援、ご協力をお願いし、私の施政方針並びに取り組む主な事業の概要とさせていただきます。

なお、別冊になっております議案第２１号、平成２２年度菊池市一般会計予算から議案第３２号、平成２２年度菊池市水道事業会計予算の１２議案につきましては、ただいま施政方針で内容の一部をご説明申し上げました平成２２年度の各会計当初予算案でございます。

内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようにお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　それでは、議案第２１号から議案第３２号までの平成２２年度の一般会計、各特別会計、水道事業会計の各会計の当初予算、１２議案につきまして説明したいと思いますが、別冊となっております。各新年度予算の説明につきましては、別冊の平成２２年度の予算に関する説明資料、これでございますけれども、予算に関する説明資料によりまして概要を説明させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、平成２２年度予算に関する説明資料の１ページをあけていただきたいと思います。

平成２２年度の菊池市の財政規模でございます。縦軸の区分が、上から一般会計、１０の特別会計並びに水道事業会計でございます。横軸が平成２２年度と平成２１年度の骨格予算と肉づけ予算を加えた通常予算額で、その右が対前年の増減額、その右が増減率でございます。

それでは、平成２２年度の財政規模でございますが、一般会計、特別会計、水道事業会計の合計で、一番下になりますけれども、３７３億４，９８８万８，０００円でございます。平成２１年度と比較しますと、５億４，６２８万１，０００円の増額となっておりまして、１．５％の伸びとなっております。

まず、一般会計で見てみますと、歳入歳出予算の総額が、一番上になりますが、２２０億４，７００万円で、対前年度比１．２％の伸びとなっておりまして、２億５，５０８万７，０００円の増額予算でございます。増額予算となった主な要因といたしましては、子ども手当給付事業の創設に伴います９億１，０００万円の増、

及び電算機器本体を新たに更新するための費用として約３億５，０００万円の増が主な要因でございます。

次に、特別会計でございますが、まず国民健康保険事業会計につきましては、平成２２年度当初予算額が６３億２，８５９万５，０００円で０．８％の伸びとなっておりますが、主な要因でございますけれども、これは一般被保険者療養給付費約１億６，０００万円の増が主な要因でございます。

次に、老人保健医療事業会計でございますが、１４３万６，０００円でございまして、９６％のマイナスとなっております。平成２０年度をもって制度が終了いたしておりまして、平成２１年度予算、また平成２２年度予算につきましては、過年度分の過誤調整、いわゆる誤り等の調整及び再審査の予算のみを計上しているところでございます。

次に、後期高齢者医療事業会計でございますが、５億５，０８３万円で１１．６％の伸びとなっております。これは後期高齢者医療費の増に伴います広域連合への納付金の増加によるものでございます。

次に、介護保険事業でございますが、４４億４，６５７万４，０００円で６．９％の伸びとなっております。居宅介護、施設介護、地域密着型サービス等の介護サービス諸費の増によるものでございます。

次に、簡易水道事業等会計につきましては、３億９，８７７万４，０００円の５３．４％の伸びとなっております。これは国庫補助事業の水源・迫間簡易水道事業が平成２２年度で終了いたしますために、残事業をすべて行うための増と。それと、電気計装盤、テレメーターを整備することによります増が主な要因でございます。

次に、公共下水道事業会計でございますが、１０億６，３２３万円で、マイナス４．１％の伸びでございます。環境築造工事の減が主な減の要因でございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業会計につきましては、５億５，６２７万９，０００円、マイナス１４．７％の伸びとなっておりますけれども、これも環境築造工事の減が主な要因でございます。

次に、地域生活排水処理事業会計につきましては、１億４，２０４万１，０００円、２．１％の伸びでございますが、ほぼ昨年並みの事業を予定いたしております。

次に、農業集落排水事業会計は、４億９，１８１万９，０００円のマイナス２８．４％でありますが、これは公債費の元金、償還金の減に伴うものでございます。

次に、特別養護老人ホーム会計でございますが、６億６，０８４万８，０００円、７．６％の伸びとなっておりますけれども、これは施設建てかえに伴います一部公債費の償還が始まったこと及び調理業務の委託料の増によるものでございます。

特別会計全体では、対前年度比１．５％の増となっております。

一番下の水道事業会計につきましては、６億６，２４６万２，０００円、１２．４％の伸びでございますけれども、これにつきましては老朽化しております給水管の布設がえ工事等の増加によるものでございます。

次に、２ページを開けていただきたいと思います。

平成２２年度、目的別歳入予算の状況でございます。

市税でございますが、４５億７，２３９万４，０００円で、歳入の２０．７％を占め、０．１％の伸び率となっておりまして、前年度並みを見込んでおります。

次に、地方譲与税から地方交付税につきましては、国の地方財政計画、本市の実績等を十分精査し、前年並みの見込みを計上いたしております。利子割交付金から自動車取得税交付金までは、国の地方財政計画並びに実績等を精査した上での見込額を計上しているところでございます。

次に、地方特例交付金８，５００万円でございますが、これにつきましても前年度並みを見込んでおります。地方交付税は１億５，０００万円増の７８億円で、２％の伸びを見込んでおりまして、歳入全体の３５．４％を占めております。増額の主な要因でありますけれども、普通交付税におきまして地域活性化雇用等臨時特例債が創設され、別枠として加算されたものでございます。

次に、国庫支出金は、特定の事務事業に係ります国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金で、７億４，５８０万１，０００円の４４．３％の伸びで、歳入の１１．０％を占めております。増額の主な要因でございますが、新設されます子ども手当の財源としての国庫負担金約７億３，０００万円の増に伴うものでございます。

次に、県支出金につきましては、１７億２，６７７万５，０００円で、２．４％の伸びとなっておりますが、増額の主な要因につきましては、国庫支出金と同様に、子ども手当に対します県負担金約９，０００万円の増によるものでございます。

次に、繰入金６億５，０８６万３，０００円で、マイナス５３．５％でございますが、繰上償還などで財源としました減債基金の繰り入れ３億８，０００万円の減が主なものでございます。

最後に市債、２４億８，５５０万円のマイナス２．６％で、主なものは交付税の振りかえであります臨時財政対策債の増額、１億７，０００万円によるものでございます。

［「……プラス。」と呼ぶ者あり］

○総務部長（緒方希八郎君）　失礼しました。今、マイナス２．６と申し上げましたそうですが、２．６％の増ということに訂正させていただきます。

歳入合計で２２０億４，７００万円、伸び率で１．２％、２億５，５０８万７，０００円の増額となっております。

次に、右側の３ページでございますけれども、平成２２年度の目的別歳出予算の状況でございます。

議会費は２億１，４８９万３，０００円で、対前年度比３，０６９万４，０００円の減額でございます。マイナス１２．５％となっておりまして、減額は議員定数５名の減に伴います議員報酬等の減が主なものでございます。

次に、総務費でございますが、３１億４，１０１万２，０００円で、対前年度比３億９，５０２万５，０００円、１４．４％の伸びでありますが、主なものは総合行政システムのサーバー機器の更新委託料３億４，９４６万円が主な増の要因でございます。

次に、民生費につきましては７６億３，４５６万６，０００円で、歳出の３４．６％を占めております。対前年と比較しまして１１億４，２３７万３，０００円の増、１７．６％の伸びとなっております。主なものは、国民健康保険事業特別会計への繰出金１億５，８５０万円、及び新たに創設されます子ども手当給付費９億１，０００万円が主な増の要因でございます。

次に、衛生費は１６億８，５３３万５，０００円で、２．７％の伸びとなっておりますが、ほぼ前年度並みでございます。

次に、農林水産業費につきましては１６億９，４６８万７，０００円で、マイナス１８．６％の伸びとなっておりますけれども、減額の主な要因は農業集落排水事業特別会計の繰出金の減、１億１，２７９万２，０００円と、土地基盤整備事業償還金の減及び団体営里地棚田保全整備の事業完了によるものでございます。

次に、商工費２億４，５２３万６，０００円で、２２．７％のマイナスとなっておりますが、観光基盤整備事業としての七城温泉ドーム改修事業の減が主なものでございます。

次に、土木費でございますが、２０億２，８８１万７，０００円で、ほぼ昨年並みの予算となっておりまして、歳出の９．２％を占めております。

次に、消防費７億１，７７９万７，０００円でございますが、１６．８％のマイナス伸びでございます。これは菊池広域連合負担金１億２，５２９万５，０００円の減が主なものでございます。

次に、教育費１８億１，０６６万４，０００円、８．３％のマイナスでございますが、隈府小学校等の耐震推進事業１億５，９０９万円の減額が主なものでございます。

最後に、公債費でございますけれども、公債費２８億６，３９９万３，０００円、マイナス１５．７％の伸びとなっておりますが、歳出の１３．０％を占めております。減額は平成２１年度におきまして行いました償還金免除繰上償還３億８，５８

５万円の減が主なものでございます。

歳出合計２２０億４，７００万、伸び率で１．２％の増額となっております。

次に、あけていただきまして４ページ、５ページが平成２２年度の性質別歳入予算分析表。それと、あけていただきまして６ページ、７ページが平成２２年度目的別性質別歳出予算分析表。８ページ、９ページが平成２２年度の主な普通建設事業の状況でございます。また、１０ページから１９ページまでが平成２２年度の一般会計当初予算の主要事業一覧表となっております。最後に、２０ページから２２ページにつきましては、特別会計の当初予算におきます主要事業の一覧となっておりますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。

以上で、平成２２年度各会計予算の概要説明を終わらせていただきます。

○議長（北田　彰君）　以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

怒留湯健蓉さん。

［登壇］

○１１番（怒留湯健蓉さん）　市長の施政方針について、今、演説を聞きながら、ふと思い至ることがございましたので質疑をさせていただきます。

１１ページの人口減少に歯どめをかける住宅対策の一つとして、菊池市まちなか居住促進のための高齢者に優しい賃貸住宅整備補助事業と、それから葉山団地の改修工事、それから泗水朝日東団地の建てかえには触れてございますけれども、かねてより要望や苦情が多うございました北宮団地の下水道整備について、それと北宮団地は非常に古くて、特に２階建てのところなどは、そもそも狭い上に階段が急で狭いというところで非常に住みにくいということが出されておりましたが、その点についてお触れになっていないので、そこをお伺いしたいと思います。

議長、これも聞いてよろしいですか。施政方針……。

○議長（北田　彰君）　続けてください。

○１１番（怒留湯健蓉さん）　それと、款９教育費の中でございますが、小学校費、学校管理費の委託料、学力検査委託料の２９３万４，０００円に本市が独自で行う分の全国学力学習状況調査の経費が含まれているのか。そして、同じく中学校費、学校管理費の委託料、知能学力検査委託料２５３万円に本市が独自で行う分の学力学習状況調査の経費が含まれているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　おはようございます。

お尋ねの北宮団地の改修計画等につきましては、現在、葉山団地のほうが住宅ス

トック事業計画で進めておりますので、順次その都度進めてまいりたいと考えております。

以上……。

［「下水道、下水道。下水道整備」と呼ぶ者あり］

○建設部長（岡崎俊裕君）　下水道につきましても、やっぱりストック事業の中で改修を進めてまいりたいと思います。２３年度以降だと思います。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　全国学力学習状況調査について、この予算の中に入っているかということですが、この調査は、抽出校はもちろん無料ですけども、抽出校以外も問題を無料で配付されますので予算はかかりません。したがって、この予算の中には予算は計上されておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　怒留湯健蓉さん。

［登壇］

○１１番（怒留湯健蓉さん）　北宮住宅のことですけれども、何遍も本会議の中でも議員さんが取り上げてきたという経緯がありますね。ですから、ぜひそのことにお触れいただきたいと思ったんですけれども、下水道は、あそこは本管は近くまで来ていますので、ぜひ早期に検討していただきたいということがありますが、新市建設計画の中に入っていなかったということでおくれがあると思いますけれども、別に新しい事業とか、国の補助事業とかを研究して引っ張ってくるというご予定はありますか。それが一つです。

それから、これは学力学習状況調査についてはおっしゃるとおりでありますけれども、抽出校以外で独自に行うと手を挙げたとき、この予算は組まれていたのか。

それから、テストそのものは無料で配られますが、それに係る処理事務が発生すると思われますけれども、そうであれば新学期早々の現場の状況というのが非常に多忙になりますが、そのことを念頭に置かれて、論議をされて手を挙げられたのかをお聞かせください。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　お尋ねの北宮団地の下水道につきましては、新しい補助というのはないと思いますので、年度を通じまして改修に努めていきたいと思っております。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　失礼します。当初、この手を挙げたときに予算を組んだかということでございますけども、予算は考えておりませんでした。というのは、この調査、せっかく無料で問題用紙が配付されますので、通常の評価活動の一環として活用していただきたいということで、とにかく一部の者に負担にならないよう、校内で体制を整えるなどして実施していただくようお願いしておるところです。

多忙化の問題ですけども、このことについては実施期日あたりを特に制限したり、あるいは結果の報告等を求めたりしないような形で、極力多忙化につながらないような配慮をしていきたいということで実施するということを決めたということをお知らせしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　怒留湯健蓉さん。

［登壇］

○１１番（怒留湯健蓉さん）　ぜひ新しい事業等を引っ張ってくるようなご努力をしていただきたいというふうに思いますが、学力状況調査については、手を挙げるかどうかの論議がどこかでされたかということをお伺いしたいと思いますが。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　特に論議というものを公式に立ってやったことはありませんけども、校長会等で相談しながら実施の方向で踏み切ったわけでございます。

以上です。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。

奈田臣也君。

［登壇］

○１４番（奈田臣也君）　２点ほどお伺いしたいと思いますが、まず第１点は、学校教育と社会教育の充実についてということで、２１年度は補助教員が２６名、特別支援教育支援員が１２名、これが２２年度は、補助教員は同じですが、特別支援の人は１０名ふえまして２２名ということになっておりますけれども、そこでお尋ねですけれども、この補助教員の２６名の人が複式学級における学習指導補助というふうに書いてありますけれども、複式学級におる補助の形態ですが、これは実質お二人で教育を補助されるようなお考えなのかどうなのか、そこを教えていただきたいと思います。

それから、また、複式学級が去年と比べて少なくなっているのか、多くなっているのか、この２点について教えていただきたいと思います。

それからあと１点は、先ほどの花房台地の雨水排水の施設整備について市長は、

新市建設計画に基づき、計画的かつ早期に推進してまいりますということを触れられました。それから、去年の所信表明の中においても、新庁舎の建設につきましては１年を通じて回答するというような所信表明をしております。そういうところで、そしてまたなおかつ新市計画は、新市建設計画では新庁舎は花房台地に建設するようになっとりまして、それにあわせて雨水排水を計画するようになっとるわけですよ。

そのようなことを考えますと、ここにこのように新市建設計画に基づき、花房台地の雨水排水をするということは、１年間、新市新庁舎建設について考えられた結果、暗に花房台地に新庁舎を建設すると、そのような考えの中でこのように所信表明をされたのかどうか伺います。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　補助教員のことについてお答えいたします。

２６名の補助教員については、複式学級の補助と、あるいは通常学級における発達障がいの子どもさんたちの学習指導と、あるいは生徒指導等の補助をしていただくということで配置しております。

複式学級というのは、二学年合わせて１７名に満たない場合、つまり１６名以下の場合が複式学級になります。その場合に担任が１人になりますから、その補助をしていただくということで、この配置をしておるところです。

この複式学級がふえているかどうかということですけども、これまで河原小学校全学級、三つの複式。それから、迫水、龍門が二つの複式学級がありましたけども、来年度はこれに加えて水源小学校、そして花房小学校が複式学級になる予定でございます。

以上です。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　お尋ねの花房台地の生活雨水排水整備につきまして、ここで書いておりますけれども、現在、花房中部の圃場整備事業が進行中でございます。議員おっしゃる部分につきましては、その予定地内に公共用地を求めるというのがありますけれども、ここで書いてあります部分につきましては花房台地の国道沿い、今、一番緊急に必要とされる部分につきましては、計画どおりに早急に進めていきたいと思っておりますし、雨水排水の部分につきましては、住宅分、国道３８７号線で切って、を先にできるところから進めていければと考えております。圃場整備地内につきましては、圃場整備の中でどう排水計画をとるかということが出てくる

ものと思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　奈田臣也君。

［登壇］

○１４番（奈田臣也君）　複式学級についてはあと一つ、この教育の補助の先生は、じゃあ複式学級においては担任の先生と補助の先生が２人で教育をなさるというふうに考えてよろしいかどうかを伺います。

それから、新市建設計画につきましては、私たちが認識しているのは、新庁舎をつくって、それとあわせて雨水排水をするというようなことで私は理解をいたしておりましたので、そのようにお尋ねしたわけですけれども、この新市建設計画について、花房台地の雨水対策は新庁舎の問題と別に雨水排水の計画はしてあるのかどうか、再度お尋ねしたいと思いますが。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　基本的にそのとおりで、そのように考えていただいて結構でございます。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　花房台地の雨水排水の計画につきましては新市建設計画の中に入っておりますし、その中に圃場整備は圃場整備での雨水排水の計画があると考えております。現在進めておりますのは、住宅地が密集しております３８７号線、先ほども申しました分につきましては、現在、建設部のほうで進めている雨水排水計画の中で処理をしたいと考えております。

以上お答えします。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。

樋口正博君。

［登壇］

○６番（樋口正博君）　済みません、予算書の１５６、１５７ですけど、水産業振興費で、本年度が１８４万円ですね、昨年度が３０万、比較の１５４万の増額なんですが、これは昨年度とどう違うかを、ちょっとそこだけ教えていただいてよろしいですか。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　これにつきましては、アユの稚魚等の放流を活発に行うた

めに、各堰の魚道の整備など、魚介類の生息環境の改善をしていくというところでございます。その分として魚道等の整備をしていきますので、その分の漁協に対する補助金ということでございます。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。

二ノ文伸元君。

［登壇］

○７番（二ノ文伸元君）　施政方針演説についての質問ですけども、９ページの「市内の光ブロードバンド未整備地区を解消するため、平成２１年度に引き続き、旭志地区、七城地区において、整備を行ってまいります。」とありますが、現在、菊池市に未整備地区というのはどれぐらいあるのか、お伺いをいたします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　電話局番の２５局、２４局等については整備がなされております。それ以外の地域ということで把握いたしておりますが、特に中山間地域ということになっておるところでございます。地域については把握はいたしておりますが、ここには資料を持ちませんので、個別の集落等については申し上げにくいところでございます。

以上でございます。

○議長（北田　彰君）　二ノ文伸元君。

［登壇］

○７番（二ノ文伸元君）　恐らく北側とか山側が未整備地区だろうと思います、旧菊池市のですね。やはりその辺からのニーズも実際、私、聞いております。もちろんその費用対効果等も含めてあることだろうと思いますけども、そのようなニーズがある以上は、やはりここに書いてありますように「市内の」ということですので、これから先、北側のほうもやられるおつもりがあるのか、お伺いをいたします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　お答えいたします。中山間地域におきまして、旧菊池の中山間地域でございますが、こちらについても現在検討中でございます。ただ、広範囲にわたります関係上、ＮＴＴ、事業者のほうが、今、難色を示しております。どれだけの費用がかかって、それに対してどれだけの加入があるのか、採算が合うのか、そういうことで、今、泗水、七城、旭志の方式では対応し切れないというようなことも伺っております。どういう方法が今後考えられるか、財政的な部分も考えながら、今後十分に練っていきたいというふうに考えております。現在も進行して

やっております。

○議長（北田　彰君）　二ノ文伸元君。

［登壇］

○７番（二ノ文伸元君）　費用対効果ばかり考えていては、やはりこの北側は守れていけないと思います。ただでさえ人口流出とかが進んで、この国土を守る上で、ぜひ市の予算を使ってでもやっていただきたいというふうに要望して質疑を終わります。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　ありませんでしたら、これで質疑を終わります。

ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は、午後１時から開きます。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前１１時５５分

開議　午後　１時０１分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（北田　彰君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第６　議案第３３号から議案第３８号まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（北田　彰君）　次に、日程第６、議案第３３号から議案第３８号までの６議案について一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

○市長（福村三男君）　それでは、上程されました議案第３３号から議案第３８号までの６議案についてご説明を申し上げます。

議案書その２をお願いします。

議案第３３号、第二次菊池市行政改革大綱の策定については、新たに平成２２年度から２６年度までの５年間について、本市の行政改革の大綱を策定しましたので、地方自治法に規定する議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものです。

また、議案第３４号、辺地総合整備計画の策定については、平成２２年度より２６年度までの５年間、菊池市辺地に係る総合整備計画を策定しましたので、法律の規定により議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第３５号、指定管理者の名称変更に伴う再指定については、既に指定しています菊池市総合体育館の指定管理者の名称が株式会社東京ドームスポーツに

変更されましたので、変更後の名称で再指定をいたしたく、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第３６号並びに議案第３７号は、市道路線の廃止及び認定について、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

最後に、議案第３８号、字の区域の変更については、県営菊池東部地区中山間地域総合整備事業の実施に伴い、本市の字の区域に変更が生じましたので、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

以上、上程されました議案の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　それでは、議案その２の１ページでございますけれども、議案第３３号、第二次行政改革大綱の策定についてでございますけれども、市民の視点の行政サービスの充実と簡素で効率的な行政運営を目的としました平成２２年度から平成２６年度までの５年間の第二次行政改革大綱につきまして、地方自治法第９２条第２項の規定によります議会の議決すべき事件を定める条例、第２条第２号の規定によりまして、議会の議決を願うものでございます。

なお、末尾のほうに、第二次行革大綱については別冊でとじておりますので、ご一読いただきたいというふうに思います。

次に、あけていただきまして３ページでございますけれども、議案第３４号、辺地総合整備計画の策定についてでございます。

現在の菊池の辺地に係る総合整備につきましては、平成１７年から平成２１年までとなっておりまして、平成２２年度から平成２６年度までの新たな辺地に係る総合整備計画を策定することとなります。策定に当たりましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第３条第１項の規定によりまして議会の議決を経る必要がございますので、お願いするものでございます。

あけていただきまして４ページが、小木辺地の整備計画でございます。右側の５ページが龍門辺地、あけていただきまして６ページが班蛇口辺地、右側の７ページが柏木護辺地、あけて８ページが杉生辺地、右側９ページ、重味辺地、あけていただきまして１０ページが原本村辺地、右の１１ページが塚原辺地。あけていただきまして１２ページが平山若木辺地、右側の１３ページが伊牟田辺地。あけていただきまして１４ページ以降が旭志の桜ケ水辺地、以上１１地域の辺地整備計画書でご

ざいます。

２７ページをお願いしたいと思いますけれども、次に２７ページ、議案第３５号、指定管理者の名称変更に伴う再指定について説明申し上げます。

昨年１２月、平成２１年１２月議会におきまして、議案第１３３号で議決いただきました指定管理者の指定につきまして、団体名称が変更されましたので、変更後の名称で再指定したいため、議会の議決をお願いするものでございます。

公の施設の名称でございますけれども菊池市総合体育館、指定管理者の団体の名称の変更につきましては、変更前が「株式会社後楽園スポーツ」でございましたが、名称変更によりまして、変更後の「株式会社東京ドームスポーツ」で再指定をお願いするものでございます。指定の期間につきましては、変更はございません。

あけていただきまして２９ページ、議案第３６号、市道路線の廃止について、それと３９ページになりますけれども議案第３７号、市道路線の認定についてでございます。先ほど市長のほうからも説明ありましたが、市道を廃止または認定する場合につきましては、道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定によりまして、議会の議決を経る必要がございますのでお願いするものでございます。

廃止する路線及び認定をお願いする路線につきましては、さきの月例会の中で報告したとおりでございますので割愛させていただきます。

次に、５３ページをお願いします。

議案第３８号、字区域の変更について説明いたします。

菊池市の字の区域を変更するには、地方自治法第２６０条第１項の規定によりまして、議会の議決を経る必要がございますのでお願いするものでございます。

あけていただきまして、５４ページ以降につきましてが菊池東部地区全体の位置図でございます。今回の変更につきましては、菊池東部地区中山間地域総合整備事業の区画整理事業の実施に伴うものでございます。次ページ以降に位置図等を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、議案第３３号から第３８号までを一括して説明申し上げました。

○議長（北田　彰君）　以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

委員会付託

○議長（北田　彰君）　これから委員会付託を行います。

議案第５号から議案第３８号までの３４議案については、お手元に配付しており

ます議案・請願等付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。各常任委員会は、付託されました案件を十分審議いただきますようにお願い申し上げます。

平成２２年第１回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務常任委員会	議案第　５号	菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例の制定について
	議案第　９号	平成２１年度菊池市一般会計補正予算（第１２号）
	議案第２１号	平成２２年度菊池市一般会計予算
	議案第３３号	第二次菊池市行政改革大綱の策定について
	議案第３４号	辺地総合整備計画の策定について
	陳情第　１号	永住外国人への地方参政権付与の法制化反対意見書提出について
	陳情第　２号	核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について
文教厚生常任委員会	議案第　６号	菊池市幼稚園民営化検討委員会設置条例の制定について
	議案第　７号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第　８号	菊池市身体障害者等福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
	議案第　９号	平成２１年度菊池市一般会計補正予算（第１２号）
	議案第１０号	平成２１年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
	議案第１１号	平成２１年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算（第２号）
	議案第１２号	平成２１年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）
	議案第１３号	平成２１年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
	議案第１９号	平成２１年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第４号）
	議案第２１号	平成２２年度菊池市一般会計予算
	議案第２２号	平成２２年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第２３号	平成２２年度菊池市老人保健医療事業特別会計
	議案第２４号	平成２２年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算

文教厚生常任委員会	議案第２５号	平成２２年度菊池市介護保険事業特別会計予算
	議案第３１号	平成２２年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
	議案第３５号	指定管理者の名称変更に伴う再指定について（菊池市総合体育館）
経済常任委員会	議案第　９号	平成２１年度菊池市一般会計補正予算（第１２号）
	議案第２１号	平成２２年度菊池市一般会計予算
	議案第３８号	字の区域の変更について
	陳情第　３号	四季の里・旭志に関する陳情書
建設常任委員会	議案第　９号	平成２１年度菊池市一般会計補正予算（第１２号）
	議案第１４号	平成２１年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第４号）
	議案第１５号	平成２１年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）
	議案第１６号	平成２１年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）
	議案第１７号	平成２１年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）
	議案第１８号	平成２１年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）
	議案第２０号	平成２１年度菊池市水道事業会計補正予算（第３号）
	議案第２１号	平成２２年度菊池市一般会計予算
	議案第２６号	平成２２年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
	議案第２７号	平成２２年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
	議案第２８号	平成２２年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
	議案第２９号	平成２２年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
	議案第３０号	平成２２年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
	議案第３２号	平成２２年度菊池市水道事業会計予算
	議案第３６号	市道路線の廃止について
	議案第３７号	市道路線の認定について

日程第７　議案第３９号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田　彰君）　次に、日程７、議案第３９号を議題とします。

提出者の提案理由説明を求めます。

市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　ただいま上程されました議案第３９号、熊本市と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務の委託についてご説明申し上げます。

議案書その２、５５ページをお開きください。

来る３月２３日、隣の植木町が熊本市へ編入合併するのに伴い、協議により新たに熊本市との国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務の委託について、次ページ記載のとおり規約を定めるため、地方自治法第２５２条の１４第３項において準用する、同法第２５２条の２第３項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（北田　彰君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第３９号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第３９号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　異議なしと認めます。よって、議案第３９号については、原案のとおり決することに決定しました。

日程第８　議案第４０号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田　彰君）　次に、日程第８、議案第４０号を議題とします。

本案については、地方自治法１１７条の規定にかかわる議員は除斥する必要がございますが、かかわる議員はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　かかわる議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　ただいま上程されました議案第４０号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

現在、本市の区域には１４名の人権擁護委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事をされております。その中のお一人、菊池地域の星野彰子委員が、本年６月３０日をもって３年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありました。

推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。十分検討いたしました結果、菊池市赤星１０９３番地、星野彰子さんを再度推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北田　彰君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第４０号については、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

これより起立により採決します。

お諮りします。議案第４０号は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田　彰君）　起立多数です。したがって、議案第４０号は適任とすることに決定しました。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第９　陳情第１号から陳情第３号まで一括上程

○議長（北田　彰君）　次に、日程第９、陳情３案件が今定例会に提出されました。その内容については、お手元に配付しておるとおりです。

なお、陳情第１号から陳情第３号の３案件につきましては、会議規則の規定に基づき、所管の常任委員会に付託したいと思います。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第１０　議員提出議案第１号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田　彰君）　次に、日程第１０、議員提出議案第１号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、外村國敏君。

［登壇］

○議会運営委員長（外村國敏君）　菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び菊池市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。お手元に配付しているとおりであります。

ただいま議題となりました議員提出議案第１号の提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、菊池市議会議員定数条例の改正に伴い、常任委員会の名称、委員定数、所管事項、議会運営委員の定数を改正するものであります。

主な改正は、第２条中第１号については、「総務常任委員会」の名称を「総務文教常任委員会」に改め、定数を７人から８人に改め、新たに教育委員会の所管を加えるものであります。

次に、第２号につきましては、「文教厚生常任委員会」の名称を「福祉厚生常任委員会」に改め、定数を７人から８人に改め、教育委員会の所属を削除し、市民部の次に「国民健康保険税を含む」を加えるものであります。

次に、第４号の「建設常任委員会」を削除し、第３号の「経済常任委員会」の名称を「経済建設常任委員会」に改め、建設部・水道局の所管を新たに加え、定数を７人に改めるものであります。

次に、第４条第２項の議会運営委員会の定数を８人から６人に改正するものであります。

以上が改正の内容であります。議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきまして、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（北田　彰君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　議員提出議案第１号、菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提出者の外村委員長に１点だけ。この委員会構成で慎重審議が保証されるのかどうかという点をお聞きします。

例えば経済建設常任委員会になると、これまで計１４人で審議していたものが７名での審議になります、数が減るわけで。それでも慎重審議が保証され、チェック機能としての議会、委員会の役割が果たせるのかどうか、この１点をお聞きします。

○議長（北田　彰君）　議会運営委員長、外村國敏君。

［登壇］

○議会運営委員長（外村國敏君）　東議員の質疑にお答えいたします。

議会運営委員会としまして、定数が２８から２３に下がります。５名の減でありますが、５回の検討をいたしました。委員会の構成、各部課をどっちに持っていったらいいかということを検討しましたが、今言われたように、経済と建設、事業部局でありますが、ここが一番いいだろうということで決定して審議いたしました。おっしゃるようなことがあるかと思いますが、全員一致で、これはできるということで決定しましたのでよろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　１点だけということでしたので、以上で質疑は終わります。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第１号については、会議規則第３７条第２項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第１号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　異議なしと認めます。よって、議員提出議案第１号については原案のとおり決することに決定しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第１１　報告第１号上程・報告

○議長（北田　彰君）　次に、日程第１１、報告第１号を議題とします。

提出者の報告を求めます。

教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　議案第その２の６１ページをお願いいたします。議案その２の６１ページです。

報告第１号、平成２０年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７条第１項の規定により報告いたします。

本年度の教育委員会の事務事業の外部評価につきましては、平成２０年度に実施しました事業を対象に、昨年１２月２２日に第１回目、１月２８日に第２回目の評価委員会を開催いたしまして、評価委員会としての報告書の取りまとめを行っていただいたところです。

それを受けて、去る２月２２日開催の教育委員会に諮り承認をいただきましたので、今回、その内容等につきまして議会に報告させていただくものでございます。

それでは、資料に基づき報告書の内容についてご説明させていただきます。

６５ページをお願いいたします。

教育委員会の事務事業の点検評価の趣旨・目的につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、平成２０年４月から教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、公表することにより、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たそうというものでございます。

点検評価に当たりましては、客観性を確保するために、法律の規定に基づき、本市の教育行政に関し、学識経験を有する５名の方にお願いいたしましたが、委員さんの名簿につきましては、６３ページに記載のとおりでございます。

なお、本年度の点検評価の対象は、６６ページに記載の平成２０年度における教育委員会が実施した主要な１７の事業でございます。

点検評価の方法としましては、担当課で作成しました評価シートをもとに、６９ページにありますように、必要性、有効性、目的達成度、効率性の四つの観点から評価をお願いしたところでございます。評価は５段階とし、改善を要するものを１点、検討を要するものを２点、妥当と思われるものを３点、良好と思われるものを４点、的確と思われるものを５点とし、その合計点数により、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの４区分による総合評価をしていただきました。Ａ区分は、総合点数１６点以上のもので、計画どおりに事業を進めることが適当なもの、Ｂ区分は合計点数が１１点から１５点までのもので、事業の進め方の改善の検討を要するもの、Ｃ区分は合計点数が６点から１０点のもので、事業規模、内容または実施主体の見直しが必要なもの、Ｄ区分は合計点数が５点以下のもので、事業の抜本的見直し、休止、廃止の検討を要するものと、それぞれ位置づけております。

そういう基準のもとに１７の事業を評価していただいた結果、６７ページから６８ページに一覧表として掲載しておりますように、Ａ評価が８事業、Ｂ評価が９事業という結果になっております。各事業ごとに評価委員会としてのコメントをいただいておりますが、その中で改善の検討を要するＢ評価の事業についてのみご紹介させていただきます。

まず、事業番号２番、３番の小中学校の図書整備事業ですが、学校図書の充実は必要、学校教育の充実振興のためには不可欠である。また、図書の利用を増加させることもあわせて必要であるとのコメントでございます。

次に、６番の教育支援事業補助金でございますが、特色ある学校づくり、教育内容充実のためにも絶対必要な事業である。体験活動をもっと活発に行う必要があるとのコメントでございます。

次に、８番のスクールバス等運行事業でございますが、遠距離児童生徒の登下校手段としては絶対必要である。登下校の手段、地域の支援体制等、検討が必要。児童生徒の安全指導の徹底、民間委託は適切な手段であったとのコメントでございます。

次に、１３番の各種学級事業でございますが、地域住民のニーズを把握し、多様な講座が開設され、それなりの実績を上げている。今後、公民館と連携し、住民に親しまれる講座の充実を図ることが望まれるとのコメントです。

次に、１４番の生涯学習推進事業についてでございますが、幼児から高齢者まで、多様なニーズにこたえる事業の実践がなされている。参加者も増加の傾向にある。今後、予算の増額と指導者の確保と養成が望まれるとのコメントでございます。

次に、１５番の各種イベント事業でございますが、スポーツを通じて住民の親睦と交流を図るためには大変有効である。しかし、旧市町村時代の催し物もあるので、徐々に見直しも必要であるとのコメントでございます。

次に、１６番の生涯スポーツ事業でございますが、高齢者の健康維持、健康増進のためには有効な事業である。指導者の人選、種目の選択、参加者の増員等、再検討が必要。また、総合型スポーツの推進をとのコメントでございます。

次に、１７番目の全日本ジュニア選手権大会事業でございますが、すばらしいボート会場で全国的規模の大会を実施することで菊池市の知名度も上がる。大いにＰＲして全国から選手を集めてほしい。もっと浸透させてほしい。協会に資金提供、丸投げしているように見受けられるとのコメントでございます。

以上がＢ評価となりました事業に対する評価委員会のコメントでございますが、今回の点検評価に当たりまして、委員の皆様からご指摘、ご意見をいただきました事項につきましては、今後の計画や事業執行に当たりまして、十分検討してまいりたいと考えております。

以上、平成２０年度の菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告とさせていただきます。

○議長（北田　彰君）　以上で報告を終わります。

報告第１号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７条の規定により報告にとどめます。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第１２　休会の議決

○議長（北田　彰君）　次に、日程第１２、休会の件を議題とします。

お諮りします。あす３日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　異議なしと認めます。よって、あす３日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。あすは休会ですので、会議をあさっての４日午前１０時から開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会　午後１時３０分

第　２　号

３ 月 ４ 日

平成２２年第１回菊池市議会定例会

議事日程　第２号

平成２２年３月４日（木曜日）午前１０時開議

第１　一般質問

―――――――――――――――○―――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

―――――――――――――――○―――――――――――――――

出席議員（２８名）

１番	東	英俊　君
２番	東	裕人　君
３番	泉田	栄一朗　君
４番	森	清孝　君
５番	藤野	敏昭　君
６番	樋口	正博　君
７番	二ノ文	伸元　君
８番	中山	繁雄　君
９番	水上	博司　君
１０番	三池	健治　君
１１番	怒留湯	健蓉　さん
１２番	坂本	昭信　君
１３番	隈部	忠宗　君
１４番	奈田	臣也　君
１５番	葛原	勇次郎　君
１６番	木下	雄二　君
１７番	坂井	正次　君
１８番	森	隆博　君
１９番	山瀬	義也　君
２０番	本田	憲一　君
２１番	栃原	茂樹　君
２２番	松本	登　君

２３番	工　藤　恭　一　君
２４番	境　　和　則　君
２５番	北　田　　彰　君
２６番	外　村　國　敏　君
２７番	徳　永　隆　義　君
２８番	横　田　輝　雄　君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市長	福　村　三　男　君
副市長	永　田　明　紘　君
総務部長	緒　方　希八郎　君
企画部長	石　原　公　久　君
市民部長	原　川　智　明　君
経済部長	後　藤　　定　君
建設部長	岡　崎　俊　裕　君
七城総合支所長	古　閑　昭二郎　君
旭志総合支所長	山　田　憲　章　君
泗水総合支所長	岩　下　義　人　君
企画部首席審議員	木　村　靖　弘　君
財政課長	松　岡　千　利　君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	山　田　浩　文　君
教育長	田　中　忠　彦　君
教育次長	井　野　英　利　君
農業委員会事務局長	五　島　千　秋　君
水道局長	安　武　昭　二　君
代表監査員	宮　川　貞　雄　君
監査事務局長	大　塚　茂　幸　君

○

事務局職員出席者

事務局長	岩　木　精四郎　君
議事課長	永　田　哲　士　君
議事係長	上　田　敏　雄　君

○議長（北田　彰君）　全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（北田　彰君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで怒留湯議員から発言の申し出があっておりますので、発言を許します。

怒留湯健蓉さん。

［登壇］

○１１番（怒留湯健蓉さん）　おはようございます。

冒頭に発言をする機会をいただきまして感謝いたします。

私の個人通信であります議会通信３６号の記述において、菊池市老人福祉センター建設にかかわる委員会採決の実数を４対２と記すべきところを誤って４対３と記すなど、職責を逸脱した表現、記述があったことについて謝罪をいたします。

当該表記、表現については、速やかに説明、訂正、謝罪を記した文書で対応いたします。先輩各位の厳しいご指摘を真摯にかつ重く受けとめ、議会運営委員会、全員協議会、文厚協議会で申し上げてきたとおりですが、ここに改めて謝罪の意を表明いたします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第１　一般質問

○議長（北田　彰君）　日程第１、一般質問を行います。

なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は、通告順です。質問時間は答弁を含め６０分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。一般質問は一問一答方式で、質問事項に対し３回までとなっております。

発言の通告があっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、松本　登君。

［登壇］

○２２番（松本　登君）　おはようございます。

トップバッターということでございます。通告をいたしておりました２点につきまして、順次お尋ねをいたします。

まず、高齢化社会と老人福祉センター建設事業についてであります。市の福祉行政を検証いたしますと、現在、市の人口５万２，０００人に対して高齢者、６５歳

以上を指しておりますが、の人口は１万４，０００人を数えておりまして、その比率は２７％に及ぼうとしております。さらに近々、定年を迎えられる団塊の世代の皆さんが高齢者への仲間となる日も目前であります。当然、人口比率もぐんと上昇することになります。

今、この時期こそ高齢者対策を市政の最重要施策として取り組む必要が求められております。高齢者の皆さんの人生は、国の繁栄を築き、地域の発展に寄与し、それぞれの家庭の安定を築き上げてこられました。青春時代から法が定めますところの定年に至るまで、それこそがむしゃらに働き続けてこられた方々であります。その豊富な人生経験に基づき蓄えられました知識力、さらには豊富な技術力等を生かすすべを考えることは当然のことであります。

今日では一般常識をはるかに上回るスピードで平均寿命が延びております。現在、男性７９歳、女性８６歳とうたわれております。定年後の第二の人生も、従前の晴耕雨読に浸るという時代から、２０年、２５年のスパンで生き方を考える時代へとなってまいりました。

そこで、市の総合計画における高齢者対策を見ますと、生きがいを持って生活できる環境づくりが掲げられ、高齢者の豊かな経験を生かしたまちづくりへの可能性が示されております。高齢者に対する期待感がにじんでおりますが、具体的施策は見当たりません。高齢化に関する施策の立案に当たりましては、識者を初め老連、あるいは高齢者の皆さん方との話し合いの中から提言等、生活重視の意向を導き出し、具体化を図ってほしいなと思います。提言等については、皆さんいっぱい持っておられます。

一方、高齢者の生きがい等健康づくりの推進を目指し、その活動拠点となります施設が老人福祉センターであります。その完成を利用対象者の皆さん、首を長くして待っておられます。

さて、昨年１２月、議会に提出をされましたセンター建設に係る請願書、その趣旨は、現計画に対する泉源不足とともに、高野瀬地内の現有施設の敷地とともに、隣接用地を買収し、新築してほしいという現計画に対する反対の請願でありました。本議会におきまして議論、採決の結果、賛成１４、反対１３であり、請願は採択となりました。その直後に提出されましたセンター建設の一時凍結を求める決議案も同様に採択となりました。この現実を踏まえてお尋ねをいたします。

まず施政方針でありますが、高齢者対策については、高齢者の活動の拠点であります老人福祉センターの早期整備に努め、生きがいづくりや交流機会の整備を推進しますと、さらりと触れてあります。一方、当初予算案にはその姿がありません。私は施政方針の文言にはこだわらないつもりでありますが、昨年来から市執行部に

おきましては、老人福祉センターの建設については本当に積極的な取り組みがなされておりました。恐らく平成２２年度においては計画どおり進めていかれるものと思っておりました。

繰り返しますが、施政方針には早期整備に努めるとあります。予算案には姿がない。実は大変な驚きとともに残念のきわみという、その心境であります。施政方針は、市長がその年度における市政の取り組みの全容を議会、そして市民に対して表明するものと思っておりました。

さて、私は昨年１２月議会での一般質問で、センター建設に係る諸問題について伺っております。その時点での市答弁について再確認をいたします。なぜ伺うのか、老人福祉センター施設の建設については、市の方針、決定に基づいての答弁と理解していたからであります。

一つ、センター建設に係る建設スケジュール、供用開始の時期については、答弁によりますと、平成２２年度工事着工、年度末竣工、平成２３年度の当初オープンとありましたが、提案の平成２２年度当初予算案にはその姿が見えませんので、さきの答弁との整合性、そして今後の取り組みについて伺います。

２番目、温泉の送水方式についてであります。私の質問は細部にわたっておりましたが、問題はなしということでありました。改めて伺いますが、湯量、泉源の減少、湯温の降下、レジオネラ菌、その対策と問題はありませんでしょうか。

３番目、温泉は有資源であります。原湯、泉源の利活用でありますので、私は温泉法に抵触はしませんかとお尋ねしておりましたが、問題なしということでありました。改めてお伺いしますが、温泉利活用の場合、公衆浴場業の許可、足湯を含めて温泉の利用許可が必要ではないでしょうか。さらには旅館、公衆浴場等の関係者との協議も必要ではないかと思うところであります。

４番目、センター建設事業の財源は、当初から合併特例債事業でありましたが、途中からまちづくり交付金事業との併用が示されたところであります。その理由は、事業財源の上乗せにあるということでありました。その考えに変わりはありませんか。

次に、さきの請願は現有施設、高野瀬地内の敷地に加え隣接用地を買収し、新築を求めております。現有施設の対応も含め、その見解をお示しください。

老人福祉センターは、平成１３年旧菊池市時代に施設の老朽化が著しいとして、市老連の皆さんより改築の要望書の提出がその発端であります。その後、建設検討委員会を中心として検討されました結果、現在の建設予定地、下町地内に集約をされたものであります。その後、建設に向けての作業が進められ、平成２０年３月議会において用地買収費が議決となっております。さらに平成２１年６月議会、これ

は昨年ですね、センター施設建設に係る基本設計、実施設計に係る委託料が議決となっております。

このように、センター施設建設については現議会で順序を踏んで議決されております。この現実は、議会、執行部ともに尊重しなければならないと思います。この際、申し上げたいと思いますが、さきのそれぞれの議決は何だったのでしょうか、ただ現実は、センター施設建設反対の請願が採択されており、あわせて一時凍結の決議案も採択となっております。実際に、作業は一時中断とされております。市として、その対応については検討されているとは思いますが、さきの私の一般質問における答弁がすべてとはもちろん思っておりませんが、答弁された内容は、繰り返し申し上げておりますが、市の方針として決定されたものであります。そうではないですか。

現在は着工前であり、対応されることは当然のことであります。さきの答弁との違いはないとは思いますが、あるとすれば、それは議論の必要があります。センター施設は大型の施設であります。工事着工に至るまでには、年単位に及ぶ十分過ぎるぐらいの長い時間がありました。その間、調査検討が重ねられたものと思っております。

幾つかお尋ねいたしておりますが、その辺を十分に酌んでお答えをいただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　おはようございます。

松本議員の質問にお答えいたします。

昨年１２月議会での答弁では、平成２２年の早い時期に建設工事を発注し、同年度末には竣工、平成２３年度初めに供用開始の予定で進めていると申し上げました。しかし、去る２月１９日の全員協議会で申し上げましたように、送水方式から掘削へ変更して建設を進めることとしましたので、スケジュールの変更が考えられます。

議会のご理解が得られましたら、計画の概要としまして、まず掘削に着手し、揚水試験、実施設計等を行い、平成２２年度末までに工事を発注、平成２３年度末に竣工、平成２４年４月に供用開始予定のスケジュールで早期完成を目指します。

また、この老人福祉センター施設建設に関しまして、平成２２年度当初予算に計上はできず、施政方針にも詳細を記載できませんでしたが、老人福祉センター建設にかかわる総事業予算を提案し、ご審議をお願いするならと考えております。

センター建設は、本市高齢者福祉施策の大きな柱であることに変わりはなく、１日も早く建設に着手したいという思いで取り組んでいることに対し、ご理解を賜り

たいと存じます。

浴場温泉の泉源につきましては、送水方式から掘削へ変更したところであります。建設後の老人福祉センターを供用開始する上で必要な手続としましては、公衆浴場法第２条第１項の規定に基づく浴場業の許可、温泉法第１５条第１項の規定に基づく温泉の利用許可が必要となってまいります。保健所を初め関係機関と十分協議をしながら万全を期してまいりたいと思います。また、地元旅館組合をはじめ関係者との協議は当然必要となってまいりますので、皆様のご理解をいただきますよう努めてまいります。それから、財源につきましては、有利なまちづくり交付金と合併特例債を併用するものであります。

請願採択の対応につきましては、請願の内容を地元高野瀬区にお話をお聞きしたところ、現在の老人福祉センターは、何らかの施設として利用させていただけたらという思いでありました。老人福祉センターの建設場所につきましては、現予定地、下町の有田物産跡地を変更する考えはありません。ここは、これまで候補地選定の五つの前提条件により最適であるとして、議会に対しましても一貫して主張してきた場所であり、その用地購入予算、設計委託料を議会に承認をいただいたところでもあります。ただし、事業を進めていく中でさまざまな課題が生じ、議員の皆様を初め市民の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけしました。今後は、よりよい老人福祉センターの建設に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　松本　登君。

［登壇］

○２２番（松本　登君）　再質問でありますが、センター建設を進めるに当たり、従前における市方針、いわゆる決定事項が再検討をされ、根幹部分を含め変更があるようであります。

申し上げますが、市が事業に取り組む場合、その方針を決定するに当たっては、市の将来像に基づきあらゆる場面を想定し、検討、調整がなされ、最終手段として方針を決定する。この決定につきましては、議会、そして市民に公表をされるわけでありまして、行政にとってこれ以上の重いものはないと、そのように思っております。しかし、この老人福祉センターの建設事業につきましては、建設前、あるいは進行前であり、進行中の事柄につきましての部分的な変更は、これは当然のことであろうと思っております。

今回は、その根幹の部分の変更が示されました。市職員の皆さんは、行政のまさにプロであります。決定事項にはやはり自信と誇りを持って事に当たっていただきたいと、そのように思うところであります。

まず建設スケジュールでありますが、さきの答弁は、あくまで予定であったということのようであります。さらに諸般の情勢により、泉源については送水方式から掘削方式へ変更するとありました。このことは、根幹に係る方針の変更であります。確かにさきの全協におきまして市長より報告がありましたし、答弁でも送水方式から掘削方式への変更するということでありました。このことにより、スケジュールの変更が余儀なくされますと言われましたが、平成２３年度初めの供用開始が平成２４年度春へと丸々１年先送りとなりました。若干の変更ではないなという思いがいたすところであります。さらに泉源の掘削方式への変更には、当然予算も含まれることであろうと思います。それには、まず議会における理解が第一でありますが、一方で、平成２２年度予算案に関係する経費の計上はありませんでしたが、ただいまの答弁をお聞きしますと、追加予算となりますか、今議会に提案したいということでありました。

提案されることについて何も申し上げる言葉がありませんが、驚きとともに安堵をいたしました。ただ、全体事業費の増額を含め、議会への理解を得るためには、これは全力を傾注していただきたい。また、掘削方式というのは、地下ボーリングによる工事であります。計画どおり工事が進むかどうか、順調に進んだ場合、１年後の供用開始ということであろうと思いますが、そういうスケジュールをただいま公表されたわけであります。

今の時点で１年おくれの供用開始の時期の公表であります。とにかく方針を定められたわけでありますので、予算計上も含め、全力投球をお願いしたいと、そのように思います。

次に、建設財源でありますが、さきに見直しについて言及されておりましたので、私はまちづくり交付金事業は今回なくなったと思っておりましたが、答弁ではどうも違っていると、そのように感じました。その内容は、まちづくり交付金事業は現在２期目、平成２０年から２４年までの５カ年事業に突入しておりますが、事業内容の変更を考えておられたわけでありますが、市の事情で事業の中間年度での変更など、私はできるのかなという思いが強くありましたが、当初の説明では合併特例債事業単独では財源が不足するので、まちづくり交付金事業の提案型との併用が浮上してきたものと理解をしております。

今回の見直しの理由ですが、その提案型を基幹型への変更を進められたということであろうと思いますが、理解を得ることができなかったので、当初のとおり合併特例債事業とまちづくり交付金事業を提案型で進められるということのようです。大変これはわかりにくい説明でありますが、このことは施設運営とのかかわりがありますので、あえて申し上げているところであります。その施設運営は、もとに戻

ったということは、昨年１２月議会での答弁のとおりでよろしいということですね。

そこで確認をいたします。従前どおり補助事業の併用でありますが、一つ、名称は老人福祉センターでよろしいですか。

二つ目は、事業併用に伴う提案型から基幹型への変更を模索されておりましたが、今申し上げましたように、元に戻ったということでございますが、財源の減少というのはありませんでしょうか。それと今回、送水方式が掘削方式に変更されたということで、建設費の大幅なアップというものがあるとは思いますが、そのようなことについての対応は、今回の先ほど申されましたように、追加予算の中に含まれていると理解してよろしいでしょうか。

３番目、管理運営について、事業内容の変更により疑問点としてありました事業併用に伴う交流センター的利用はなくなると理解しておりましたが、そうではないということのようでありまして、さきの１２月議会での答弁では、午後５時までは高齢者の皆さんで使用し、午後５時以降は一般市民に利用していただく、開放するということでありましたが、センターの利用については、老人福祉センターとして利用対象者の皆さんを最優先し、終日利用できることになりますと理解してよろしいですね。

センター建設に当たりましては、当初からセンター浴場には温泉をと公表されておりました。計画の段階で、泉源については送水方式、あるいは掘削方式か、長い時間をかけ検討された結果、送水方式に決定されております。これまでは送水方式に問題なしということでありましたが、その後、多岐にわたる指摘により再検討の結果、掘削方式へ変更されたものと推察をいたすところであります。

ただ私は、ここに至り、泉源方式の変更については申し上げる言葉を持ち合わせておりません。それは老人福祉センターの早期完成が最大の望みであるからであります。今は着工前の対応であり、十分間に合うと思っております。確認事項について答弁をお願いします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　お答えいたします。

施設の名称は、老人福祉センターといたします。

２番の財源の減少につきましては、当初の合併特例債に加え、まちづくり交付金の提案事業とその一部を基幹事業へ変更することで進めておりましたが、基幹事業に対する皆様のご理解が得られず、多少補助金の減額が想定されますが、まちづくり交付金の提案事業と合併特例債で進めてまいります。また今回、掘削へと変更したことで、掘削工事費及びそれに付随します費用が新たに発生することになり、多

少の増額が見込まれます。

３番の管理運営につきましては、老人福祉センターとして、これまでどおり高齢者を優先とした施設利用としてまいります。ただし、午後５時以降は施設の有効利用といった観点からも、一般市民への開放をしていきたいというふうに考えております。

最後のセンター利用の対象としましては、高齢者を優先しており、高齢者の方々には安心して終日ご利用いただけますよう計画をしているところでございます。

以上、お答えにします。

○議長（北田　彰君）　松本　登君。

［登壇］

○２２番（松本　登君）　再々質問でありますが、これまでるる申し上げてまいりましたが、老人福祉センター施設は、市人口の現在でも２７％に及ぶという高齢者の皆さんが利用対象者であります。センター施設は現在では着工前でありまして、市計画に対して疑義があればこれを正し、あるいは疑問点は指摘し、訂正すべきは訂正する。みんなが納得、理解の上に建設を進めることは後顧の憂いを除くことになり、当然の対応であろうと思っております。

ここで申し上げたいと思いますが、昨年１２月議会へ提出のセンター建設反対の請願は採択されておりますが、請願に対して賛成の議員、反対の議員、さらに利用対象者であります高齢者の皆さん、特に老連の皆さん、あわせて市執行部ともどもに、みんながこのセンター建設の早期完成を望んでおられます。違いますか。

そこでまず議会において、全議員で疑問点を指摘事項等について納得のいくまで議論し、まとめ上げ、建設を進めようではありませんか、いかがでございますでしょうか。利用対象者の皆さんは、平成１３年がこの事業の発端でありますので、約１０年間待ち続けておられます。約束の完成は１年おくれとなりますが、ずるずると引き延ばされないように、計画どおりに完成させていただきたいと思います。頑張っていただきたいと思います。

次に移ります。高齢者向けの住宅施策についてでありますが、高齢者の単身世帯が全国的に急増していると言われております。我が国の風潮として、高齢となりひとり暮らしとなりますと、介護が受けられます有料老人ホームや特別養護老人ホーム等の施設へ入居しようとするケースが、これは統計的に見ても大変多くあります。しかし、いきなり施設というのは、元気で健康な方、介護の認定を必要とする方ともどもに厳しい現実に遭遇をいたします。それは有料老人ホームの場合、施設入居時の費用がかさむし、さらに施設の収容能力にも限界があります。介護関係施設の場合、介護度の認定が必要であります。特老等、当然元気な方は入居できません。

実は２００６年、平成１８年から有料老人ホーム等の施設の総数を地域で制限する総量規制が設けられました。そこで有料老人ホームにかわり供給がふえてきましたのが、総量規制の枠外に当たります高齢者専用賃貸住宅、いわゆる高専賃と呼ばれるものでありまして、この住宅には６０歳以上の高齢者が対象とされておりますが、これには国の規制がなく、民間事業者が高齢者向けのさまざまなサービス、例えば訪問介護サービスでありますとかクリニック等を組み合わせることで、供給がどんどんふえておると統計は伝えております。高額な入居時の一時金が不要な点も魅力となっているようであります。

高専賃は、基本は自立して生活できる高齢者が入居する住宅ではありますが、介護度の高い高齢者がいるフロアを設けるなどして、特老入居待機者は全国で４２万人おられるそうでありますが、その受け皿となっていると言われております。

このような現実を前提として、申し上げております高齢者専用賃貸住宅、さらに高齢者向け有料賃貸住宅、これは県の認定が必要でありまして、バリアフリー、通報ボタン等の設置が義務づけられておる住宅であります。また、高齢者円滑入居賃貸住宅、これは国の登録が必要でありまして、これは高齢者の入居は拒まれないというようでありますが、これらの住宅はすべて国交省の所管となっておりますが、建設は民間事業者がそれぞれに全国に展開をされており、非常な勢いでふえつつあると聞いております。

本市においては、施政方針によりますと、高齢者住宅の施策として市街地と対象とし、まちなか居住促進のための高齢者に優しい賃貸住宅整備補助事業に取り組むとありました。これは大変うれしいニュースであります。

そこでお尋ねをいたしますが、本市における高齢者のひとり暮らしの実情を把握しておられますでしょうか、ご報告をいただきたいと思います。

次に、高齢者は市の人口の、団塊の世代の方々を見込みますと３０％に及ぼうとしております。ひとり暮らしの方々の思いをぜひつかんでいただきたい。意向調査とか一番ふさわしいのじゃないかと思いますが、見解をお示しください。

次に、申し上げております国の制度による高齢者向けの住宅、既に承知済みのことと思いますが、これは市の福祉行政に係る高齢者に対する住宅施策の基本となるものであろうと私は理解をいたしますが、このことにつきまして見解を含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　本市におけるひとり暮らし高齢者世帯数は、平成２２年３月１日現在でございますけど、２，３２８名となっております。高齢者の住宅施策

を進める上で、国としましても高齢者の居住の安定確保に関する法律を整備し、高齢者のための住宅の需要供給の状況及び将来の見通しを勘案した施策を実施しております。

その中で、議員おっしゃいましたように、高齢者向け有料賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅、それから高齢者専用賃貸住宅といった賃貸住宅施策がありますが、これらは県を窓口としました、現在も情報の提供など、利用可能な施策であります。本市としましても、今後とも情報の収集と提供に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　松本　登君。

［登壇］

○２２番（松本　登君）　再質問ですが、高齢者のひとり暮らしの実態については、ただいまの答弁によりますと、本市では２，３２８戸の世帯があるということのようでございます。

それらの方々の将来に向けての思いを申し上げておるわけでありまして、そのことについて意向調査あたりを考える、将来はどういう方向に、例えば施設に入りたいとか、あるいはそういう国が進めております住宅に入りたいとかいう、そういうことができますならば、意向調査の中で把握できないのかなという思いで申し上げているところであります。

申し上げております高専賃の場合は、施設にいる必要のない高齢者の自立した生活を支える位置づけの住宅ということであります。それとあわせて、現在不足している施設の代替としての役割を担うということでありますので、いろいろな角度から福祉行政の基本として、ぜひ高齢者向けの住宅対策として考えてほしいなという思いであります。

今後、我が国では、労働力人口の減少と高齢化というのが同時に急激に進展をいたします。高齢化対策は市政の柱の一つとして、これは取り組まなくてはならないと、そのように思っております。

高齢者と一般的に一言で申し上げますが、実際は元気で健康な方、あるいは今お示しいただきましたひとり暮らしの高齢者の方、あるいは介護が必要な方などなどおられると思います。それらの方々に対しましての市としての就業対策、あるいは住宅対策、既存施設の充実、さらには行政の温かい対応、手助けが、私は求められているのではないかと、そのように思っております。

今、ひとり暮らしの方々のそういう意向を把握しながら、住宅を望む方がおられるならば、市として政策により誘導、指導をするとともに、市施行が難しいということでありますならば、民間業者に対して積極的に働きかける、これは努力という

ものをぜひお願いしたいと、そのように思います。

福祉行政の現実は、ただ国が示すメニューに従うだけではだめです。地域独自の福祉行政を推進し、施策の立案を究極の目的としてしっかりやっていただきたい。菊池の福祉はすばらしい、老後は菊池に移住するか、そのような声が広がることを期待して頑張ってほしいというふうに思いますが、市長さん、よかったなら、お願いしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　松本議員におかれましては、さきの定例会におきましても、高齢者福祉について非常に熱弁を奮われまして、これから高齢化社会がさらに進化していく、その中で非常にこのひとり暮らしの方々、あるいはまた老老でおられる方々の、その皆さん方が生きがいを持って、しかも生活の何がしかの糧になるような手内職、そういったものも探すべきではないかと。シルバー人材センターとの連携というのも、その際言われたことを記憶いたしております。

今のお話、まさしくこの高齢化時代の中で、果たしていつまで住み続けることができるのか、あるいはまたその費用の負担というものが、我が家であれば、自分の持ち家であれば固定資産税の支払いなどなどがございますし、コストが厳しくのしかかってくるだろうというふうに思います。また、賃貸住宅であれば、年をとっていくに従って所得が減るために、やっぱりこれまた負担を大きく感じるだろうし、またそのことを年齢がいけばいくだけに、民間の賃貸住宅におきましても入居の制限とか、そういったものが出てくるんではないのかなと、こういうふうに思います。

大きな課題としてとらえながら、本当に今おっしゃいましたように、菊池市に住み続けたいと、またあるいは住み続けられるというようなことで、高齢者の方々の住宅政策について検討させていただきたいと、このように思います。

○議長（北田　彰君）　ここで１０分間、暫時休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前１０時４４分

開議　午前１０時５３分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（北田　彰君）　休憩に引き続き、会議を開きます。

次に、怒留湯健蓉さん。

［登壇］

○１１番（怒留湯健蓉さん）　通告に従いまして、順次進めてまいります。

最初に、菊池市老人福祉センター建設について伺います。

松本議員がお触れになりましたけれども、私はさきの１２月議会で予定どおりの竣工を求めて取り上げたばかりのところですので、今日の状況に照らし、再度お伺いをいたします。

１２月議会での私の質問に対して市民部長は、菊池市老人福祉センターについては旧菊池市からの継続事業でもあり、議会の議決に従い、予定どおり準備を進めてきており、今後もその方針であるとの答弁でした。本会議の答弁として、これは重いものです。しかし、同じ１２月議会におけるその後の日程において、菊池市老人福祉センター存続に関する請願書の採択と、それに伴う菊池市老人福祉センター建設計画の一時凍結を求める決議案の議決により、当該センター建設は現在一時凍結下にあります。ただし、請願書も決議案も問題提起はされているものの、建設そのものには反対ではなく、決議案に掲げられている４項目の事項をクリアできれば、現在進められている従来の予定地の建設でもやぶさかではないということでありました。

そうであれば、その方向性を堅持すべく、決議案が求められている４項目をどうクリアするかが課題になってまいります。現在の状況を、松本議員のご答弁でわかりましたので、簡潔にご説明ください。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　現在の状況をまとめましてお答えいたします。

まず、建設場所につきましては、当初からの予定地でありました有田物産跡地で変わりはありません。これは合併前から複数の候補地に対し、候補地選定の五つの前提条件をもとに有田物産跡地が最適であるとして決定してきた経緯があります。また、平成２０年度３月の本議会においても、この土地購入予算を可決していただき、議会としても承認をいただいたところであります。

次に、温泉源の確保につきましては、昨年１０月の月例会で送水方式をご提案申し上げましたが、その後、レジオネラ菌対策として多額な維持管理経費、ランニングコストが見込まれることなどから、菊池老人福祉センター建設検討委員会の意見も踏まえまして、現在、掘削に変更して進めることとしております。

名称につきましては、老人福祉センターといたします。財源につきましては、まちづくり交付金の提案事業と合併特例債を充てます。利用形態につきましては、従来どおり高齢者を優先した利用といたします。温泉の利用につきましては、午後５時までとしますが、それ以外の午後５時以降の施設利用につきましては、有効利用を図るために一般市民にも開放したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　怒留湯健蓉さん。

［登壇］

○１１番（怒留湯健蓉さん）　松本議員の答弁と合わせますと、１２月議会以降、かなりの調整、改善が行われているようですね。思いますに、どんなプランでも最初から完全無欠なものはないと思います。検討を加える中で、現状を超えるよりよい案が発見されたときは、むしろ勇気を持ってそれを採用すべきでしょう。

ただいまの説明は、１２月時点での評価を超えるよい改善の加えられたプランというふうに理解できますので、私は１２月議会の答弁に固執せずに、執行部のさらなる努力を促したいと思います。

従来の予定地の建設でということでありましたが、その条件として、決議案が四つの項目を課題として出しておりましたけれども、この四つの項目をきちんとクリアすることによって議会全体のバックアップをいただくと、これは最低の基本条件だと思われますけれども、この四つの課題をどうクリアしたか、ご説明ください。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　決議案の４項目をどうクリアするかというお尋ねでありますけど、まず１つ目の建設の目的が不明瞭であるという件につきましては、まちづくり交付金の基幹事業による地域交流センターと提案事業による老人福祉センターの併用を考えておりましたが、当初計画のとおり、老人福祉センターという名称といたします。利用形態につきましても、高齢者を優先とした施設建設を進めてまいります。また、施設の有効利用を図るために、温泉施設以外の午後５時以降の利用につきましては、一般市民の方にも開放したいと考えております。

二つ目の泉源の問題につきましては、掘削に変更することにより解決を図ってまいります。また、洗い場につきましては、口や鼻からレジオネラ菌の飛沫感染のおそれもあり、特に高齢者を対象とした施設でもありますので、温泉水よりも水道水のほうが望ましいというふうに思われます。

三つ目の埋蔵文化財の問題につきましては、建設予定地内の北側に施設を配置することで埋蔵文化財への影響はなく、計画どおりに進めることができます。

四つ目の財源確保のまちづくり交付金事業につきましては、現在継続されている地区については、経過措置により継続されます。

以上のような方針で、再度議員の皆様方にもご理解を求め、建設を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　怒留湯健蓉さん。

［登壇］

○１１番（怒留湯健蓉さん）　大変心配されました四つの課題をほぼクリアできたということのようです。菊池市老人福祉センターは、その歴史的な経緯からしても、これ以上のおくれは避けなければなりません。

ただいまのご説明のとおりに決議案が求めている４項目の事項にこたえられたとすれば、今後どのように進められ、竣工、供用開始について再度確認をいたします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　竣工、供用開始の時期につきましては、先ほども松本議員のほうにもお答えしましたように、先ほどの方針で、議会のご理解が得られますならば、早期に事業を進めてまいります。

計画の概要としましては、まず掘削に着手しまして、揚水試験、実施設計等を行いまして、平成２２年度末までに工事を発注したいと。それから平成２３年度末に竣工、平成２４年４月に供用開始といったスケジュールで早期完成を目指していきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　怒留湯健蓉さん。

［登壇］

○１１番（怒留湯健蓉さん）　どうか鋭意ご努力をお願いしておきます。

次に移ります。地域福祉計画と老人保健福祉計画及び介護保険事業計画についてです。

これらの計画書の作成と事業計画については、国の法改正とともに、その作業が地方に義務づけられてきました。本市でも２００９年３月に地域福祉計画と老人福祉計画及び介護保険事業計画が示されました。その背景には、２００８年９月時点での我が国の高齢者人口は、おおよそ２，８００万人、高齢化率は２１．９％、これは総人口の５人に１人が６５歳以上であり、それがさらに進展していくという抜き差しならぬ状況がありました。

高齢化率が２１％を超えると超高齢化社会と呼ぶのだそうですけれども、本市においては２００８年時点での高齢化率は２６．８％、一番高い地域では３７％、一番低い地域で１９．１％という数値が公表されています。ちなみに熊本県全体の高齢化率は２４．２％であり、私たちは紛れもなく超高齢化社会に来ているとの認識に立たなければなりません。

私は昨年の６月議会で地域福祉計画については質問をしていますので、今回はその後の展開と諸計画の有機的な相互作用についてお伺いをいたします。

初めに、地域福祉計画に沿った活動計画をつくるということでありましたが、具

体的な動きを示す活動計画はできているのか。

それから、地域福祉計画の期間は２１年度からの５年間と定め、毎年次の進捗状況の点検、評価を行い、２３年度に中間見直し、２５年度で全体の見直しを行うとされていますが、初年度、今年度は非常に立ち上がりの重要な時期であったと思いますけれども、今年度の作業内容は何をされたか、それは文書で報告書等がつくられているのか。

それから、毎年次の評価、検証に当たっては、地域での支え合い意識や活動の広がりに留意するとされていますが、地域現場とはどのような手法でかかわったのか、頻度はどれくらいか、その中でどのような課題がとらえられたか。

それから、報告、点検、改善の具体的な仕組み、システムはどう組み立てられているのか、お伺いします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　地域福祉活動計画についてでございますけど、平成２０年度に本市の地域福祉計画を策定し、その計画を具体的に進める方策を定める地域福祉活動計画の策定を、今年度、社会福祉協議会が進めております。２月末までに地区社協やモデル地区のワークショップを２８回及び社会福祉協議会の実務担当者を中心としたワーキングチーム会議を１６回開催しており、地域の実情に合わせた推進計画となるよう策定をしているところでございます。７回の活動計画プロジェクト会議と２回の活動計画策定委員会を経て素案までで き上がっており、３月中には策定委員会の開催を予定しており、年度末には完了の予定となっております。

２番目の今年時の点検、評価につきましては、毎年度、地域福祉計画の進捗状況を評価、検証し、３年目の平成２３年度に中間見直し及び５年後の平成２５年度に全体的な見直しを行うこととしております。

地域福祉計画では、地域福祉計画策定委員会が計画の進捗状況及び内容等を評価することによりまして、３月にその会議を開催するため、ことしの取り組み等を整理しているところでございます。計画初年度の本年度は活動計画策定の年度でありますが、福祉計画の四つの柱、意識づくり、人材育成、地域支え合い活動の推進、身近で多様な福祉サービスの展開、福祉でまちづくりごとに平成２１年度実施しました項目を説明し、評価、検証をいただき、次年度の推進に反映させていくことにしております。評価、検証結果の報告書は作成はしていませんが、評価の取りまとめ、文書等は作成をいたします。開示につきましても情報公開条例の対象となります。

三つ目に、地域現場にどのようにかかわったかでございますが、本年度から地域

福祉活動を希望するモデル地区を募集しましたところ、七城、旭志、泗水地区から７地区が希望があり、地域の現況や問題点を話し合うワークショップを１３回開催をいたしました。また、地区社協におきましては１５回の役員によるワークショップを開催しております。そのほか、社会福祉協議会が主体的に現場に携わっていただいておりまして、行政についても社協と連携をしながら福祉座談会等の開催やサロンへの参加要請により、随時対応しております。なお、サロンにつきましては、菊池市では７４のサロンが月１回程度で行われております。平成２１年度は９の行政区で新しくサロンが立ち上がっています。

主なものを申し上げましたが、やはり課題といたしましては、地域により取り組む姿勢に格差があると思います。今後も意識醸成のため、広報、啓発に努めてまいります。

最後の改善の仕組みはどう組み立てられたかということですが、現在、社会福祉協議会が策定中の地域福祉活動計画におきましても、地域福祉計画とあわせまして、毎年度、評価、検証を行うこととしており、地域福祉計画の四つの柱に対しまして当該年度の取り組み、成果と課題を整理し、事業評価シートを作成しまして、客観的な評価を行うこととしております。また、毎年度の評価、実績をもとに、平成２３年度の中間見直し、平成２５年度の全体的見直しに反映させ、改善を図る計画となっております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　怒留湯健蓉さん。

［登壇］

○１１番（怒留湯健蓉さん）　今日の状況が大体わかりました。毎年次の進捗状況の点検、評価は文書でまとめられ、閲覧の対象となるんですね。単なる議事録では、私は点検、改善の役割を果たせないと思いますので、ぜひ点検、評価のためのシート及び文書を作成し、情報開示の対象としてください。

推計によれば、本市の総人口は２０１４年には５万人を割って、高齢者人口は１万４，５００人に達すると予測されています。その中で高齢者の単独世帯、夫婦のみの世帯の増加が顕著です。介護サービスの受給者数の推移を見てみますと、導入から７年までで８０８人がふえて、各段階でそれぞれに伸びています。今後は当然、要支援、要介護５までの各認定者層での受給率の上昇が予想されます。

また、将来の受給者希望を見てみますと、大きく分けて居宅、通所、施設を選びたいという調査結果が見られます。実際に希望するサービスを選べて、私たちは受給できるのか、この厳しい現実を見据えながら立派な計画やその事業案はありますので、これを十分に使いこなして、具体的に機能させていくことが大事になってき

ます。そのためには、行政として財源と人的資源の確保は、まず最も基本的な姿勢であります。その財源と人的資源確保の姿勢をお聞かせください。

それから、高齢者実態調査の取りまとめを見てみますと、一部が郵送であったためか、回答率が平均で４９．３％と非常に低いですね。計画書のデータとしては、私は実態を反映させ得る十分なものであるかどうか、ちょっと疑問であると思います。より踏み込んだ二次調査などが必要だと思われますが、いかがですか。

それから、サービス受給者の増大を見込んで介護ステーションなどが民間でも進出しています。そして、その中で利用者の取り合いの状況も見られます。私は昨年の暮れに、実はそういう状況に立ち会いました。また、ステーション間の格差の問題も表面化しています。介護施設は最後の人権のとりでであるので、どこを選んでもそれが保障されなければなりません。この格差の問題は、制度導入のときからの問題であって、その是正、指導はやはり行政の任務であると言われてきました。高齢者福祉の分野で不幸なトラブルが発生しないように、これらの点については、プライバシーの保護とともに情報の収集が重要であり、そのためには熊本県及び地域振興局とのさらなる緊密な連携が求められますが、その体制がございますか。

実際に本市でも孤独死の例を聞いています。また、老老介護の孤立化、私も何件かかかわっておりますが、また認知症の進行もふえています。計画策定から１年が経過したこの時点で、現実に本計画で救えなかった見落としがあると思わなければなりません。私たちの老後の不安はとても大きいものです。施設の充実、制度の充実、ヘルパーさんの充実等が急がれますが、どう対応していかれるでしょうか。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　まず、財源につきましては、平成２０年から平成２１年度にかけまして、国の小地域福祉活性化事業を２年間のモデル事業として取り組んでおります。モデル地区を立ち上げて地域福祉を推進していく事業で、社会福祉協議会へ委託して実施をしております。年間の事業費が６６０万円で、その４分の３を国・県が補助する事業でございます。

なお、平成２２年度におきましては、小地域福祉活性化事業を引き継ぐ事業として、小地域福祉活動推進事業に取り組む計画であり、年間の事業費が３００万円で、その２分の１を国・県が補助する事業でございます。今後も国・県の補助事業等の活用によりまして、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、人的資源の確保についてですが、本年度、地域福祉に必要な人材を確保し、推進を図るために、菊池地域におきましては地区社協内で数名の運営委員を、七城、旭志、泗水地域は、行政区に１名の地域福祉委員を選出いただきました。計画の実

践及び地域での福祉の窓口となり、行政、社協との連携を担っていただくもので、運営委員の会議は地区社協で１５回、地域福祉委員の会議で８回の研修会を開催し、地域におきましては、認知症勉強会やサロンの立ち上げにつながってきております。

また、来年度からは地域福祉サポーターを養成しまして、地域福祉の担い手になっていただくよう育成する計画で進めてまいりたいと考えております。そのほか、サロンリーダー養成講座や傾聴、災害ボランティア養成講座等も実施しております。

第４期介護保険事業計画策定時の高齢者実態調査につきましては、平成２０年１月に菊池市にお住まいで、介護保険の居宅介護サービスを利用されている方１，３０６名、介護保険の認定を受けておられますが介護保険のサービスを受けておられない方が４７９名、６５歳以上で介護保険の認定を受けておられない方が２，１００名、４０歳以上６５歳未満の方２，４００名、合計６，２８５名の方を対象に実施いたしました。

その回収率につきましては、居宅介護サービスを利用されている方への調査が９３．３％、それ以外の調査の回収率は、議員のご質問のとおり４９．３％となっております。二次調査の必要性につきましては、前回の調査方法及び内容等を十分に検討しまして、平成２２年度に第５期の介護保険事業計画の基礎資料となる実態調査を実施したいと考えております。

次に、介護保険関連の事業所のトラブル及び格差是正につきましては、まずは介護サービス利用者の立場を十分考慮に入れ、地域密着型施設におきましては、本市が主体となり事業所の指導及び監査を行い、またそれ以外の施設につきましても熊本県と連携を図り、指導・監査体制の充実に努めたいと考えております。

次に、施設制度及びヘルパーの充実につきましては、高齢化率の上昇とともに、今後も老人が老人を介護します老老介護で、特別養護老人ホーム等の入所待ちがますます増加するものと予想しております。

本市におきましても介護保険関連の施設の充実としまして、平成２２年度に地域密着型の特別養護老人ホーム及び小規模多機能事業所の整備を予定しております。また、制度及びヘルパーの充実につきましては、熊本県と協力、連携を図り、高齢者及びその家族等が安心して生活できる体制の充実を図りたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　怒留湯健蓉さん。

［登壇］

○１１番（怒留湯健蓉さん）　現状での課題がとらえられているようですので、次年度へ向けてしっかりつないでいただくということをお願いして見守っていきたいと思いますが、これからは説明にあった地域密着型の特別養護老人ホームとか、小規模

多機能の事業所が非常に求められてきます。準備中ということですので、大変いいことですので、ぜひ立ち上げにこぎつけていただきたいと思います。

地域福祉計画と老人福祉計画及び介護保険事業計画は、市民の安心度や幸せ感を高めるために、実際に見える形で役に立たなければ意味がありません。地域福祉とは、これまでのように対象者を限定するのではなく、施設制度での対応だけではなく、だれもが安心、充実して健康に暮らせることを目的として、身近な住みなれた地域社会の中で、暮らしの中でともに支え合う共助のことだと言います。

近年、どこの自治体でも行政サイドから市民の共助を求める、あるいは市民との協働などという言葉をよく聞きますが、これは財政事情が厳しいので市民の皆さんからの汗と知恵を借りなければ行政が運営できないとのメッセージにほかなりませんが、共助も協働も、これが円滑に行われるためには、市民と行政の確固たる信頼関係が前提であることは言うまでもありません。

行政内での地域福祉の位置づけとして、保健、企画、教育、建設、土木、産業振興、環境の各部門が挙げられていますが、これは庁内で認知されたプロジェクトなのか、ここには統括責任者がいるのか、各部門には末端まで周知が図られているのか、ご説明ください。

それから、行政の推進体制として、計画策定時の委員会を継続させることになっていますが、ここには区長さんなどの充て職が多いです。地域での役職を離れられても、こういう方々は個人としてメンバー継続となるのか、それから旧菊池市との平準化を図るために、旧七城、旭志、泗水地区の各行政区には地域福祉委員の設置とモデル地区事業を展開することとされていましたが、その進みぐあいと成果はどうなっておりますか。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　庁内のプロジェクトについてですが、地域福祉計画を実践に移すためには、庁内の各関係部門との連携は重要だと考えております。福祉課を主管課としまして、特に関係の深い高齢者、子育て、障がい者、教育の担当者で庁内プロジェクトチームを編成しており、地域福祉の連携会議を行っております。

産業、建設、企画等の部門については、随時調整協議を行いながら進めております。また、プロジェクトチームの統括責任者ということですが、担当課である福祉課長がチームリーダーとして進めております。

次に、行政の推進体制についてですが、先ほど点検、評価のところで申しましたが、地域福祉計画策定委員会を継続させております。議員のおっしゃるとおり、区長さん等の充て職の方もおられますが、個人への委嘱ということで、役職を離れら

れても継続してお願いしている委員も何名か残っておられます。しかし、団体の長の立場でなっておられる委員さんは、交代されることが多いようです。なお、平成２１年度は、２４名中６名が交代をされております。

次に、旧菊池地域と旧七城、旭志、泗水地域の地域差の是正についてですが、今年度に旧七城、旭志、泗水地域の各行政区に地域福祉委員さんの選任をお願いしております。各地域２回研修会を開催し、資質の向上に努めており、モデル地区やサロンの立ち上げの成果も出ております。モデル地区におきましては、七城２地区、旭志３地区、泗水２地区、計７地区が希望されまして、ワークショップの開催から役員体制の確立、サロンの立ち上げと、精力的に地域福祉に取り組んでおられます。

来年度におきましても地域福祉委員の研修やモデル地区の新規募集を行いまして支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　怒留湯健蓉さん。

［登壇］

○１１番（怒留湯健蓉さん）　原川部長には大変ご苦労が多ございましたが、３月でご退職と聞いております。ぜひ後進にしっかり引き継いでいってください。

じゃあ次に移ります。学校嘱託職員、臨時職員及び全国学力・学習状況調査及び旧菊池市立小中学校の学校給食についてお伺いをいたします。

新学期を前に教育委員会、学校当局におかれましては、子どもたちを真ん中にしたよりよい教育環境整備のためにご努力をいただいていることと敬意を申し上げます。なかんずく、本市においては、市費雇用の学校臨時職員、嘱託職員等について、他市よりも人員を充実させていただき、この業務の運用についても柔軟な対応をお認めいただいておりますこと、率直に評価をし、感謝を申し上げたいと思います。

現在、来年度の学校臨時職員、嘱託職員の雇用の作業中かと思われますが、それにかかわって、初めにそのことをお伺いいたします。

嘱託職員には、その任務の重要性から資格が求められておりますが、これは全員に満たされているでしょうか。臨時職員であるきくち心の教室相談員は、その中で唯一資格を求めていませんが、問題はございませんか。五つの職種すべて、報酬、勤務時間等の処遇が違いますが、その根拠をお示しください。

それから、来月の４月２０日には、全国学力・学習状況調査が行われることになっておりますけれども、今回から従来の悉皆調査から抽出調査になりますが、本市ではどういう状況でございますか。

次に、旧菊池市立小学校の給食については、全校自校方式を守ってほしいという世論のこたえて、今日までそれが堅持されていますが、総合計画策定委員会の中で

外部団体が検討、審議しているので、その答申を待って方向づけをしたい旨の説明があったと聞きますけれども、詳細について説明をお願いいたします。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　おはようございます。

まず嘱託・臨時職員の資格についてでございますが、五つの職種のうち、心の教室相談員の応募資格としましては、既往症がなく健康であり、かつ意欲を持って職務を遂行できる者としておりまして、特別な資格要件は求めておりません。また、そのほか四つの職種につきましても、このほかに業務内容に即した資格要件を定めております。

次に、心の教室相談員の資格についてですが、この相談員の配置事業につきましては、もともと旧菊池市のときに文部科学省委託事業として始めたわけですが、委託事業後も、中学校の現状から必要性を感じ、継続してまいりました。全国的な傾向といたしまして、近年、中学生の問題行動や不登校等が社会問題化しておりますが、こうした問題行動を起こす要因の一つとして、生徒たちの悩み、ストレス等が挙げられます。

このため、生徒が悩み等を気軽に話すことができ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在をなり得る者を生徒の身近に配置し、生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供することが必要であると考えますし、その役割を果たすのが心の教室相談員です。相談員は、決してカウンセラーというわけではありませんが、悩んでいる生徒の話を聞くことはできます。この傾聴の態度を持つことが相談員としてとても大切であり、どんな話でも耳を傾け、真剣に聞き、生徒の気持ちが少しでも楽になるようにと頑張っておられます。このようなことから、心の教室相談員につきましては特別な資格を求めておりませんし、そのことによって、これまで表面化した問題はあっておりません。

次に、五つの職種の職遇の差の根拠についてですが、臨時・嘱託職員の賃金報酬の決定については、合併時に４市町村の額をもとに調整して決定しております。合併後に新たに設置した職につきましては、その職に対する資格や業務内容、勤務時間等を検討の上、初任者の給料月額や各市の状況を参考に決定しているところであります。また毎年、人事院勧告の結果に合わせて、必要な調整は行っているところであります。

次に、平成２２年度の全国学力・学習状況調査についてですが、この調査は児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育指導や学習状況の改善等に役立てる資料となりますことから、抽出調査とならなかった学校につきましても、希望利用として実

施を予定しております。

次に、学校給食の民間委託についてですが、合併後には、本市の総合計画、前期基本計画のもと、平成１８年３月に策定した集中改革プランに基づき、給食センター方式及び施設整備の整った自校方式の給食施設から民間委託への移行を検討するとともに、その他の自校方式の給食施設についても学校再編や施設整備計画に合わせて総合的に民間委託を検討することとしておりました。

その後、集中改革プランで掲げた個別の案件をより具体化した行政改革大綱実施計画を平成１９年３月に策定し、学校給食につきましては民間委託の可能性を検討し、可能であれば民間委託への移行を進めることとしました。

その間の具体的な検討内容としましては、平成１８年度から３カ年かけて集中改革プラン及び行政改革実施計画に基づき、調理数の余剰能力を有する給食施設が存在すること、１食当たりの単価に大きな隔たりがあること、施設管理の効率化、老朽化した給食施設の管理費の問題などから、比較的調理可能食数が大きい学校給食施設を拠点として、近隣の学校へ配送する拠点校方式及び一部調理業務民間委託などの検討を行ったところでございます。

その後、さきの学校規模適正化審議会答申におきましても、学校再編に合わせて施設の老朽化等の状況を勘案し、学校給食現場の検証を行うよう、附帯意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（北田　彰君）　怒留湯健蓉さん。

［登壇］

○１１番（怒留湯健蓉さん）　学校給食については、ただいまのご答弁が現状を正確にあらわしているというふうに理解してよろしゅうございますね。

それから、全国学力・学習状況調査については、さきのお取り組みのときに教育長のご方針を伺っておりますけれども、今回も開示請求や結果の公表が問題になってくるかと思いますが、文科省は一切タッチしないと言っておりますけれども、これについても、本市としても一切応じないという理解でよろしゅうございますでしょうか。後ほどお願いいたします。

それから、市費雇用の職員の中で、臨時職員である特別支援教育支援と心の教室相談員については、前者が時給にして１，２００円、出勤日が校長が指定する年間２００日、１日５時間、社会保険なし、後者も全く同じような条件でございますけれども、このような条件下では、すぐれた人材やノウハウが定着しにくいのではないかと心配いたします。熱意もいま一つという心理にならないでしょうか。実際に心の教室相談員は、要綱では校長の指揮監督下に置かれていますけれども、ある中

学校で３学期、相談員空白の状態が生じました。このことについてご所見を伺いたいと思います。

今後は、心の教室相談員にも何らかの有資格者ということがあって、例えばスクールカウンセラーを県も進めておりますが、そういうふうな方向を採用する方向は考えられないでしょうか。それから特別支援教育支援員、心の教室相談員についても、報酬を月額とし、社会保険をつけるなど検討される時期ではないでしょうか。

それから、全国学力・学習状況調査について、手を挙げたという理由といいましょうか、質疑のときに伺いましたけれども、やっぱり論議が必要であったろうと、教育委員会、校長会のみならず現場や教育委員会での論議が必要であったろうと思いますけれども、この調査については過去の経緯から抽出方式になったんですから、論拠の合意が必要だったと思われますが、その点をお聞かせください。

それから、学校給食の民営化については、２００３年の反対運動の経過と結果が総合計画策定の中に引き継がれていなければならないと思われますが、いかがでしょうか。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　まず、ある中学校で後期に相談員空白の状態が発生したことについての所見ということですが、先ほど指摘がありましたように、相談員は年間７２０時間以内の勤務契約となっているわけですが、生徒との悩み相談等が多くなり、その持ち時間に不足を生じたものと思っております。

相談員の業務は、学校長の指揮、監督のもとに行うことになっておりますが、今後、教育委員会におきましても、学校での計画的な執行ができるよう指導をしてまいりたいと思いますし、また平成２２年度は状況を見ながら、必要であれば相談時間をふやすなど、弾力的な対応を行い、いつでも生徒に対応できるようにしてまいりたいと思います。

また、心の教室相談員の有資格についてですが、先ほど答弁しましたように、相談員業務内容からいたしまして、特別な資格要件は考えておりません。また、平成２２年度から学校教育課内に非常勤の特別職としまして、家庭教育相談員の配置を計画しておりまして、これにより児童生徒が置かれた環境であります家庭、学校、友人、地域社会などへ働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決を行ってまいりたいと思います。

次に、嘱託・臨時職員は、再雇用、長期勤続を望まれている傾向にあるかということですが、大半が再雇用、長期勤務を望まれております。また、特別支援教育支援員と心の教室相談員の嘱託職への移行についてですけども、現在の応募状況を見

ますと、臨時職であっても多数応募されており、また短時間勤務を希望されておられる方もいらっしゃいます。したがって、このことについては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

次に、全国学力・学習状況調査についてですが、先ほどこのことにより結果の公表等についてのお尋ねがありましたけども、このことについては、これまでどおり数的な結果公表はいたしません。また、このことについて論議がしっかりなされるべきであったということですが、十分とは言いませんけども、校長会等でこのことについては論議をしたところでございます。

最後に、旧菊池市における学校給食民間委託凍結、その後についてでございますけども、平成１５年度に旧菊池市において取り決めました学校給食施設の民間委託に関する検討につきましては、保護者の皆様への説明会などを実施させていただき行政の説明責任を果たしてきたところですが、最終的にはさらなる検討が必要であるため、時期尚早であるとの判断をされたと聞いております。

教育委員会としましては、合併前のそのことが引き継がれたかどうかがわかりませんが、その後、新市になり、先ほど述べましたような経緯により、今後取りまとめる学校規模適正化の基本計画策定の過程におきまして、学校再編の対象とされている学校の給食施設のほか、老朽化し、建てかえが必要と考えられる給食施設について、まず拠点校方式を検討し、その実施後、段階的に一部調理業務の民間委託について、全市的に検討しなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　怒留湯健蓉さん。

［登壇］

○１１番（怒留湯健蓉さん）　ご答弁に続いて質問を続けますが、今日の社会状況は、子どもたちに少なからぬ影響を及ぼしています。登校が困難になっている子どもたちは、公式な報告の数よりも多いと言われています。私は、実際に校内暴力はゼロという報告の学校で被害の相談を受けたことがありますので、当局におかれましては十分な目配りが必要だと思います。

子どもたちの実態は本当に表にあらわれにくい、特に貧困の実態や人権侵害の実態はつかみにくいものです。心の教室相談員事業実施校は、毎月事業報告書を作成して、翌月の３日までに教育長あてに提出するものとされています。この報告書を作成するのはだれで、報告書は毎月きっちり学校から上がってきているか、この報告書で明らかになった事例、救済できた事例があればお聞かせください。

それから、全国学力・学習状況調査については、ただいまご説明を受けましたけれども、その時期が新学期早々の、そうでなくても多忙な時期で、また家庭訪問の

時期でもあり、多忙化についてはいろいろ対策を講じていただいている中で、ちょっと矛盾をすることもございまして、多忙化を増幅させてはならないと思います。

質疑の答弁の中で、学校ごとに工夫して一部の負担にならないようにするということでございましたけれども、具体的には何が考えられているのか、多忙化につながらない保障をしていただけるのかをお伺いします。

それから、学校給食についてはおっしゃいましたとおり、私も経緯を存じ上げておりますけれども、これまでの住民運動の経緯から、情報公開、説明責任、当事者の参加、参画、ここは子ども、保護者、教師、調理師等が考えられると思いますけれども、その論議の中で進められていくということが保障されなければなりませんが、それはいかがでしょうか。

これについては、教育長は私どもが給食の問題を考えたときに、まだご就任でありませんでしたので、市長のほうが詳しいと思いますので、この学校給食については市長に最後に振りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　まず報告書を作成するのはだれかということ、また報告書を毎月きちんと各学校から上がってきているのかということですが、事業報告書は相談員が毎月作成し、校長所見の上、翌月の３日までに教育委員会に提出するようにしておりまして、毎月、各学校から上がってきております。

また、報告書で明らかになった事例、救済できた事例についてですが、報告書で明らかになる事例もありますが、定期的な相談員等会議で明らかになる事例、あるいは適応指導教室等との連携により明らかになる事例等、さまざまです。

事例については、児童生徒の心の問題であり、余り詳細には申し上げられませんが、２例ほど紹介させていただきます。まず一つの例として、父母が離婚し、母親の収入が少なく進学への絶望感で朝起きられず、登校の気力を失ってしまったという事例ですが、心の教室相談員は、適応指導教室相談員と連携し、母親へは子育て支援課の助成相談員の支援を要請、本人にはスクールソーシャルワーカーとも連携して、学校職員全員で対応し、現在は高校進学も決まり、明るく頑張っています。また、別の事例として、学校がつまらん、家庭もおもしろくない、友達からいろいろ言われるという相談の事例ですが、このような子どもにとっては、自分の存在を認めてくれる人や安心できる場所が必要になります。心の教室がその心をいやす場所であり、安心して教室へ入っていく準備場所になっておりまして、この事例も相談員に心を開き、回復しつつあります。

次に、全国学力・学習状況調査採点事務についてですが、教育委員会としまして

は、教師が子どもたちと向き合う時間をよりふやすことが、菊池市の教育目標の実現に近づくものと考え、学校現場の多忙感の緩和にも努力してきたところであります。

ご指摘の抽出以外の各学校における本調査の採点事務につきましては、質疑の中でもお答えしましたように、一部の負担とならないよう校内での体制を整えるなどの工夫をお願いしてきたいと思います。具体的には、実施時期を自由にするとか、あるいは調査結果報告を求めないとか、そういったことで工夫をしてまいりたいと思います。

最後に、学校給食につきましては、これまでの庁内での協議、検討過程におきましても、現場の調理職員を交えて意見交換会、ワークショップなどを行い、意見の聴取に努めてきたところです。今後、学校規模適正化審議会の答申を尊重して、教育委員会内で策定する学校規模適正化基本計画の中に学校給食の拠点校方式の導入や将来における一部調理業務の民間委託についても全市的に検討しなければならないと考えておりますが、学校給食の問題につきましては、具体的な計画策定の際には児童生徒や保護者の皆様への十分な説明や意見交換、またそれらに基づく意見の反映など、行政としての説明責任を果たしながら推進していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　学校給食の民営化についてということでございますが、思い起こせば平成１５年、多くの関係の皆様方のほうから、食は教育であるということを述べられまして、ぜひ一つ検討をしていただきたいというような要望が数多く出されたわけであります。

このことを踏まえまして、合併の前の話でありますけども、菊池市としては自校方式を堅持するということは、私が平成１３年に就任しまして、その後の学校給食問題に対しましてのスタンスを明確にしたところであります。伴いまして、その後の建築に当たります北中学校も自校方式として建設をいたしました。

その後、合併によりまして、今、教育長のほうからご答弁にもありましたように、総合計画の前期計画のもとに平成１８年３月に集中改革プランが設定をされまして、これに基づきまして民間に委託ができるかどうかということを検討していただいたところであります。ただいまの答弁の中にありましたように、可能であれば民間へ進めることということで、この実施計画の中に折り込まれたということであります。

この中については、今後の拠点方式でいくという学校の統合の問題と組織の再編

と、学校統合というものが絡んできているということがご説明ありましたように、この後、学校規模の適正化審議会というものとあわせながら、この集中改革プランというものの整合性を保っていかなければならないんではないのかなと思います。

前回におきます時期尚早という背景におきましては、関係の皆様方に対する説明等々がまだ時間がたってないということもあったかと思いますので、今回、目の前にありますことにつきましては、十分時間をとりながら、関係者の方々のご理解を得るように、あと十分説明して判断ができるように持っていきたいと、このように考えております。

○議長（北田　彰君）　ここで、昼食等のため暫時休憩します。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

休憩　午前１１時４６分

開議　午後　零時５８分

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

○議長（北田　彰君）　休憩に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一朗君。

［登壇］

○３番（泉田栄一朗君）　皆様、こんにちは。

オリンピックも無事に終わり、若い日本の選手たちもすばらしい活躍を見せてくれました。その中で選手たちも口々に支えてくださったすべての皆様に心から感謝しますと、素直な気持ちを表現していました。

厳しい社会情勢の中で、今日、我が国がこのようにすばらしい大会に参加できるのも戦後の復興を支えてこられた先人たちの高齢者の方々のとうとい知恵と努力があればこそなし得たことを忘れてはならないと思っております。私たちも市政に携わらせていただくという感謝と敬意の心を持ち、市政に反映させていかなければならないと、心を引き締めて質問に移らさせていただきます。

さきに市長は、平成２１年３月の菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画書の中で、市民の皆様が豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち菊池で、安心して高齢期を迎え過ごせるような仕組みづくりができるように努めてまいりますと述べられています。これはまさに感謝と敬意の心のそのままのあらわれであると思います。本市は今、人口の２７％、４人に１人が６５歳以上の高齢期を迎えられているという現状があります。

先日、長野県川上村村長を迎えての講演がありましたが、この川上村も本市と同じく６５歳以上の高齢化率は２６％で、高齢者の中でも健康な方の占める健康高齢率が重要ではないかと述べられておられました。同村がある長野県の１人当たりの

医療費は、平成１９年度に全国で最低額の３７万５，３９６円でありました。その最低額の長野県においても、この川上村の医療費がさらに最低額の２０万７，２７０円であったとのことで、全国トップクラスの健康な村づくりに成功しておられます。ちなみに菊池市はどうであるかということで調べてみましたけれども、菊池市では６５歳から７４歳の方、国保の方ですけれども、１人当たり４０万９，６５１円、また後期高齢者の７５歳以上の方が８１万５，３１７円と、これを比べると非常に高いことがわかります。

川上村では、独自に在宅介護支援センター、ヘルパーステーション等の診療室、高齢者憩いの湯等、各種の施設を運営し、保健、福祉、医療の拠点となっております。現在、既に本市においては高齢者の方の生きがいと健康のためにさまざまな取り組みを実践され、市長、職員の方々も一丸となって活躍されていることに敬意を表するとともに、深く感謝します。

そこで２点について質問をさせていただきます。

一つは、菊池市で現在、高齢者の生きがい健康づくりの施策をどのようにしているか、紹介していただきたい。

二つ目は、今日の日本を築き上げた高齢者の方々への感謝と労をねぎらうと同時に、若い世代の方にも改めて高齢者の方々の功績を認識してもらう意味も込めて、本市在住のすべての高齢者の方を対象にいたわりの施策として、何かの節目に合わせて、例えば地域商品券とか、その中には入浴券が入ってるとか、そういうものを配布できないか、お聞きします。

まず、１点目をお出しします。お願いします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　高齢者の皆様の健康と生きがいづくりの施策につきましては、就労支援としまして、シルバー人材センターによる就業機会の提供や就業に関する情報の提供が充実するように支援し、就業支援への取り組みを推進しております。また、社会参加活動の推進としまして、老人クラブや目的や趣味を共有するグループ等の高齢者組織の育成と地域のリーダーとなる人材の育成、発展に努めるとともに、老人クラブを初めとする高齢者組織が取り組む地域社会の期待にこたえていく活動の支援に努めているところであります。

そのほか、生涯学習の充実としまして、高齢者の皆様みずからが時代とともに多様化する生活課題としてとらえることのできる生涯学習社会の実現に向けて、だれもが学びたいことをいつでも目的を持って学び、楽しみ、喜びを得る活動として、高齢者大学など、学習機会等の提供に努め、高齢者の皆様の多様な価値観に対応し

たライフスタイルの実現ができるような社会づくりを進めているところであります。

また、福祉サービスによる在宅支援として、通所等の方法により生きがいと社会参加を促進するとともに、レクリエーション、給食サービス、入浴サービス等の各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び介護予防を図ることを目的として、ふれあいサロンを実施しております。

このほかに高齢者の皆様に自由な憩いの場を提供することで、集う場所を設けております。ここでは同じ市民の方と活動したり、利用者同士でお茶を飲んだりと、皆様が触れ合いを楽しんでおられます。また、ふれあいデイサービスにつきましては、地域ごとに各公民館を拠点としまして、高齢者の皆様が集う交流を持っていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○３番（泉田栄一朗君）　今、さまざまな紹介はしていただきましたけども、地域商品券についてのお答えがなかったと思いますけど、それも後でちょっと一緒に言っていただければと思いますけども。

やはりこの地域商品券は、思いやりの施策として、何か地域の活性化になるんじゃないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、紹介したい村がありますけども、鹿児島県の鹿屋市に柳谷集落と、愛称をやねだん、鹿児島県の大隅半島にある鹿児島の柳谷集落では、１０年ほど前まで人口が３００人、６５歳以上が４割という、どこにでもあるような過疎高齢化の集落だったのですが、行政に頼らない地域再生を目指し、集落総参加で労力や経験を提供し合い、住民の工夫で福祉や教育も充実させていった集落であります。

１２年前、豊重哲郎氏が公民館長に就任したのをきっかけに、柳谷の住民は、一人一人が地域づくりの主役を信念に自立への処方せんを描き実践しており、そして自主財源は見る見るふえ、すべての世帯にボーナスが配られるほどになった集落であります。そのリーダーの豊重哲郎氏のお話の中に、一つ、企画、実践したことに対する評価は甘んじて受けろ。一つ、満点のリーダーなんかどこの社会にもいない。一つ、人間はまことに勝手なもので、人の批判は平気でする。一つ、特に地域活動に参加もしていないのに不平、不満の論者がどこにでも点在している。一つ、そんなときこそ忍耐と勇気、顔を上げて笑顔で闊歩すること。一つ、そんなリーダーこそ真のリーダーであるとあります。

市民の皆様の生きがいづくりや健康維持のために本当に必要なのは、最先端の技術や最新の設備を有する施設ではなく、人材です。そこで働く人々が同じ地域の住

民として、また自分の親、兄弟、親戚とかかわりを持つように市民の皆様に接し、気持ちを伺い、尊敬や感謝の心を持って行動に参加していける。この人材づくりが最優先されるべきであると思いますが、市長どうでしょうか。

そこで現在、本市において公民館を中心にしたモデル地域活動が進められていると先ほど言われましたけれども、その内容も含めて紹介をしていただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　先ほどの質問の中で地域商品券ということでございましたけど、ご指摘のように、高齢者の皆様が戦後、我が国の復興にご尽力いただいた功績ははかり知れないものがあるというふうに認識をしております。これに対しまして、市からの敬意をあらわす形としまして、高齢者の皆様へ地域商品券の発行につきましては、必要性などを踏まえまして、庁内で十分協議をしていきたいというふうに考えております。

地域独自の生きがい、健康づくりの施策につきましては、平成２０年度に策定しました菊池市地域福祉計画に基づき、本年度は地域福祉活動計画の策定を社会福祉協議会が進めております。

先ほど怒留湯議員のほうの質問に答弁したところでございますけど、地区社協やモデル地区のワークショップ、ワーキングチーム会議を経て、年度末に完了予定となっております。本年度から地域福祉活動を希望するモデル地区は、市内７地区の希望があっているところであります。今後も市と社会福祉協議会が連携しながら、地域福祉活動計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○３番（泉田栄一朗君）　ぜひこの地域商品券等のご検討をお願いしたいと思います。

再々質問をさせていただきます。

自分の役職や地位、利権を優先させた縦割りの対応や上から目線でなく、市民のお一人お一人と立ち位置を同じにして、同じ方向を見据えた施策が必要ではないでしょうか。大きな施設、予算が少なくてもできる身の丈に合った行政、個人に最も近い区単位、公民館単位、校区などの小さな規模からでも始められる、小さくなければできない施策もあるのではないでしょうか。

地域全体で若人から高齢者まで交流できる公共の場を利用した施設ができないか、また今回、老人福祉センターというものができる予定になっておりますけれども、

そういうものも含めて、そういう施策ができないか、お答えお願いします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して暮らせる施策は大変重要であると認識をしております。高齢者の方がいつまでも健康で生きがいを持って生活できますよう、地域の皆さんが主体となって公民館や集会所などで健康体操やレクリエーション、ゲームを楽しみながら活動する語らいの場があります。ここではあらゆる年齢層の皆様が一緒に集い、交流が活発になることを地域の和づくりの機会となり、大変ありがたいことと思います。

今後、地域の皆様のご期待に添いますよう、市と社会福祉協議会が連携をしながら支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○３番（泉田栄一朗君）　それでは、次の質問に入らせていただきます。

現在、社会的に大量生産、大量消費の時代を経て、使い捨ての時代を経て、物の大切さ、命の大切さがおろそかにされているように感じられます。

以前、市民の方から、入学時や通学期間中のお金が非常に家計に負担になるというお話がありました。そのことを私も一般質問の中で取り上げたことがあります。入学時にかかる制服や体操服など、非常に高額で大変であると。もっと低価格で買いやすい価格のものがないでしょうかということでした。また、部活にかかるユニフォームや遠征費等々、子どもの教育にお金がかかると。そういう中で、使用可能な制服、靴、かばん、そういうものを再利用して後輩たちに渡せないだろうかというようなことです。

私もこの選挙に出るときに、今着ているこの服は２着３万円で買って、まだ立派に着ておりますけども、学校あたりは大量に買って、あれだけのものを買うわけですので確かに丈夫であることは大事ですけれども、やはりいろんな交渉をしていただきたいと考えております。一例として八代市内の市立高校では、卒業生に呼びかけをして、制服等の用品を学校側で保管しています。ある転校生にその制服が渡され、非常に感謝されたというお話を聞いておりました。

本市の小・中・高に呼びかけをして、卒業生や在校生が使ったもので捨てるにはもったいないもの、まだまだ使用可能なものを集め、下級生や新入生、転校生等に提供するという仕組みができないか質問します。

二つ目に、国際貢献でありますけれども、昨年の１２月２７日付の熊日新聞の記

事によりますと、本市の子ども議会の提案をきっかけに、使用可能な鉛筆やノートなどをスリランカの子どもたちに送る活動をされています。大変すばらしい活動だと思っております。また、芦北では、カンボジアに学校建設募金の活動が行われておられます。

つい先日、私もマラソンランナーの高橋尚子さんが母校を中心に使用可能なシューズを集め、途上国の子どもたちのためにシューズを送り、破傷風の予防と思いっきり走る喜びを伝えられるところが報道されていました。日本では靴を履くことは当たり前ですが、世界には靴を履くこともままならない環境で生活をされている人たちが大勢おられ、資源の有効利用という活動を通して、次の世代に伝えていかなくてはならないと思っております。

このような活動を通して、子どもたちが国際貢献や世界平和の大切さを学ぶことは、同時にふるさとを見直し、ふるさとや命、物に対する愛情をはぐくむきっかけとなり、非常に重要なことだと思っております。そこで質問ですが、本市でもこのような活動をさらに進めていく考えがあるか、お教えください。

以上、２点よろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　市内小中学校、特に制服等、就学にお金がかかる中学校における学用品等再利用の取り組みにつきましては、市内の全中学校におきまして、制服や体操服、かばんや女子のオーバーコートなど、使わなくなったものの再利用が行われております。

主にＰＴＡのバザーや卒業生の呼びかけにより学校に集められていますが、そのほかに体操服などを入れるサブバッグや自転車通学用のヘルメットなども再利用が行われ、特に学年途中の転入生や卒業間近で買いかえが必要となった生徒たちに喜ばれているところです。また、小学校におきましても、バザーや地域の祭りなどの際に、不要になった標準服やスクールセーター、まだ使えるランドセルなどが寄せられて、必要とされる方に再利用され、好評を得ています。

このようなＰＴＡや学校の取り組みは、保護者の負担となる教育費の軽減に役立つだけでなく、保護者や児童生徒に対しても物を大切にする心の醸成につながるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　平成２０年度の子ども議会におきまして、泗水中学校の生

徒さんから、途上国へ使用可能な学用品やスポーツ用品の提供をしたらどうかというようなご意見がございました。

このことを受けまして、国際交流の推進や在住外国人の支援などを行っております国際交流協会で検討いたしました結果、交流のあるスリランカに絞って、ボランティア団体を通じて送るところが決まったところでございます。今回は初めての試みでございましたので、５校の中学校のみを対象といたしまして、本年の１月１５日までの締め切りで、中学校から貴重な学用品等の提供を受けたところでございます。

このことにつきましては、先ほどご紹介ありましたように、１２月１７日の熊日新聞で泗水中の模様が報じられたところでございます。また、同じように職員の方にも呼びかけまして、家庭で眠っている日用品等、筆記用具等の提供をたくさん受けたところでございます。ことしの２月初めに国際ＮＧＯのボランティア団体を通じまして現地へ送りました。きのう、そのメールが入ってまいりまして、届きましたというメールがスリランカから届いたところでございます。

子ども議会からの意見から始まった今回の取り組みでございますが、スリランカのことにつきまして、多少なりとも子どもたちが関心を持っていただけたものと思っております。また、物を大切にする気持ちが芽生えてきたんではないかなというふうに思っているところでございます。

この活動を今回だけで終わらせることなく、学校等と連携しながら、今後も継続していきたいというふうに考えております。行く行くは各家庭にまで広げていけたらいいなというふうに思います。

しかし、このことにつきましては、熊本県貿易協会などの関係機関と相談いたしましても、困難な部分が多々ございます。まずは、不要になった品物を開発途上国へなどと表現いたしますと、開発途上国はごみ捨て場ではないというようなことが返ってきますし、そういった雰囲気さえございます。今、求められていることは新品で数のまとまったもの、例えば野球の１チーム分のセットものとか、そういったものが求められております。そういった問題点もございます。また、電化製品一つにとりましても、国によって電圧やコンセントの形状から異なってまいります。当然ながら、その国が育成保護してる産業に関連する製品は送りがたいというような個別事情も出てまいります。

このように困難を伴いますけれども、物を大切にする運動とともに、再利用、再資源化を一言であらわします日本独特のもったいないの精神を生かすとともに、まことに重要なことであるというふうに思っております。

このようなことから、不要品ということではなく、今は使わなくなったが十分使

える品物ということで、途上国に送る方策も今後研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○３番（泉田栄一朗君）　今、答弁いただきましたけれども、私のちょっと勉強不足で、菊池市がこれだけ小中学校やっておられると、物を次に伝えられてるということは知りませんでしたけれども、やはりこれからもさらにそういう内容を充実して、一般の方がまだそういうことを知らない方が結構おられると思いますので、広報等にこういうことを今やっているということも伝えていただければ、非常に皆さんがありがたいというふうに考えられると思います。

また、国際貢献についても、私たちも泗水県の友好都市なんかもございますけども、確かに新品というとあれですけども、私の家にも冠婚葬祭で大分いただきものがたくさんあります。でも、これもどこにやりようがないという部分もあります。どこの家庭にでもやっぱり新品が残っていると思いますけども、そういうものが再活用できればいいんじゃないかと思っております。

こういう取り組みを市民が、菊池市がますます活発にしていただければと思います。

菊池市が物を大事にするまちにということで、そこで提案ですけども、家庭で使用可能な物品をお互いが相互利用できるような場、情報交換の場等を市がリーダーシップをとって推し進めていただきたいと考えております。

例えば本市は、循環型社会形成を目指していますが、今、ごみの分別も９品目に分けて分類されております。また、視察させていただいた水俣市では、ごみを２２品目で分別されておりました。さらに、皆さんがご存じの葉っぱビジネスで有名な四国の上勝町には、各家庭に生ごみ処理機が設置され、ごみは住民の方がごみステーションに持ち込んで分別をし、ごみの収集車も焼却施設も最終処分場もないところで、ごみを３４品目に分別され、ごみが全国平均の約３分の１に減量されているということです。ごみステーションは毎日開かれ、だれでも、いつでも持ち込みが可能で、分別されるそうです。施設はプレハブの２階建てで、１階部分に分別収集箱が並び、２階には本や古着、おもちゃなど、欲しいものが自由に持っていけるように並べてあるそうです。ごみをふやしたくない、持ち入れたくないという意識も高まりつつあるそうです。また、近くに住む高齢者のためにボランティアグループがごみを集めたり、地域によっては集落単位で収集場所を独自で設けて運んだり、住民の方がお互いにまちの取り組みを支え合って、ごみは確実に減っているそうで

す。

循環型社会形成を目指している本市として、課題の多いごみ問題については、積極的に取り組んで、将来、より多くの資源を再利用できるような循環型社会形成を目指していただきたいと思っておりますが、市が具体的にどのような取り組みをしているか、お答えお願いします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　友好都市、特に泗水県との絡みの中で使用可能な物品の提供、国際貢献ができないかというようなことがございましたので、私のほうからまずお答えをさせていただきます。

韓国はご存じのとおり、日本と生活レベルがほとんど変わりません。これまで二つの友好都市とともに物品の提供などの支援についての話は、過去まだあったことはございません。ただ、中国泗水県は、今、開発途上の中にありますけれども、随分内陸部のほうにありますので、菊池市とはかなりの生活のレベルの差がございます。ことしは泗水県との交流が始まって１５周年の記念すべき年でもあります。今、泗水県は、中国経済の発展の中で大きく変わりつつあるところでございます。今後どのような支援ができるのか、福岡にあります中国総領事館のご指導も仰ぎながら、泗水県と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　市の取り組み状況につきましてお答えいたします。

地球温暖化や資源の枯渇、自然破壊など、環境問題に関する市民の意識が高くなっている中、議員が言われました、物を大切にし、再利用につなげていくことは、非常に大事なことだと思っております。そのことは現在、国や県、各自治体で推進をしております廃棄物、いわゆるごみの３Ｒ運動につながっております。

３Ｒ運動のＲとは、一つ目がリデュースのＲで、ごみを出さないこと、二つ目はリユースのＲで、ごみを再利用すること、三つ目がリサイクルのＲで、ごみを再資源化することであります。一つ目のリデュース、ごみを出さないことについては、各家庭でごみをきちんと分別してもらい、ごみとして出さずに資源物として出してもらうことで減量化に努めていただいております。

三つ目のリサイクル、ごみを再資源化することにつきましては、菊池、七城、旭志地区の可燃ごみを「エコヴィレッジ旭」のＲＤＦ施設で固形燃料化というリサイクルを行っております。また、各家庭から緑の袋で出されています資源ごみは、専

門業者により選別、こん包され、再資源化の原料として売却をしております。

しかしながら、二つ目のリユース、ごみを再利用することにつきましては、製品の形のままで再利用する商品が限られており、市が行っています業務ではうまく推進できていないのが現状であります。議員からご提案がありました物を大切にする運動として、学校や福祉団体等で取り組んでいただいている交換会やバザー等は、その取り組みの一つであります。そして、その規模を大きくしたものがフリーマーケットであり、全国で取り組まれているところであります。これらの取り組みがリユース、いわゆる使わなくなったものを再利用することであります。

本市としましても３Ｒ運動を基本に、ごみを正しく分別していただき、ごみをごみのまま出すのではなく、資源物としてリサイクルを進め、使わなくなったものを再利用していくなど循環型社会を目指し、ごみの減量化を図っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○３番（泉田栄一朗君）　ぜひ市の職員、担当の方は、他市で先進地をどんどん見て回って、それを生かしていただきたいと思っております。

今、フリーマーケットということで社会福祉協議会等がされていることをお聞きしましたけれども、そういうようなさらに規模の大きいフリーマーケット的なものを菊池市で計画されるとか、または今、軽トラ朝市というのがありまして、私たちも何回かお邪魔させていただきましたけども、そういう中でやはり少し菊池独自の軽トラ朝市の中にそういうフリーマーケット的なものをタイアップして、さらに充実した菊池市の独自なものがつくれないか、そういうような菊池市で独自のものができないか、最後にお聞きします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　フリーマーケットにつきましては全国各地で開催され、その数も年々ふえていると聞いております。ほとんどの取り組みが各種市民団体等で行われております。市としましては、使わなくなったものをごみとして捨てるのではなく、再利用、リユースしていただくためにも、フリーマーケットは有効な手段であると考えておりますので、各種市民団体等に呼びかけながら、市で行われていますイベント等に合わせた開催に向け努力してまいりたいというふうに思います。

また、家で使わなくなった品物を有効に再利用してもらうための情報交換の場につきましては、市民の皆様にわかりやすく簡単に情報が得られるようなシステムが

必要であることから、今後検討してまいりたいと思います。

次に、集団回収等による資源物の有効利用につきましては、現在、各家庭で出されています資源ごみの緑の袋で収集されたものは、再資源化のため専門業者へ委託しておりますが、当然そのための処理経費がかかっております。これを各家庭での集団回収などの自主活動として取り組んでいただければ、市民の皆様の環境保全に対する意識の高揚につながるとともに、業務委託に係る経費が削減できるものと考えております。

今後につきましては、集団回収を推進するための奨励金制度を充実させまして、各地域での取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○３番（泉田栄一朗君）　それでは、三つ目の質問をさせていただきます。

本市のふるさと納税について、本市の進捗状況を教えてください。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　進捗状況ですが、２０年７月１日から、がんばるふるさと菊池応援寄付金ということで受付を開始しておりまして、広報等で呼びかけまして、２２年２月２８日時点で５７件、２２８万７，０００円の寄附が寄せられております。進捗については以上でございます。

○議長（北田　彰君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○３番（泉田栄一朗君）　現状は理解できましたが、平成２２年２月２８日時点で５７件ということで、私のまた別の資料で調べさせていただきましたけれども、菊池市在住の市民の方からの寄附というのが１件と、あとは全部市外の、例えば熊本市とか、または東京とか大阪とかということだろうと思いますけれども、そういう内容でした。

この資料からいろいろなことが考えられると思いますけども、県外からの寄附に関しては、地域で育った市民の皆様がふるさとを思い、ふるさとのためにとの思いでご寄附をいただいたということがわかります。しかし、市在住の方からもっと多くの反応があってもよいのではないかと思っております。

市民の方から、こういう声が聞こえてきました。子どもの通学路が非常に暗いところがあるから、菊池市でも熊本城の一口城主のようにして一口街灯のようなものができないだろうかという話がありました。熊本城の一口城主については皆さんも

ご存じとは思いますが、補足で説明させていただきます。

広く県内外の個人、法人、団体から一口１万円以上の寄附をされた方を一口城主として城主証をお渡しし、お名前を芳名板に記載して天守閣に掲示し、そのほか幾つかの特典を設けられておられます。実績としましては、平成２１年１月１日から平成２２年１月３１日までに３万８４２件の応募があり、金額にして約３億６，７００万円の金額が集まったそうです。この募金の使途は、熊本城復元整備事業の財源にすべて充当されるということです。

また、ほかに例を挙げますと、宮崎県のＮＰＯ法人を紹介しますと、どんぐり１０００年の森をつくる会におかれましては、すべての生命の原点は山であり、山から流れ出す水であるとの提唱、趣旨のもと、１０年前から活動を始められており、できる人ができるときにできることを行う方式で、ドングリを拾い、種をまき、苗を２年間育てて国有林の山に植えることを１年間のサイクルとして年６回活動されておられます。このほか、どんぐり株主を募集、１枚５００円の株券を発行し、全国から株主を募集し、平成２１年度現在までの株数実績で８万７，２８８株で、合計４，３６４万４，０００円となったということです。株主になると株主名簿に記載され、永久に保存し、後世に伝えられます。「株主として、直接の利益の還元はありません。先人から引き継いできた命を未来へ引き継ぐために、環境づくり活動を行うその心があなたの財産です」と記載されています。

本市は合併して５年になります。今やっと市民が菊池市全体として考えられるようになってきていると思います。そこで、ふるさと納税においても特定事業として、その対象を全国に誇れる、例えば菊池渓谷など、すばらしい自然環境や史跡などに広げて、その中から特定し、市民の方はもちろんのこと、市外、県外の人たちに納得して寄附できるものを考えてみることが課題ではないでしょうか。そのことを通し、さらに本市民が一つの心になり、本市を誇りに思えるようになると考えます。この一口城主ならぬ、一口丸々とする特定事業の考えについての計画があるか、質問させていただきます。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　先ほどの近況報告の中で件数５７件と申し上げましたけれども、内訳は議員さんのほうからご紹介ありましたように県外在住の者が４６件、それから県内在住の人が１１件、市内在住からのご寄附が１件となっております。確認をいたしておきます。

これまで東京菊池会、それから首都圏七城会、東京泗水会、関東旭志会、そういったふるさと会等にも相当強力に何回も何回もふるさと納税のお願いをしてきたと

ころでございますけれども、なかなかいまいち反応が鈍いというようなところもございます。

ご紹介ありましたように、全国の市町村の中には寄附金の活用に事業を特定しているところもございますが、菊池市では総合計画に掲げます三つのまちづくりの理念、心のふるさとづくり、それから生き生きふるさとづくり、爽快ふるさとづくりの３本のまちづくりの理念に有効活用させていただくということで決定がなされ、今日に至っております。

特定の事業を選定してご寄附いただき、その事業が実施されれば寄附者の皆さんにもすばらしいご報告ができるものだと思います。このことにつきましては、これまでも数名の議員さんから同様のご意見をいただいているところでございまして、今後におきましては、これまでご寄附いただきました全額を基金造成するなり、特定の事業の一部に充てるなど、内部検討をしていきたいと思っております。

ただ、一口城主のような一般寄附とふるさと納税の方は性質が違いますので、あくまでもふるさと納税でございますので、市民の方になりますと税の還元がございません。一般寄附というような形になってしまいますので、そこらあたりはちょっと分けて考えていくべきではないかなというふうに考えております。

○議長（北田　彰君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○３番（泉田栄一朗君）　三つのまちづくりの理念ということで言われましたけど、何かどうも三つのまちづくりの理念が何かぼけたような感じで、何かはっきりぴんとこないというのが私の思いです。このふるさと納税についても、東京あたりの泗水出身の方とか、菊池出身の方とかにはご紹介をされておられると思いますけど、市民の方は何か余りこのふるさと納税についてのご関心というか、ご説明が余りわかっておられないんじゃないかというのが私の思いです。

このふるさと納税については、それで私も大事なことだと思っておりますけども、今言われましたように、特定事業の寄附ということについては、やはりまた別な形で菊池市で一つ考えていただくと、また菊池市民の誇りになるようなものが生まれてくるんじゃないかと。一口渓谷と、例えばそういうような特定事業にして、そういう寄附をしていくと、菊池出身の方以外の方でも、やっぱり菊池渓谷というのは全国的にも有名なところでありますし、今は中国からでも、世界からでも来られるような場所ですので、何か一つそういうものを考えていけば、一つ一つの施設の充実につながっていくと思います。できれば最後に、市長のお考えもお願いしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　先ほど２回目の答弁でちょっと誤りがございましたので、今、自席に戻ってからはっといたしまして、訂正をさせいただきますが、市内の方もご寄附はできます。また、還付もいたしますが、市にとっては税金で入るか、ふるさと納税で入るかで、市内の方がされてもあんまり変わらないと、税で入るか、ふるさと納税で入るかだけでございますので、還付手続はございますので。そこは市外の方から受けるというのが恩恵があるということでございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

ふるさと納税へ寄せられた寄附金がどのように有効活用されるかを明確にすることは、ご寄附いただいた皆様への説明責任を果たすことになるとともに、今後、ふるさと納税を推進するに当たっても非常に有意義なご意見だと受けとめております。今後につきましては、関係部署と十分協議を重ねて、なるだけ多くのご支援いただきますように努めてまいりたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　ふるさと納税についての考え方ということでございますが、今、部長のほうから答弁しましたように、それは菊池市民外の方々が菊池に以前住んでおったということで、ふるさととされている方々が大変地元にお世話になって自分の今があるんだという、そういった思いを込めながら、本来居住地で納めるべき納税を自分のふるさとと思うところを、自分の意思で選択して納めると。それはいずれに納めても税は税ということでありますから、菊池市に納めていただける分だけが控除できるということであると思います。

また、そういった以外に一般寄附としても、やっぱり自分のふるさとに寄附をしようだとか、あるいは今までもそうでありますけれども、小川基金に見られますように、たくさんの方々がこの菊池にお世話になったという思いで、菊池の住民の中からの寄附も、これまで合併しましてからも数件もあっております。その額も１億円を超えるような大きなお金もあっておりまして、大変ありがたいことだと思っております。

広い意味でいけば、やっぱりそれぞれが寄附をするのには意義がなければならないのではないのかなと。随分昔のことには、たしか赤ちゃんが産まれたときにはおぎゃあ献金とかといってあって、産婦人科に置いてあったコインボックスか何かにお金と入れるとか、あるいは自分のまちの入籍のときに、そういった気持ちをあらわすだとかといったものがあったかに思います。そういう意味におきましては、例えば一般寄附として取り扱うのであれば、菊池市に籍を置くという、戸籍を持って

こられるという場合、あるいはまた菊池から去られるという場合に、ありがとう献金だとか、またお世話になりますという、菊池に住むということで、これから献金だとか、何かそんな意味をつけてやることも大事なのかなと。

今述べておられます菊池渓谷につきましても、何か意義があって、やっぱりやってみたいなと思われるようなネーミングと、それから内容というものを整えてやればどうかなという感じはいたします。

いずれにいたしましても、ふるさと納税というのは、非常に何かしら複雑といいましょうか、手続が大変だということもありまして進められてないんじゃないかなと思います。その辺については、国の法律に基づくものでありますので、いかんともしがたいところでありますが、何かもう少し簡略した形でふるさと納税ができないのかなといったものについては、今後またさらに研究をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（北田　彰君）　ここで１０分間、暫時休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午後１時５１分

開議　午後２時０１分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（北田　彰君）　休憩に引き続き、会議を開きます。

次に、東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　こんにちは。日本共産党の東裕人です。

通告に従って質問をします。

まず施政方針について。暮らし、福祉、満足度の三つの角度から質問をします。市長は、施政方針の冒頭に、経済情勢の厳しさ、雇用の悪化について、特に中小企業が多くを占める地場産業や農業、林業に端的にあらわれ、より深刻になっているとの認識を示しました。では、どうするのか、以下お聞きします。

昨年６月の施政方針への質疑で、市長は貧困から市民を守る立場に立つのかとの私の問いに、市長は、市民の幸福感という概念で答弁をされました。それから１年たち、もう幸福感といったあいまいな認識では済まされない市民の暮らしの深刻な実態があります。今、私が取り組んでいる市民アンケートに、たくさん声が寄せられています。パートでしか働けない、預貯金のない私、お先真っ暗、この先がすごく心配でたまりません、私は後期高齢者でひとり暮らし、少ない年金で毎日不安な生活を送っています、助けてください、助けてください。こうした声が、今、たくさん寄せられています。

市長を初めすべての市役所職員の皆さんは、こうした市民の暮らしの実態にしっかり目を向けるべきではないでしょうか。さらにアンケートに寄せられた声のみならず、数字としては、去る２月１２日に県が公表した平成１９年度市町村民所得推計では、菊池市は１人当たり家計所得２５４万円、これには雇用者報酬や個人企業所得、社会保障給付など含まれているので、実際の所得とは当然違いますが、県下自治体で下から１０番目と長期低迷、その内訳として雇用者報酬、個人企業所得の減少というデータが示されました。平成２０年度、平成２１年度に好転した様子は伺えないので、今日なお低い水準であると思われます。

そこで市長にお尋ねしますが、１人当たり家計所得２５４万円、長期低迷、菊池市民の暮らしは沈んだままであります。ここを引き上げるために何をすべきと考えていますか、施政方針のどこにそれが反映されているのか、初めにお聞きします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　人口減少、少子高齢社会の進展に伴い、労働力人口が減少し、内需が落ち込むといった日本が抱える構造的な要因ばかりでなく、多くの人が将来への生活不安から消費を手控えるといった心理的な要因が後押しし、消費の停滞、物価の下落、雇用の低迷、賃金の減少という悪循環をさらに加速させているとも言われています。

このような状況の中で、市における景気対策の一つとして、平成２２年度において（仮称）菊池ブランド推進室を設置し、市外への菊池ブランドの広報戦略、販路拡大に取り組み、基幹産業の振興を行ってまいります。将来の農業の進むべき方向性をしっかりと見定め、それに即した施策を選択し、集中して展開していくことが重要であります。

また、雇用の場の創出・確保及び勤労者所得の向上、あわせて広く市活性化の観点から、企業誘致に積極的に取り組んでまいります。特に平成２２年度は県の新規工業団地である川辺工業団地、菊池テクノパークの早期完成に向け、全力を傾注しながら努力してまいります。

この農業所得や勤労所得を向上させることが、市民の生活を安定、向上させ、ひいては商工業等全体への消費に向かわせる経済の循環の基底になるものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○２番（東　裕人君）　何で企画部長が答えるんですか。私は市長にお尋ねしますって聞いたわけで、ぜひ市長の、この市民所得を向上させるための頭の中身を聞いてるわけですから、市長に答弁をお願いします。

では、ほかになければいいですが、市民部長が答えた以外のところで、市長がお答えできる範囲の答弁を、企画部長ですね、ちょっと先走ったかもしれません。

市長、お願いします。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　東議員のほうから家計所得についてお述べをいただきまして、菊池市は非常に家計所得が低いということで、県下の中におきましては下から１０番目だということでご指摘をいただきました。

私もこの質問に際しまして、資料をちょっといただいたところでありますけども、具体的に分析をしておりません。ただ、本当に家計所得というものだけで市民のいわゆる所得というものに比較していいのかなと。家計の所得そのものが上位からいきますと２番手にあります五木村というのは、人口が非常に少ない。それで所得そのものについては、雇用者の報酬は当然でありますけども、特に医療の給付あるいは年金とか、社会保障給付などが含まれているということにおきます家計所得ということになれば、とりわけ年金暮らしをされている高齢者のおられる方々の地域の方が、人口が特に少なければ少ないほど所得が大きいように統計的に出るんではないのかなという思いで、分析をこれしてみなければわからないと思います。

もちろん、この住民の所得というものも、企業の所得を含めた個人所得ということですから、これも比較しようがないかもしれませんが、住民所得でいえば、過日、新聞で発表されておりました数値からすれば、県下１４市の中で第３位にあるということでありまして、また県下４７の市町村の中においては９番目にあるということで、非常に高い市町村民所得となっております。それと比較いたしました家計所得がどうしてこういった位置になるのかといったものについては、分析をしていかなきゃならないと思います。

いずれにいたしましても、住民所得であれ、家計所得であれ、これを高めていかなきゃならないということは、もう現実的な対応をしていかなきゃならないわけでありまして、そのためにはやっぱり何といっても雇用の場を確保していかなきゃならないだろうと思いますし、若い方々が菊池市に定住できるような施策としては、やっぱり職住を一体化したものを常に考えておかなきゃならないと、このように思っておりまして、そのために企業誘致について一生懸命取り組んでいるということでありますし、また現在のこのような経済環境の中でありますので、雇用をどう維持していくかというのが最も大事なことであるということで、これについては企業のそれぞれの地区にあります連絡協議会等々に対しまして、ぜひ一つ解雇等々にならないように、何とか一つ国の制度、政策等を生かしながらでも頑張っていただき

たいということで、またさらには仕事量が減ってきていることについても、ワークシェア等を導入していただきたいというようなことを申し上げてまいったところでもあります。

今、ある人たちが解雇になったり、あるいはまた離職をして職がないということになっている現状からいたしますと、緊急雇用対策等についても、これをうまく利用しながらでも生き延びて、経済の好転時期を待つということ以外にはないんじゃないかなと思っております。今後、そういった視点に立って、さらに頑張っていきたいと、このように思います。

○議長（北田　彰君）　東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　ぜひ家計を直接温めるために何をすべきかという議論を、市長を先頭にしっかりしていただきたいと思います。

昨年の市長選挙の翌日のインタビューで、市長は、これまでとは違う施策を検討すると述べられたわけですから、暮らしに重点を置いた施策を強く求めて、次の福祉の問題に移ります。

昨年６月の施政方針で、私は市長の社会保障論についてお聞きしました。ここが一緒であれば協力をするし、間違っていれば、これから１年正していくと述べました。市長は、福祉サービスを充実させていく必要があると答弁して、具体的には三つの分野、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉を挙げました。では、その後１年、どういう努力をされたのか、その結果、菊池の福祉分野が充実したと言えるのかどうか、お尋ねします。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　昨年の第２回定例会の施政方針で述べました福祉関連の施策が、この１年間でどのような対応、あるいはまた実績として上げてきたのかというご質問でありますが、まず児童福祉につきましては、本市が独自で取り組んでおります３人目以降の子どもさん、このことにつきましては１０万円を支給するというすくすく子宝祝金制度では、２１年度はまだ確定はしておりませんけれども、制度発足から昨年までは、毎年申請件数というのは増加の傾向に今あります。

また、保育ニーズを満たすための保育所の定員枠の拡大によりまして、入所児童の増加や、あるいは１８歳未満の子どもが３人以上いるところにつきましては、保育所に入所している３歳未満の児童がいる場合の保育料を無料にするといった多子世帯の子育て支援事業などによりまして、対象児童の増加が挙げられます。

また、ほかにも多くの事業を実施しておりますが、たくさんの方々が利用されて

おります。

次、障がい者福祉につきましては、本年度は障がい児の夏休みの預かり体制の充実に圏域の市町と協議を行いまして、やっと希望に添うことができまして、少しでも保護者の方々からの要望におこたえができますように、報酬の単価の改定を行いまして、事業の見直しを進めてまいっているところであります。

また、当事者の方々からのさまざまな要望に対応していくために、委託相談支援事業所と連携を図りまして、障がい福祉施策についてきめ細かく周知をする相談支援充実、あるいは強化事業に取り組むなどいたしまして支援体制の強化を図ってまいりました。しかしながら、まだまだ不十分な点もありますので、今後は国・県の動向を注視しながら、さらに充実支援ができるように努めてまいりたいと、このように存じます。

また、高齢者の福祉につきましては、菊池市の老人クラブ連合会の体力測定事業が２年ほど前からスタートしておりますけども、積極的に協力をいたしまして、老人クラブの活動と健康づくりの推進を図りました。

また、老人福祉センターの施設整備につきましては大変ご心配をかけておりますが、平成２１年度に基本設計を実施しまして、平成２２年度の事業推進に向けまして調整を進めてきたところであります。

介護予防事業につきまして、介護認定に限りなく近い高齢者を把握して、３カ月を１クールとした介護予防教室を年に３回実施をしています。また、介護度の低い要支援１及び要支援２の方々が短期間で重度化しないような総合的なケアマネジメントを実施するとともに、介護サービス事業所へ介護予防プランの実施を促進しています。

また、特別養護老人ホーム等の待機者解消のために、先ほどの質問にも答えておりましたけども、地域密着型の特別養護老人ホーム及び小規模多機能事業所整備の公募を昨年の１２月に行いまして、今月中に事業所を決定する予定であります。

以上、福祉関連の対応及び実績の概要を申し上げました。

平成２２年、新年度におきましても、施政方針で申し上げましたとおり、福祉の各種施策の充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（北田　彰君）　東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　次に、満足度についてお聞きします。

市民の暮らし、家計はなかなか向上しない、負担はふえる、福祉もよくならない。だから今、市民の中では不満や不安が非常に募っています。先ほど引用した市民アンケートの設問で、合併して５年、市政に対しての今の率直な思いを書いてくださ

い、こう聞きました。そこには次のような声でたくさん書かれています。少し紹介します。

合併する前、そして合併から、どんなに思い返しても何も変わっていない。私たちは合併して何かが変わる、そう信じて今までやってきましたが、もうこれから期待しません。税金が高くなり、福祉は泗水単独のときより悪くなった。子どもを持つ親として将来が不安になります。産まれ育った環境ですが、将来は菊池を離れたいと思います。

まだまだたくさんあります。ここで紹介できないような厳しい言葉で市政を批判されているようなものも数多くあります。

合併後５年、市長は事あるごとに、菊池に住んでよかったと思えるようなまちづくりと言われてきました。一方で、こういうあきらめ気分も含めた市民の思いが渦巻いています。こうした声に、市長は率直にどうこたえようと思っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　本市は、平成の合併に真剣に向かい合い、新たな菊池市づくりに対しまして、行財政基盤の強化や組織の専門性、また、非常に経済が上昇しておりましたときの組織機構となっておりまして、自治体それぞれが巨大化してきたと思います。そのことにつきまして、スリム化への対応等について懸命に取り組んでまいりました。

しかし、そのことが行政サービスの低下とか、あるいはまた住民の皆さん方との距離感がどんどんと広がってきているという、相互の連帯意識がまたこの辺については衰退を生じていると、このようにも思っております。

私は日々、菊池市がとにかくよくなるようにと、市民の方々が生活しやすいまちになるようにということで、市政の運営については心がけをしてまいったところでもあります。東議員に対しますアンケートのご意見というのが、市民の中からそういったものがあるということも決して否定するものではありません。非常に悶々とした思いの中で何とか頑張って、何とか皆さん方の気持ちが安らいで、そして安心して暮らせているという、まあ不満はあるけれども、安心だな、安全だなといった思いになっていただければいいなといった思いを持っているところでございます。

東議員から過日、もう随分前でありますけど、貧困から市民を守るためにということでパンフレットをいただきまして、その中身を見ておりましても、貧困問題の解決というものについては、単なる国の施策だけではなくて、自治体としてやっぱり今取り組むべきだといったものがレポートの中に書いてありまして、提案として

受けとめさせていただいております。

そういった中におきまして、先ほど申し上げます生活の安定というものについては、やっぱり雇用というものからスタートしてくるだろうと。そのことによって福祉もまた安定してくるだろうというふうに思っております。

しかし、現実問題として振り返った場合に、合併直下におきまして経済の悪化によります市政運営の厳しさというものについては、合併のときの夢を抱いたときと随分と違った、想定外と言ってもいいくらいに厳しさが今あると思っております。そういった中で、限られた予算をどのように有効に使い、そして市民の方々の本当にわずかな願い事等々を含めまして、この思いにこたえられるかというものが一番大きな問題だと考えております。

医療費の小学校６年生までの無料化とか、あるいは消費を喚起するような地域通貨一会の発行だとかということを、いろんな場に取り組んではまいりました。市政運営は一部の分野に特別に特化していくということはできないわけでありまして、今求められていることの中から必要性、緊急性というものを十分勘案しながら、時勢を見きわめながら、優先順位をつけながら事業に取り組んでいかなければならないと思います。

そういった中で、合併しました四つの旧自治体におきますところの枠配分等々もありまして、このバランスをとってやっているはずでありますが、そのことが一面においては不平等といったことにもつながってきている気もないではないというふうに思っているところであります。

これからも心を込めながら市政運営に取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、議員皆様方におきましては、よろしくご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（北田　彰君）　東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　ぜひ頑張っていただいて、市長の肩には市民の暮らしがかかってるわけですから、いいことは当然加勢もしますし、悪いことは断固反対していきますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次に、公立保育園民営化問題についてお尋ねします。

この問題は、私はこの４年間、５回一般質問を行ってきました。今回６回目、ひとまずまとめの意味で質問をしたいと思います。

この問題は、昨年６月議会で民営化検討委員会が設置をされ、８月２０日の第１回検討委員会からことし２月１２日の第５回検討委員会まで審議をされ、市長に答申されました。その中身は、一部民営化が妥当というものでした。この結論に至る

過程で何が起こったのか、今回はその一こまをまず紹介したいと思います。

１月２９日に開かれた第４回検討委員会では、答申の会長素案が議論され、採決をされました。そこで反対を表明する公立保育園保護者代表の委員に対し、会長さんは、これで理解できないと委員としての役割を果たしていないのではないか、真っ向から反対、白紙撤回するというのは内容を見ていない。私が相当考えてきた結果がこれだ、違う案が出てきても私は納得できない。この案で手を打って中身を取っていったほうがいいのではないか。白紙撤回したら五つの保育園、５がゼロになる、それでもいいんですか。繰り返し、翻意を迫っていました。採決の結果、反対１、賛成多数で会長素案が採択をされました。その後、反対を貫いた保護者の方は大変憤慨をし、辞任も申し出たわけです。

会長の恫喝とも強圧的とも受け取られかねない発言、その後、行政職員ですら、あれは失言というような発言で、結論に向けて突き進む民営化推進を象徴するような風景でした。答申の中身は別にして、こういうことをさすがに認めるわけにはいかないと思います。

昨年９月議会の審議会行政に関する質問で、不服や苦情、異議を申し立てる場が必要である。行政としての規範、規律、民主的ルールをつくるべきである。私は求めました。執行部はつくりませんと突っぱねましたが、この検討委員会のてんまつをどう受けとめているのか、何も感じないのか、とても不思議です。結論先にありきでつくった検討委員会、あるべき結論に向けた議論の結果が第４回検討委員会での採択をめぐるこうした議論で、これが私はすべてを物語っていると思います。

こうした議論で導き出した結論、招いた行政不信に対する責任を感じないのか、初めにお伺いします。

また今後は、一部民営化についての不安、不満、疑問が起こってきます。うちの保育園は残るのかどうか、これからどうなるのか、こういった不安が保護者や市民に持ち込まれることになりました。持ち込んだのは皆さん方であります。やり方も含めた民営化問題での不安、不満、不信は、本市の子育て支援に対する不信、あきらめにつながります。その責任は極めて大きいと考えますが、どう思われますか、お尋ねします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　本市では、平成１８年から集中改革プラン、行政改革大綱及び実施計画を策定し、公立保育園の民営化に向けた検討を行政改革の主要６項目の一つとしまして検討を進めてまいりました。

平成１８年度から２０年度までの３年間、庁内の関係部署や公立保育所の保育士

との検討会議、先進地視察などを経て、平成２１年２月には市長を本部長とします行政改革推進本部におきまして、サービスの必要性や有効性、行政が主体として実施するべきかとの妥当性、公立保育所の持つ課題や問題を整理、検証した結果、保育所民営化の妥当性が承認されたところでございます。

これをもちまして、平成２１年６月定例会におきまして、市の公立保育所民営化に関する考え方を市議会にご説明をし、公立保育所民営化検討委員会条例を上程し、外部有識者や保護者、関係者のご意見をお聞きしながら、幅広く検討を進め、平成２２年２月１２日には一部の公立保育所を民営化することが妥当であるとの答申をいただいたところでございます。

また、公立保育所民営化検討委員会に先立ちまして、平成２１年７月より公立保育所保護者説明会で行政の考え方を保護者の皆様にご説明し、保護者の皆様のご意見をお聞きしたところでございます。

このように庁内の議論、市議会、諮問機関、保護者等と順次手続を踏み、意見聴取に努め、いたずらに保護者や市民の皆様に不安を与えないよう慎重に進めてまいったところでございますので、決して民営化ありきで進めたわけではありません。

これまで申し上げましたが、行政内部の考え方も示さずに保護者の皆様へ説明をすることこそが、説明責任を果たしていないという考え方に基づき進めてまいりました。しかし、それでも民営化ありきだと受けとめられたとしましたら、今後、事業の進め方を従前にも増して慎重にしなければならないと考えております。

今後は当初説明会で約束してありましたとおり、答申の結果の報告を兼ねまして、再度、保護者説明会を開催し、答申の内容を尊重しながら、保護者の皆様はもとより地域住民の皆様にも十分に説明をし、ご意見等も承りながら疑問や不安が払拭できるように説明責任を果たしていきたいと考えております。

なお、一部民営化との答申により、どこが民営化の対象となるかということにつきましては、今後、多角的、総合的な観点から十分検証してまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　私は責任を問うたわけですが、余り責任は感じていられないみたいです。こうした行政不信に対する責任は、今後あらゆる場面でついて回ると思いますので、その責任の重さをしっかりかみしめていただきたいと思います。

次に、お尋ねします。

平成１８年３月公表の集中改革プランでは、五つの保育園民営化で３億円の経済削減効果があると試算しています。平成１８年９月議会でも私の質問に対し、３億

円の経済削減効果について答弁されていました。それから３年間、内部検討して、市民に公表する段階で６，０００万円になりました。さらに一部民営化で、例えば二つ民営化して単純計算で２，０００万円程度と。皆さんが平成１８年当時、３億円削れると勢い勇んで始めてみたら、３億円が４年で６，０００万円、そして２，０００万円と。まさに大山鳴動してというふうに、そういう状況だと思います。

そこでお聞きしますが、経費削減効果がもくろみとこんなにも違う、それでもやるのかどうか、お聞きします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　保育所における保育とは、公立、私立に関係なく、保育所保育指針にありますように、あくまでも子どもの最善の利益にかなうものであるかということに本質がございます。公立保育所の運営費のみならず、公立、私立ともに保育所としての運営費は子育て支援の関連から見た場合、社会的に必要なコストであるとの認識をしております。

公立保育所の民営化は、社会的に必要なコストを削るのではなく、現状及び将来の課題、問題を民間活力の導入により解決するもので、最小の経費で最大の効果を上げるという行政の責務を果たすものであると考えているところです。

また、公立保育所の民営化につきましては、保育運営の方法の一つであり、私どもが申し上げているとおり、コストの議論、ましてやコストの大小だけをもって判断すべきものではございません。公立と同等、あるいはそれ以上のサービスを提供している民間の力を導入することで、サービスの向上はもちろん、多様化する子育てニーズにこたえることができるものと考えております。保育の質の向上を目指し、本当に満足のいくような保育サービスの向上のため、今後も民営化の議論は継続していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　結局やると、そういうのをありきというふうに思うんですよね。民営化問題の最後に移ります。

１２月議会では、民営化問題の出発点としての構造改革路線、自治体民間化の流れについてお聞きしました。答弁は、民間の力を導入していく、こういうものでした。しかし、この間の保護者説明会や民営化検討委員会では、民間でできることは民間で、官から民へ、補完性の原理、こういう構造改革路線のキーワードが、あたかも普遍的な原理であるかのように振りまかれました。個人でできることは個人で、

地域でできることは地域で、それ以外を行政が。こういう路線にいつまでもしがみついているから、国の地方でできることは地方でという地方切り捨てに対抗できないのではないでしょうか。

さらに１２月も述べたように、この路線が行き詰まって、昨年夏の総選挙では自民党内からも小泉改革が間違っていたとしきりに声が上がり、その路線に対する審判が政権交代という結果として下されたわけです。国民の意識が変化をしたわけです。

平成１８年の集中改革プランの巻頭で市長が述べていた、改革とは痛みを伴う、痛みのない改革では意味がない、市民に痛みを感じていただく。この小泉流改革、これに対する拒否感、国民の意識の変化が今日あるわけです。そこをつかまないから、先ほど述べた満足度も低いままなわけです。

それから、後で述べますが、老人福祉センターについては、皆さんが言われる、なぜ直営でなければならないのか、民間でできることは民間へ、こんな話が聞こえてきません。結局、構造改革のキーワードだけ恣意的、便宜的に利用して、削りたいところだけに当てはめる便利な型紙にしているのではないですか。その程度でいいのかどうか、いつまでそうした路線にしがみつくのか、住民福祉の機関としての自治体本来の役割を果たすべきではないのか、民営化問題の最後にお尋ねしておきます。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　保育所の民営化は、限られた財源や人員の中で民間の力を導入しながら、可能な限り多様な保育メニューが提供できるようにして、さまざまな施策の拡充を図り、市全体として保育の質の向上につなげたいと考えたものでございます。また、市民の皆様の貴重な税金を使うに当たって、果たして効率的なのか、行政のあるべき姿として民間にできるところは民間に、民間でできないところは行政が補完するという、行政の補完性の原則に基づき見直しを進めてまいりました。

確かに平成１８年に策定しました行政改革大綱、集中改革プランは、総務省の要請を受けて策定したものでございますが、その中の行政改革に関する各案件はもとより、公立保育所民営化の案件につきましても、本市独自の保育所を取り巻く環境の変化や保育ニーズの多様化への対応など、さまざまな課題を抱えつつ、これらの問題を克服し、保育水準の維持を図るための保育サービスのあり方について検討、検証を重ね、最良の結論を導き出そうとしているものでございますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いしまして、答弁といたします。よろしくお願いしま

す。

○議長（北田　彰君）　東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　民営化問題は、次のステージで争いたいと思います。

最後に、注目されている老人福祉センター問題を入り口に、本市の高齢者福祉全体についてお聞きします。

高齢化率２７％、お年寄りの多い、そしてこれからもふえていくであろう菊池市の高齢者福祉の問題で、本市は一体何がしたいのか、初めに伺います。

３，０００万円の経費削減を目指して養護老人ホームを民営化する。一方で、老人福祉センター、送水方式メンテ年間２，０００万円、これは掘削に変更しましたが建設費は６億円。一体これは何なのか。私は必要なものはつくったらいいと思っています。何もつくるなとは言っていません。逆に後でも述べる特別養護老人ホームなどはもっとあってもいいと思います。ただし、一方は、なぜ直営でなくてはならないのか、これを振りかざして民営化を進める。片方は６億円のものをつくる。こんな不思議なことの整合性があるのかどうか、この間、聞いているわけです。お年寄りを大切にしたいのか、お金がないから福祉サービスを手放したいのか、よくわかりません。

１２月議会最終日、老人福祉センターをめぐる議論の中で、私は民営化との整合性の問題と菊池の老人福祉をどうするのかという全体像からの議論も弱い、問題提起をしました。それから３カ月、この角度からの執行部の回答らしきものは全くありません。

１２月議会で多くの高齢者が見守る中、私は正面から提起をしました。無視せずにしっかり答えるべきではないでしょうか、どうでしょう、一体何がしたいのか、まず初めにお尋ねをします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　本市の高齢者福祉施策としましては、平成２１年度から平成２３年度における第４期の菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を平成２１年３月に策定し、その中で明るく活力ある超高齢化社会を築くために、高齢者が住みなれた地域で心身の健康と社会的な尊厳を保ち支え合いながら、心豊かに暮らせるまちづくりを進めることとしております。

この計画に基づきまして、本市の在宅福祉サービス、施設福祉サービスを一元的かつ計画的に推進して、地域ケアの基盤整備を行うこと、介護予防対策や健康づくりにつながる社会参加を進めていくことを目標にしております。

内容につきましては、高齢者福祉施策に対応するため、一つ、超高齢化社会への総合的な対応、二つ目が、活動的な８５歳に向けた健康づくり、三つ目、介護予防の推進、４番目に、地域生活を維持するための基盤整備、五つ目、良質な介護サービスの提供、六つ目としまして、認知症高齢者への対応、七つ目、地域における支援体制の整備、八つ目、幅広い生きがいづくり支援の充実、最後に九つ目としまして、安心感の高い生活環境の整備の九つにつきまして取り組んでいきます。

また、平成２７年を見据えた計画の基本方向としまして、戦後のベビーブーム世代のほぼすべてが６５歳以上となる平成２７年に実現を目指す本市の姿としまして、すべての高齢者が幸せを実感できる光あふれる健康のまちを描き、高齢者福祉施策の充実を図っていきます。また、基本目標としましては、高齢者の尊厳を保持する、健康で活力ある高齢期を支援する、安心感の高い在宅生活の継続を支援する、最後に、ともに支え合うまちづくりを推進するとしております。

この計画の中で、養護老人ホームは自宅で生活が困難な高齢者を受け入れる措置施設として、大きな役割を果たしてきました。しかし、今後は施設の現状、課題に対処するために、他の自治体の状況を見ながら、民営化を含めた検討を進めていくこととしています。

ご質問の高齢者福祉について、本市は何をしたいのかについてでございますけど、具体的に申しますと、まず元気な高齢者に対しまして就労支援や生涯学習といった生きがいづくりの場、機会を充実させるとともに社会参加の促進を図っていきます。その中で老人福祉センターは、高齢者の生きがいづくりの拠点として整備に努め、高齢者の社会参加の推進と交流機会の提供を図ることとしております。

一方、要介護高齢者に対しましては、要介護状態になっても住みなれた地域で安心して生活できるよう、地域における介護サービス提供体制を整備し、その状態に合わせたサービスを提供していきます。

そのようなことから、養護老人ホームの民営化と老人福祉センターの建設には矛盾はないものと認識をしております。二つの養護老人ホームにつきましても、高齢者のための重要な施設であるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　今の答弁で私の１２月の判断を覆せというのはちょっと難しいかなというふうに思います。今回の一般質問の冒頭で、松本議員が我々に、納得いくまで議論しようと呼びかけられました。私はそれにこたえて、納得いくまでこれから議論したいと思います。

この機会に言っときますが、４年前、私が議員になった最初のころ、２００６年６月議会、８月臨時議会で、つまごめ荘の工事請負契約の問題があります。そのときに入所者の家族の方々は、５カ月ほったらかされて否決をされた、こう言っていました。今回の老人福祉センター問題でも、８年待って、今度こそと思ったら、まただめかという声が上がっています。

私はここに菊池の高齢者福祉の問題があると思います。待たせに待たせたあげく、問題が生じて議会が声を上げると責任が議会に転嫁をされる。必要なもの、すべきことを先送りにしてきたツケが、今、噴出しているのが到達なのだと私は思っています。

いずれにしても、今回の答弁では、民営化の問題ともかかわって一体何がしたいのか鮮明にならなかったのは残念です。

では次に、今度は文字どおり待ったなしの課題についてお聞きします。

まずは市民の声を紹介します。母を介護中です。勤めながら３カ月、全介助状態の母を１人で介護しました。費用もかなり要り、大変です。５０代女性。高齢者ひとり暮らしほど最後が心配。安心して施設に入れるようにしてほしい。７８歳女性。いざというとき待たずに入れる施設が必要です。７０代男性。お金の心配なく入れる老人ホームをつくってほしい。８０代女性。

７０代、８０代の高齢者がみずからの最後を心配する。いざというとき路頭に迷わないかどうか不安を抱いている、そしてお金の心配で施設介護をためらっている、ご家族も苦労をされている。これが菊池市の福祉行政の結果なのか、そう思います。

こういう不安を抱えた高齢者を１人たりとも残さない、そういう気概で高齢者施策に取り組んでみてはどうですか。そこで３点お尋ねします。

特別養護老人ホーム待機者は、つまごめ荘で平成２１年度が２６８人、待機者が今どういう状況に置かれているのか把握していますか。また、高額の利用料によりお金がなくて入れない状況に置かれている人、申し込みすらあきらめざるを得ない人たちを把握していますか。

それから、家族介護により仕事をやめる人たちがふえています。総務省の平成１９年就業状況基本調査によれば、家族介護による離職の人、全国で１４万４，８００人、熊本県で２万４，４００人、県下１４市で１万８，８００人に上ります。行政として、家族介護、在宅介護の厳しさ、現状、要求などを認識していますか。

そして、全体として現状をどう受けとめて、何をすべきだと考えていますか、お尋ねします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　市直営の特別養護老人ホームつまごめ荘は、合併直後の平成１７年度から３カ年、施設の建てかえが始まり、平成２０年の３月に終了し、居室のユニット化により、従来の集団的介護から個々の入居者の人権重視など、ゆとりある生活環境の中でのサービスを提供しつつ、可能な限り居宅生活復帰を念頭に置いて、自立した生活を送れるように、入居者の立場に立ったサービスを提供しております。

しかし、特別養護老人ホームの待機者につきましては、菊池市内４カ所の特別養護老人ホームの定員２６３名に対しまして、延べ８３８名の方が待機しておられます。その待機者の方の状況につきましては、在宅の方が１５２名、入院中の方が２９５名、施設に入所されている方が３０９名、その他の方が８２名であります。また、その待機者の中で要介護３以上の方が全体の８割を占めておられます。

この入所待ちの方々以外に、施設の入所費用を払えずに入所をあきらめざるを得ない方もおられることは認識をしております。介護保険制度におきましては、介護保険サービスを利用され、１割の自己負担額が高額になった場合には、所得に応じまして上限額を設定して、利用者の負担軽減を行っております。

また、平成２０年４月から介護保険と医療保険の利用者負担額を合算し、高額になった場合には所得に応じまして限度額を設け、その限度額を超えた部分は払い戻す制度ができております。利用者の方々の負担軽減を図っております。

次に、多数の特別養護老人ホーム等の入所待ちの解消のために、平成２２年度には地域密着型の特別養護老人ホーム及び訪問通所、短期入所を一つの事業所で行う小規模多機能事業所の整備を促進し、在宅介護の負担軽減を図っていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　つまごめ荘の待機者の推移は、平成１７年から２００人から３００人で高いまま推移しています。最も介護を必要としている高齢者が必要なサービスを受けられない。その人たちは在宅、あるいは入院、その他で特別養護老人ホームがあくのを待っています。こういう高齢者を今度はいつまで待たすのか。もう待たせるわけにはいかないと思います。

また、家族の介護を理由に仕事をやめ、全国的には介護を苦にした悲惨な事件や高齢者の孤独死なども後を絶ちません。本市も例外ではないのではないでしょうか。高齢者福祉の問題は、急いで対策を講じるべきであると思います。

そこで、これまで述べてきたことを踏まえて、三つ提案をしたいと思います。

第１に、民営化をやめ、養護老人ホームの充実を提案します。これから本市はますます高齢者が多くなる。経済的理由などで在宅で養護を受けることが困難な人がふえる。そのときに、その対策を民間にゆだねるだけでは行政の責任は果たせません。民営化はやめ、充実へ転換を図るべきです。

第２に、特別養護老人ホーム待機者解消を急いですることを求めます。高齢者福祉で、今、何が必要ですかとの問いに、養護老人ホーム、特別養護老人ホームをつくってほしいとの声はたくさんあります。それだけ高齢者、家族は必要としてるわけです。いつまでも待機者２００人から３００人といった状況は、これは自治体として問題ありだと思います。緊急の待機解消計画をつくって、計画的に待機者解消に向けて努力をすること、そして待っているお年寄り、ご家族に説明もして、きちんと展望と希望を持たせることも必要だと思います。

第３に、介護の負担軽減で、お金がなくて介護を頼めない状況をなくするために、自治体独自の減免制度の拡充を求めます。

以上、三つ提案をしますが、どう考えますか。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　先ほどご答弁をいたしましたとおり、養護老人ホームの民営化は、決して高齢者福祉の切り捨てや高齢者福祉事業の後退につながるものではなく、民間の専門的ノウハウを活用することにより、現状の課題としての要介護化の進行やサービス施設の充実、サービス内容の充実、向上への対応策になるものと考えております。

なお、今後は民営化に対する不安などを払拭されるように、入所者の皆様、その家族、関係者の皆様への十分な説明を行ってまいります。

次に、高齢化率の上昇によります特別養護老人ホームの待機者数は、今後ますます増加するものと考えます。施設の整備につきましては、先ほどから出ますように平成２２年度に地域密着型の特別養護老人ホーム及び小規模多機能事業所の整備を促進し、在宅介護の負担軽減を図っていきたいと考えております。

しかし、多数の施設整備を行いますと、給付費が増加したり、それに伴います介護保険料のアップにもつながることにもなります。今後の高齢化率の伸び及び待機者の状況等を考慮に入れまして、施設整備を行っていきたいと考えております。

また、介護保険料の負担軽減につきましては、介護保険サービスは相互扶助が基本であり、受益と負担の原則から成り立っております。現状は、経済的やその他の理由で介護保険サービスの該当者でありながら自己負担分の１割が払えない方々がおられることも認識をしております。今後は、相互扶助の基本を遵守しながらも、

さまざまな環境下における理由でサービスを受けられない低所得者の介護サービスの受給者につきましては、現状の介護保険料の利用者負担軽減等の施策の周知を徹底し、真に介護を必要としている方々に対応していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　ここで１０分間、暫時休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午後２時５９分

開議　午後３時０９分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（北田　彰君）　休憩に引き続き、会議を開きます。

次に、本田憲一君。

［登壇］

○２０番（本田憲一君）　本日最後になるかと思いますが、通告に従いまして一般質問させていただきます。

市長は、いつも文教菊池、菊池の基幹産業は農業と言われます。本市の振興に、来年度予算のめり張りをどうつけられましたか、お聞きします。

次に、２番目に老人福祉センターの建設計画、その後は。

そして３番目に、道路改良の取り組みについてお伺いします。

まず、本市の来年度予算に、振興のために教育、農業予算について、どう取り組まれましたか、まずお聞きいたします。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　農業関係の平成２１年度と２２年度当初予算を比較いたしますと、農業振興費、農業振興施設費につきましては大きな変化はございませんが、さきの１２月議会でもお答えいたしましたように、農業の担い手確保につながる魅力ある農業づくりを目指すため、（仮称）ブランド推進室を設置し、そのための予算といたしまして、農林水産業費にブランド推進費を新目として設け、活動に必要な予算を新たにお願いしているところでございます。

主な業務といたしましては、本市の知名度アップを図るため、市場調査、ブランド化、ＰＲ戦略の検討、立案、販路開拓、供給体制の確立及びブランド品の選定等を想定しているところでございます。なお、本市にはブランド化できるものが農畜産物以外にも、産品も多数あると認識しておりますが、まずは農産品から着手してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、新たな取り組みということで試行錯誤が続くかと思い

ますが、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。また、市内各種イベント時を中心とする米、牛乳等の配布や学校給食等に市内生産の肉を食材として提供し、生産者、関係団体と一体となって市内農産物のＰＲと消費拡大を訴える消費拡大事業を２２年度も継続して実施してまいりたいと考えております。

畜産業費では、平成２１年度予算と同様に、引き続き家畜導入事業等の市単独事業を実施し、畜産農家の経営の安定のために支援してまいります。

新規事業といたしましては、平成２２年度より菊池飼料米利用牛のブランド化の確立を図るため、飼料米を購入する畜産農家に対して助成を行う新ブランド確立給餌助成事業を定め、その予算をお願いしているところでございます。

林業におきましては、木材価格の低迷等により適切な管理がされていない森林が増加する一方、地球温暖化防止対策などにより森林の重要性が見直されている状況でございます。市といたしましては、森林所有者による森林整備の充実のため行ってまいりました交付金事業としまして、森林整備地域活動支援交付事業に取り組み、この事業により間伐、下刈り、境界の明確化に対し補助を行うものでございます。２２年度においても、引き続き事業の参加を推進してまいりたいと考えております。

また、イノシシ、野犬、カラス等の有害鳥獣被害防止対策につきましても、予算の充実を行い、農作物等の被害防止に努めてまいります。

新規事業におきましては、企業、法人等の協働の森づくり、企業の森を実施し、企業による社会貢献活動や環境問題への取り組みとしまして、森づくりの参画に対して市との協働活動を行い、森林の重要性を広く市民に周知し、水源涵養などの森林が有する公益的な機能の維持向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　平成２２年度の学校教育関係予算における新たな主なものを申し上げますと、まず特別支援教育支援員を小中学校で平成２１年度は１２名採用しておりましたが、平成２２年度におきましては７名増員し、１９名の配置を予定しております。また、さらにこの支援員を幼稚園におきましても３名新たに配置し、全体として２１年度より１０名増の合計２２名を配置し、特別支援教育の充実を図ってまいりたいと思います。

これに複式学級及び通常学級の学習支援のために配置します補助教員２６名を含めますと、合計４８名の配置となります。

次に、児童生徒を取り巻く困難な問題の対処に向け、学校と家庭及び関係機関と

の連携、ネットワークの構築、調整等を行う家庭教育相談員を２２年度から新たに１名設置をお願いしております。

このように、児童生徒のサポートを行う人的増員に係る経費につきまして、平成２１年度に比べまして、約１，２６４万８，０００円の予算の増をお願いしているところです。

次に、学校図書に関してですが、合併後、小中学校全１９校に学校図書司書を配置し、児童生徒の読書活動の推進を図ってまいりましたが、さらに平成２２年度におきましては、打出基金を活用して、国の学校図書館図書標準冊数を満たしていない小中学校の図書を一括で整備し、標準冊数を満たすとともに、さらなる読書活動の推進を実施してまいります。

そのために小学校費で、２１年度に比べ、率としましては２倍を超える２１６％、額にして５８８万円、中学校で率としまして２０６％、額にして２７９万円の増となっており、小中学校合わせまして約８６７万円の予算の増額をお願いしているところでございます。

さらに２２年度の新たな取り組みとしまして、英語活動及び英語力のアップを目的に、市内の小中学生１００名を対象に３泊４日の合宿を英語のみで過ごす英語の森菊池事業の試行を実施します。この経費としまして、およそ３８３万円をお願いしております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　本田憲一君。

［登壇］

○２０番（本田憲一君）　ありがとうございました。

農業予算に対して、今、部長のほうから答弁されましたですけど、昨年度が農業予算で９．９％だったですかね、総予算の中から。今年度は７．７％と。市長が申されます基幹産業は農業と言われます。そういうことで予算の中で見ますと、今、部長が申されましたですけど、目新しいものはブランド推進室を立ち上げます８６３万円、それから飼料米の給餌助成補助事業で１２６万円、ほとんどが部長申されましたですが、２１年度と２２年度は、あとの補助事業は全部その二つを除いたら一緒だろうと思います。

私が言いますには、めり張りのついた予算というのは、今、耕種農家から畜産農家まで本当に厳しい環境であります。その中でも畜産農家の厳しいものは、私なりに現状を見ますと厳しいものが感じられます。やはり予算で今の現状を把握していただき、それに対しての本当のめり張りのついた、私は予算を何で組まないのかなということで思います。

それはまた私の所管の委員会でございますので、そっちのほうでもまたお尋ねしたいと思います。

それから、教育長のほうにお尋ねします。

教育長申されましたように、昨年度に比べまして本年度は本当にすばらしい事業に取り組んでおられますが、子どもたちの成長が今後２０年後、３０年後の菊池市を背負う子どもたちに、今の教育が一番大事だろうと私も思います。

１人当たりの蔵書数の適正化ということで、小中学校に図書の購入がなされておりますが、まずは図書館に足を運ぶ子ども、それからなかなか活字離れが進んで図書が苦手な子、いろんな子どもたちがいます。

一つお尋ねしますが、今はメディアの時代でパソコン、本当に普及しておりますので、ＤＶＤあたりの購入がなされたのか、再度お聞きします。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　子どもたちが図書館に足を運ぶようにという興味づけだろうと思いますけども、そのことにつきましては、図書司書の活用を通して随分とこのごろは図書館に行く子ども、そして読書をする子どもたちもふえたということを聞いております。

この５年間で平均図書、小学校が３冊だったのが６冊ぐらいになっております。月平均の貸出冊数ですね、それが中学校が１冊未満だったのが３冊にふえたということを聞いておりますので、そういう図書司書の活用が大いに役立っているなというのは感じております。

ただ、ＤＶＤの購入ということですが、学校においてＤＶＤの購入というのは、今回の中には入っておりませんけども、泗水図書館、それから公民館等の図書館においては、大幅にこのたび購入したことを申し添えておきたいと思います。

以上です。

○議長（北田　彰君）　本田憲一君。

［登壇］

○２０番（本田憲一君）　ありがとうございました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

２番目の老人福祉センター建設計画、その後についてお尋ねいたします。

まず、請願採択後の対応について、それから私が提出しました凍結後の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　去る１２月議会の本会議における菊池市老人福祉センター存続に関する請願書の採択につきましては、市としまして真摯に受けとめ、その対応を慎重に協議してきたところであります。

その中で泉源の確保につきましては、湯量、送水方式の安全性、ランニングコスト等を再検討し、菊池老人福祉センター建設検討委員会の意見も尊重しながら、掘削に変更して進めることといたしました。

掘削か送水方式かを検討していた段階で、掘削で十分な湯量と温度の温泉が出るかのリスクがあると申し上げましたが、長期的、総合的に再検討しました結果、掘削で湯量を確保したが、望ましいとの判断によりまして、このような方針転換をさせていただくことにしました。議会の皆様や市民の皆さん方には混乱を生じ、ご迷惑をおかけしましたが、これにより泉源の確保を図っていくことでご理解をよろしくお願いしたいと思います。

また、高野瀬区にあります現施設の隣接につきましても、用地取得の交渉は行っておりませんし、現施設の敷地内で建てかえた場合、また泉源の継続利用や掘り直しに係る試算等はいたしましたが、あくまでも市としましては候補地選定の五つの前提条件の中で最適とされました下町の有田物産跡地で建設を進めてまいります。

去る１２月議会の本会議におきましては、請願書の採択と同時に菊池市老人福祉センター建設計画の一時凍結を求める決議案が可決をされました。この決議案、４項目の解決につきましては、さきの怒留湯議員のほうにも一般質問の中で答弁をしましたが、一つ目の建設の目的が不明瞭であるという件につきましても、当初計画のとおり老人福祉センターという名称にいたしました。利用形態につきましても、高齢者を優先とした施設建設を進めてまいります。

二つ目の泉源の問題につきましても、掘削に変更することにより解決を図ってまいりたいと思います。

三つ目の埋蔵文化財の問題につきましても、建設予定地内の北側に施設を配置することで埋蔵文化財への影響はなく、計画どおり進めることができると考えております。

○２０番（本田憲一君）　部長、怒留湯議員に答弁されたことはわかってますから、いいです、削除されて。

○市民部長（原川智明君）　はい。

ということで、採択の対応はということでございますが、先日、高野瀬の四役の皆様と話し合うことができまして、新しい老人福祉センターについては反対ではないと。また現在、高野瀬区にあります老人福祉センターにつきまして、何らかの施設として利用させていただけたらという思いでありましたので、その後につきまし

ては、そういう高野瀬区との話し合いを持ったところでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　本田憲一君。

［登壇］

○２０番（本田憲一君）　午前中の同僚の議員の質問で、部長のほうから、もう場所は有田物産の跡でということで言われました。この請願書、そして凍結の提案、執行部の方が拘束力がないからということで、そういう形で請願書にしても、凍結の議案にしても通されていきますなら、私、午前中、松本議員のほうから言われましたですけど、１３名の議員と私たち１４名の議員の、なかなかそこの溝が埋まってこないだろうと思いますよ。

請願にありますように、まずはいろんな角度からやっぱり検討していただいて、そして最小の経費で最大の効果を上げるように、事業が進むように、私たちも、そして１日でも早く建設ができるならと思っております。

そういう観点で、あくまでも現在の老人センターのところは検討しないで、もう場所は有田物産跡にありきのごと、執行部の方から出されますと、そしてそれが拘束力がないということで出されるなら、これはもうやっぱり最終的には多数決でいかな、私はしようがなかごつなる。そればするためには、やっぱ現在の老人センターのところで、もしも建設でも進んだ場合は、泉源の心配も要らない、そしてもしも泉源が不足するなら、またあそこで掘った場合でも浅く掘って工事費もかからない、そういう形で検討していただき、そしてまた先ほど部長申されましたように、掘削方式から送水方式、そしてまた掘削方式と言われましたのは、有田物産跡で掘削方式で当初出された場合は、掘った場合、お湯の量の不足ということで私たちは説明受けたんですよね。そういうリスクのところに掘って、もしも仮にお湯が不足したり、また温度が低かったり、いろんなことがあった場合、果たして市民の方々にこれでよかったと申されますか。それよりも八媛の泉源にしても、現在の老人センターの泉源にしても、いろんな角度からやっぱり検討していって、執行部の方から出される案も議員全員で検討して、やっぱりここで早くつくってやろうと、みんなが、議員が一緒にまとまるようにぜひとも検討していただきたいと思いますが、その点はどうですか。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　先ほど請願について拘束力がないというような形で言われましたけど、執行部としてはそういうことはなくて、それにつきましては真摯に受けとめているところでございます。

先ほど午前中の方にも一般質問の方にお答えしましたように、私たちは市の方針としまして、場所と方式あたりを決定しましたので、もうそういう方向で行きますということではっきり言っております。

それから、その後に１４名の方と勉強会をいたしまして、いろんな宿題が出まして、それに対してはお答えをしているつもりでございます。それから、全然それが関係してないということではございませんので、そういう試算あたりは、一応やったということで考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　本田憲一君。

［登壇］

○２０番（本田憲一君）　部長、いろんな角度から検討してくださいって１４名の議員も言ったじゃないですか。検討されたと言われましたですけど、その検討した結果は報告されましたか、全然検討されてないじゃないですか。

やっぱりゼロベースで、今のはやりの言葉じゃないですけど、最初、どこにつくろうと、１番から決めないで、やっぱり場所はゼロベースで、どこでも、私も１２月に言いましたように、何カ所でもいいですから、みんなで検討しましょうと言ったじゃないですか。そして一番事業効果の高いほうに持っていけば、だれもみんな、議員も半分に打ち割るようなことはないですよ。

それをいろんな角度から、議員から言われたから検討しましたと。結果は一つも出てないんですよ。請願にしても、やっぱり請願のとおりしてないじゃないですか。やっぱり真摯にするなら請願をいろんな角度から検討していただいて、そしてこういう結果になりましたよって、それを出してもらわんと、なかなか私たちも、有田物産ありきで出してもらうのは賛成できんですよ。

もう３回目ですから終わりにしますけど、やっぱりそこは執行部が掘削方式に変えて、また１年伸びたじゃないですか。みんな、同僚議員も早くつくってやりたいと、思いはみんな一緒なんですよ。そして市民の負担のかからないように、補助事業の返済があると、ある議員の方から通信で書いてありました。補助事業の返還はないんですよ、午前中そういう説明もされたじゃないですか、ぜひともやっぱりいろんな角度からもう１回検討してもらうことを強く要望しときます。

議長、そっちの要望を聞いてから、また所信表明のほう、方針に返っていいでしょうかね。

○議長（北田　彰君）　もう３回ですから、あと答弁を聞いて終わりです。

市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　老人福祉センター問題につきましては、議会の皆様方に大変またご心配なり、またご迷惑かけております。

午前中の怒留湯議員の質問のほうに明確に部長のほうがお答えし、また今、それをなぞられる形で答弁を続けておったところであります。

要は、やはりさきの議会におきまして凍結の決議がされたということ、あるいはまた請願書が採択されたということ、これは真摯に受けとめておりますということであります。そのことによりまして、この請願にあります４項目について、今一つずつ午前中と同じように、これについては解決を見たということをご説明申し上げまして、そのことによって今議会にぜひ一つ追加提案をお願いしたいという考えを持っているということを申し上げたと思っております。

議会に対します、いろんな意味での説明を、さらに報告をしてないといったお話もありますし、また現予定地よりも今現在の老人福祉センター、高野瀬のほうにいま一度戻るべきだ、また本田議員が提案をされました凍結の場合も、あらゆるところを含めて再度また見直すというご発言があっておったと思いますが、行政といたしましては、議会のほうに適地選定検討委員会というものをつくるということで、それで議会の承認をいただいて委員が選定をされました。

それについて、議会の承認のもとに委員会のほうが活動を開始して、そして何カ所かの中でここが最適地であるということで点をおろしていただいたと。そのことについて、皆様方にお諮り申し上げまして、適地ということの決定をご承認いただいたと思います。その承認の結果が、結果的には予算を認めていただき、１億有余円の予算を執行させていただいたということであります。

それに伴って、あとは完成を見るために基本的な設計と実施設計をやらなきゃいけないということで、その予算についても用地が決定を見たということに伴いまして、どういう方式でいくかということで、皆さん方のご承認をいただいて、予算の執行途上にあると、昨年がちょうど市長選挙もありました関係で、６月の予算に提案申し上げまして予算を承認いただいたんで、用地というものを含めて実施設計に入っていったということであります。

ですから、それを議会の承認をいただいて事務執行、行政執行をやっている過程でありますので、また先に議決をされたものを執行しないほうが、かえって議会に対する皆さん方の意思を無視するということにもなるわけでありまして、そこでもとの地域に戻るというのは、よほどのことがない限り、そういうことは考えられないということでありまして、現用地につきまして、いろんな方式等々についてはやっぱり一部において変更が生じることは、今後ももしかしたらあるかもしれませんが、現予定地のほうで進めさせていただくということで、よろしくお願いをいたし

たいと、このように思います。

○議長（北田　彰君）　会議規則で、漏れとった分については再度疑義はださないということでありますから、次の質問に行ってください。

［登壇］

○２０番（本田憲一君）　わかりました。

それでは、３番目の道路の改良の取り組みについてお聞きします。

昨年の１２月の定例会におきまして、道路の改良についてお聞きいたしました。その中で市道のグリーンロード、花房台の交差点改良についてお聞きしましたんですけど、先日、振興局のほうにほかの用がありましたものですから、土木のほうにちょっとお尋ねしてまいりましたら、花房台の交差点の改良はどうなっていますかということを振興局の工務課で尋ねましたとき、振興局の方から、あそこの改良は２３年度に用地買収にかかるぐらいしか、まだその前にはできませんよということを言われました。

この花房台の交差点の改良は、一昨年前の１２月に同僚の松本議員も言われました。そのときからして、本当に県の方に陳情に再三行かれたのか。県の方からお聞きしますと、そぎゃん早う進むわけがなかですばいと。でも、一昨年の１２月のときには、もう早くできるような市の答弁であったですよということは言いました。果たして執行部の方々は、議会のほうから要望があってから、本当に振興局のほうと連絡をとっておられるのか、お聞きいたします。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　お答えを申し上げます。

県への要望につきましては、毎年、年度の当初に、県と市とで当該年度の事業の打ち合わせ会議を実施いたしております。その中で事業の推進を図っていこうということで統一した意見を持ったところでございますし、各市や町で、また地元で組織します期成会においても、その都度、要望活動を実施いたしております。

また、次年度の予算の編成前の１０月に実施されます県の事業要望ヒアリング時にも要望活動をしているということでございます。

今、議員おっしゃいました花房の交差点、３８７号とグリーンロードの交差点につきましては、現在、今月から地元説明会を開催します。予定としましては３月１５日だと県に伺っております。その後、２２年度から用地測量と事業用地の買収交渉に順次入っていく予定であるということでございました。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　本田憲一君。

［登壇］

○２０番（本田憲一君）　せんだって行ったときに、課長さんのほうに、もうとにかく迷惑しとるから、暫定的でもいいですから、用地買収にかかってくださいとお願いしてきたんですよ。何とかということで、今、部長が言われましたように早くなったのかわかりませんですけど。

やっぱり、１２月も言いましたですが、１０月のときに市から県のほうに要望を出されますと、執行部の方からお聞きしましたですが、集中的に菊池市の県道全部が全部一遍に要望じゃなくて、やっぱりそれこそ優先順位をつけて要望していかないと、なかなか進まないんじゃないかと。本当に困ってる市民が多い方から、なるだけ早く進んでいただきたいと思います。

それはもうそういうことで、花房台はそういう形で地元の説明会があるなら、もうしばらくの辛抱かと思いますが。

次に、菊池市の南の玄関とも言われております植木インター菊池線についてお聞きいたします。

毎年、改良工事がなされておりますが、私の地元の間所地区は、補助事業に該当していただきまして、もう地区の関係者の方々と用地の交渉もなされておりますが、あの植木インター菊池線も手前の北古閑までが歩道がなくて、大型車の離合が困難なところでございます。

あの区間、約４００メートルか５００メートルぐらいだと思います。そこの要望は、せんだって行きましたとき聞きましたら、いえ、それは上がってませんよと言われました。そして、また植木との境界にあります野間川の橋の改修、それから坂本地区の改修、それは要望は上がっているが、なかなか地権者の方々との交渉で進まないということで聞きました。

やはり幹線道路でありますから、一番基幹の道路でございますから、県道と言っても、市が本当に強く県のほうにお願いせんと進まんとじゃなかろうかと思います。ですから、先ほど言いますように、市が県のほうに要望されるときは優先順位をつけられて、早くこの道路から、そして次の道路に行ってくださいということで要望をお願いしたいと思いますが、そういう構想はありませんか。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　再質問にお答えを申し上げます。

１２月の定例議会のほうで本田議員からご質問がありました県道熊本菊鹿線の高田橋から加恵地区までの改良工事につきましては、２月に延長３８３メートルを工事発注済みであります。また、温泉ドーム横の交差点につきましても、現在、入札

の準備中と伺っておるところでございます。

お尋ねの植木インター菊池線、野間橋につきましては、平成１９年度に地元説明会を行い、その後、仮設道路等の対応に行っておりますけれども、現在も事業内容の調整中であると聞いております。この件につきましては、１２月のご答弁をしたそのままでございます。やはり地元の協力が第一だということで、県のほうに伺いますと、集中と選択でしていきたいということであります。

植木インター菊池線は、現在、今、議員がおっしゃいましたように、間所地区において本年１月から用地交渉に入っております。同じ路線であります。集中と選択とするならば、どちらを優先するかというのが県の言い分でございまして、やはり用地交渉ができる分から進めていくというのが、県の申し出でございます。

優先順位と言いますと、このほか数々の県道路線について、先般、２月９日にも前川県議と市との懇談会がございました。その中で建設部が抱えております道路行政の中で改良工事を必要とする分については、種々ご説明をしながら改良を進めていただくように要望しているところでございます。

県のほうでも、毎年この事業の打ち合わせをする中で、市としてはこういう路線をぜひ進めていただきたいということで進めております。それは、地元からの要望が強い箇所でございまして、それはまず優先順位をどれがどれだと決めるのもなかなか難しゅうございますけれども、用地が進むところから県は進めていきますというのが県の申し出でございますので、そこで用地の可能なところに、市としても県とともに用地交渉をしながら進めるべきところを進めていくというのが市としての方針でございますので、優先順位というのは、やはり用地が進んで、すぐに着工できるところというところに県は重点を置いておりますので、そういう観点で市のほうも、今後とも強く要望していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　本田憲一君。

［登壇］

○２０番（本田憲一君）　地元はどこでも要望しますよ。要望して、やっぱり優先順位でもつけてしてもらわんと、どこからでもと思ったら、全部せなんじゃないですか。私が言うのは、例えば旭志鹿本線ですか、あそこは途中まででできて、ちょうど３２５号のにきが、あれも用買ができんからでしょうけど、あれまだできて、全然完成してないんですよ。やっぱり早く事業対効果が上がるように、やっぱ県にも、それは地元が協力して用買のできるようにやっぱ持っていかないかんですたい。それは執行部も県ばっかりに任せては、地元ですから。みんな地元の評議員がおったり、区長さんがおったり、議員がおってもいいですから、みんな使って、早くそればす

るとが執行部じゃないですか。

副市長、お尋ねしますが、昨年の１２月の質問のときに副市長も県のＯＢですから、ぜひとも県のほうにも足を運んでくださいとお願いしましたが、何回か行かれましたか。

○議長（北田　彰君）　副市長、永田明紘君。

［登壇］

○副市長（永田明紘君）　昨年１２月の本田議員さんの質問後、振興局長と３回ほど会いまして、強く要望いたしました。

内容につきましては、先ほど部長が申しましたような状況でございますが、今後とも誠意を持って取り組んでいきたいと思っております。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　本田議員ご指摘の県道と言えども菊池市の行政の努力が必要であるということで、もっともなことだと思います。

これまでの議論の中でもそういったご指摘があっておりましたが、やはり用地買収を側面的にサポートしていくという、そういう状況で、市は行政として頑張ってまいったわけでありますが、今、お話の中に旭志鹿本線というお話が出ました。この２２年度の予算を査定するに当たりまして、市道の整備というものを考えておりますときに、やっぱりぶつかって県道に結節をしながら、県道が今度はまたそういった用地交渉が難航して開通してできないというものはありますために、市道と県道、あるいは国道というものがスムーズに流れていかなきゃならないということで、今言われる優先的なものをどこに市道のやつは優先していくのか。それは県道との結節がアクセスがうまくいかなければいけないと、そんなことを申し上げておったんですが、そういった中でどれだけのものがあるんだろうということで内部的に話をしておった中に、旭志鹿本線というのが１０数年来、もう解決してないというお話がありまして、直接私も参りまして、お話ができました。できましたんで、２１年度予算の中でもう買収契約ができ終わりましたんで、直ちに２２年度で工事に入っていくというようになったようでございますので、今後ともそういった事例につきましても、直接足を運ぶなりしていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北田　彰君）　以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。あすも引き続き一般質問になっております。

本日はこれにて散会します。

全員起立お願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

散会　午後４時００分

第　３　号

３ 月 ５ 日

平成２２年第１回菊池市議会定例会

議事日程　第３号

平成２２年３月５日（金曜日）午前１０時開議

第１　一般質問

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

出席議員（２８名）

１番　東　　英　俊　君
２番　東　　裕　人　君
３番　泉　田　栄一朗　君
４番　森　　清　孝　君
５番　藤　野　敏　昭　君
６番　樋　口　正　博　君
７番　二ノ文　伸　元　君
８番　中　山　繁　雄　君
９番　水　上　博　司　君
１０番　三　池　健　治　君
１１番　怒留湯　健　蓉　さん
１２番　坂　本　昭　信　君
１３番　隈　部　忠　宗　君
１４番　奈　田　臣　也　君
１５番　葛　原　勇次郎　君
１６番　木　下　雄　二　君
１７番　坂　井　正　次　君
１８番　森　　隆　博　君
１９番　山　瀬　義　也　君
２０番　本　田　憲　一　君
２１番　栃　原　茂　樹　君
２２番　松　本　　登　君

２３番	工　藤　恭　一　君
２４番	境　　和　則　君
２５番	北　田　　彰　君
２６番	外　村　國　敏　君
２７番	徳　永　隆　義　君
２８番	横　田　輝　雄　君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市長	福　村　三　男　君
副市長	永　田　明　紘　君
総務部長	緒　方　希八郎　君
企画部長	石　原　公　久　君
市民部長	原　川　智　明　君
経済部長	後　藤　　定　君
建設部長	岡　崎　俊　裕　君
七城総合支所長	古　閑　昭二郎　君
旭志総合支所長	山　田　憲　章　君
泗水総合支所長	岩　下　義　人　君
企画部首席審議員	木　村　靖　弘　君
財政課長	松　岡　千　利　君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	山　田　浩　文　君
教育長	田　中　忠　彦　君
教育次長	井　野　英　利　君
農業委員会事務局長	五　島　千　秋　君
水道局長	安　武　昭　二　君
代表監査員	宮　川　貞　雄　君
監査事務局長	大　塚　茂　幸　君

○

事務局職員出席者

事務局長	岩　木　精四郎　君
議事課長	永　田　哲　士　君
議事係長	上　田　敏　雄　君

○議長（北田　彰君）　全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（北田　彰君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第１　一般質問

○議長（北田　彰君）　日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、森　清孝君。

［登壇］

○４番（森　清孝君）　皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、質問を始めます。

２月の雨の降る日でございましたけれども、山鹿市の方保田遺跡の出土品管理センターと、同じく山鹿市の鍋田の市立博物館を訪ねてみました。方保田東原遺跡とチブサン古墳という、いずれも国指定の史跡があるとは言いながら、両館とも施設そのものにも説明役の嘱託職員やボランティアの対応にも感心いたしました。

訪ねましたのは、その数日前、八千代座で邪馬台国についての講演会があり、方保田遺跡の新聞記事を見たからでございました。方保田の管理センターでは、案内が終わるころパンフレットを出して、せっかくですから、市立の博物館のほうへも行ってみませんかと笑顔で勧められました。博物館ではチブサン古墳まで車で案内して説明し、館内も説明してくれました。興味があるなら方保田のほうもおもしろいですよと、このように話されたわけであります。案内役の２人ともとても満足そうで、私までうれしくなりました。

このようなことがありまして、思い出しまして、泗水の資料館へ立ち寄りました。気分が高揚していたせいか、そのありさまには心の痛むものを感じたものであります。

別名「坂本記念館」は、考古学の研究と後進の指導に効ありとして、熊日社会賞を受賞された坂本経堯氏の受賞祝賀会のとき建設が決まったようなものであったと言われております。当時の県文化協会長の荒木精之さんが、泗水は祝うばかりではなくて、坂本氏の貴重な収集物を展示、保存する資料館をつくったらどうですかとあいさつされ、当時の増田町長が、ぜひつくりたいと続けてあいさつされ、それに

続いた当時の町議会の議長が、町長がそう言うなら議会も応援すると続かれ、申し合わせたように決まったと言われております。昔の人たちは偉かったなと、こういうふうに思うわけでもあります。

まくらが長くなりましたが、昭和５０年４月にオープンしましたその坂本記念館は、傷みも大変ひどく閉館中であります。館内の展示物の状態も心配されております。

そこでお尋ねをいたします。

市としましては、現状をどのように把握しておられますか、お尋ねをします。二つ目、今後、この資料館をどうされますか。中の展示品の扱いをあわせてお尋ねをいたします。

さて、本市にはもう一つ、まちかど資料館というものがあります。和式のまち並みに配慮された施設で、管理を委託し、運営されております。教育長には関係の深い日本刀も展示されておりますし、さきの荒木精之さんの書もかかっております。このまちかど資料館は、年間の入館者数はどのぐらいありますか、お尋ねをいたします。入館者の反応はいかがですか。また、資料館としての規模や展示品、年間のイベント等について市はどう考えていますか、お尋ねをします。

過去におきまして、今まで山瀬議員や隈部議員が文化財の保護等につきましてはいろいろ質問なさっております。答弁としましては、検討しますとか、一つの提案として承っておりますという答弁が多かったように思いますが、それらを参考にしてお尋ねをしております。

５番目に、保護と活用のために、施設の整備や人材の配置につきまして中長期の計画はありますか、お尋ねをいたします。保護条例によりますと、保護委員会は１６名で、任期２年となっております。２０年度決算では、合計１２万円ほどが報酬として払われており、実質はボランティアだと思いますけれども、今の任期中で市より委員会へ諮問された案件はどんなものがありましたか。また、行政への提言や要望等が何か出されておりますでしょうか。

以上お尋ねして、最初の質問といたします。よろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　坂本記念館、泗水歴史民俗資料館ですが、泗水町の住吉日吉神社の神職であり、郷土史家、また考古学者であった坂本経堯氏が長年にわたり県内各地で調査及び収集された埋蔵文化財である土器類の出土品を中心に、農具や日用生活品等の民俗資料を含めた資料館として、昭和４９年に泗水町で建設されたものでございます。

現在は、合併前からでありますが、展示物以外の埋蔵文化財発掘出土品の一時保管場所としても利用しております。建物は、建築後３６年もたっていることから老朽化が進み、一部危険な状況のため立ち入り禁止としておりますが、要望があれば、職員立ち会いのもとで見学をしていただいているところでございます。

今後の資料館、また展示品についての考えでございますが、資料館自体は、ただいま申し上げましたとおり、老朽化が激しいため将来的な維持は難しいと考えております。今後、展示物の移設ができるような施設について、有利な財源を確保できる補助事業や公共施設等の空きスペースの活用などについて、関係部局で方策を検討しているところです。

次に、まちかど資料館の入館者についてでございますが、本年度１月末現在で４３０名の方が入館されております。また、入館された方の意見としては、企画展示及び常設展示ともに内容が充実していてわかりやすく、清掃もよくされており、説明も十分であるとのご意見をいただいています。

次に、資料館の規模や展示品及び年間のイベントについての考えでございますが、まちかど資料館は、資料館とまちづくり寄合所の２棟からなる複合施設として、わいふ一番館の名称で親しまれている施設です。隈府の上町、中町、下町を通る御所通りに位置しており、所在地が１番地であるため、公募によってこの愛称がつけられ、平成８年１０月にオープンしました。資料館の規模は、１８６平方メートルの木造２階建て土蔵づくりとなっており、寄合所と資料館の敷地面積からしますと十分な規模と考えております。

今後の調査等で収集したものの中で貴重な資料等は、展示物の入れかえや企画展等で対応してまいりたいと思います。展示品については、菊池の歴史、文化、産業等を紹介しており、埋蔵文化財発掘調査での出土品から、菊池一族、文教菊池に貢献した人物等の紹介をしており、菊池らしい展示品と考えております。

また、年間イベントでございますが、現在、指定管理者により管理運営されており、寄合所では市民の持ち寄る作品展示のギャラリー、資料館では年３回の企画展を開催しております。企画展については、指定管理者で内容の検討が行われ実施されておりますが、今後も指定管理者と協議を行いながら進めてまいりたいと思います。

次に、文化財保護と活用のために施設整備や人材配置の計画でございますが、文化財の保護につきましては、文化財保護法や県文化財保護条例及び市文化財保護条例により、文化財の保存及び保護を進めてまいります。

また、文化財の施設整備としては、施設である古墳や建築物などがございますが、特に重要なもの、例えば高塚古墳、松囃子能場等については、除草、管理、復元な

どの整備を行っており、説明板の設置や文化財冊子を発刊するなどの活用も図っております。

人材配置につきましては、文化財担当として生涯学習課に文化振興係を配置し、埋蔵文化財専門員を含め４名の職員で対応しており、新年度から歴史教育専門員の配置も計画しているところでございます。

また、文化財保護委員については、国や県と同様に、市文化財保護条例で設置がうたわれており、文化財保護及び保存について、市の諮問機関として設置されております。文化財保護委員は、市内に存する文化財の調査を行い、その保存及び活用等に関し、教育委員会に意見を述べ、また諮問に応じるとなっておりますので、文化財保護委員の皆様の活用も保護策の重要なものと位置づけております。

次に、現任期中における市からの諮問案件についてでございますが、昨年度から継続審議ということで、花房給水塔の市文化財指定、また旭志の姫井橋国登録文化財などについて諮問を行っております。これまでも、泗水にあります菊池氏２３代政隆公墓所の指定等について諮問を行い、史跡としての文化財指定を行ったところです。

また、行政への提言や要望でありますが、菊池市には数多くの埋蔵文化財包蔵地があり、その中でも中世時代に関した遺跡について、その遺跡の確認調査の実施や史跡の案内表示についての設置要望があっておりますので、実施に向けて計画を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　森　清孝君。

［登壇］

○４番（森　清孝君）　坂本記念館に続いて、続けてお尋ねをいたします。

三万田式土器を初め、三万田東原遺跡といいますか、そこから出ました出土品を中心とした展示資料館というふうなお話でございましたけれども、その評価について伺いたいと思います。

価値のあるものならば、展示物の保護のためにも対策を急ぐべきだというふうに思いますし、今のお話しでは、記念館そのものは云々というようなお話でもございましたが、現在も各地で埋蔵文化財、各地といいますか、市内各地で県からの委託によります埋蔵文化財の発掘が行われており、その整理作業等にもあの場所を使われております。そういうことを考慮して、規模はともかくとしまして、私は方保田の出土品管理センターというのをイメージしたわけでありますけれども、その辺、市としてはいかがお考えか、お尋ねをいたします。

二つ目に、まちかど資料館のことでございます。

木造の温かみのある本市独特の資料館であるということは大変いいことだと思いますし、展示にも工夫がされておると、このように思います。しかしながら、例えば本市には菊池神社に歴史資料館がございますし、夢美術館もございます。山鹿に行って感じましたのは、幾つかあるお互いの資料館等が互いに連携をして、ここにないものはあそこにありますよというふうな感覚を持っておることでございます。一つで賄い切れないところを協調してお客さんに接するという態度は非常に重要ではないかと思います。

そこで、お互いの資料館同士、あるいは展示館同士等で何か協議をされたことはございますか。その必要性をどう考えますか、お尋ねをいたします。

２番目に、文化財保護のため、また活用のため、ボランティアといいますか、応援団の必要も思うわけであります。山鹿市博物館には博物館友の会２００名というようなお話も聞いてまいりました。説明役としまして博萌会というような集団もございます。本市にもいろいろあるとは思いますけれども、そのようなものがありましたらご説明をお願いしますし、なければその構想があるか、お尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　三万田東原遺跡は、花房台地の南西部に広がる縄文時代後期の遺跡であります。その出土した土器は三万田式と呼ばれております。三万田東原遺跡及び出土した三万田式土器は、先ほど述べました著明な考古学者である坂本経堯氏により広く周知され、出土した土器が縄文時代後期の時代研究の指標にされています。また、他の展示資料である土器等についても貴重なものと評価はしておりますが、他の自治体でも同時代の土器は多数発掘されているところです。同時代における県内の九州等で出土した土器は三万田式土器と呼ばれていますが、ほかにも時代ごとに出土する土器等は、すべてが貴重なものと評価しております。

また、山鹿の方保田にあります山鹿市出土文化財管理センターは、方保田東原遺跡が国史跡に指定され、調査による膨大な土器類の出土があったことなどにより遺跡に隣接して建てられたものであり、基本的には山鹿市で発掘された出土品等の整理作業や収蔵庫が中心として、一部展示も行っている施設となっております。

菊池市でも長年の発掘調査により出土品は膨大になっており、現在、数カ所に分散して保管をしている状況にありますが、一部の貴重なものはまちかど資料館あるいは泗水歴史民俗資料館に展示をいたしているところであります。現在、収蔵物を１カ所に集約して管理を行い、整理作業ができるような施設の検討をいたしているところでございます。

次に、まちかど資料館と菊池神社資料館、夢美術館、泗水歴史民俗資料館等との連携についての協議でございますが、菊池神社の資料館は菊池一族関連が中心となっており、宗教法人としての資料館の管理運営を行われていますので、競合しないようにとのスタンスで展示を行っているところです。ただ、菊池一族は必要不可欠のため、歴代当主の一部や一部にかかわる芸能などの紹介をしております。

菊池神社につきましては、資料館を所有していることから、わいふ一番館の運営協議会委員として委嘱を行い、連携を図っております。

また、夢美術館につきましては、指定管理者と美術館で連携を持って、お互いの催し等の紹介ができるよう進められているところです。

泗水歴史民俗資料館につきましては、先ほども述べましたが、現況が老朽化し、出土品の収蔵庫にも併用されておりますので、今後の方策を検討していく必要がありますが、施設との連携は施設の活用によって相乗効果が生まれると考えますので、必要なことと考えます。

次に、文化財保護活用のための応援団的な組織についてのお尋ねでございますが、観光協会で組織しております観光案内ボランティアは、市内の史跡等を含めた史跡文化財を案内されており、文化財の重要性は十分認識されております。そのほか、市民団体である菊池市都市間交流の会では、交流活動に菊池の歴史を探訪する企画を実施されるなど、活用を図る事業を展開され、菊池の良さを啓発するための文化財の紹介等も行われています。このような団体も一つの応援団と言えるのではないかと思います。市としましても、このような団体の活動には十分協力してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　森　清孝君。

［登壇］

○４番（森　清孝君）　３度目に教育長に伺いたいと思います。

今回、少しにわか勉強でやりましたけれども、遺跡の勉強をするにおきまして、この坂本経堯先生という人に関しまして考えることが多うございました。後で述べます鞠智城にもいち早く目をつけられて、米原遺跡と言われておったころから発掘調査にも参加しておられますし、あそこの焼き米関係についても、非常に卓越した視点からものを述べておられます。

その人がよく生前言われたという言葉の中に、不完全な人間の不完全な自覚によって失われていく遺跡を大変惜しむということをよく言われたそうであります。まだ県の文化課等もないころから、私財をなげうって発掘の作業、あるいは研究の道を進まれたということは、私ども地元でありますので、高く評価し、尊敬しなくて

はならんというふうに思うわけでありますけれども、今まで、合併しましてこの人の名前を市のほうからも聞いたことはございませんし、いろいろな会合等でも、鞠智城関係でも聞いたことはございません。

教育長、どう思われておりますか。個人的な見解でもございますので、その評価を伺いたいと、このように思いますが、よろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　坂本経堯氏という方の名前というのは、県下各地でその発掘活動をされておりまして、その記録も見たこと、私もございます。今言われた米原長者のこともそうだと聞いておりますし。先日、装飾古墳館でありました菊池川流域肥後古代文化協会の総会でも、何度もこの経堯氏の名前が出てまいりました。改めてその存在を評価したところでございます。当然、この氏の何らかの形での検証をしていく必要があると、そのことが大事であると思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　森　清孝君。

［登壇］

○４番（森　清孝君）　次に、２番目の農業振興についてお尋ねをいたします。

何人かの方がブランド推進室ということでお尋ねになるようでございますけれども、新聞報道等もありましたので、その具体化についてお尋ねをいたします。

ブランドづくりとは、よく言われることではありますけれども、その対象となるもの、ふさわしいものというのは幾つぐらい考えておられるのか、お尋ねをいたします。

二つ目、生産よりも流通、加工、販売に重きを置いた農業関係の人たちの成功話というのが多うございますけれども、推進室も流通、販売等に重きを置いたものというふうにとらえてようございますか、お尋ねをいたします。

３番目、真水で８００万円ぐらいの予算と報道されております。人の配置はどうなるんだろうという関心があるわけでありますが、農振係の兼務なのか、特別またあるのか、お尋ねをいたします。

４番目、園芸あるいは野菜の生産振興策といたしまして、ここ数年、どんな品目やどんな団体にどんな施策があったのかをお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　おはようございます。

ブランドづくり推進につきましては、前回、１２月の定例会においてもお答えしたところでございますが、庁内に専門セクションを設け、農畜産物の評価を明らかにするとともに、消費者の動向をつかむための市場調査、マスメディア等による農畜産物の優位性を知らせるＰＲ戦略、農家の生産効率を向上させるための国や県の補助事業等の調査、あるいは各種研究機関の研究状況の調査を行うこととしております。今後、ＪＡ菊池、県菊池振興局等の関係機関と連携し、本市の農業振興やブランドづくり等を協議する組織をつくり、その中でブランド品の選定、開発、販路拡大などについて協議を行ってまいります。

ブランド推進に当たりましては、流通の簡素化とルート確保、あるいは販路の拡大は最も重視すべきものである一方、これに伴って安定した品質、供給量の確保が求められると考えております。生産、流通、販売をトータル的に取り組む必要があると考えております。今後は、試行錯誤は続くと思いますが、関係機関と連絡を密にしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、推進室の設置につきましては、関係各課と積極的な協議ができますように、経済部内に課並びの設置を考えておりまして、人員の配置につきましては、現在、検討が行われているところでございます。

農業振興におきましては、技術的、専門的な見地からの対応が必要なことから、野菜振興につきましても、県振興局の農業普及指導課の普及計画に沿って、熊本県野菜振興協会菊池支部、ＪＡ菊池及び生産者と連携して取り組んでいるのが現状でございます。

平成２１年度におきましては、龍門ダムかんがい用水の利活用による新たな園芸産地の育成としまして、ＪＡ野菜部会と連携した露地野菜（ショウガ）の導入推進、それからメロンドーム出荷協議会と連携しまして、盛夏期、夏ですね、盛夏期の新規野菜の導入推進、それから高度な技術による個性ある産地育成といたしまして、ＪＡイチゴ部会と連携した早期出荷技術の確立、次にメロン作における天敵昆虫を活用した減農薬試験などの活動を進めるとともに、農家組合、ＪＡ生産部会が取り組む各種施設園芸作物における必要に応じた機械、施設等の整備を国・県事業を活用しながら対応してきたところでございます。

今後も指導機関あるいは生産者等と一体となった普及振興活動を進め、先ほど申し上げましたブランドづくりを進める中においても関係機関で協議を行う組織が必要になりますので、今後、ＪＡ、県地域振興局農業普及・指導課等、関係機関と連携した組織を立ち上げまして、本市の農業振興策や今後の野菜振興策を含めた協議を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　森　清孝君。

［登壇］

○４番（森　清孝君）　去年の夏、議員研修で川上村を視察いたしました。その経験からお尋ねをいたします。

今、基盤整備が進行中であります花房台地は、本市の中ではレタス栽培の盛んなところであると、このように思います。川上村とは条件ももちろん非常に違うわけでありますけれども、夏の一時期ではありますけれども、日本のレタスの大半を生産しますこの地域の技術的なものをまねすることも悪いことではなかろうと、このように思うわけであります。

私どもが一番びっくりしましたのは、マルチ栽培というのは、どこでも日本全国行われておるわけでありますけれども、この川上地区といいますか、高冷地では、畑一面全面にマルチをするという栽培の仕方がされております。口で言うのは非常に言いにくいわけでありますけれども、２５０万円ぐらいのトラクターにつけるアタッチメントがございまして、畝を立てながらマルチを張っていくという機械でありますが、私たちの興味は、風で飛ばないように泥でどうやって押さえるかという点にあったわけでありますけれども、一目瞭然、機械を見ればわかるわけでありますけれども、畝を立てる前に泥をすくい上げる部品がございまして、マルチを張った後に泥を乗せていくと、こういう機械でございます。実物も見せてもらいました。

農業というのは、なかなか大仕掛けに金を使いましても、変わりそうで変わらないものでもございますし、ちょっとしたきっかけで変わるものでもございます。そういう意味から、２５０万ぐらいの機械でございますので、せっかくできますブランド推進室あたりで研修に、研究の対象にされてはいかがかというふうなことも思うわけでありますけれども、研究の価値はあろうかと思いますけれども、いかがでございますか、部長。どこかに箇所づけして、どこかに金をおろしていくというのが農業振興策でございますから尋ねたいと思いますが、ようございますか。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　私も先般の２月１７日の議会研修に参加させていただきまして、今ご紹介のありました川上村の藤原村長さんのお話をお聞きいたしまして感銘いたしたところでございます。

ただいま議員のほうから機械導入といいますか、こちらのほうのお話がございましたけども、今後のブランドづくりの推進を進める上で、一過性のものに終わらないような長期的な戦略、あるいは信頼できるデータで進むべき方向性を検討し、さらに商品開発や販売のためのＰＲを行う必要があると思っております。今後、試行

錯誤を繰り返しながらの取り組みになると思いますが、ご提案いただきました件も今後の研究課題の一つとして受けとめさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北田　彰君）　森　清孝君。

［登壇］

○４番（森　清孝君）　今、お話がありました議会主催の研修会の席に、市長も一番前でお話を聞いておられました。その後の懇親会の席でも非常に前向きな発言があっておったわけでありますけれども、さっきも申しましたように、夏場の間、一時期ではありますけれども、日本のトップランナーを走っております地域とのつながりは大切にしたほうがよかろうと私も思うわけであります。時期が競合しないというのであれば協力しますよ、協調しますよというような村長さんの話もございました。現に、宮崎の綾町あたりとは、その辺の技術的な交換もあっとるそうでございます。ブランド推進室が、今も申し上げましたように、一つのターゲットとして、研究として、この辺のところも長い目で取り上げていったらいかがかというふうに思うわけでありますが、市長、いかがお考えか、お答えをお願いします。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　ただいま述べられました川上村の藤原村長さんのお話、私もじっくりと聞かせていただきまして、この村にして、よくぞまた２，５００万円という農家１戸１戸の大変な高額な所得を上げられているという姿といいましょうか、お話にびっくりしたところであります。

述べられましたように、そういった農業を先導するような、あらゆる産業の先導であり、トップランナーの方々に対しまして、やっぱり身近な存在としていろんな情報を収集するということは大変重要なことだと思います。とりわけ、大変この経済が停滞した中におきまして、私たちの菊池にあるものは、やっぱりこの自然に恵まれた農産物あるいは農林畜産物であろうかと思います。それを何とか付加価値をつけながら市場に乗せていきたい、そういった意味でのブランド推進室ということを構想しているところでありまして、ぜひまたそういった担当者等が川上村を訪れながら、生産の形式として述べられましたマルチがどういうマルチャーによって設置されているのか、それだけの省力化というもの。あるいは、またこの生産から流通になるのが大変でありまして、市場がどういうふうにして開拓、開発をされて今日あり、また維持されているのか。また、さらにはこの流通におきましても、輸送関係のことをしきりにお尋ね申し上げたんですけども、いわゆるプラス５度、冷蔵庫の中に入れたような形で輸送しているというようなお話でありまして、それが遠

く台湾までも出しているというお話にびっくり仰天したところであります。葉物というのがそれほど長距離を、長時間をかけて搬送できるという、こういった輸送技術というのにも目をみはるものがありまして、こういったものを総合的に研究、研修を重ねながら、菊池の農産畜産物というものについての付加価値をもっと広めていかなければいけないと思います。

まずは、やっぱり菊池地域内における域内流通というものを確固たるものとしながら打って出るという、その諸地盤をつくっていくべきではないのかなと思っておりますので、川上村、藤原村長さん、身近な存在において、菊池市もお近づきをお願いし、ご指導をお願いしたいと、このように思います。

○議長（北田　彰君）　森　清孝君。

［登壇］

○４番（森　清孝君）　続きまして、施政方針に基づいてお尋ねをいたします。

施政方針の中で、市長は鞠智城の国定公園化を急ぎたいというようなことも申されましたし、菊池遺産の認定や歴史的資料の調査収集も行いたいというようなお話がございました。それに基づきましてお尋ねをいたします。

まず、鞠智城が早く国定公園になればいいなと私も思うわけでありますけれども、あの施設がそうなりますと、どのように変わって、本市にはどんな効果が想定されるんでしょうか、それをお尋ねします。

また、山鹿市と協調されて運動されるのは結構かと思いますし、またそうあるべきだとは思いますけれども、反面、競争を考えたときに、冒頭申し上げましたように、遺跡や歴史資産の数といいますか、重みあるいは連携のあり方で、残念なことではありますけれども、山鹿には少し先行されておるような気がするわけであります。本市の今後の対策をどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

二つ目、教育委員会のほうでも花房飛行場のことについてちょっと触れられましたけれども、菊池遺産の認定や歴史的資料の調査収集を行うという項目の中で、花房飛行場遺構群、遺構群といいますか、給水塔、弾薬庫、あるいは私どもの合志川北岸上流にあります部品格納庫、防空壕、あるいは元陸軍病院跡地、トータルとしまして、私どもとしては値打ちがあるというふうに思うわけでありますけれども、菊池遺産としてどう考えておられるのか、二つお尋ねをいたします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　まず私のほうから、鞠智城が国営公園化されればどのような効果があるのかということと、飛行場遺構群の菊池遺産の認定についてお答えをさせていただきたいと思います。

鞠智城は昭和４２年から発掘調査が開始され、その成果を受けまして、平成６年度から熊本県による保全整備事業による建物群が復元されておりまして、平成１６年にその歴史的価値が認められ、国史跡の指定を受けております。

現在、鞠智城の年間入場者は１１万人に上っております。鞠智城が国営公園化されますと、国土交通省所管の歴史公園となり、発掘調査の成果に基づき建物礎石、城門、土塁、貯水池等の保存活用や維持管理及び周辺の環境保全などの整備が行われることになっており、今以上の入場者が期待できるものと思われます。

このことから、本市では鞠智城から菊池市内まで、車なら約１０分で行けるという地の利を生かして、ツアーによる観光客や修学旅行生及び家族、個人旅行者の宿泊客の増加につなげ、観光や経済活性化を図ることができるものと期待しております。

今後も鞠智城の特別史跡の認定、国営公園化に向けて、熊本県、山鹿市と合同での活動を中心に、菊池川流域の関係団体と一丸となって機運醸成等、市内外に向けてアピールを行ってまいります。

次に、菊池遺産の考え方でございますが、昨年、第１回目の募集を行いましたところ、３０件の申請をいただきました。現在は、菊池遺産認定審査委員会におきまして、申請時に提出いただきました資料等をもとに、審査や現地調査を行っているところでございます。

花房飛行場遺構群につきましては、給水塔や弾薬庫など、さまざまなものが広範囲に当時の遺構として、また多くの生命が失われた悲惨な戦争を記憶にとどめるものとして残っておりまして、第１回募集にもその一部が申請されております。

菊池遺産につきましては、今後、２回、３回と募集を行い、数多くの地域の宝物を後世へ残せるような取り組みにしていきたいと考えております。今後、地域の宝物として、また菊池市全体の宝物として、市民の皆様と市が一体となり、菊池遺産認定制度に力を入れていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　最初のほうの質問の中で、遺跡や歴史遺産、その数の連携のあり方で先行されている云々がありましたので、本市のことについて少し述べたいと思います。

本市におきましては、全国にＰＲできる鞠智城を含め、菊池市内には多くの歴史資料である史跡等が点在しております。高塚古墳や松囃子能場、将軍木、菊池神社などの菊池一族に関する箇所、また城山公園内には徳富蘆花・愛子を初めとする文

学碑、顕彰碑など、さまざまございますが、教育委員会としましては、史跡等の景観的整備や文化財説明板、案内板の充実を図り、菊池においでいただく皆様に歴史の紹介ができるよう、今後も努めてまいりたいと思います。

現在、まずは足元の歴史を知ることが必要ということで、ふるさと歴史探訪などを実施し、関連地域を回る史跡めぐり等の啓発活動を行っています。市民が知ることにより、多くの人に菊池のよさが広まるものと思っております。また、菊池川流域の６自治体と県で構成される菊池川流域古代文化研究会や、山鹿市、菊池市、和水町で事業を行う肥後古代の森協議会において連携をとりながら、歴史、文化の向上を図っておりますので、今後も共同して事業を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　森　清孝君。

［登壇］

○４番（森　清孝君）　教育長の高塚古墳という話が出ましたけれども、私もチブサン古墳の帰りにちょっと行ってみましたら、車がＵターンする場所が上まで上りましたらありませんで、ちゃんとした案内板はありましたんですけれども、ちょっとこれはやっぱりあんばいが悪いなというふうに思いました。民有地がどうにかなるんであったら、車を方向転換できるぐらいの場所は一つ欲しいなと思いますので、余分でありますけども、申し添えておきます。

質問を続けます。

花房飛行場遺構につきましては、以前、泉田議員のほうからもお尋ねがあったというふうに思います。私どもも、見なれた風景といいますか、給水塔はいつも見ておりますし、弾薬庫跡あたりも日ごろ行き来しておりますし、養生園はもともとからの陸軍病院跡と言われましても、身近なものですから何のことはないというふうに思っておったわけでありますけれども、よそからのいろんなお話を聞いておりますと、やっぱり値打ちのあるもんじゃないかというふうな思いがするものであります。昔からまっぽしさんはよそに行けというふうに、地元のまっぽしさんは効かんものでありまして、訪ね訪ねてやっぱりよそに聞きに行くと。地元の人は、何でこういうところに来ますかというふうな話になるということはよくあることでありますが、花房飛行場に匹敵するような施設が近くにあるかといいますと、本当にないなというふうに思うわけであります。そして、その全景もだんだん明らかになっておるということを考えますと、もう教育資産としても、あるいは観光資源の資産としても値打ちがあるんじゃないかと、近ごろ、とみにそういうふうに思うようになりました。

山鹿の話を最初にしましたけれども、にわか仕立てで平成５年ぐらいから各地に

リゾート法に基づきまして観光施設をつくられたわけでありますけれども、それはそれで意味のあることというふうには思いますが、やっぱりつけ焼き刃的なもの、あるいは施設というのは、年月がたちますと正体をあらわすものであるというふうに思います。各自治体も、その負の遺産を抱えて大変苦労しておるのは本市も例外ではないと、このように思います。

それに比べまして、やっぱり昔からある資産といいますか、さっきの高塚古墳もそうでありますけれども、価値のあるものであるというふうに思いますので、それに少し手を加えます、お金をかけますと、ねらうわけではありませんけれども、思わぬ効果があるんではないかなというふうに思うわけであります。何か近ごろの時代というのは、そういうものを求めておるような気がいたします。けさの新聞にも田原坂の資料館が改築されるというような話が載っておりました。みんながそういうのを求めておるというような感じがいたします。

最後に市長、財政の話も施政方針でされまして、健全な財政であると思うというようなお話でございました。山鹿と比べますと、財政力指数等におきましても、山鹿は０．３７、本市０．４８。予算規模、山鹿２５２億、平成１９年ですけれども、本市２１７億ということで、それらを含めて考えてみますと、山鹿市、お隣は大変文化財の保全、保護等につきましては歯を食いしばって頑張っておられるんではなかろうかなと、こう予想するわけであります。ない金を絞り出してやっておられるんではなかろうかなという気がします。それらを引っくるめまして、山鹿との比較で、隣の芝生を褒めるわけではありませんけれども、文化財の保全あるいは鞠智城のこれからの展開を含めまして、市長、どのように考えられるか、最後に締めのお答えをお願いしたいと、このように思います。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　何とお答えしようかなと思ったんですが、戸惑いを感じておりますが。

確かに隣の芝生は青く見えますけども、リゾート法のお話もありましたが、当時におきましては、開発して自然の森林からグラウンド、ゴルフ場に変わっていく。そしたら、非常にこの農薬の散布があって、緑はきれいで、芝生は大変きれいに見えますけども、実態としては非常に地下に浸透し、大気にまた飛沫が飛んでということで、いわゆる見かけというものよりも、むしろこの無農薬、減農薬のほうにというふうに時代が走ってきただろうと思います。見かけよりも真実に近いもの、それが歴史だろうと思いますし、述べられますように、古代におけます鞠智城、あるいはまた近世におきます花房遺構跡ということになろうかと思います。

これまでの教育長の答弁にありましたように、やはり市の指定文化財としての指定がどうなっていくのかと、今、申請であって、審査をなされているということのようでありますし、また菊池市の遺産として指定するかどうかというのは、これは重複してもいいということでありますので、そういった評価というのが下されるものだと思います。多分に、これまで泉田議員からもお話もあっておりましたように、ご質問もあっておりましたように、相当な価値があるんだろうというふうに思いますときに、指定文化財あるいはまた市の遺産としての認定は揺らぎないものであるのかなと思っております。それについてどう支援をしていくかということだろうと思います。

鞠智城の姿につきましては、特別史跡の指定をまずとることだということで、国の指定よりも一歩手前に戻ったような形で、目的が一歩後退したような形でありますが、段階を踏まなきゃならないということで、これで一生懸命、県と山鹿市と一緒になって頑張っていかなければならないと思います。山鹿市さんと競い合うということは、いい意味での競い合いをやっていかなければなりませんし、目的であります国指定というものを何とか２市、そして熊本県と一体化して収得をしたいと、指定を受けたいと、このように思っております。

そして、菊池市は何をいっても全体の面積からして１０分の１だったと伺っておりますけども、面積が小さいからとかというものではなくて、力の入れ方はいろいろあるだろうと思います。私はかねがねジョークで、玄関は私たちのまちからですということを来訪者に申し上げております。奥座敷のほうが山鹿市のほうの土地というふうになっておりまして、まずは裏玄関から入るか、正面玄関から入るかじゃないんでしょうかと、菊池市の正面玄関が正面玄関らしいものを位置づけていかなければならないと、このように思っております。

花房の飛行場遺構につきましても、今、多くの方々がこの研さんを深めながら勉強されて、そしていろんな場で子どもたちにも発表されておりますし、本当に痛ましい第二次世界大戦の傷跡というのが足元にあるということで、こういったものは全国どこにでもあるわけではないということをこれまでお聞きしてまいっておりますんで、私もぜひ、もちろん給水塔については、もう早々と行って見させていただきましたが、弾薬庫だとかといったものについてはよく見ておりません。一部だけしか見ておりませんので、現地の視察も含めて、そしてこの後の対応について検討してまいりたいと、このように思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（北田　彰君）　ここで暫時休憩します。

休憩　午前１０時５０分

開議　午前１０時５９分

○

○議長（北田　彰君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

［登壇］

○１２番（坂本昭信君）　それでは、通告に従いまして一般質問いたします。

農業についてでございますけれども、豊かな農業生産力を誇る本市でありますけれども、やはり器用貧乏と申しますか、生産出荷額は低迷しています。この対策はどのように考えておられるか、お尋ねします。

次に、菊池ブランドの具体策についてお尋ねいたします。

３番目に、ファームきくちの所期の目的と今後の方向性についてお伺いいたします。

以上、１回目とします。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　農業生産における産地間競争の激化、輸入の増加、あるいは消費の減少により、農産物の生産販売の環境が厳しさを増していることは十分に認識いたしております。このような中で、先ほど森清孝議員にもお答えいたしましたような形で、ブランド化の推進について取り組んでまいりたいと考えております。

取り組みを開始する平成２２年度では、関係省庁、県の東京・大阪・福岡の各事務所、関東・関西県人会等の情報収集、市場調査及び福岡・北九州の百貨店やコンビニ、スーパー等との商談の取り組みや、福岡市大手百貨店において農産物の販売、観光宣伝を行い、消費拡大と観光客誘致を図る取り組みのほかに、専門コンサルタントによるブランドづくりに係る手法等の指導を受け、ＰＲ戦略等の確立を図る取り組みをしたいと思っております。さらに加えまして、市内農林畜産物をもとにした商品開発に係る土壌調査や成分分析及び商談会参加費についての補助などを計画しまして、当初予算において、必要経費の予算をお願いしているところでございます。

ブランド化を進める上での認識といたしましては、ブランド化は反面、差別化の要素もございまして、品目選定や認定制度及び生産基準等を含め、高品質化に向けた展開が必要であると考えております。また、市単独では営業を含めた流通面にどこまで踏み込めるかという課題もございますし、営農指導や流通面を考えました場合、県、ＪＡとの連携は不可欠であると考えております。

いずれにいたしましても、まずは体制や目的等、足元を固め、生産者及び関係団

体の理解を得ることが重要であろうと考えております。新たな取り組みのため試行錯誤が続くと思いますが、農畜産物のブランド化を通じ、観光や企業誘致等へも波及し、市全体が活性化することを目指しております。

次に、ファームきくちの現状につきましては、施設園芸で花や野菜類を栽培し、中山間地帯の農家と古代米の契約栽培を行い、古代米の販売を経営の主力とされております。また、就農研修生の受け入れ、あるいは更生保護関係の就労の場の提供、障がい者施設への業務の一部委託など、経営状況が厳しい中ではありますが、第三セクターとして社会的貢献の役割を担ってきたものと認識しております。

このような中、市は、平成２１年度より新たな雇用の創出とファームきくちの経営の改善を図るため、国のふるさと雇用特別基金事業を活用いたしまして、新規農作物の作付、新たな直接販売先の確保、農畜産物の商品開発などを行うふるさと菊池農業再生推進事業をファームきくちに委託しております。それから、今後の平成２２年度から第三セクター検討委員会も開催するようにしておりますので、ファームきくちの経営等についても諮問することになると思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　坂本昭信君。

［登壇］

○１２番（坂本昭信君）　それでは再質問をいたします。

豊かな農業生産力をＰＲして、ブランド力アップで菊池の農産物の市場価格を上げ、農家の生産意欲を向上、生産・増産の循環を掲げるには、私なりに考えてみました。食の安心・安全の安全に関するトレーサビリティー問題、産地の認定、加工品に対する付加価値のあり方、農・商・工連携によるブランド推進協議会の設立など、いろいろあります。問題もあろうと思いますが、ぜひとも成功して中心市街地活性化の起爆剤、農家が元気になって中心市街地活性化に協力できるように頑張っていただきたいと思います。

次に、ファームきくちについてお尋ねいたします。

第三セクター経営検討委員会にファームきくちの経営について諮問されると聞きましたが、しかしその前に庁内で協議を行い、厳しい農業情勢に影響されないようにファームきくちの目的や位置づけを的確にする必要があるということですが、私は経営の内容を尋ねているわけではございません。先日、役員の原田さんから６年間の総括のお話を聞くことができました。その経過を皆様にもわかってもらえるよう紹介いたします。

６年前、菊池市より中山間地活性化担い手育成等を図るためにファーム運営の要請があり、更生保護対象の子どもを雇用することを条件に引き受けましたというこ

とでした。そして、１，０００万円の資本金で立ち上げたということでございます。当時、ヤーコンが脚光を浴びており、この栽培を手がけたそうです。それから需要はなかったが、焼酎原料として消費してもらった。従業員の給与はファームが支給してくれとの行政の要請だった。役員には福村市長、原田さん、横田さん、原山さん、この方が役員になられたそうでございます。それで、１，０００万円のうちハウスを建てられまして、花卉市場が好調だったので、花を植えて当座を乗り切ったということでございます。

それから、雑穀米、古代米がブームになるから、これを産地化することになった。社長からこの事業の５カ年計画作成指示がありましたということです。古代米専用に機械を４，０００万円で調達することとして予算がつきました。これは私も覚えております。農作物をつくるのは容易だが、販売は難しいということでございます。

原田さんはここでいろいろありまして、古代米を松島区の１３名の協力を求めて６町歩の作付が行われました。そして、３５０俵の計画で１５０俵しか売れなかったということでございます。２００俵の在庫となった。このようにして、原田さんは保護司だったこともあり、更生保護対象の子どもたちを雇って更生保護法助成金、会員２０万人はファーム事業に高い評価を与えた。この会が古代米販売の助けとなったということでございます。全国保護司会を含め、全体の販売量は年間３５０俵にこぎ着けられたそうでございます。

栽培、現場指導、営業活動、管理監督もやらなければならない原田さんはとても多忙であったということでございまして、しかし、ファームは自分で稼いで自分で飯を食わなければならない、職員は行政が支援するのが当たり前だと主張し、仕事にならなかった。ファームの将来を考えた場合に、この状況では悲観的である。そこで、行政に対して人材派遣の要請をしたがかなわなかった。昨年１２月に辞表を提出したということでございます。他の自治体から見ると、菊池市の農業第三セクを高く評価しているそうで、農業法人は地道にやれば生きていける、農業の探り道をつくるためにも三セクをぜひとも継続させねばならない、このような決意でおられます。

それから、これは販売面でございますけれども、熊本市の某スーパーから穀物、野菜などを一緒に購入してくれる場所が見つかった。有働病院はうるち米３００俵を購入中、某社は１店舗２０俵、２０店舗で購入。年間４００俵を購入予定だそうでございます。昨年は８００俵、販売農家に現金で一括支払い。しかし、販売代金は売り上げ分だけであり、資金不足を起こす。これは生産者に対してはやっぱり現金ですべて払わなければならないそうでございまして、代金は売れたしこしか代金が入ってこない。それで、資金不足になったそうでございます。古代米の年末在庫

は６００俵。これをディスカウント店に２万５，０００円を１万５，０００円で販売されて、やはり資金繰りのためには背に腹はかえられないということで、やむなく売られたそうでございます。

リスクを伴わない契約栽培を進めることができれば経営は安泰である、このように大変ご苦労されておられまして、やはり予算づけてもらった４，０００万円は、３，０００万円は当初設備に、８００万円を運転資金に使ったということでございまして、関係者の努力でここまでやってこられた。過去の投資を無駄にしないためにも、議員各位でここで何とか考えていただければ幸いであるということでまとめられておりますが、このように原田さんは話されていますが、部長の答弁されましたように、就農研修生の受け入れ、更生保護関係の就労の場、障がい者施設への業務一部委託など、経営状況は厳しいものではあるが、第三セクターとして社会的貢献の役割を担ってこられたことに対しまして、頭が下がる思いでございます。私が主張したいのは、これが本当の農業の現実であり、実態であるということでございます。

農家はなかなか、ゼロからの出発となりますと、やはり設備投資、機械、その他いろいろ始めることとしますと、やはりかなりの資金が要っていくかでございます。ファームきくちは、お話しもありましたように、菊池市からの運営の要請を受け、ゼロからの出発だったと思います。農家もそうですが、事業を起こすには何千万円という設備投資が必要であります。

農作物をつくるのは容易だが、販売は難しい。やはり経営を考えた場合、１番は人材だと思います。机の上の計算も大事でございますが、現場で額に汗して体で覚えることが一番。そのためにも人材育成は大事だ。また、法人としての役割分担を、そしてその中で協議して積み上げていかなければならない。その中で光が見えてくる。繰り返しておられました。無駄のない生きた金を使うことであり、関係者の努力でここまでやってこられた過去の投資を無駄にすることなく、執行部も議員各位にもここで何とか考えていただければ幸いであると、何回も何回もおっしゃっておられました。

このように、今から農家は法人化とか集落営農とか、もっていかなければならない。この法人をつぶすことは、農家に夢を与えることができないということでございますが、この点、いろいろありまして、今後いかに、市長に最初の答弁をお願いしたいと思いますけれども、立ち上げの時点、それからその中での経過、今、発表したとおりでございますけれども、やはり農業の難しさ、今、ブランド化とおっしゃっていますけれども、それを持っていくためにも農家は非常に苦労して、さっき部長もおっしゃいましたように、その品種の選定とか、いろいろあると思いますけ

れども、市長がどのようにこのファームきくちについてお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　ただいま、坂本議員ご紹介ございましたように、ファームきくちの現在の主力となっておりますのは、販売というのが状況にあるように思っております。そういったことも含めまして、まず今後につきましては、法人の経営状況を精査するとともに、会社の位置づけ、あるいは方向性等の再確認を行いながら、業務内容の見直し等も含めまして、検証、精査する必要があると考えております。それらのことを踏まえました上で、試験栽培等に係る支援対策等ができないか、前向きに研究する必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　ファームきくちにつきましては、設立当初は私が代表取締役社長でありましたが、その後、職を辞しておりまして、現状としては関係が直接はございません。ただ、市長という立場におきまして、ファームきくちに出資をしているという関係におきまして、大変かねがねから心配をしているところであります。経営というものは、計画を立てて、そしてそれは１人の計画ではなくて、全体の一つの社員を含めたところの経営計画というものが、果たしてその計画どおりにいっているのかどうなのかなといった思いがいたします。

今、議員がご指摘になっております、いわゆるデッドストックとなっております古代米が相当あるということですが、しかし一面においては作付というのが６ヘクタールという数字を示されておりますが、６ヘクタールから何俵生産できるのか、またその生産というのが今のストックになっている分についてはどういうふうに消化が、流通に乗せていけるのかという。だから通常であれば、この企業ベースで考えれば、やっぱりストックがどんどんふえてくるということになれば、やっぱり生産調整という今の国の政策ではありませんが、企業といたしましても委託栽培というものをやっぱり制限するということをやっていかなければ、ストックがふえてくることによって、販売のほうが低調であればなおさらストックがたまっていって資金繰りがショートするというのは当然といえば当然のことだと思います。

しかし、現実問題として、いろんな意味で、部長が答弁しましたように、社会的な側面におきましては大変な貢献をやっておられるということでありますので、行政といたしまして、やっぱりこれを見守って育てていかなきゃならんという責務と

いうものは、当然のことながらあると思っております。

そういった生産で、ただ販売して利益追求ではないといった目的をいま一度検証して、そして設立当初の思いというものをもう一遍検討して、ちゃんとした経営の理念というものに沿った経営計画を立てていただく。そのことによって、必要に応じて行政としての支援というものをやるべきだろうと思います。これは単なるお金を出すということだけではなくて、研究的な施設、先導的なリスクを担った研究というものがあるとすれば、それは一面においてはやはりこの行政が補助という方で補助金を出すという形も一つだろうと思いますし、また本当に今の資金内容はどうなっているかによっては、追加出資ということも考えられないわけではないと。

現状といたしましては、私の手元にそのような資料が入ってきておりませんので、会社の内容等についてとやかく言うべきことではありませんが、ぜひその資料等を取り寄せまして、内容を精査させていただきまして、必要なことを対応していきたいと、このように思います。

○議長（北田　彰君）　坂本昭信君。

［登壇］

○１２番（坂本昭信君）　やはりこのファームきくちというのは、やはりその障がい者の仕事の場とか更生保護の子どもたちの仕事を提供するというような、全く素人の、素人ちゅうと語弊がありますけれども、経験のない方々が従業員としてそのファームきくちで働いているわけですね。こういうことを、やっぱりなかなか作物づくりは難しいもんでございまして、計画どおりいかないのが農業でございます。かなりの試験的、将来的な作物の新品種の開発とか、農畜産物の加工、開発とか、いろいろあります。これはあくまでもしてみて、リスクをかなり背負う仕事ですね。こういうことをやはりリスクはリスクとわかっているならば、それなりの、月に執行部とその会社とミーティングあたりをじっくりしながら、やっぱりしていかなければ、丸投げのように、原田さん、あなたに任せますよと言ってなんぎゃってしまえば、原田さんは、さっきも申しましたように、経営面から指導面から、１人ですべて頑張っておられます。これを考えますと、やはり１人でする仕事はしれた仕事でございまして、役員あたりもいらっしゃると思いますけれども、執行部もこのように試験的なリスクを負わせるならば、やはりそれなりに中に入ってその助言とか、困ったことはないかとか、そういう助言もやっぱり執行部としてしてもらいたいなと思うわけでございます。これは要望としまして申し上げておいて、次の問題に移りたいと思います。

次に、地方交通についてお尋ねします。

公共交通の廃止による交通弱者である高齢者の対策はどのように考えておられる

か、お尋ねいたします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　全国的に公共交通は自家用車の普及、過疎、少子化により、路線バス事業の経営が悪化し、昭和５０年代から路線バス事業は撤退傾向にございます。この数年では、乗り合いバス事業者が経営危機に陥り、県内でも本市に関係する２社が厳しい経営状況になっております。

こうした状況の中、不採算路線につきましては、自治体が財政的な理由で路線バスへの運行補助を廃止するケースばかりでなく、バス事業者が路線廃止を選択するケースもふえてきております。このような場合に、まず廃止される箇所は、幹線でないバス路線の先の枝葉に当たる地域から順次廃止となっていきます。こうした地域は市街地から遠く、一部のバス路線が残り、バス路線の沿線とみなされても、利用者の高齢化等により、バスの利用に支障を来すものと感じております。

こういった状況を克服する手段として全国から注目を浴びておりますきくちあいのりタクシーでありますが、道路運送法や国の許認可の中で公共交通の上位に位置づけられております乗り合いバス事業者に配慮した運行形態をとり、運行許可を得ておるところでございます。

このあいのりタクシーは、バス路線がなくなり、大規模な公共交通空白地区となった地域では大変有効な方法だと思いますが、公共交通空白地域と市街地やまちなか等を結ぶ途中にバス路線がある場合には、バス路線と競合すること、またそのバス路線に行政補助が出ていた場合には二重補助になることなどから、計画の課題となっておるところでございます。

現在、本市には菊池市内のみを運行する地方バス路線はなく、近隣の熊本市、合志市、山鹿市、大津町とを結ぶ幹線だけが残っております。他都市と結ぶ幹線の存在は大変重要であり、相手の都市の了解も必要であることから、簡単にバス路線を廃止することはできず、バス路線が残っていれば沿線地域へ何らかの公共交通を構築することが難しいという課題があります。これは全国的な課題でもありますので、今後、国を初め、さまざまな関係団体等と研究しながら、市民の皆様のご要望に近づけていけるよう模索してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　坂本昭信君。

［登壇］

○１２番（坂本昭信君）　それでは、再質問でございますけれども、私の住む旭志の旭野地区というところが、もう部長はご存じでございますけれども、旭野地区は、今

までは電鉄バスが朝昼晩ぐらい通っていたわけでございますけれども、それが廃止になり、高齢者の方々は大変不自由になっておられる。このような対策をどう考えておられるか。

また、同じ電鉄バス路線でございますけれども、その中山間地ですね、中山間地の中間で公共交通の停留所まで１キロ５００とか２キロとか、そういう場所もあるわけでございますね。そうなりますと、やはり夏の暑い日、冬の寒い日、老人が足を引きずりながら、よたよたと２キロも歩いていけば、バスに乗るのに１時間以上前に出らなくては停留所まで行き着かないというような現状でございます。

先日、川上村の村長さんは講演の中で、川上村はスクールバスを利用して村民の負託に、村民の足となり負託にこたえている、大変好評であるということをおっしゃいました。やはりそのように、川上村の村長さんは文科省に行くし、国土交通省に行って一生懸命要請されたんですよ。それで、これができたんです。バスがどうの、法律がどうのって、それは前向きの考えじゃないんですよ。行って、どやかならんか、年寄りはこぎゃんしてしんどしよっとぞ、こないして足ば引きずりながらでん、病院に行かやんとぞということを国土交通省さんに、文科省に行って交渉すれば、それは哀れですねと、前向きに考えましょうとか、それは法律の改正もやりましょうとか、そういうことになるんじゃないですか。

ここら辺で、小さいことでよそからうちが乗り合いタクシーば見に視察に来られます、そういうべんりカーを見に来られます。それはやっぱりしたことをやるんで、これで上に向かって声を発せんと、お互いが、その便利さはわかりますけれども、そういう困っている方、それを一人一人に、今、民主党はいいんですよ、やっぱりコンクリートから人へという言葉がありますから、コンクリート、人を大事にするという文言は、もう総理も言っておられますように、そういうことで、要するに困った方々をいかに助けてやるかが行政の仕事でありまして、おるげにゃ行きよるけん、ええぞと、部長、私は言っていいですか、部長のことを。私、そんなこと言えませんけれども、まあ、そこまでは言いませんけれども、そのように困った方がおられるということをやっぱり心から真摯に受けとめて交渉していただきたいと思います。そのことにつきましてお答えをいただきます。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　今、ご意見ありましたように、２０年１０月に熊本電鉄のバス路線が廃止されまして、昨年１０月から一部旭志地区を含む泗水東部地域にあいのりタクシーを導入しました。残る旭志地域には、電鉄と産交バスが共同運行しております山鹿市、菊池市、大津を結びます伊坂を通る、いわゆる山鹿線、それか

ら産交バスが運行しております菊池と大津を結ぶ、これは津留を通る路線でございますが、大津線の二つのバス路線が今残っております。路線が競合することから、泗水を結ぶバス路線と、それから合志から入ってきておりました電鉄バスの路線、２路線が廃止となった後の代替措置を講じることができないという状況にございます。

特に、今あるバス路線から離れた弁利地区や桜ケ水地区には、何らかの対策をとりたいということで考えておりますが、あいのりタクシーで運行した場合、この残った二つのバス路線との競合、運行事業者の規模の実施能力の問題、それから他社との応援体制の問題など、いろんなクリアするべき課題がいっぱい残っております。

今、国に向かって陳情するなり、そういったことをなぜやらないかということですが、常々私どもは国・県、それから九州の整備局、そういったところと連携をとりながら、こちらの実情を訴えているところでございます。その中でも菊池は先進地ということで言われておりまして、各地からの視察も多いところでございますが、先般は国土交通省のトップであります審議官がみずから九州整備局長を連れて、私どものほうに視察にお見えになりました。あいのりタクシーにみずから乗られました。そういったことで、いろんな菊池の事例を全国に広めたいとおっしゃっておったわけですが、今、坂本議員がおっしゃったような交通空白地域でありながらも路線との競合でできない地区があるんだと、そこらあたりについても今後十分検討してほしいと、強く市長が要望されたところでもございます。

今後もどういったことが今の現行法の中でできるのか、法を改正しながらでもできるように今努めているところでございますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　坂本昭信君。

［登壇］

○１２番（坂本昭信君）　再々質問いたします。

さっき申しました旭野地区の小川、姫井、岩本あたりの、乗り合いタクシーとか、べんりカーとか、そういう考えはいかがなものか、お尋ねいたします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　旭野地区だけにべんりカーを回すということになりますと、また、これバス路線でもございますのでバス路線が競合いたします。それと産交バスが通っておりますので、このバスを廃止する形にするのか、大津町との協議も必要になってまいります。隣の若木のほうはあいのりタクシーが運行されておりまし

て、小川は乗れないという地域になっております。そういった矛盾がございますので、ここについては、今、十分検討しているところでございます。なるだけそういった矛盾が取り除けるように、今後も努力してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　坂本昭信君。

［登壇］

○１２番（坂本昭信君）　それでは、もう３回しましたので、次の質問に移りたいと思いますが、やはりその乗り合いバスにしろ何にしろ、やはりその知恵を出せばあるんですよ。岩本を出発してずっと上って河原の方に降りるとしゃがよかじゃなかですか。そういう考えもせんと、ただ真っすぐばか考えとったら、裏道もあるとですけん。ということをお願いしまして、次の質問に移ります。

四季の里についてでございますけれども、何回も今まで討論なり協議会なりやってまいりました。ようやく決着を見つつあるところでございますけれども、旭志では何を申しましても唯一の施設でありまして、老人の方々、日曜、土曜になりますと、子どもたちの声が響くわけでございますが、ご存じのとおり、指定管理になって長い間経営努力されてきましたが、第三セクで長い間経営努力されてきましたが、なかなか報われない結果でありました。したがいまして、今後、経営者がいかに変わろうとも、急に経営がよくなるということは、恐らく考えられないと思います。

そこで、提案でございますけれども、四季の里は広大な面積があります。３０ヘクタール以上あると思いますけれども、その面積はやはりその中を、３０ヘクタールもあるのを指定管理受けた方が管理するということは、これは恐らく不可能であろうと思います。

このようなことを思うとき、３０ヘクタールの、シャクナゲ園もありますし、ステージ広場もありますし、動物広場もございます。このようなところだけでも子どもたちがはしゃぎ、遊具も少しだけはありますが、このようなことでやはり子どもたちが、日曜、土曜に子どもたちの声が動物広場あたりはとても聞こえてくるわけですよね。ということで、ここを何とか公園にできないかなという希望を、ささやかな希望を私自身は持っているわけでございますけれども、この点はいかがにお考えか、少しだけでもいいから聞かせてください。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　四季の里の今後につきましては、先般の臨時議会におきまして、議員各位のご理解をいただきまして、４月１日から新しい指定管理者で運営をしていくように、ただいま事務手続のほうを進めておるところでございます。

坂本議員のほうから、これまでにも四季の里の公園化というお話、何度となく聞いておりますので、指定管理者のほうで今後できるのか、あるいは行政で公園化ができるのか、この辺につきましては、今後も十二分に検討をしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　坂本昭信君。

［登壇］

○１２番（坂本昭信君）　ありがとうございました。

それでは、次に問題になるのが株主の処遇でございますが、この株主処遇は今からの作業だと思いますけれども、やはりこの旭志は小さい村でございまして、５０人近くの株主さんがいらっしゃるわけでございますが、その中でいろいろ議会に対しまして陳情書も出ているような状態でございますが、何とかそれはもう法にのっとってと言えばそれまででございますけれども、義理人情に流されるということは無理かもしれません。ということで、やはり誠意を持って、よし、見てやるんだという感じを持って対処していただきたいとは思うわけでございますけれども、その点はいかがでございましょうか。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　四季の里の株主に対する出資金の返還ということでございますが、これまでも申し上げてまいりましたとおり、通常であれば会社というものにつきましては清算、いわゆる会社を解散するという場合に清算段階に入るわけですが、そこで資産から負債がどれだけあるかということで差し引いて、そしてそれが財産として残余、残りの財産として残れば、その分を出資金、資本金に対しまして配分をすると、分配するということになるわけであります。

ただ、四季の里旭志につきましては、坂本議員、地元議員として特にこれまでのいきさつ等についてはもうご承知だと思いますが、建設当初において、行政がその当時のリーディングプロジェクト事業という事業にのっとって、行政のほうが主導的に公共事業への協力をお願いするという形であったというふうに聞いております。それに基づきまして応募をされて、株式の取得をし、株主になられたと。個人の利益を目的として通常の株式投資というようなものではなかったと、このように株主の皆様、ご本人やら、あるいはまた地元の議員の皆様方、もとの議員の方々、また当時それにかかわってこの募集を推進された方々など、数多くの関係の方々にこれまでのお話を聞いてまいりましたが、それは行政が主導であったということは推察ができるところでございます。理解ができるところであります。

こういったことからいたしまして、一般的な会社の清算のあり方とは幾分違うのではないのかなと、納得できないというような株主の皆様方がおられるということでございまして、こういった株主の皆様方の心を思いますときに、いろんな数々の制約もあろうかと思いますが、今申し上げられましたように、法律あるいはまたそういった慣習的な情実的なものなどなどありますが、これにつきましてはあらゆることを考えさせていただき、検討いたしまして、議会のほうにご相談申し上げながら、株主の皆様方の理解が幾分、１００％かなうということは言い切れませんけれども、何とかご理解がいただけるような形が整えばなと、このように思っておりまして、まさに誠実を持って対応してまいりたいと、このように思っております。

○議長（北田　彰君）　ここで昼食等のため、暫時休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前１１時４２分

開議　午後　零時５７分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（北田　彰君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山瀬義也君。

［登壇］

○１９番（山瀬義也君）　皆さん、こんにちは。昼の１番でございますから少し眠いかと思いますけれども、どうかよろしくお願いしたいと思います。

きょうは、先ほど森清孝議員さんのほうから政務調査費で川上村に行って、また議長の計らいで、先月、川上村の村長を呼んで講演会がありました。大変ためになりました。特に行政の長はいいなという思いであります。市民の税金で自分のロマンを語られるということでございますから、うちの市長も大いにそのような形で、伸び伸びと生き生きしてやってもらいたいと思います。

それじゃあ、このたび二つの問題について質問しますが、１番に施政方針についてであります。

まず、この中で八つの点について通告をしておきましたから、その順に従いまして質問をいたします。

都市と農村との交流について。

グリーンツーリズムについては、菊池はふるさと水源交流館を拠点に、ＮＰＯ法人きらり水源村が指定管理となり進めておられますが、水源以外の地域についてはどのような活動や、また事業が行われているのかと。水源以外の地域には大変そういう疑問がありまして、菊池市民も余り知らないというのが現状であります。どのようなことをまた取り組んでやっておられるのか、私もここ三、四年、いろいろな

事業に参加をしているものですから、ようやく少しわかりますけれども、山間地、また中山間地域の活性化に不可欠であるなという思いでありますから、まずはこの現状をお知らせを願います。

２番目に、地域コミュニティー、またその活動、また対策についてでありますが、地域づくり推進事業や菊池遺産の平成２１年度のモデル事業、また事業の例を挙げてもらいたいと。また、他の地域が活性化を考えるきっかけになればと思いますから、どうかそのことについて説明をいただきたいと。

３番目に、基幹産業の農業についてであります。菊池の農業の柱として、農林畜産づくりをどのように進めていくのかと。また、農家が自立できるような農業対策を市は今どのようなことを考えているかをお知らせ願いたいと。

４番目に、中心市街地の活性化についてであります。

中心市街地の活性化の状況は、今、どのようになっているのか。また、軽トラック朝市の支援を継続的にしていく考えはないのかということについて、この２点についてお願いします。

また５番目に、国道３２５号線の４車線化についてであります。

菊池市の企業活動を支える、また観光地へのアクセス道路で主要な幹線道路である国道３２５号線の４車線化についての現状と今後の計画についてお知らせください。

６番目に、光ブロードバンド未整備地区についてであります。

３月までに泗水の整備が終わるということであります。また、七城、旭志にも今年の７月までには完了ということであります。菊池の中山間・山間地域の未整備地区の考えは、この後、どのように考えていかれるのか、これもお示し願いたいと。

また７番目に、産廃問題についてであります。

市と会社の協議の現在の状況はどんなになっているのか。また、ごみ処理について、これは菊池環境保全組合とのことでありますが、これについても現状をお知らせ願いたいと思います。

まずは１回目の質問にいたします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　まず、私のほうで１番の都市と農村の交流について、２番目に地域コミュニティーについて、それから６番目の質問の光ブロードバンドについての、以上３点につきまして、先に答弁をさせていただきます。

まず、都市と農村の交流についてでございますが、グリーンツーリズムの拠点施設として位置づけておりますきくちふるさと水源交流館は、ＮＰＯ法人きらり水源

村が指定管理先となり、施設の管理運営や都市と農村、農山村との交流事業でありますグリーンツーリズムに取り組んでおるところでございます。

交流館では、農業体験や自然体験、また郷土料理、伝統芸能の継承といった地域に密着したプログラムを実施しております。中でも農業体験では、田植えから稲刈りまでの作業を行い、米ができるまでの苦労や難しさ、収穫の喜びを体験し、日ごろ何気なく口にしている食べ物の大切さを学びます。

各体験事業を行うに当たっては、地元で農業されている方々に農作業の指導や手伝いをコーディネーターとしてご協力いただいております。交流館では、そのような方々をきらりと技が光る人という意味で「きらり人」として登録し、現在４０名ほどの方々がさまざまな体験事業にご協力をいただいているところでございます。交流館で行う事業につきましては、きらり人のような地域の方々の協力があってこそ、初めて実施できるものだと考えております。

次に、コミュニティー事業の本年度の実績でございますが、地域づくり推進事業につきましては、市民の皆さんがみずから考え、みずから実践する地域づくりを推進することを目的としております。本年度におきましては、掲示板の設置、公園整備、花壇の設置、夏祭り、親子を対象とした竹細工教室、タケノコ掘り体験など、３２地区の事業について７３９万８，０００円を交付決定しております。

菊池遺産につきましては、本市の自然や歴史及び伝統文化にはぐくまれた地域資源を将来にわたって継承していくべきものとして認定し、市民の皆様とともにその保護及び活用を図ることにより、魅力ある郷土を創造し、発展に寄与することを目的としております。

本年度の菊池遺産の申請につきましては、菊池一族関連の史跡や地域の大木や地蔵菩薩、伝統料理など、各地区から推薦がありました３０件について、現在、菊池遺産認定審査委員会で、現地調査を含め、認定に向け、審査が行われているところでございます。

地域コミュニティーの活性化対策につきましては、ほかにも財団法人自治総合センターが助成を行うコミュニティー助成事業に取り組んでおります。いわゆる自治宝くじ事業と言われるものでございます。本年度におきましては、野外ワイヤレス放送システム整備、遊具施設整備、テント、いす、テーブルといった備品整備など、８団体で１，５４０万円の助成金の決定を受けておりまして、現在、事業を完了しております。市といたしましては、各種事業を活用して各地域が活発な活動ができるよう、地域ごとの区長会での説明会を実施したり、また区長文書、広報誌などを通じて、事業の周知に努めているところでございます。

次に、光ブロードバンドでございますが、泗水は本年３月、旭志、七城は本年７

月からサービスを開始いたします。龍門、水源地域の光ブロードバンドにつきましては、今、通信事業者に整備費用の調査を依頼しているところでございます。通信事業者からは、龍門・水源地域については集落が点在する広大な地域であり、また光を整備しても加入率が低く、採算性がなく、非常に厳しい地域と言われております。そのような状況ですが、市といたしましては、現在進めております泗水・旭志・七城地区での説明会を十分に開催しながら加入率をふやし、市内全域で加入率をカバーし、同じ光ブロードバンドサービスが受けられるように通信事業者に要望をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　私のほうでは基幹産業の農業について、それから中心市街地の活性化についてお答えを申し上げます。

まず、農林畜産業は、生産者の高齢化や後継者不足、景気の停滞などによる農産物価格の低迷、環境問題など、厳しい状況にあります。みずからの経営計画を持った認定農業者のさらなる啓発、普及に努め、法人化などによる企業的経営の育成、新規就農者の確保や育成、家族経営協定の締結を通じた経営世帯の意欲の向上と女性の経営参画による地位向上の推進を図ります。また、集落営農システムの確立や高齢者の活動促進、あるいは担い手への農用地利用集積の促進を基本に農業振興に努めます。さらに、安全、安心、高品質の農林畜産物づくりが必要であり、そのため生産基盤の整備を推進するとともに、地域の特性を生かし、環境保全に留意した魅力ある農林業の振興を図りたいと考えております。

本市の農業は、酪農、肉用牛、養豚等の畜産を中心としました畜産経営、施設野菜や花卉などの施設型農業や中山間地域におけるシイタケ等の林産物を組み合わせた複合経営の展開が行われております。畜産施設型農業につきましては、一定の規模に達しているものの、水稲、麦、大豆を中心としました土地利用型農業におきましては、専業を目指す担い手は少なく、また農地が分散し、生産性が低いなどの課題を抱えております。このため、平たん地の農地利用型農業におきましては、生産コストの低減や効果的な土地利用を図るため、集落営農組織の育成をさらに推進する必要があると考えております。

中山間地におきましては、今後５年間継続実施される中山間地域等直接支払制度を有効活用しながら、集落協定による農業生産活動及び多面的機能に増進する活動を推進してまいります。さらに、経営の安定や強化を図るため、生産組織の法人化を推進する必要があると考えております。

今後の施策展開方向につきましては、各関係団体との連絡調整を図り、関係機関の指導、協力のもとに取り組んでいくことが不可欠であるとの認識のもと、平成２２年度より（仮称）ブランド推進室を設置し、新たな取り組みとして関係機関との連携の中で農業の担い手の育成につながる魅力ある農業づくりと農家所得の向上を目指し、本市の知名度アップにも貢献できるよう努めてまいります。

次に、中心市街地活性化につきましては、各省庁との事前協議における指摘事項を踏まえまして、経済産業省所管の診断・助言事業をお願いしたものでございます。今後は、この助言をヒントに、商工会、商店会連合会を初めとするまちづくり関係者や庁内にフィードバックし、再度協議を行いながら、よりよい中心市街地活性化計画づくりや活性化の取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

空き店舗対策につきましては、平成１９年度より空き店舗対策モデル事業補助金制度を設け、新規出店者に対して借家料、店舗改修費等を補助することにより、商店会への不足業種、新規業態の店舗誘致を行い、魅力ある商業地の形成に努めているところでございます。

しかし、今日の景気低迷の影響等もあり、思うような新規出店が進んでいない状況から、現在、商工会の協力を得ながら、立町中央通り沿いにある空き店舗５件を対象に空き店舗内覧会を開催し、２件の新規出店が見込まれているところでございます。今後もこのような対策事業を推進しながら、商店街における空き店舗解消を図るとともに、魅力ある商業地づくりに努めてまいります。

軽トラ朝市につきましては、商工会、商店会連合会並びに菊池まちづくり千年の風等の団体が運営主体となり、昨年１０月より開催されておりまして、毎回多くの買い物客であふれ、隈府の商店街ににぎわいと活気を生み出しているところでございます。

開催に当たりましては、実行委員会の皆さん方や各商店会の皆さん方にもご協力をいただいているところでございますが、警察署への道路使用許可申請手数料を初め、交通警備、あるいは看板設置、仮設トイレ設置等にかなりの経費がかかっております。市といたしましても、関係者と協議の上、必要経費の２分１を補助するため、平成２２年度予算に計上しているところでございます。

また、さきの議会でもお答えいたしましたように、特に道路使用許可申請並びに手数料の支払いが毎回必要なことから、事務の簡素化と出店者の負担軽減のため、警察署及び保健所と協議を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　お答えを申し上げます。

国道の３２５号の４車線化につきましては、現在施工中の旭志延伸工区に引き続き、菊池市森北から北宮橋を渡りました大琳寺までの延長３．５キロ、菊池拡幅を、現在、予備設計と環境現地調査を行っており、平成２２年度から平成２９年度までの８年間の予定で、総事業費約３８億円で道路改良を行う計画と伺っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　私のほうから７番と８番とをあわせてご答弁をいたします。

産廃問題につきましては、九州産廃株式会社が一部を変更、協定書の白紙撤回を表明して以来、１年以上経過をしましたが、いまだ問題の解決には至っておりません。昨年１１月の市、県、九州産廃株式会社との三者協議では、この状態のまま会社が白紙撤回を取り下げていただけなければ、司法の場の調停で一部変更協定書の効力を第三者に判断していただくことを申し出たところでございます。

また、市は会社の意思を確認するために、白紙撤回の取り下げについて通知を出しましたが、会社からは、産廃問題は環境保全協定書に基づき、会社の意思を尊重し、誠意を持って協議会で協議するべきとされ、今後も三者で協議していきたいとの内容の回答でございました。そこで昨年末には、市長、副市長が九州産廃株式会社の社長と会談する機会をつくり、今後の問題解決に向けた協議の進め方について話をいたしました。

今後につきましては、市と会社、あるいは市と県でさらに協議を重ね、問題解決に努めてまいりたいと思います。

次に、ごみ処理につきましては、本市のごみ処理方法を統一し、効率性や費用対効果を高めるために、菊池郡市が一体となったごみ処理体系になることが望ましい姿でございます。そのためには、現在、菊池環境保全組合で建設計画を進められています新清掃工場の処理区域に菊池市全域が加入することを要望してきたところでございます。

しかしながら、菊池環境保全組合協議会は本市の産廃問題に対し難色を示し、新清掃工場建設を一時凍結いたしました。さらに、昨年１１月の組合議会の全員協議会において、産廃問題は菊池市の問題であり、菊池市で解決していくことや、産廃問題を組合に転嫁しないことなど、本市から説明をしましたが、全員協議会では産廃問題が解決していないことを理由に、現状の体制で新清掃工場建設を進めていくと合意されたところでございます。

今後につきましては、産廃問題は本市の問題としまして解決に努力するとともに、

引き続き菊池環境保全組合に対しまして、菊池市全域加入を要望してまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　山瀬義也君。

［登壇］

○１９番（山瀬義也君）　ただいま、市長のほうから施政方針を、また八つの項目について、詳しく説明がありました。

次に、施政方針でありますが、突っ込んだ質問はしませんけれども、ちょっと前に進むような形で構いませんから、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、再質問をいたします。

農山村と都市の人たちとの農林業、例えば農業とか林業体験、自然体験、郷土料理の継承事業等と、本当の意味の交流が始まり、農産物の年間を通しての販売や作付体験で一体となれば、農山村も活力が出てくるし、また多目的機能も維持ができると。または自然環境も守られる、そう思われますので、情報、またいろいろなそういうふうなことを発信をやりながら、他の地域との協力、もうこれぜひ必要だと思いますから、そのことについてもどうか前向きに進めてほしいと思います。

特にグリーンツーリズムと、それに伴う区長さん方、一部の方たちが活動をしているというふうな見受けが多うございますから、もう少し目配りをやりながら、例えば年間を通じて米の生産に、植えつけに来てもらうとか、また管理に来てもらうとか、そして収穫に来てもらう、そして年間を通じて買ってもらうとか、こんなこともあると思いますから、どうか定着して、その地域が潤うような形でよろしくお願いしたいと。このことについても、またお答えをお願いしたいと。

地域づくり推進事業でございますけれども、これ今、各集落ごとに、それぞれにお年寄りがふえてまいりました。例えば、市道あたりの草切り、また河川の草切り、農道、また荒れ地、荒れ山の管理、手入れ、地域の人たちが自分たちで地域や区を守っているというのが現状であります。ですから、この事業の中の、そのようなことも入れられないのかという思いでありますから、どうか地域推進事業の中に集落があけて出てきてやる仕事、例えば河川については県の管轄でありますけれども、今、私たちの住んでいる中原は、以前は原川部長がおられまして、千畳河原と河原の中原の２カ所でやりましたから、当時は１カ所に２５万円ずつ来ておりました。今はふえて、１区に、たしか二、三万円しか来んわけですね。そうすると、刈払機等の燃料代にもなりませんから、どうか積極的にその地域を守るそういう活動に対しては、そのような事業の中で取り組めないのか、このこともお答え願いたいと思います。

また、基幹産業の農業問題についてでありますけれども、これは本年からブランド推進室の立ち上げということでありまして、大変期待をしているわけであります。どうか、後でまたファームきくちのほうで質問しますけれども、適地適作を含めてブランド製品をつくっていくということになれば、やっぱり品種改良を含めたそのような生産、そして付加価値をつけて売っていくというのがスタートになると思いますから、まず品質の向上から、また加工と、そして研究開発、情報収集、そのようなこと等を含めて、このブランド推進室の今後の考え方が若干わかれば、先ほど述べられましたけれども、本格的にどういう形で進んでいきたいという後藤部長の考えがあればお示し願いたいと。

また、中心市街地のまちづくりでありますけども、活性化事業でありますけれども、これについて核になる施設、これが一番の問題だと思いますから、商工会並びに商店街連合会、ここことの話し合い、現在どうなっているのか、このこともお知らせ願いたい。

また、軽トラック朝市については、年間必要経費の２分の１を補助するための予算が組んであります。都市と農村交流が盛んになるように、また道路使用料、これの軽減も市から、市長を中心として総務部長と警察に出向かれたということを聞いておりますから、再度煮詰まるまで行ってもらって、軽減してもらうように、よろしくお願いしたい。そして、まちづくりの活性化にも、この軽トラック朝市は絶対必要だと思いますから、先長く続くようにご支援をお願いしたいと。このことについても考えを述べてください。

また、３２５の４車線でありますけれども、今、岡崎部長のほうから８年間計画と、大琳寺までの計画が大まかに出たということでありますから、市としても早目に、市の例えばユニバーサルデザインを描きながら、地域の話をよく聞いて、幅広く聞いて計画に臨まれるように、やっぱり市の意見をどしどし入れてほしいということであります。特に、今の前川県議、力入れてやるということでありましたから、そういう前川県議あたりを使いながら、国にも力強く要望されたいということであります。

そして、また２２年度については、事業の説明会が開催されるということですね、事業説明が。ですから、大体の開催が何月ごろかわかれば報告を願いたい。

また、光回線についてでありますけれども、菊池市の中山間・山間地、未整備地区の人たちは整備を進めてほしいということを要望されております。３月まで完了の泗水地区を初め、今年度７月までには七城、旭志も終わるということでありますから、どうか加入率を上げて、事業者が採算ベースに合うように、市全力を尽くして加入率のアップに協力を、努力してもらいたいということであります。

そして、どうしてもそちらで事業者がノーと言うならば、中山間、山間については、本年から５カ年の辺地事業もありますから、それについての考え方もお示しを願いたいと。

また、産廃問題とごみ処理についてでありますけれども、市も市長も一生懸命に今交渉されているということで安心をしておりますけれども、どうか市長、市長と会社のトップ同士が早期解決に向けて、解決問題ということに私たちは深く受けとめておりますから、お互いが誠意を持って、腹をくくって話し合って、早く解決に向けての話し合いを進めてほしいと思います。これは市長の力強い決断があれば議会も後押しをしますよ。このことにも市長のほうから答弁を願いたいと。

また、今の菊池環境保全組合も一緒ですから、これは二つセットの問題でありますから、産廃問題が解決すれば菊池環境保全組合とのごみ処理の問題についても解決いたしますから、このことも踏まえて、市長、答弁を願いたいと。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　これまで、きくちふるさと水源交流館では、農業体験事業へのご協力や郷土料理継承事業の参加呼びかけを周辺集落の区長さんや各部会の代表者等へ行いましたけれども、ご協力をいただくまでには至っておりません。全国的なグリーンツーリズムの推進を行っていくには、きくちふるさと水源交流館での取り組みや事業の情報発信を広く行うとともに、いろんな地域で暮らすお年寄りが持つ技や知恵を継承するため、さまざまな集落の方々へ参加の呼びかけを行いながら、グリーンツーリズムの展開を図っていかなければならないと思っております。グリーンツーリズムのほうも、これまではお迎えをする形でございましたが、こないだからは恵方巻きをつくって販売をするとか、３月３日の日のひな節句のときには、ひなだんごや弁当をつくって注文をとって回るというような、おばあちゃんたちが、手づくりの弁当ですよ、だんごですよということで、今、打って出る方策に出ておられます。非常な成果を上げられておりまして、期待をしているところでございます。

次に、コミュニティー活動関係でございますが、地域づくり推進事業につきましては、地域づくり施設整備事業、地域づくり活動事業、人材育成事業等があり、いずれも地域住民の発案により、みずからが地域づくり事業を行うものでございます。地域が行う、いわゆる一般的な道路、河川等の草刈りは、地域づくり推進事業には現在該当いたしておりません。里山を整備して地域の公園等をする場合は対象となることになります。

地域の維持に対する人築費用の助成について、何か考えはないかというようなこ

とでございますが、ただいま２１０数の区がございますが、ほとんどの行政区が道路や河川の作業を年数回ずつやっておられると思います。そういう状況のもと、どんなことが今後考えられるのか、今後の課題とさせていただきたいと思います。

それから、光ブロードバンドにつきましては、議員さんもおっしゃいましたように、泗水、旭志、七城の加入率をできるだけ上げて、そちらのほうで中山間地域の加入率をカバーするという考えのもとに、今、３地域の説明会を開催しながら加入率の促進に努めているところでございます。

しかし、要望は高うございますが、実際ふたをあけてみると、なかなか加入者は少ないといった現実がございます。光を引いてくれと言われましても、実際はもうかたられないという問題がございまして、なかなか加入率の伸びに苦慮しているところでございます。

今後、中山間地域の旧菊池の地域につきましても早急な整備が臨まれておりますので、いろんな方法を考えながら前向きに進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　ブランド推進室についてでございますが、まずは方向性あるいは位置づけが最も重要であると考えております。そのためには、関係機関との連携はもちろんのこと、多くの方のご意見等をお聞きし、また議論しながら、その中で即効性、あるいは長期的な戦略といった計画性のあることを立てて取り組んでいく必要があると思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　再質問にお答えを申し上げます。

国道の３２５号線の４車線化につきましては、先ほども申しましたけれども、現在、予備設計と環境現地調査が行われているところでございます。今後、県とともに地元のあらゆる要望等を聞きながら、早期完成に向けて県とともに推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　失礼しました。軽トラ朝市のことが漏れておりましたので、

ご答弁させていただきます。

軽トラ朝市につきましては、先ほども申し上げましたように、特に道路使用許可申請手数料につきましては、出店者の負担軽減のため、実行委員会と連携しながら関係当局と協議してまいります。また、いろいろな課題も上がっておりますので、組織運営の自立も含めまして、実行委員会を初め、商工会、商店会などの関係団体と平成２２年度の実施状況等も検証しながら、しっかりと連携してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

漏れんごつ答弁してくださいよ。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　失礼をしました。平成２２年度から地元説明会につきましては、現在のところ、詳細な時期等についてはまだ未定ということでございましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　産廃の問題につきましては、旧菊池市からの大きな課題でございまして、これまで市民の皆様や議会の皆様の協力をいただきながら取り組んだ結果といたしまして、平成１９年３月に環境保全協定書の一部変更協定書を締結することができました。菊池市での埋め立て処分場、当初の協定書で定めてありました期間から４年間短縮することで合意ができたところでございます。

しかし、ご承知のとおり、九州産廃株式会社から一部変更協定書の白紙撤回の表明を受けまして、市は三者協議等で取り下げをお願いしておりますが、先ほど部長が答弁いたしましたとおり、いまだ解決ができていない状況でございます。今後も、さらに協議を進めたいと思います。

また、この昨年末の一般質問に、全員協議会だったでしょうか、山瀬議員のほうからも、ぜひ私なり、直接行って社長と対談をするなり、頑張るべきじゃないかというお話でありましたんで、先刻ご報告申し上げましたとおり、副市長ともどもに、早速１２月に参りまして、相談役、そして社長のほうにも面談をいたしまして、今後の協議をさらに進めていくようにということで合意に達して、今日に至っているところでございます。

いずれにいたしましても、問題が１日も早く解決できるように、今後、協議をさらに重ねていきたいと思います。

また、この環境保全組合のことがこのことにセットしているという山瀬議員のご

指摘でありましたけども、私は産廃問題とこの環境保全組合の加入の問題とは別のものであるというふうに思っております。環境保全組合と直接かかわる部分はないと思っております。我々は産業廃棄物問題につきまして、長年にわたりまして市民の闘争があったわけでありまして、それについて協定を結びましたけども、一説にあります言葉として、秘密裏にやってきたという、密約があったといった話が環境保全組合でもございました。しかし、それは全くそういったことはなかったということでありまして、これは菊池市の内政上の問題であるということを明確に言っておりまして、その点につきまして関係なく、環境保全組合は環境保全組合として、菊池市の全域が望ましいということでお願いは引き続きやっていきたいと、このように考えております。

○議長（北田　彰君）　山瀬義也君。

［登壇］

○１９番（山瀬義也君）　施政方針については、それぞれの部長さん、または市長さんのほうから答弁がございました。どうか市民が一番何を望んどるかということを踏まえながら、前向きに進んでほしいと思います。

じゃあ、次の２番目の農業振興について質問をいたします。

ファームきくちの今後についてであります。

市の農産、畜産、林産の適地適作の研究並びに調査、データづくり、品質・品種改良や先進地のいろいろな技術の取り組み、これをファームきくちにやってもらいたいということであります。なぜならば、坂本議員さんのほうから午前中ご質問がありましたけれども、やっぱり今の農業、大変厳しゅうございますから、農家が品物をつくって売っていくというと、本当に一部の農家しか採算ベースに合っていないのが現状であります。ですから、市が一番に立ち上げた農事法人でありますから、今後、そのような方向転換をやりながら、まずはブランド推進室もできたことだし、そして品種から含めた、または畜産物も一緒なんですね、そのような調査研究をやって、それを農家に対して、これではどうですかと、これはあなたの地域に合いますよとか、そういう助言が欲しいということでありますから、どうかファームきくちを今後菊池の農業のかなめになるような、先駆けた試験場的な農業法人にしてほしいということでありますが、まずは後藤部長の考えはどうなのか、お聞かせ願いたいと。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　先ほども坂本議員にご答弁いたしましたとおり、今後のファームきくちの方向性や位置づけを明確にする必要があると思っておりますので、

庁内で協議を行い、山瀬議員言われましたようなことや、あるいは耕作放棄地対策や新規就農者対策など、補助事業、あるいは委託事業などがありはしないか、模索してまいりたいと考えております。

なお、一方的に市の考えを押しつけるということはできませんので、ファームきくちと十分今後どのような業務、あるいは経営内容をやっていくかということで十分ご相談を申し上げていきたいと思いますし、会社の組織体制の見直し等も含めまして協議を行い、会社の考えも尊重してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　山瀬義也君。

［登壇］

○１９番（山瀬義也君）　今の部長のお考えは、今後、会社側と協議しながらということでありますが。

やっぱり菊池市の目玉になろうというブランド推進室、こないだ川上村の村長の話もありましたね。やっぱりＪＡも大事ですけれども、行政は行政として、例えば、ほんならこの菊池に一番品種として合う、例えば今、熊本県内の大学でも構いませんから、そういうとこと提携して、なら試験的にそこで植えつけてもらうとか、例えば私は畜産をやっとるから、今、中山間・山間地については農業の放棄地が大変多うございますね。そこに退職者が、例えばほんなら牛を２頭飼って、それを、うちは３反あるけん、そこに放し飼いにして、そうするとその子牛が市場に出てくる場合、例えば１頭４０万円したときですよ、かなりな金額になりますね、３匹産まれたら。そうすると、年金プラスそれで、どうにかその時期は維持できるわけなんですね、自分の田畑は。ですから、そういうことも含めて、やっぱりうちはうちの農業に合うようなシステムをまずはつくっていくと、このことは大変重要だと思います。

ですから、原田さんも、私が１級下でございますから、いろいろ話しますけれども、やっぱり市の農業の方向性が見えれば、私もぜひそういうこつばしたかばってんということを聞いておりますから、やっぱりひざを突き合わせて話して、やっぱり品物をつくって自分で売っていかないと、こぎゃん過酷なこつはないですよ。皆さん方は役所に来て仕事すればお金もらえますね。私たちは１年間仕事して、去年なんかは生活費が出らんとですよ、労働費が。ですから、こういう農業を救うために、やっぱり市が先駆けして新しい分野を開発して、ならこの地域にはこのことを進めていくと、そういうことをやっていかんことには始まりませんよ。

ですから、平地、中山間、山間、地域が抱える農業問題の対策のために、ファームきくちを、またファームきくちでそういう調査をやった、研究をやった、それを

使った農業、これが農業の活性化につながるなら一番だと思いますから、再度、後藤部長も、もうことしは退職でありますから、最後に後藤部長のほうから、これは次の部長さんになる方でも構いませんから、動いて前に進めようと、そういう意気込みがあるかないかをちょっとお聞かせ願いたいと。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　ただいまの議員のご提案は、将来、ファームきくちが本市の地域性を生かした先進技術の取り組み、あるいは研究機関的な役割を担うということや、山間地域あるいは中山間地域、平たん地域など、本市の地域に即した農畜産物の作成等について、先進的な役割を担うことができるようになってほしいとのことだと思います。議員のご提案についても十分理解するところでございます。今後は、ファームきくちと十分協議をいたしまして、その方向性や役割等を確立いたしまして、その実現に向けて一体となって進んでいくよう努力してまいりたいと思います。

また、平成２２年度４月から（仮称）ブランド推進室を設置する予定でございますが、このブランドづくりを推進の上で、ファームきくちの農業生産法人という利点を最大限活用しなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　山瀬義也君。

［登壇］

○１９番（山瀬義也君）　じゃあ、再々質問ちゅうか、要望にかえますけれども。

やっぱりブランドをつくるというのは、まずは土づくり、ということは肥づくりからやっていかやんですね、本当に大変なことでありますから、一つの品物ができるまでは相当な時間がかかります。そしてまた、何年とかかります。ですから肝に据えて、やっぱり菊池ブランドが本当にいいブランドになったなと言われるように努力してほしいと思います。

特に、ことしは緒方総務部長から、また後藤経済部長、岡崎建設部長、市民部長の原川部長、それぞれに退職ということでございますから、どうか市民の願いを皆さん方が次の後継者に伝えて、あの人たちのときはよかったなと、本当にこの人たちの教えを守ろうというふうな、そういう意気込みの中で職員が頑張れるように、皆さん方の今までの努力に感謝して、質問を終わらせていただきます。

○議長（北田　彰君）　ここで暫時休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午後１時４９分

開議　午後１時５８分

○

○議長（北田　彰君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

［登壇］

○６番（樋口正博君）　通告に従いまして、質問させていただきます。

まず１点目です。子ども手当についてお伺いをいたします。

この政策については、現在、国会で審議中でありますが、与党民主党の目玉政策であり、国を挙げての議論がなされております。世間では経済不況の中、子育てに大変助かる、または子どもがいない世帯では増税になり不公平である、所得制限を設けるべきである、ほか、単なるばらまきであるなど、評価はさまざまであります。地方議会においても意見はさまざまで、制度の廃止を求める意見書の提出を行う地方議会もあるやに聞き及びます。

しかしながら、現状を考えるとき、日本国の立法府である国会で承認をされるのであれば、法治国家である以上、そのことに沿わなければならない、そのことは昨年８月の総選挙で国民の民意が示された結果でもあると感じております。平成２２年度菊池市予算にも、一般会計にもその予算が一部盛り込まれておりますが、そのことを踏まえながら質問をさせていただきます。

１点目、この制度の支給開始時期、金額、制度等におけるあらましをお答えください。

２点目、保育料を初めとして、小中学校の給食費ほか、保護者が支払うべき料金の口座引き落としができるか否か、その法的根拠が何かをお答えください。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　１点目の子ども手当につきましてお答えいたします。

現在、平成２２年度における子ども手当の支給に関する法律案が閣議決定されまして国会に提出をされましたので、その情報をもとに概要をお答えいたします。

次世代の社会を担う子どもたち一人一人の育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、１人につき月額１万３，０００円を支給いたします。支給時期は、６月、１０月、２月の年３回に、前月分までの４カ月分をまとめて支給をいたします。

なお、所得制限は設けず、子ども手当の一部として児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当については、児童手当法の規定に基づき、国、地

方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については全額国庫が負担、公務員につきましては全額を所属長から支給されることになっております。

２点目の子ども手当からＰＴＡ会費、また給食費、保育料などを支給前に差し引くことができないかとのご質問でございますけど、平成２２年度における子ども手当の支給に関する法律案第１４条で、子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることができないとあり、原案では差し引くことができないと思われます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　樋口正博君。

［登壇］

○６番（樋口正博君）　６月、１０月、２月の３回ですかね、４カ月分ずつということで、月額が１万３，０００円。引き落としができないということであるようです。

この制度の本来の目的は、地域で子どもを育てるということであります。そのことを実現するためには、私は地方議会も意見を述べるべきであると考えます。なぜならば、地方における現状は、国ではなかなかわからないということがあると思います。

実は先日、あるテレビで政治番組を見ておりました。その席上、とある与党の議員さんが大変おもしろい発言をされておりました。子ども手当から保育料、給食費を天引きはできませんが、各家庭に振り込んだ後は、市町村の職員さんがその集金を行うことは法律違反ではありませんから、どんどん集金に行ってくださいという発言です。

まあ、全く地方の事情もわからないというか、私は非常にひどい発言だなというふうに感じたわけですが、現在、地方は我々議会を初めとして職員に至るまで人員縮小を進めている。そのようなさなか、そういうことができるはずもない。それどころか、給食費に至っては行政機構とは別であり、集金、支払いはＰＴＡ等によって実務をとり行っております。仕組みもわからない人が制度について議論するということ自体、私にはちょっと信じられないんですが、ここはやはり声を上げるべきではないかというふうに思います。

ならば、地域で子どもを育てるという崇高な理念は認めるとしても、仕組みについては地方の意見を伝えるべきではないでしょうか。なぜならば、そのことは地方における財政にも大きく影響を与えるからであります。経済不況の中、夫婦共働きがふえ、保育園等の需要は増し、どの園も定員ぎりぎりの状態ではあります。逆に、保育料の未納額は年を追うごとに増しているというふうに聞いております。

さきに述べた保育料は、結局のところ、未収金が出た場合、菊池市で負担をしな

ければならない。同じく給食費もまじめに支払いをした保護者にすべての負担がかかってくる。後ほど説明をいたしますが、払えないのではなく、払わない人が得をする制度であってはならないというふうに思います。その思いは、多分、ここにおいでの皆さんの共通の認識であるとは思いますが、そこで改めて、現在、菊池市の保育料の未納額及び給食費の未納額、さらにはその理由、考えられる原因をお答えください。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　保育料の未納状況についてお答えいたします。

平成２０年度決算額で現年度分の収納率は９８．６８％でございます。

未納の主な原因につきましては、厚生労働省がまとめた保育料徴収状況の調査結果によりますと、保護者の責任感や規範意識の低下が約７割、また保護者の収入減少が約２割で、そのほかの理由としましては約１割となっており、本市の徴収状況も類似した傾向となっております。

今後の取り組みとしましては、滞納初期段階での催告を初め、督促状の送付、家庭訪問の実施、保護者との面談や分納、相談など、あらゆる対策を従来にも増して取り組んでいきたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　平成２０年度末における市内小中学校における給食費の未納状況についてお答えいたします。

小学校の１校で児童数１９名、金額で３８万９，４１２円、中学校４校で生徒数１４名、金額にいたしまして３６万９２０円となっております。未納者の児童生徒数で見ますと、小学校で０．７％、中学校では０．９％でございますが、ちなみに県平均の小学校の０．９％、中学校の１．２％と比較しますと、いずれも０．２％から０．３％ほど下回っております。

未納の主な理由としましては、保護者としての責任感や規範意識の問題によるものが、小学校で２１．１％、中学校で３５．７％。保護者の経済的な問題によるものが、小学校で２６．３％、中学校で６４．３％となっており、経済的な理由によるものが多い状況です。

以上、お答えいたします。

○６番（樋口正博君）　額わかります。保育料の未納額は。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　済みません、未納額につきましては、ちょっと今資料を持ちませんので、すぐに調べたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　樋口正博君。

［登壇］

○６番（樋口正博君）　未納額はまだわからないということですけど、教育長、給食費が２０年度末で小学校３８万円、中学校が３６万円ですよね。ただ、私、申しわけないんですが、この金額はあくまでも単年度決算であって、毎年累積で上がってくる部分は、いろんな形で各学校で僕は処理をされていると思うんです。積み上げていくと、申しわけないですが、１０倍、２０倍の金額が予想されるんじゃないかというふうに思っています。

先ほどお伺いをしました保育料、給食費の未納問題ですが、現状、少しちょっとお伝えをしたいと思いますが、保育園においては各園それぞれに大変なご苦労をされて徴収に当たられているところでありますが、それでもなかなか解決には至っていない。私の記憶が正しければ、合併前の菊池市においても、もう不納欠損扱いをしてもおかしくないような金額がかなりあったと記憶をしております。

また、給食費に関しましては、先ほど、経済的な状況が非常に多いというお話はあったんですが、準要保護の世帯では就学援助が学校に振り込みをされますので、その振り込まれた額の中から、実は学校の事務の先生たちが、非常にやっぱり親御さんと直接交渉をして、結構嫌な思いをお互いしながら必死で集められているという状況であります。

また、要保護世帯では窓口が福祉課になりますから、福祉課のほうで支給日に学校の先生がわざわざ市役所においでになってご相談をして、その中からぜひとも払っていただきたいということで対処されているという現状であります。しかし、それでも口座振込が今主流になっていますので、一たんそのように口座振込になった場合は、いずれの場合も、就学援助分を加算してあるにもかかわらず、一たん受け取れば、なかなか支払いを求めるのは大変な現状であるというところを聞いております。

さらにひどい事態は、先ほどモラルのお話が出ましたが、義務教育であるから、国や市町村がそのお金を払うのは当然であるという、要はもうそういう理屈ではなくて、払う気がないという方もおられるというふうに聞いております。

それでは、じゃあ今回の子ども手当で、国から出るわけですから、それでちゃんと支払いをしていただけるのかということになれば、その保証はないというのが現状のやり方であります。このままでは本当に正直者は報われないという事態を招き

かねません。

市長にお伺いをいたしますが、ただいま執行部より示されました、保育料はちょっと今出ていないんですが、収納率が出ましたよね。または、給食費の問題も、保護者が負担をする分で税金ではないんですが、やはりやっぱり公平感を欠くと。累積で言えば、今出た金額というのは、あくまでも氷山の一角であるわけですから、そのようなことに対してどうお考えなのか。菊池市のこれらの金額は、ある意味では菊池市の負担になるおそれがあります。近い将来、不納欠損金として市民の税金で負担をしなければなりません、私はこれかなりの金額になると思うんですが。

また、給食費は未納者の分をまじめに支払いした保護者のお金で、子どもたちにいろんな意味で精神的なダメージを負わせないために、すべての生徒に食べさせます。そのためには、その集まったお金で対処をしなければなりませんから、学校の中でいろいろ工夫を凝らして、おかずを一品減らすなりして、すべての子どもに食べさせているという状況であります。ケースによっては、先ほど言いましたが、校長先生が自腹で立てかえ払いをする学校もあるということであります。

先ほど申し述べました、就学援助分を支給して、さらに未納が発生し、市が負担をすることになれば、これはまさしく二重の欠損になるわけですから、確かに今日の経済状況下、生活にゆとりがないのはわかります。本当に大変な暮らしをしておられる世帯の救済は私は行うべきであると思いますが、子どもたちに正直に生きることは報われませんということは、やはり親としても学校としても言えないことであると思います。

そういう世の中の制度を改正するのは、やはり行政機構の仕事だと思います。この政策の理念は、先ほど申し上げたとおり、地域で子どもを育てるという崇高な理念のはずであります。ならば、このような不公平な事態が起こらないためにも、地方の声を国に伝えるべく、福村市長におかれましては、前に市長会において韓国人のノービザ政策を提唱され、その提言が生かされて今日に、国策に生かされたという実績もお持ちですので、できますれば、全国市長会においてこのような保護者負担分の口座からの引き落とし、これを提言をしていただきながら声を上げていただければと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、文教厚生常任委員長及びここにおいでの全議員の皆様におかれましては、できればこの３月議会において、制度改革を求める意見書を全員ご賛同の上に、国に対して提出できるようお願いいたしまして、再々質問を終わらせていただきます。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　失礼しました。先ほど収納率の９８．６８％、額にしまし

て４０６万４，０００円でございます。４０６４でございます、１，０００円。

○６番（樋口正博君）　４０。

○市民部長（原川智明君）　４０６万４，０００円です。

○６番（樋口正博君）　累積でですか。

○市民部長（原川智明君）　はい。

○６番（樋口正博君）　累積で。

○市民部長（原川智明君）　いや、２０年度実績です。

○６番（樋口正博君）　２０年度のみでしょ。

○市民部長（原川智明君）　２０年度のみです。２０年のさっき。

○６番（樋口正博君）　累積では。

○市民部長（原川智明君）　累積ではちょっとまだ。

○６番（樋口正博君）　三、四千万円ぐらいあるんじゃないですか。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　子ども手当が、次世代の社会を担う子どもたち一人一人の育ちを社会全体で応援するというこの趣旨からいたしまして、大変難しい側面もあると、このように思います。あちらを立てればこちらが立たずと申しますか、先ほどから部長のほうの答弁にもありましたように、滞納の理由ということを見ておりますと、大変この保護者のそれぞれのこもごもな立場があったと思いますが、経済的な理由で払えない、また責任感の欠如とか規範意識が低下しているとかといったこともありました。このようなものが多くを占めているということでありますけども、現実問題として、今、滞納の一部の紹介を、滞納の単年度の分だけをお示しいたしておりますけども、経済的に払うことが困難な人であっても、本当にご指摘のように、大変厳しい生活状況の中で、子どものためにということで、自分たちの家計を絞ってでも子どもたちの気持ちをおさめて……といいましょうか、支払っておられるという状況などなどから考えますと、大変不公平感というのが漂うところでございます。

子ども手当の給食費滞納分への充当については、地方自治体からの要望が上がっていると、このような報道は何度か見させていただきました。現在、児童手当の給付については、この児童手当法で天引き等はできない、また子ども手当等においても子ども手当の支給に関する法律案の中で同様な規定があるということでございます。

しかし、滞納が現実的に問題化していると、そして社会的な大きな問題になりつつあるということだと思います。子ども手当そのものにつきましても、我々自治体

としては受け身側でありまして、国の施策の中で、本来、国が１００％持つというようなものであったろうと思いますが、地方負担が、今、強いられております。このような意味におきましては、この制度の問題は別にいたしまして、非常にこの市としては対応に苦慮しているというのが現実であります。

そういった意味で、この全国の市長会等に対する給食費の天引きというものについて提案をすべきではないか、考えはないかということですが、まずもって近々に熊本県内における市長会がありますので、その中の議案提案としてできないものかということで、まず事務方におきます担当課長会議がありますので、そちらのほうに今、既に指示をいたしております。その中での問題提起ができれば、熊本県市長会、そして九州市長会、さらには全国市長会というふうに、提案ができるかどうか諮っていかなければならないと思いますが、趣旨については十分理解をいたしましたので、そのような方向で取り組みをしていきたいと、このように思います。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　失礼しました。現年、過年合わせまして３，０４６万８，０５０円でございます。

以上、お答えします。

［「公立……。」と呼ぶ者あり］

○市民部長（原川智明君）　はい、私立も公立も含めたところの額でございます。

○議長（北田　彰君）　一遍ゆっくり言ってはいよ。

○市民部長（原川智明君）　私立、公立合わせまして、現年、過年合わせまして３，０４６万８，０５０円でございます。３０４６８０５０でございます。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　樋口正博君。

［登壇］

○６番（樋口正博君）　市長におかれては、もう既にそういう手続に入られているということでありますので、よろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

複合型物産館の計画はということであります。

現在、菊池市には、菊池、七城、旭志、泗水に第三セクターの物産館があり、その他、龍門地区の「龍龍館」やＪＡの「まんま」、その他を含めた民間施設が多々あります。その目的は、農産品を農家の方が直接販売する機会を設けることにより、所得向上につなげることが大きな柱の一つであるというふうに考えております。とりわけ、ここ菊池市は菊池渓谷を初め、菊池温泉、ゴルフ場など、多くの交流人口

があり、集客には有利な条件を備えた地でもあります。

しかしながら、各物産館とも知恵と汗を出しながら頑張ってはいるものの、飛躍的な売上増加は望めない状況であります。例えば菊池一族の大河ドラマ化や日本一の加工品、珍品などが実現をしない限りは、現実は、その飛躍的な売り上げの伸びは難しい状況にあると考えられます。ただ、加工品一つをとっても、市における加工場すら、数多くの議員さんからこの一般質問を通じて施策提言はあっておりますが、いまだに実現をしていないという状況を考えれば、そう簡単にこの状況が変わるということは考えにくいところであります。

また、温泉街においても、大型観光ホテルを筆頭に、主要野菜を物産館から仕入れたり、地元産イチゴ、メロンを使用した宿泊企画を行ったり、私自身も農家から菊池米を直接仕入れたり、また実はステーキプランというのをやっているんですが、黒毛、Ｆ１、赤毛、お客様に選んでいただいて、それをセットメニューというか、宿泊料金とセットにするんですが、この部分はほとんど地産地消のやるべく原価でプランニングをさせていただいているという状況ではあります。しかしながら、それでも観光客の減少になかなか歯どめが効かない状況であり、これ以上は限界に近い状況でもあります。また、現在の第三セクター方式の運営では、ある意味なかなか収益を上げるというか、大量に物を販売するということも難しい状況であると思います。

それではどうするか。私は、基本的にはニーズをつくり上げる、この作業が一番大事だと考えます。私自身は、実は大学を卒業して民間企業に、民間のケミカルメーカーに就職をさせていただきました。最初の３年間は本社勤務でありましたが、その後は３年間、営業畑に出されまして、その中で常に教育を徹底して受けたことは、ニーズあらしめる行動をとれと。簡単に言いかえますと、自分自身で顧客のニーズをつくり出せということを常に言われました。そのことは私の当時の担当で言えば、大手で言えば、皆さんご存じの便器のＴＯＴＯの本社、第２工場、あるいは新日鐵というところに毎日営業で入っていたわけですが、その現場に１日歩きながら、その中の製品のＡＶ提案、ＣＤ提案、俗に言う品質向上提案とコストダウンの提案を毎日寝る前まで考えていたという毎日であったわけですが、今で言うプレゼンという活動になると思います。

それでは、農業における消費者へのプレゼンテーションはどういうことなのかというふうに私自身が考える中では、私はそれは農と食、これを組み合わせてお客さんに提言をすることではないかというふうに思います。食を通して、すなわちおいしいという思いを通じて、菊池産の米や野菜、牛肉、豚肉等の高品質をうたい、消費者ニーズの獲得を行うことであるというふうに考えます。そうであれば、大胆な

策を用いることも必要であると思います。

例えば、例えばですからね、例えば東京の銀座、赤坂、新橋あたりに菊池産の肉、米、野菜、しょうゆに至るまで、すべての食材をそろえたステーキハウスの運営等、そういうこともやってみてはいかがでしょうか。非常に上質の黒毛和牛が生産されるこの菊池の地から直接東京に送って、それを東京の市場で買っていただいて、その場で肉も販売できるということも、私は一つのやり方ではないかというふうに思います。東京には、東京菊池会のメンバーの方々もたくさんおられます。協力をお願いすれば可能ではないかというふうに感じます。

また、九州の中心地、福岡市に安心・安全をテーマにしたオーガニック風のレストランを主体とし、新鮮野菜と加工品を取り扱う販売所を併設し、なおかつ観光情報の発信を行い、さらには棚田のオーナー制度等の募集、そのような窓口も設けられるような、もう本当にさまざまな情報発信機能を兼ね備えた多機能型の物産館の建設が私は必要ではないかというふうに考えます。

経営についても、市が直営できるかどうかは別として、今の三セクのように、単に赤字か黒字かという判断ではなくて、その中には各情報の発信や農家所得向上に必要な経費をある程度認めながら、考慮しながら、年間の必要経費を市より拠出することによって運営できれば、必ず新たな展開が望めると思いますが、市としてのお考えをお聞かせください。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　物産館の市外都市圏での販売状況といたしましては、現在、メロンドームが久留米市内に支店、福岡市内のサニー月隈店内、熊本市内のサンリブくまなんと、清水店内にインショップを設けております。大消費地へ農畜産物を産地直送し、販売することは、合併時までに旧七城町が福岡市内の中洲川端と西新にアンテナショップを設けておりましたが、毎日農畜産物を運搬しなければならないため、運搬費及び都市圏のため地代等の維持管理費が高く、採算が合わないということから、閉鎖された経緯がございます。

農産物等の販売は、市場等を通さず、直接販売することのほうが農家所得の向上につながるものでありまして、進めていくべきであろうと認識しているところでもございます。

議員ご質問の都市圏におけるレストラン等の食の提供とあわせた多機能型物産館建設につきましては、現段階では具体的な設置計画等はございませんが、今後のブランド推進に向けた取り組みの中で、市場動向や情報収集を行うこととしておりますので、そのことを踏まえまして、検討課題の一つとしてとらえてまいりたいと考

えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　樋口正博君。

［登壇］

○６番（樋口正博君）　今、部長よりご答弁いただきましたが、申しわけありませんが、私自身も七城町が西新と川端通りですか、こないだ火事があった、に出されたときの赤字がどのような状況かちゅうのは把握をしてはいないんですが、先ほど申し述べたのは、私はそこを赤字ととらえるのか、それとも多機能型にしながら情報発信や農家向上の施策の一環として経費と見ていくのか、そこら辺の判断は、私は行政において市民に対して説明責任が果たせれば、私は認められる部分ではないかというふうに思います。そこのところは、また今からお話をしますが、新しい農業施策に平成２２年度取り組まれるというご様子ですから、十分にご考慮をいただきながら考えていただければというふうに思います。

先ほど多くの議員さんも言われてますが、菊池市においては平成２２年度より（仮称）菊池ブランド推進室を設置されるとのことでありますが、施政方針にはこのように書いてあります。「農業を基幹産業としてとらえ、担い手の確保につながる農家所得の向上を目指すとともに」と前置きをして、「市場調査、ＰＲ作戦、広報戦略の策定、企業、団体への訪問による情報収集や販路拡大を促進し、ブランドづくりに取り組んでいきます」というふうに書いてあります。本当に大変な作業であるとは思うんですが、実は私は１月に、秋田県の横手市というところに政務調査のために行かせていただきました。ご存じの方も多いと思いますが、昨年のＢ１グランプリ、Ｂ級グルメの祭典なんですが、の会場で、そこの横手焼きそばが見事全国で優勝したというところであります。

その他、かまくらの里として有名であり、平成１７年の１０月に８市町村で合併をして、面積が６９３平方キロメートル、人口が約１０万人で、この横手市に、実は３年前にマーケティング推進課という組織が設置をされました。私、たまたま農業新聞でこれを見て、非常におもしろい課だなということで常々興味を持っていまして、やっと訪れることが、実現ができたわけなんですが、この設置については、横手市長の思いである食と農からまちづくりの中枢機関として、調査、開発、市場開拓はもちろん、食品衛生法やＪＡＳ法、さらには商品のラベルの製作に至るまで、ワンストップで農家、商業者のあらゆる相談窓口になっている課であります。スタッフは、職員のみならず、嘱託員に大手デパートのバイヤーのＯＢの人であるとか、仙台在住の商品デザイナー、ラベルとかラッピングのデザイナーですね、こういう人を相談員として常々連絡がとれるような体制をとっておられ、先ほど述べたよう

なあらゆる問題に迅速に対処しておられます。

一例を紹介しますと、そこの横手市に「いぶりがっこ」という商品があるんです。これは大根の製品なんですけど、秋田は冬は凍るもんですから、外にやっぱり干せないということで、いろりの周りにずっと大根を干して、それを後で漬け込んで、こっちで言うたくわんみたいなもんなんですけど、これを加工品として農家が３０数件売られていたそうです。これを実はバイヤーが入って、もうちょっと表に出していきたいということでコンテストをされたそうなんです。それはなぜコンテストをやったかちゅうと、３０数件つくっておられるんですが、なかなか、うちのが一番うまいということで仲がよろしくなかったということで、じゃあ本当にどれがおいしいんだということで、専門の人たちを呼んだり、農家の人にも入ってもらってコンテストをやったと。そこで優勝した人の「いぶりがっこ」のレシピをつくって、その３０数人すべての人にこのレシピでつくってくださいということをやったそうなんです。

私はいい意味で、農家の方は自分がつくったものが一番すばらしいというプライドを持っておられるんですが、逆に商品開発をするときはそれが邪魔になる部分があるもんですから、よく納得をされましたねという話をしたんですが、実は一つ、ある方法をとりましたと。それはおのおの３５０円から３８０円で売っていた「いぶりがっこ」をそのレシピを統一することによって品質を一定に保ち、そのＯＢのバイヤーさんがデパートや販売店に５００円で売り込んだそうなんです。このレシピを守ってくれれば実入りが１５０円程度ふえますということにすべての人たちが反応して乗っかってくれて、今ではばらばらにつくっていたときの約１０倍の売り上げがあるそうです。裏の品質表示は当然皆さん一緒ですし、表の部分でそれぞれつくった人の顔写真、つくった人のラベリングをして販売をされているということです。顔はそれぞれ違うんですが、中身は一緒であると。品質を保つという、そのような施策をとられたということがあるみたいです。

ほかにもブドウジュースというのをつくっておられるんですが、これは実は海外まで進出をして、多分記憶が間違ってなければシンガポールのデパートのオーナーが非常に気に入って、これはうちのデパートの専用商品として取り扱いたいということで、海外に今、輸出をかけているということでありました。

ここは、ついでにちょっと余談にはなるんですが、秋田韓国路線が通っていまして、もう廃止になる直前だったそうなんです。そこで先ほど述べたかまくらの里なもんですから、韓国のイ・ビョンホンという有名な俳優さんのドラマのロケがそこであって、そのかまくらを見に、当初１４０人ぐらいの飛行機で来てたんですが、乗り切れなくなって、今では２５０人乗りの飛行機にかえて毎日満席だということ

なんですけど、それをきっかけに、今度は横手焼きそばを食べて、その俳優さんがおいしいということで物産館等にその焼きそばを食べにわざわざ仙台やいろんなとこから毎日押し寄せて、そのついでに農産品を買って帰るというところまで進んでいるようなとこなんですが、間違いなく菊池市で行おうとしているブランド推進室の先駆け、成功版というふうには思いますので、もしお時間がありましたら、ブランド推進室に抜擢をされた方々は研修にでも行かれたらどうかなというふうに思います。

いずれにしても、私の考えでは農家所得の向上を実現するために不可欠な問題は、要は農産品ちゅうのはなかなか自分で値をつけれないわけですよね。確かに需要と供給のバランスはあるとは思うんですが、生産品に自分で値段がつけられるようなシステムをつくり上げる、このことがなし得なければ、やはり農家の実入りはなかなかふえていかないというのが現状であるというふうに感じております。

労働力に応じた、先ほど山瀬議員が言われましたが、労働賃金が出ないという話なんですが、労働力に応じた適正価格をみずから提示できることは、農業者所得の向上の絶対条件であり、そのためには私は食を通じた供給体制の確立が必要であるというふうに考えます。

そう考えると、このブランド推進室の役割、仕事の範囲は、また量は半端ではないはずです。耕種８７億円、畜産１９４億円の農業生産をいかに活用するか、専門の商品知識、取引先との駆け引き、新商品の開発等、しのぎを削る競争に打ち勝つ大変な役割を負うものであると思います。そのことを考えると、私は先ほど申し上げたとおり、バイヤー経験者や、また商品取引に詳しい市内企業でのＯＢの方などを専門職員として雇用しておくことが必要と思われますが、執行部におかれましてはどのように感じておられるかをお聞かせをいただきたいと思います。

また、市長にもお尋ねをしますが、今まで述べてきたとおり、戦略的な部分で言えば、籠城か打って出るかという、非常に今難しい時期に来ているというふうには思います。しかしながら、各物産館の現状を見るときに、現状はもう維持するのがやっぱり精いっぱいだと思うんです。

今年度より３年間、雇用対策ということで物産館に人員の配置もしてありますね。してありますが、要は３年間、その緊急雇用対策費用で人件費を賄うというだけであって、３年後に売り上げが上がっていなければ、いきなり赤字になるというような仕組みなわけですから、それは今の中をちょっとさわるだけの話で、全体的な構造を変える話には私はならないというふうに思っています。私は次の一手を打つべきであるというふうに感じておりますが、先ほどからさまざまな議員さんがご質問されてるんですけど、市場における販路開拓ちゅうのは本当に大変な仕事だと思う

んです。そのようなことに関して、今後の市長の意気込みと中長期のビジョンがあればお答えをいただきたいというふうに思います。

部長、バイヤーとか、そういうのを雇う気があるかどうか、ちょっと。専門職。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　先ほどからもお答えしておりますように、まだ十分な各議論をするような形までにはなっておりませんので、今後、十分いろんな方とご意見を交換しながら、議論を深めながらやっていく中で、当然ただいま議員ご指摘のような専門職といいますか、そういった方の必要性も十分あるだろうと認識しておりますので、十分今後検討させていただければと思います。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　今後の戦略ということでのお尋ねであろうかと思いますが、その中で、今の総合的ないろんなお話を聞いておりまして、打って出るか、籠城しておくべきかといった言葉でございました。打って出るということは、この今まで出しておりましたアンテナショップ等々がありましたけども、それを乗り越えて、今の現代の時代に合わせるような形で流通に乗せて、そして、しかもこの菊池市の情報の発信基地として、ご指摘のこの福岡とかという、あるいは都市圏というところにおいて多機能型の物産館というものを考えの中に入れるべきではないかといった、そういうニュアンスだったのかなと受けとめさせていただきました。

これまで合併の時点におきまして振り返りますと、先ほど部長の答弁でありましたように、メロンドームのほうで特にインショップのものがたくさん出されておりまして、現在もこの県外は久留米市とかなんかにも出しております、熊本市内ももちろん出してあります。さっき説明いたしました西新店だとか、あそこは博多の何とか通りですね、何だったかな、中洲川端店ですか。２店ほど出してありましたけども、なぜといったら、結果的には距離が遠いから物流がということももちろんありますけども、売れ行きがそこまでコストをカバーすることができなかったと。それで、物が売れなければ必然的にものの輸送が滞ったりします。そのことで、どうしても仕方がない部分について、市場仕入れというものに偏らざるを得ないという状況で、いわゆるアンテナショップであったはずのものが、この博多の市場の仕入れという部分が少しずつ量を増してきていたという状況にありまして、農家が直接販売するための利益というのがどんどん少なくなってきているという状況の中において、役員会の判断によって、どうしましょうということで、閉鎖をしたことがございました。

そういった経験からいたしますと、よほどやっぱり市場調査というものを的確にやった上で出店を考えなければならないと思います。そういった中で、菊池市だけではなくて、菊池地域という農業地域でありますんで、地域としてそういったものを改めて考えるのであれば、この関係市町との協議とかといったものをしながら、同時に一緒にやりませんかといったことをやるべきではないのかなと思います。

いずれにしても、この農産物をどうこの菊池市のものについて付加価値をつけて流通に、しかも大量に乗せていくか、また安定した作付と生産をやっていくかということについて、今後は非常に大きな課題を背負って船出しようとしているのが、このブランド推進室ということになります。

食べてみたい菊池のゴボウ、あるいはこのすばらしい食味、Ａ１となりました、特Ａですか、特Ａになりましたこの七城の米など、本当にすばらしいブランド品がありますから、それがさらにまた菊池のイメージを代表するようなブランドになっていくことが望ましい姿ではないかなと。思い切った取り組みをしていかなきゃいかんと思いますし、ただ今はいろんな社会的なそういったかかわり合いにあります経験者についての雇用という話もありましたけども、部長答弁がありましたように、今後ぜひひとつそういった方々の知恵、経験もおかりしながら進めていきたいと、このように存じます。

○議長（北田　彰君）　樋口正博君。

［登壇］

○６番（樋口正博君）　ありがとうございました。

市長、赤字の話も出たんですけど、先ほど申し述べたとおり、目的意識を持って、そこを経費として見るのか、その額に限りはあるとは思いますが、そういうことも考えていただきたい。また、物がダブるということなんですが、私が言った食というのは、先ほど述べられたとおり、例えばＡの５のランクの牛肉があるとして、食べ方次第ではおいしくもあり、おいしくなくなる場合もあるわけですから、そこら辺までやっぱりいろんなことを総合的に考えながらやっていただければなと思います。

いずれにしましても、今回の農産品、特産品の振興からとらえたブランド推進室設置は、市長の農業に対する意気込みのあらわれであるというふうには思います。しかし反面、私はこの政策は一たび足を踏み入れれば、行くも地獄、退くも地獄、そのぐらいのやはり大変なものであるというふうに思っております。なぜなら菊池市の特産品の市場開拓、販路拡大は、同時によその産地のシェアを奪うものですから、私は民間出身だからはっきり言いますが、きれいごとで済む世界ではないです。よその産地だって必死になって抵抗してくる。よそのバイヤーだって必死になって

抵抗してくる。このことは、競争原理は民間社会では、多分市役所の皆さん方は経験をされたことがないような世界です。

私ははっきり言います。物の取引云々に関して、今の職員さんで対応ができるとは私は思っていない。その環境で育っていないんです。そのことは、必ずこのブランド推進室を立ち上げた後、問題として出てきます。できれば、そこで決して逃げないで、前に向かって新たな人材の登用を含めながらやっていただきたい。そのぐらい私はこのブランド推進室というのは、最終的に市に与える影響は大きいものだと思っております。

ぜひとも農業振興、菊池の観光を含めたすべてが浮上するきっかけになるように、その覚悟をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（北田　彰君）　ここで暫時休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午後２時５１分

開議　午後３時００分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（北田　彰君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東　英俊君。

［登壇］

○１番（東　英俊君）　こんにちは。

本日最後の一般質問をさせていただきます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、旧泗水町の田島工業団地について質問をさせていただきますが、この一般質問は、議員が公の場をかりて執行部の方々に政策提案をさせてもらえる場だと私は思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、始めさせていただきます。

平成１９年の第１６６回の通常国会に提出され、同年４月２７日に成立した企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法は、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図ることを目的とした法律として定められ、政府も本法に基づき、地域の強みと特性を踏まえた個性ある地域の産業集積の形成、活性化を目指し、支援に躍起になっているのが、この法律の中身や目的から感じ取れます。

そんな中、我がまち菊池市も平成１７年に市町村合併を行い、新菊池市としての

５年の歳月が過ぎ、６年目を迎えております。いわゆる平成の大合併におきまして、全国の市町村の数は約３，２００から約１，８００にまで統合が進み、菊池市を初め、各自治体でも合併のよしあしが今となって議論をされておるのが実情かと思われます。

が、しかし、そんな中、合併を企業誘致の大きなチャンスととらえる自治体も少なくはなく、実際に合併効果で、企業誘致を進めている地域や支援制度適用地域の拡大で進出企業が増加し、団地が完売していく自治体も全国約１，８００の中には多数あることも、ぜひとも知っていただきたいと思います。でありますから、そのような地域や自治体は当然活気があり、まちそのものが活性化していっているのは、皆さんが簡単に想像ができるものであろうかと思われます。

この菊池市にも多くの工業団地が造成され、多くの企業が進出をしてきておりますが、そんな中で平成１４年の３月、いわゆる８年前に土地造成が完了し、いまだ一区画も売却されずに売れ残っておる田島工業団地が、本市の財政状況から考えましても、地域活性、産業振興の面から考えましても、避けては通れない重要な問題と私は考えております。

この田島工業団地は、有効面積が１０．９ヘクタールで、平成１４年３月に土地造成を完了し、平成２１年の３月末現在で借入額が１２億５，０３６万円、利率が１．３５％で借りられており、１年間の利息が１，６８７万円、およそ１，７００万円ほどかかっております。そして、２００５年には定借制度を導入し、企業誘致を試みるも進出企業はなかったと、私はそのように理解をしております。

そして、このような工業団地などの公共用地及び公用地等の取得管理は、特別法人の菊池市土地開発公社であり、定款にもあるように、市が１００％出資の別会社であります。ということは、菊池市土地開発公社は菊池市の分身であります。そして、土地開発公社の債務保証は一般会計における地方債の残高にはあらわれてはこないことなどを踏まえれば、今後、行財政改革を進めていく上でも、特別法人菊池市土地開発公社問題は避けられないと、大切な問題ということも同時に浮かび上がってまいります。

まず、ここでお聞きします。

用地取得の経緯、それと用地の取得の内容、そして８年間も塩漬け状態の工業団地に現在まで金利分だけでも累計で約１億円はかかっておると、このような状態を執行部はどのようにとらえておりますか。まず最初にお聞きします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　田島工業団地につきましては、平成１２年７月２８日に開

発行為の申請がなされ、同年１０月１０日に許可がなされております。その事業目的でございますが、泗水町農村活性化土地利用構想に基づく工業団地の造成でございます。農家数の減少や未利用農地の増加に対応し、まちの基本施策である農工併進のまちづくりの方針のもと、雇用促進、まち財政の安定化を図るため計画されました。

この工業団地は、九州自動車道植木インターの付近で未整備農地を有効利用し、零細規模農家の労働力を吸収し得る就業機会の確保や新たな雇用によって生じる離農者の農地の流動化を促進し、経営規模拡大による高生産性農業の確立等、地域の活性化を図る目的で、工業団地の造成工事が行われたところでございます。

その用途につきましては、工場、倉庫及び事務所となっております。面積は１４．８ヘクタールで、平成８年から９年にかけて用地買収を行い、その単価は１０アールあたり４００万円で、用地費総額が５億８，９９４万円となっております。用地費、補償費、測量設計費、造成工事費を合算した工事費総額は１３億２８９万円で、平成１４年３月に竣工し、造成完了後、８年を経過しているところでございます。

平成２１年度１年間の経費につきましては、利息が１，６８７万円、管理料７９万円、合計約１，７６０万円となっております。平成２１年３月末の造成完了後の経費総額、累計総額でございますが、は、１億４，５５５万円で、工事費総額に経費総額を加えた帳簿価格は１４億４，０６８万円となっております。

これらにつきましては、一刻も早く売却すべく、企業誘致の話があった際には最優先用地ということで、こちらのほうに誘導するように努めているところでございますし、今後も県企業立地課、県東京事務所並びに大阪事務所と連携を密にしながら、早期売却のため、努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（北田　彰君）　東　英俊君。

［登壇］

○１番（東　英俊君）　ですから、早くこの土地売却のために、今、部長答弁があった以外にも、工業系の、そして製造の企業にこだわらずに用途変更などをして、そして植木インターチェンジも近い地の利を、そして生かし、考慮し、また隣接する植木町も熊本市と合併し、政令指定都市の仲間入りをします。そういうふうなとこから考えますと、植木町も今とは違ったまち並みに変化していくのではないかなと。そして、このようなことを踏まえて考えると、商業施設、もしくはアウトレットモールなどを誘致するぐらいの広い視野を持つべきではなかろうかと私は考えております。まず、その点をどうお考えになりますか。

また、土地開発公社は１９７２年にその制度が確立され、同年に施行された公有地の拡大推進に関する法律、いわゆる公拡法というものに基づき、その当時ほとん

どの自治体が出資をし、特別法人として設立されたものであります。この法律が施行された背景には、当時の地価高騰による公共事業用地の取得難があったとされております。これもバブル経済崩壊と同時に、制度の矛盾が今現在拡大してきているのが実情ではなかろうかと思われます。

ここで、全国の土地開発公社の現状は、総務省の事業実績調査結果概要によると、全国の土地開発公社のうち７２０もの公社が、用地取得後１０年以上塩漬けされた用地を抱えておるというふうにされております。その簿価総額は、合算で２兆４，７００円とも言われております。これらの数字を考えてみますと、１０年以上ももし塩漬けにならずに、そのままの民有地であったならば、税収にもつながった可能性もあったのではないかなと。民意とかけ離れた土地の先行取得、その背景があり、実施が、これまで公社問題の核心部分であるとされてきております。

そして、総務省が土地開発公社の健全化のための指標としているのが、自治体が債務保証した保有地の簿価総額が自治体の標準財政規模の２０％を超えれば黄色信号としております。私がこの菊池市において調べたところ、平成２０年のものでございますが、臨時財政対策債を含んだところの標準財政規模が１４１億円だと。そして、自治体が債務保証した保有地の簿価総額が２５億円であると。標準財政規模の２０％には達してはおりません、我が菊池市の土地開発公社は。ですが、かなりぎりぎりセーフの段階でございます。数年もすればイエローゾーンに入るのは確実であるものと、そういうふうに思われます。

また、公社保有の土地は、毎年、入札、借りかえで金融機関から借り入れているものであり、もし金融機関が長期に塩漬けした遊休地を不良債権化しているというふうに判断をし、資金調達が困難となるリスクもないとも言えません。返済不能となったときには、財政上、大きな支障を来すおそれだってあるかと思われます。

ここでお聞きします。

これらの状況を踏まえ、菊池市における土地開発公社の存在意義をどのように市は考えておりますか。また、その向かう先、方向性はどう考えておられるかをお聞きします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　現在、田島工業団地はまだ売れ残っておりますものの、開発当時におきましては雇用の創出、税収の増加、地域の活性化、そういったものを目指して造成されたものでございまして、今もなお１日も早く企業が立地することを目標に、製造業の企業を中心に倉庫業、研究機関等に売り込みをしてまいっております。

ただ、実際に田島工業団地等に大型商業施設等の建設を予定されている企業がございましたら、用途を変更してでも誘致に努めてまいりたいというふうに思います。都市計画区域内の無指定地域でございますので、開発許可の用途変更は可能でございます。ただ、その手続に一、二カ月、あるいは内容によっては三、六カ月の申請、認可の手続が要ることはございますけれども、そういった話がございましたら、なるだけ進んでそちらのほうも検討してみたいというふうに考えております。

それから、資金調達の件でございますが、資金調達は、現時点では議会にも説明申し上げておりますが、金融機関からの資金調達は非常に困難を期しております。市中銀行からは借りることができません。したがいまして、現況はＪＡさんからお願いをして借り入れているという状況でございます。今年度もやっとＪＡさんから許可をいただきましたので、つい先日、ＪＡさんと話がついたところでございます。利率も１．３５％という低利で今年度も貸していただくということになっておりますが、ＪＡさんのほうからも非常に厳しいお話もいただいておりますので、なるべく早く解決しなければならないと思っております。

また、開発公社の考え方でございますが、議員さん、詳しくご存じだと思いますが、この会計は企業会計原則にのっとらない会計となっておりまして、かかった経費を土地に転嫁する、簿価に転嫁していく算式となっております。利息が発生しました場合は、その購入した土地にその利息分は上乗せして土地が上がっていくような形になっておりまして、普通の商業簿記の会計とは全然異なった性格を持っております。したがいまして、いつまでたっても赤字にはなりません。そういうことになっておりますので、こういった特殊な会計のあり方というのを早く改める必要があると思います。

今、国の第三セクター等改革推進債というものが発行されております。これは第三セクターあるいは土地開発公社等、早く解散して整理しなさいというような起債でございますので、そういう有利な起債を利用して借入金を返済することで、起債の利息は発生しますけれども、売り尽くすまでの利息がかかり続けるということはございませんので、それを利用する方向で、今、この整理を検討しているところでございます。なるだけ早く解決できるように努力してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　東　英俊君。

［登壇］

○１番（東　英俊君）　今、部長から答弁がありましたように、用途変更をしてでも商業施設あたりを誘致する気持ちもあったと。やはり８年も塩漬けしているという現状を考えれば、そういった気持ちがもしあるのならば、もう少しそのような動きを

する必要があったのではないかなと、私はそのように考えます。

また、この金利分が土地のほうに転嫁されていく、要するに簿価総額がだんだん上がっていくわけですね。そして、簿価総額が上がったものを市はそれをそのまま買い上げる、用地の最初の取得と簿価総額、その差額が市のまるっきりの損失でございます。それは市民の税金で賄えるわけでございますから、そこの点もしっかりご理解をいただきたいと、私はそのように思います。

また、特別会計化したいというところからしましても、当然、特別会計に持っていくとするならば、一般会計からの繰り入れ、そして特別交付税あたりをそれに充当する、もしくはその償還のために起債をするというような形になってくるのは、当然、想像のつくところでございます。特別会計に持っていったから、あとは任せたよということでは私はいけないと思う。市民の負担増、そして財政上の問題から、市民サービスの低下が当然やってくるのは間違いのないことでございます。

再々質問に移ります。

内閣府の経済社会研究所が出した平成２１年度の企業行動に関するアンケート調査報告書というものがあります。この調査目的は、企業が今後の景気や業界需要の動向をどのように見通しているのか、その時々の経済情勢に応じた企業の意識と行動の調査であるというふうにされております。

そして、この内容を申し上げますと、業界需要の実質成長率の見通しでは、全産業平均で、今年度、平成２２年度は前年度よりマイナスの０．５％、今後３年間は０．５％の増、今後５年間は０．８％だという見込みとなっております。実質成長率が、緩やかに成長率が高まっていくだろうというふうにされております。これを踏まえ、今後５年間、この菊池市の田島工業団地、もしくは田島に限らず、林原も同時期にされておる部分というのを聞いておりますけども、今後５年間、企業にとってまだまだ予断の許さぬ状態であることは否めず、企業誘致が困難であることに変わりはないかと、私はこのように思います。厳しい状態が続くのではなかろうかなと。

ただ、自治体によっては交通網の利便性、また企業誘致における企業への支援制度の拡充は当然のこととして、今後を見据えて産学官の連携を軸として進出企業をバックアップする支援機関、いわゆる工学部、理学部系の大学、もしくは国や県の研究センター、それらをまず隣接地域に誘致をし、それから企業に案内をかけている自治体もあるのが事実でございます。

また、もう一つ変わった動きをしている自治体を紹介するとするならば、バイオテクノロジー関連企業などの集積を目指しておるのが、政令指定都市となった新潟市でございます。新潟市では、新潟バイオリサーチパーク構想というものを立ち上

げ、そしてこの構想は、新潟薬科大学を核として、産学官で連携し、バイオ関連機関などの集積を図るというもので、活動の拠点となっておるのが共同施設新潟市バイオリサーチセンターであると。そして、その運営管理は三セクで設立された新潟バイオリサーチパークが行い、新潟市にある七つの大学から優秀な人材も企業に対して供給をすると、そういうふうな形でこの新潟市は動きを見せております。それもすべて今後を見据えた中でございます。

今の現状の打破のために、この菊池においてこれらの事例はある程度参考にし、そしてそれに準じた形をとることも可能ではないでしょうか。企業にとってまだまだ厳しい今の時代、企業誘致の推進の方法も、ただ大阪事務所、東京事務所、ここに職員を派遣して、ただただ回らせるという従来のやり方では、今後を見据えた菊池市独自の誘致構想がなければ、この菊池市に企業を持ってくることは不可能ではないでしょうか。県内の工学・理学部系の大学や薬科系の大学あたりに、そしてそこと連携をすれば、ほかの自治体のように企業を呼び込むことの視野も広がり、今は数年来塩漬けの用地も、実はすばらしい形でよみがえる可能性もなきにしもあらずだと、私はこのように思っております。負の遺産を背負うのは住民であります。そのことから、再度しっかりと肝に銘じ、全力でやっていただきたい、私はこのように思います。

それで、私がきょう、この時間、一般質問をするに当たって、けさ、朝刊、熊日新聞を見ましたところ、ちょうど１９面のところに新聞記事がございました。ちょっと私、切り抜いてまいりました。ちょっと短い文章なので読み上げますが、産学官の連携を考えると。名古屋大学と京都大学が熊本市で、きのうシンポジウムを開いておると。名古屋大学と京都大学が持つ最先端の科学研究設備を民間企業などに開放する文科省の事実を紹介しながら、産学官の連携向上について考えるシンポジウムが４日、熊本市の崇城大学市民ホールであったと。名古屋大学のエコトピア科学研究所、京都大学のエネルギー理工学研究所、この主催でありますと。大学や企業の研究者ら約８０人が参加し、熊本大学の河村教授が独自に開発したマグネシウム合金について講演をしたと。名古屋大学と京都大学の教授らが高性能の電子顕微鏡などを紹介し、企業が活用して成功した事例を報告された。パネルディスカッションでは、産学官連携を討議したと。小さな企業は高価な設備を持てない。大学との連携は大きな武器になるなどの意見が出たと、このような新聞記事がけさ載っておりました。

それらを踏まえてするならば、今こそ本当の意味で菊池市の将来のためのビジョンを本市は企画をし、田島工業団地の再出発の意味も含めまして、利活用を考えていく必要が私はあるかと思います。最後に、この点にを市長にもお聞きをします。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　工業団地の問題、とりわけ田島工業団地ということでご質問がございましたが、先ほど東議員述べられましたように、非常に日本経済が右肩上がりで成長していた時期におきまして、公拡法に基づきましていろんな市町村が企業の団地づくりと、工業団地づくりというものに汗を流していたと、知恵を絞っておったという状況であったかなと思います。しかし、現実問題として、大変経済が冷え込んだ中におきまして、企業誘致というのは本当に地方自治体の大きな財源を補足するのに必要なものであるということで、企業誘致については一生懸命取り組んでいるところであります。

既存の工業団地の中におきまして、先ほどご紹介あっておりましたように、簿価総額というものがどんどんふくれ上がっていって、結果的には売却するに当たっては市が保有しているにしても、土地開発公社が保有していたにいたしましても、結果的には市のほうのそれを負債となってくるという、精算段階におきます金額が大きなものになってくる予測がついているわけでありまして、そういう意味においては常に心配をしながら、何とか早く早期に企業誘致を、あるいは売却をといった思いを強くしているところでございますが、本当に数多くの希望というものがあって、視察かれこれ、あるいはテーブルにも上がってまいりましたけども、今日に至っておりません。

ご指摘の産学官連携事業によります企業誘致ということにつきましては、大分県あるいは福岡県、また福岡県におきましては大牟田市、栃木県の大田原市など、全国的に事例が数多くあるようでありますけども、熊本県の企業誘致連絡協議会におきましては、企業の会員が１１５社参加をされておるようであります。大学や工業専門学校会員が８校ということでございまして、市町村会員は４０団体で、連絡を密にしながら各種のセミナーとか、あるいは展示会など、活発に活動は行っております。市も独自で毎年延べ２００社以上の企業と接触を図ってあります。今後、企業訪問とか協議会の活動の中でいろいろなご意見をいただきながら、産学官の連携というものを視野に入れながら、企業誘致にさらに取り組んでまいりたいと、このように思います。

この利活用につきましては、ただいま、これまでの答弁の中にありましたとおり、田島工業団地におきましては企業誘致を目的としての製造業、倉庫業、あるいは事務所用地として開発許可を申請し、許可をいただいておりますので、今も今後も製造業等の誘致を進めてまいりたいと、このように考えます。それは非常にすそ野が広くなってくるということで下請が入る、あるいはまたその下請、孫請が入るとか

といったことであります。

しかしながら、このような製造業だけにこだわっていては範囲が狭くなるわけでありますので、ご指摘の大型の商業施設、あるいはいろんな研究機関等の具体的な話がございましたら、積極的に検討して調整し、また工業団地の有効活用というものについては考えていきたいと、このように考えております。

○議長（北田　彰君）　以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。

次の一般質問は３月８日午前１０時から行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

散会　午後３時２９分

第　４　号

３ 月 ８ 日

平成２２年第１回菊池市議会定例会

議事日程　第４号

平成２２年３月８日（月曜日）午前１０時開議

第１　議会運営委員会委員の指名

第２　一般質問

―――――――――――――――○―――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　議会運営委員会委員の指名

日程第２　一般質問

―――――――――――――――○―――――――――――――――

出席議員（２７名）

１番　東　　英　俊　君
２番　東　　裕　人　君
３番　泉　田　栄一朗　君
４番　森　　清　孝　君
５番　藤　野　敏　昭　君
７番　二ノ文　伸　元　君
８番　中　山　繁　雄　君
９番　水　上　博　司　君
１０番　三　池　健　治　君
１１番　怒留湯　健　蓉　さん
１２番　坂　本　昭　信　君
１３番　隈　部　忠　宗　君
１４番　奈　田　臣　也　君
１５番　葛　原　勇次郎　君
１６番　木　下　雄　二　君
１７番　坂　井　正　次　君
１８番　森　　隆　博　君
１９番　山　瀬　義　也　君
２０番　本　田　憲　一　君
２１番　栃　原　茂　樹　君

２２番	松　本　　登　君
２３番	工　藤　恭　一　君
２４番	境　　和　則　君
２５番	北　田　　彰　君
２６番	外　村　國　敏　君
２７番	徳　永　隆　義　君
２８番	横　田　輝　雄　君

○

欠席議員（１名）

６番	樋　口　正　博　君

○

説明のため出席した者

市長	福　村　三　男　君
副市長	永　田　明　紘　君
総務部長	緒　方　希八郎　君
企画部長	石　原　公　久　君
市民部長	原　川　智　明　君
経済部長	後　藤　　定　君
建設部長	岡　崎　俊　裕　君
七城総合支所長	古　閑　昭二郎　君
旭志総合支所長	山　田　憲　章　君
泗水総合支所長	岩　下　義　人　君
企画部首席審議員	木　村　靖　弘　君
財政課長	松　岡　千　利　君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	山　田　浩　文　君
教育長	田　中　忠　彦　君
教育次長	井　野　英　利　君
農業委員会事務局長	五　島　千　秋　君
水道局長	安　武　昭　二　君
代表監査員	宮　川　貞　雄　君
監査事務局長	大　塚　茂　幸　君

○

事務局職員出席者

事務局長	岩　木　精四郎　君
議事課長	永　田　哲　士　君

議　事　係　長　　上　田　敏　雄　君

○議長（北田　彰君）　全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（北田　彰君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

文教厚生常任委員長並びに同副委員長の辞任に伴い、正副委員長互選の結果、お手元に配付のとおり決定しましたので報告します。

次に、怒留湯健蓉さんから議会運営委員の辞任の申し出がありました。よって、委員会条例第１３条の規定により、許可いたしましたので報告します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第１　議会運営委員の指名

○議長（北田　彰君）　日程第１、議会運営委員の指名を行います。

議会運営委員に、樋口正博君を指名します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第２　一般質問

○議長（北田　彰君）　次に、日程第２、先週に引き続き一般質問を行います。

初めに、三池健治君。

［登壇］

○１０番（三池健治君）　おはようございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

法定協議会についてを質問いたします。

合併して５年になるが、合併した一体感が感じられないのは私一人だろうか、そう思っております。泗水住民は、「合併してもいっちょんようならん、よかったとはごみ袋が安くなったばっかり」と聞きますし、ほかでは、「住民間交流で一番大切な祭りの補助金はカットされるし、合併はせんほうがよかった」との声があちこちで聞こえてきます。これは、我々下っ端の議員だけに聞こえてくる声で、雲の上の市長さんまでには届かない声ではないでしょうか。

法定協議とは、地方自治法市町村の合併の特例に関する法律に基づき、議会の議決を経て設置される協議会で、市町村長、議員、学識経験者などによって構成されます。合併の建設に関する計画の作成や各種の事項等について、合併の是非も含め、

いろんな協議を行いますとあります。

この文言で、法定協議が平成１５年１１月２５日に第１回目が行われました。協議会委員総勢４４名、その内訳は市町村長４名、それに助役、議会からは議長を初め副議長、それに各４市町村の重要なポストの方々で構成された協議会で、物すごく重要な会議であったと思われます。その協議会が１３回行われ、５１の合併協議項目が確認されております。合併前に調整できたもの、合併して新市に引き継がれるものとあります。第１４回で配置分合処分の決定書の交付があり、第１５回目で新市称が決定され、１６回目が平成１７年２月２４日に行われ、法廷協議は終了し、平成１７年３月２０日に合併して、新菊池市が誕生しております。延べ１６回という協議を重ね、莫大な時間を費やし、やっと合併を承諾し、やっとでき上がった新市であります。５１項目の中で、新市に引き継がれる項目はあるようですが、５年を経て、いまだ統合できてない項目があるのかを伺います。

そこで質問ですが、一つ目、協議会で決められた項目で、いまだに達成できていないものは何項目ありますか。達成できてない理由は。三つ目、達成のめどはいつになるのか。

以上、１回目の質問といたします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　合併協議会において協議されました５１項目のうち、そのほとんどが調整済みでございまして、現在におきまして、５項目が未調整となっております。

その一つは、新市事務所の位置でございます。このことにつきましては、現在、凍結中であり、本年３月末までに方向性を出すことで、市長が学識の意見や住民団体の意見を聞かれているところでございます。

二つ目は、ごみ収集環境事業関係の取り扱いでございます。集団資源ごみ回収助成事業につきましては、ごみ分別の統一を期に、全市を対象とする計画で進めております。今後は、ごみ処理の広域化等を推進し、ごみ分別の統一とともに、本事業が全市対象となるように進めてまいります。

三つ目は、土地改良区の統合に関する項目でございます。これにつきましては、旧４市町村ごとの土地改良区が合併を前提とした協議を現在行われているところでございます。

四つ目は、浄水事業の一部事務組合であります矢護川地区簡易水道組合に関する項目でございます。これにつきましては、大津町の矢護川地区と旧旭志村の一部、片川瀬地区で組織されました一部事務組合でございまして、大津菊陽水道事業団の

事務所の中に職員を１名配置し、その事務を行っているものでございます。現在、組合のあり方、使用料金の問題、施設の維持管理などの問題など、大津町と協議中でございまして、今後どのような取り扱いが組合として一番いいのか、さらに検討を行っていくということで協議がなされているところでございます。

五つ目は、下水道事業の取り扱いの中で、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料金に関する項目でございます。一般家庭の使用料金につきましては、合併前から同一料金となっておりまして、調整の必要はありませんでした。一般家庭の加入分担金については差異がありましたので、２０年度に調整を行いました。ただ、事業所等の料金の取り扱いで、旧七城町と旧泗水町の業務料金の計算において一部の差異があり、今後、その統一が必要となっているところでございます。

以上、５項目でございます。

○議長（北田　彰君）　三池健治君。

［登壇］

○１０番（三池健治君）　５項目あるということでした。

土地改良区の統合やごみの扱いの問題。一番問題なのは、新庁舎の位置の問題だと思います。他の調整や土地改良区の統合など、まだまだ調整が必要な部分があるようですが、新市が一体となるよう早急な解決をお願いしたいと思います。

先ほどの答弁で、理解できなかった部分と疑問に思っている部分を再質問いたします。

一つ目、特別環境下水道と集落排水下水道のほうは、もう統合は、料金の設定は終わったようですけれども、公共下水道と特別環境下水道、集落排水、生活排水等がいろいろありますけども、加入金や使用料金の算出方法が違うと思いますが、この統一はいつごろまでに行うのか。それとも、まだ全然体制が、体系が違うんで、もうそのまま行わないのか。それを再質問いたしたいと思います。

それと、第三セクターについては、現行どおり新市に引き継ぎ、地域の第三セクターとして存続することとし、合併後５年を目標に、新市において調整するという項目がありますが、その調整の意味はどういうものか。第三セクターの統合と受けとめていいものか。

この２点を再質問いたします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　下水道の使用料金につきましては、議員さんご指摘のとおり、まだ統一になっておりません。この全体を統一することについては、合併のと

きの統一項目にはなっておりません。しかし、現在、差異がございますので、下水道の事業ごとに使用料金の算定方法が異なっておりますので、算定方法も含め、下水道全体の使用料金を調整する必要があると判断されております。

その調整の際に、先ほど申し上げました業務料金の差異についても調整していくこととなっております。なお、算定方法を見直す場合、現在の料金収入がどうなるのか。下水道全体に対する一般会計からの繰入金を考慮しなければなりません。このことから、算定方法を見直すと同時に料金自体を見直す必要があります。使用料金の調整につきましては担当課で検討いたしておりますので、今しばらくの間、時間をいただきたいというふうに思います。

次に、第三セクターの調整内容でございますが、合併協議会で協議されました項目を読み上げますと、第三セクターについては現行どおり新市に引き継ぎ、地域の第三セクターとして存続することとし、合併後５年を目標に、新市において調整する。なお、菊池観光物産館、七城町特産品センター、七城町銘柄米センター、旭志村ふれあいセンター、有朋の里泗水については、出荷体制等の運営制度を維持することとし、合併後の新市において調整するとなっております。

第三セクターにつきましては、物産館の出荷体制等の運営制度についての議論が行われており、当時の合併協議会の会議録を見ましても、会社の統合についての議論は行われておりません。なお現在は、今後の行政改革を進める中で、外郭団体の見直し項目に指定管理者の民間公募及び段階的な会社組織の統合などを視野に入れた検討を行うこととなっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　三池健治君。

［登壇］

○１０番（三池健治君）　第三セクターを統合するという意味じゃなかったようですね。第三セクターを統合であればですね、四季の里も統合できたんじゃないかなというふうに思っておりましたけれども、そうじゃなかったようでした。

先ほども言われましたけども、新庁舎ができてないというのは、私も目に見えてわかっております。１６回も協議を重ねて、やっとできた新市ですよ。それを市長の考えで、時の流れといいますか、その理由によって変えていいものでしょうかというふうに私は思っております。今まで４４名の方が１６回も協議を重ねたということと、どうも１本の柱が抜けたような新市になっているように思えてなりません。庁舎の位置や必要性は特別に小委員会までつくられまして、１０回ほど協議を重ねておるそうです。現地の視察まで行って、どういうやつを建てたらいいんだろうかということまで協議されたということを聞いております。そのようなことが全く無

視された、新たな学識者の意見で新庁舎の必要性を判断されているのが、私には不思議でたまりません。

市長は当選された翌日の日に、新市新庁舎は建てるか建てないかは、今年度中に決断をしたいというようなことは載っておりましたが、３月３日の新聞では、どうも、今年度中ではなく４月にずれ込むというような記事がちょっと載っておりました。３月までにというような当初の意気込みはどこに行ったのか、不思議にちょっと思われますけれども。

市長にお尋ねします。

市長は、今年度末に新庁舎建設の有無を決断されると言われておりましたが、それは３月までには決断されるのかを伺いたいと思います。

二つ目が、法定協議とは法律で定めた協議と思われますが、違反した場合の罰金というか、法的拘束力はあるのか。また、法定でない何らかの責任が発生した場合は、市長の責任はどのようにとらえられるのかを伺いたいと思います。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　まず、私のほうから、法定協議会によって決められた項目についての罰則規定といいますか、責任といいますか、そちらの方から事務的な報告をさせていただきたいと思います。

まず、法定協議会において確認された項目の不履行に関して、法的な罰則があるかとのご質問でございますけれども、合併協議会は地方自治法第２５２条の２第１項に定められました法定協議会であります。「逐条地方自治法」、学陽書房が出しているものですが、の逐条解説に記載してある項目を朗読いたしますと、「協議会が広域にわたる計画を作成したときは、その計画に基づいてその事務を処理し、または権限に属する事務を管理し、及び執行するようにしなければならないと規定したのは、罰則その他の法律上の強制力はないが、関係普通地方公共団体が協議して作成した計画であるから、関係普通公共団体またはその執行機関としては、その実現を期さなければ意義がないことから、義務づけたものである。ただし、法的に拘束力があるものと解するのは困難である」となっております。

次に、熊本県が出しております合併協定項目の法的拘束力について朗読をいたします。「合併協定項目については、その効力についての法律上の規定はないが、合併関係市町村の議会の議決を経て設置された法定協議会の決定事項として、基本計画と同様に市町村議会における配置分合議決の前提となるものであり、その内容は市町村において、合併を法的に決定する上での重要な判断材料となる。そのことから、合併協定項目は、新市の存立の前提条件として新市に当然に引き継がれること

となり、合併後の新市においては、これを着実に実行する責務を有していると考えられる」

以上、朗読終わります。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　新庁舎の建設につきましては、私は昨年の選挙の折に、庁舎建設はイエスかノーかという端的なご質問等を有権者、市民の方々から受けたところであります。それは合併協議事項でありまして決定事項ですからというようなことを言っておっても、結果的にはやるのかやらないのかという端的な質問であり、また答弁を求められました。その選挙の折に、私は今がその時期ではないと。その理由は、やっぱり、この耐震というものが目の前にあって、学校の子どもたちの命をまず守ることが先行しているということを申し上げたところでもあります。

雲の上の人で市長にはあんまり聞こえんだろうということでありますが、ご当地の桜山のお母さん方からも、先日、たくさんありがたい老人クラブの芸能大会でお言葉をいただきましたけれども、いろんな方々から率直に言いやすいんでしょうか、合併しなきゃよかったよとか、いろんな話は聞かせていただいておりますが、その声が少しずつやっぱり５年がたって小さくなってきているんではないかなというふうに思います。これは決してそれを認めたからということだけではなくて、結果的にはあきらめにも似たような不満がそのまま残っているというふうにもとらえていかなきゃならんのかなと思っております。

また、協議会で決定された事項について、無視しているんではないかというお言葉でありますが、今、申し上げますように、選挙のときにおけるものは、まさしく政治家としての公約であります。俗に、今、マニフェストのことが言われておりますが、それを実行するという前提であります。その中で、今はこうだということを申し上げましたけれども、結果的に協定項目というものの中に入っている新市の位置、庁舎の建設ということについては、みずからのただ単なる、この選挙の部分におけます公約上だけでは割り切れない部分がある。それは、今言われるように合併しなきゃよかったと言われる声というものがありますように、構成４市町の皆さん方の思いという中で協議がされてきたことであるから、より慎重を期していかなきゃならんということで、私は考えておるわけでもあります。

そこで、その後の将来的な問題について、合併特例債との絡み、これこれも含めまして、残られた年限というものを考えますときに、この選挙の折に地域の思いと、また学識者の判断の両面から検討させていただきまして、市民の声を聞きながら年度内には最終判断をしたいと、このように申し上げてきたところでございます。

学識者の意見の聴取につきましては、昨年の８月から座談会を開催いたしまして、また市民の意見につきましては、１１月からさまざまな団体の方々と懇談会を開催させていただいております。このような座談会や懇談会におきましては、皆さん方からいろいろな情報、意見をいただきました。この議会中も、あすから明後日にかけまして、さらに市民懇談会を、そして座談会を予定しているところであります。新庁舎のこの方向性についての判断、表明につきましては、ただいまご指摘のこの年度内３月をめどにして何とか申し上げたいということではございまして、年度内には表明をしたいと、このように考えております。

○議長（北田　彰君）　三池健治君。

［登壇］

○１０番（三池健治君）　合併協議は、法的には拘束力がないというようなことでございますけども、私はこのような場合、合併市町村の市長に政治的道理的な責任が発生するかと思われます。あと５年で合併特例債が切れます。この交付金を使わないで、切れた後にまた新庁舎を建てますというようなことになれば、莫大な費用がかかります。住民負担が随分ふえますので、住民負担がないように、執行部の方は決断をお願いしたいというふうに思いまして、次の質問に移ります。

桜山地内のことについてちょっと伺います。桜山地内にある養鶏所跡地についてでございます。

この問題は、合併前、平成１６年１２月議会で、当時の泗水町のときに一度一般質問をしております。その年は、台風が非常に多く、老朽化した鶏舎のトタン屋根が木の葉のごとく舞い上がり、電線を切断し、何日も停電した記憶があります。この情景を目の前に見ていた人がいて、それは恐ろしい光景だったと。生きた心地はしなかったというようなこともおっしゃっていました。

あれから６年がたっていますが、何ら手だてもなく、いまだ鶏舎は放置されたままになっております。桜山の住民の皆さんの意見として、９名の区長さんより養鶏所跡地の整備として要望書が提出されています。その内容は、一つ、火災発生時の心配。これは、周囲に今の時期は枯れ葉がいっぱい密集しております。それで、たばこのポイ捨てなんかがあったら火災が危ないということです。もう一つ、二つ目が強風時のトタン屋根の散乱です。先ほども言いましたように、トタン屋根が枯れ葉のごとく舞い落ちるというようなことで、非常に危ないというような状況です。三つ目、養鶏所といっても建物があります。空き家の中に青少年のたまり場になったらば、非常に危険だということであります。四つ目が、密集しています。住宅地なんで、その生活空間の環境が非常に悪いと。それと安全性が確保できないというようなこと。以上、四つの内容で養鶏舎跡地の整備についての要望書が提出されて

います。

そこで質問です。一つ目、合併前、平成１７年２月に泗水町長あてに桜山地内養鶏所跡地整備についての要望書が桜山地区９名の区長さんから提出されていますが、要望書は新市に引き継がれているのかを伺いたいと思います。

二つ目、その内容を市長は理解されているのか、これも伺いたいと思います。

三つ目、市長は区長からの要望書はどのような位置でとらえているのか。

四つ目、放置された老朽化した鶏舎が連立し危険であります。住民の安全のため、養鶏所跡地を取得する考えがないかを伺います。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　市長ということですけれども、まず、私のほうからお答えしてよろしゅうございますでしょうか。

桜山地区の養鶏所跡地整備の要望につきましては、旧泗水町から合併による引き継ぎ事項として確認をしておりますし、合併後の陳情についても数回賜っておりまして、十分認識をいたしております。

したがいまして、合併当初の平成１７年度から当時の債権者との話し合いを続けてまいりましたけれども、相続人不在のため、債権手続がとれないことや一部未登記の問題、筆界未定の問題など多くの問題がありまして、前に進めない状況にございました。その後、最近になりまして、東京に本社のある会社が債権手続をされ所有権が明確となり、民間事業者と市とが共同購入する方向で協議をいたしましたが、この点については議員さんもご尽力いただいたところでございます。桜山地区の一部の賛同が得られず、努力はいたしましたものの解決には至らなかったということで、非常に残念でございました。

当該地は、４筆の飛び地を含め３．４ヘクタールの広大な土地であり、全部を市の所有とすることは困難であり、昨年も桜山全区の区長さん、公民館長さん方に、現状と今後の桜山地区の公園建設計画について二度ほど協議を行いました。その際、アンケート調査も行ったところでございます。今後におきましては、泗水地区で計画しておりますまちづくり交付金事業にかわる新たな交付金を活用しながら、その一部を地域の公園、また市道永出分上庄線の改良事業として活用していくことで、計画の準備を進めているところでございます。

残りの面積につきましては、民間事業者にあっせんの形で整備していくことで努力をいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　三池健治君。

［登壇］

○１０番（三池健治君）　一部を公園化するということですけども、鶏舎は取り除かれる計画でしょうか。それとも、どこか鶏舎のないところを一部公園化するのか、そこのところをちょっと伺いたいんですが、部長の考えで結構です。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　飛び地の４筆につきましては、一つ一つが小さい面積でございますので、これを集合させなければできないと、交換分合の話も出てまいりますので、非常に困難かなと思っております。したがいまして、鶏舎地のところの一部を利用して公園化したいというふうに考えております。

その際、残りました鶏舎がございますので、それについては、民間事業者と協働で取り払う形をとっていきたいということで、今、努力をいたしておりますが、まだ前に進んでおりません。交付金事業によって、公園の方は整備したいという意向で、今、準備を進めております。

○議長（北田　彰君）　三池健治君。

［登壇］

○１０番（三池健治君）　用地取得まではいかないと思いますけれども、やはり鶏舎を早くどうにかしていただければ、桜山住民も安心して暮らせると思いますので、その努力のほうをお願いしたいというふうに思います。

これで質問を終わります。

○議長（北田　彰君）　ここで暫時休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前１０時３１分

開議　午前１０時４２分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（北田　彰君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

発言の申し出が出ておりますので、これを許します。

三池健治君。

［登壇］

○１０番（三池健治君）　先ほどの発言の中で、我々下っ端議員といったことを発言しましたのが不適切な発言のため、削除させていただきます。

○議長（北田　彰君）　次に、奈田臣也君。

［登壇］

○１４番（奈田臣也君）　それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきま

す。

まず最初に、新市建設計画と合併特例債について質問いたします。

まず初めに、平成１６年１０月に市町村合併協議会で作成されました菊池市の将来ビジョンであります、新市建設計画について質問します。

菊池市の将来ビジョンで示されました新市建設計画の１０年間の総事業費は、当初２，３１２億円でありましたが、平成１９年２月に見直しがあり、５６億円減額され、２，２５６億円になりました。この見直しにより、普通建設事業費も当初の４３０億円であったものが８３億円減額され、３４７億円になりました。特に、この普通建設事業費の３４７億円の中には、合併特例債対象事業としての共通事業費が１２９億円含まれております。また、今、申し上げましたように、合併特例債は皆様ご承知のとおり、合併に当たり特別に創設されたものでありまして、事業費に対する充当率は９５％であります。しかも、そのうち７０％が、後で地方交付税として返ってくることになっております。この合併特例債が総額で、今、菊池市には２３億円用意されております。

そこで質問でございますけれども、合併特例債の共通事業、新市の一体性を図る事業等でありますが、これに計画されている事業費は１２９億円あります。これに充当される合併特例債は９６億円ありますので、この９６億円の過去５カ年間の実績と計画について、お知らせください。

以上、第１回目の質問です。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　新市建設計画、投資的事業費についてのご質問でございますが、議員が出されました事業費につきましては、平成１９年２月に調整を行い、新市建設計画として経費の総額を約８３億円減の３４７億円としたときのものでございますので、その時点における共通事業費、合併特例債を充当いたしました事業費の実績及び計画について報告いたします。

年度共通事業費または共通事業に活用されました合併特例債、総事業費の順に申し上げます。

これまでの５カ年間の実績から先に申し上げますが、共通事業費合計約２６億円、合併特例債１６億円、全体事業費１５３億円となっております。また、今後の計画について申し上げます。共通事業費が１０３億円、合併特例債７８億円、全体事業の合計額が１９４億円となっております。

以上でございます。

○議長（北田　彰君）　奈田臣也君。

［登壇］

○１４番（奈田臣也君）　どうも部長、ありがとうございました。

ということは、現在まで５カ年間の合併特例債の金額は１６億円使ったと。残りが８０億円あるということでございます。あと５カ年間で８０億円使わなければ、菊池市の一体性ができないわけでございますので、その辺をしっかり考えて、今後とも頑張っていただきたいと思います。

質問事項のその２ですが、新庁舎建設計画について、質問をいたします。

これは三池議員さんと重複するかと思いますけれども、私からも再度質問させていただきたいと思いますが。

福村市長さんは、新庁舎の建設計画について、昨年の５月２８日の所信表明及び施政方針の中で、次のように表明されております。要約しますと、昨年以来の世界同時不況で、今は新庁舎を建設すべきでないと申し上げてきましたが、しかしながら、新庁舎の建設は４市町村の合併協議会で確認された事項であり、非常に重たいものと考えておると。私といたしましては、これは市長の言葉ですので、本年度１年間をかけて新庁舎建設について、大学等の学識者、市民の皆様方のご意見を聞き、その結果をもとに、私の判断を議会や市民の皆様方にご報告したいと表明されております。そして、新庁舎建設を判断するためには、大学の学識者の意見や地域審議会の結論めいた判断を大事にしたいと言われております。

そこで質問でございますけれども、大学の学識者方々の意見は十分にもう把握されておりますか。また、地域審議会の結論は大方出そろっておりますのか。先ほどの３月いっぱいで結論を出すということがございますので、この件につきましては、先ほどの三池議員さんの答弁でわかりましたので、これについては、答弁をされることがありましたら答弁をしていただきまして、先ほどでわかりましたので、その辺は、そちらのほうに一任したいと思います。

そしたら、あと１回答弁してください。もう簡単でもよろしゅうございますので。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　先刻、三池議員の質問にお答えしておりますので、重複するところがあろうかと思いますが。学識経験者の皆さん方のお話、それからまた市民の各種団体の方との懇談という形で、これまで続けさせていただいておりまして、あすもあさっても、そのようになっております。

学識の経験者につきましては、県内にありますそれぞれの大学の教授、または民間の識者を交えまして、５人の方々からお願いをいたしまして、今、ご意見を聞いてまいったところであります。学識経験者それぞれの専門の分野の専門的なご意見

を伺う座談会につきましては、まちづくり、どういったまちを今後つくっていくべきなのか、あるいはまた、これからの一つのグローバル的な世界経済を含めまして、日本の経済動向というのはどういうふうになっていくんだろうという、そういった動向、あるいはまた、これからの行政のあり方としての住民サービスをどうしていくべきだろうかという、そういうような、それぞれのお立場におきまして意見をいただいているところであります。

地域審議会からのご意見につきましては、懇談会はそれぞれの四つの地域審議会とのご意見交換をさせていただきました。４地域すべてから伺ったところでもあります。地域審議会の意見を聞く場合は、諮問とか、あるいは答申とかといった形式をとることに通常なるわけでありますけれども、今回につきましては、地域審議会の方々も、市民という立場において意見を各委員の方々から伺っているというところでございます。地域審議会といたしましては結論を出されたわけではありません。また、合併の確認事項と異なった結論を出す場合というものにつきましては、ご承知のとおり、地域審議会への諮問、そしてまた答申を行う必要がありますので、これらの判断次第ということになります。

これまでのさまざまな座談会や懇談会を踏まえての判断につきましては、まだ今は継続中であるということもありまして、いま少し時間を要しますけれども、市長選のときに申し上げましたとおり、また議会でもお答えしておりますように、何とかこの３月年度内には結論、最終的な私なりの判断は出したいと、このように考えておるところでありますが、その時期とか、あるいはどういった方法でこの方向性をお示しするかということについては現在検討中でございますので、結論的に３月末までには何とかその方向を示したいと、このように考えているということでございます。

○議長（北田　彰君）　奈田臣也君。

［登壇］

○１４番（奈田臣也君）　どうもありがとうございました。

続きまして、新庁舎建設計画と財政状況について、今までの検証を含めまして、質問いたします。

福村市長さんは、新庁舎の建設事業計画につきまして、平成１８年１２月の定例議会で一時凍結を表明されました。凍結の理由は、平成１８年１１月に策定されました菊池市の１０年間の地域財政資産の結果が、平成２６年度には現在５８億円ある財政調整基金がゼロとなり、しかも、その上１７億円の赤字が出るという結論になった、これは大変だということで、財政が破綻しかねないというのが、最も大きな凍結の根拠であったような気がいたしております。しかしながら、この５カ年間

の実績について私なりに検証してみますと、いかにこの中期財政計画が信頼に値してなかったのが証明、判断できたような気がいたしております。

３点について申し上げたいと思いますけれども、菊池市の将来ビジョンの基本となります１０カ年の中期財政資産では、この５カ年間で、実績ですけれども、２７億８，０００万円の歳出増加、赤字になっておりますけれども、市が毎年発行をしています決算書の実質収支額では、実に２１億円の歳入超過、黒字になっております。これは実績でございます。

二つ目ですけれども、この５カ年間の歳入の合計額を中期財政資産と実際の決算書で比較してみますと、中期財政資産では総額１，１４７億円の歳入計画になっておりますが、実際の決算書では１，１６７億円の歳入になっており、２１億円がふえております。なおまた、市の貯金であります財政調整基金も合併当時は５３億４，０００万円でありましたけれども、５年後の２１年、本年度でございますけれども、財政試算では２７億８，０００万円の財政調整基金が２７億８，０００万円の赤字額が発生し、基金も２５億６，０００万円まで落ち込むという試算になっております。したがって、計画では、ことしの年末は２５億６，０００万円に試算的にはなりますけれども、実際どうか。実際は、逆に１４億４，０００万円、現在の基金高は、財政調整基金は６７億８，０００万円と大幅に増加をしております。

そこで質問でございますけれども、まだ１０カ年計画の半分、あと５年あるといえば、それまででございますけれども、しかしながら、このような現実を目の当たりにいたしますと、新庁舎の建設計画について市当局の思惑に乗せられ、私が大きな過ちを犯したような気持ちでいっぱいでございます。市当局は、この５カ年間の実績を踏まえ、当初の１０カ年の中期財政が必ずしも正しくなかったということを議会や市民に対して、いま一度公表すべきと考えますが、市当局の見解を伺います。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　もう一度検証し、正しい財政試算及び新市の建設の事業計画を公表すべきということではないかというふうに思いますけれども、平成１８年度にお示ししました中長期財政試算は、歳入面におきましては、当時の地方財政計画や地方財政収支見通しの概要等を基本に試算したものでございます。

当時の庁舎建設は、平成１９年度から平成２１年度の３年間で計画されたものであります。大きな財源不足を生じることになるため、新市建設計画全体を８０％、約８０％程度縮小しまして、事業量の平準化を図ったものであります。その後、職員採用につきましても、２年間凍結し、集中改革プランによる経費削減を行ってきたところでございます。毎年、国や県の動向により、歳入歳出の見込みは変わって

まいります。特に、昨今の景気低迷に伴う緊急経済対策や雇用対策、今後においては、政権交代での事業仕分けや補助金の交付金化等による影響が出てくるものと考えておりますが、当時の財政資産といたしましては、適切なものであったと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　奈田臣也君。

［登壇］

○１４番（奈田臣也君）　私は、当時の計画が間違いであったということは申しておりませんけれども、現実には、私たちが間違いではなかったけれども、現実にあのような１０年後には７１億円の赤字が出、しかも歳出増加で、そして財政調整規模１７億円の赤字になるというようなことで、我々は凍結に同意したわけですけれども。現実は、そのような数字は間違いでありますので、５カ年間においては現在、財政調整基金でも同じですよ。５０何億円が現在約７０億円ございますので。だけど、私たちは皆さん方の言うことを信じて凍結したんですけれども、このような結果になって、私は凍結して何か悪いことをしたような感じがしておりますので。

続けていきます。

新庁舎建設が財政に及ぼす影響について質問いたします。

新庁舎の建設事業費は、約３１億円であります。この３１億円の財源の内訳は、一般財源１５億円、合併特例債が１６億８，０００万円であります。しかしながら、この合併特例債１６億８，０００万円のうち７０％は地方交付税として返ってきますので、実質の借入金起債高は５億円であります。これに対し、現在の市の財政状況は先ほど申し上げましたように、市の貯金であります財政調整基金は現在、去年の１１月ですけれども、６８億円あります。また起債、借金の残高は２６６億円でございますけれども、これは菊池市の一般会計から察しますと、まだまだ極めて健全な財政状況でないかと考えております。

そこで、新庁舎の建設が市財政に及ぼす影響についてでございますけれども、一般財源で支払う１５億円を財政調整基金で支払ったとしても６８億円の基金がありますので、５３億円は残ります。市長が凍結のときに申し上げましたように、市における財政調整基金は２０億円あれば足りる、そのようなことを言っておられます。３０何億円をですね、普通の標準よりか多く財政調整基金があるわけですよ。また借金が新庁舎を建てて５億円の借金ですから、５億円ふえましても、その残高は起債の残高２８億円でありまして、市の予算、本年度ですけれども、２５４億円から考えますと、まだまだ健全な、新庁舎を建てましても、健全な財政の範疇ではないかと考えております。

そこで質問でございますけれども、私は、新庁舎を建設しても何ら菊池市の財政の圧迫にはつながらないのではないかと信じております。

そこで質問ですが、新庁舎を建設したと仮定した場合、市の財政にどのような影響が出ると考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　先ほどの財政計画でございますけれども、これにつきましては、新市建設計画をそのまま実行したならば、ああいう数字が出ると、そういうことで事業費を８０％に縮小し、また人件費を抑制するために２年間凍結する等々の、いわゆる事務事業の見直しをした結果、現在のような状況になっているということを申したかったということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、新庁舎を建設すると仮定した場合に財政にどのような影響があるかということでございますが、新庁舎建設に伴う影響ということでは、ご存じのとおり、国庫補助金、合併特例債を充当する予定でありますので、そのような形でご理解をいただきたいと思います。

しかし、この合併特例債の借入につきましては、通常の庁舎建設と同様に起債対象事業費について一般事業債と同様の取り扱いとなり、標準的な事業に対しての借入金となりますために、事業費が膨らめば、その分の一般財源も必要になります。また、合併特例債につきましても、後年度に交付税の基準財政需要額として算入されますけれども、実質的には公債費として償還しなければなりませず、算入額全額が交付税として交付されるわけでもありませんので、その償還に対します財源の確保が大変重要な課題と考えております。なお、これはほかの建設事業にも言えることでありますけれども、毎年度の公債費償還額が増額となるため、必然的に公債費比率の上昇や経常収支比率への影響が出てくるというふうに理解いたしております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　奈田臣也君。

［登壇］

○１４番（奈田臣也君）　私が言いたかったのは、新庁舎を建てても後で地方交付税として返ってきますから、実質の新庁舎に伴う起債は５億円で済むんじゃないか。僕は、それを言いたかったわけですので、その辺はまた次の機会に議論したいと思います。

これで再々質問ですので、あと３項目行きますので。

新庁舎が花房台地に建設された場合の農地基盤整備事業との関連について質問を

いたします。

現在、花房台地には、農地の基盤整備事業が推進されておりますが、この基盤整備の事業推進について、事実と異なる不確かな考え方で推進をされた形跡がとても強く感じられ、将来、問題が発生しないか、そのような思いを強くしております。

例えば基盤整備事業では、事業費の５割を国が、３割を県が、残りの２割を市と受益者が負担することになっております。今回の基盤整備事業におきましては、大まかでございますけれども、１０アール当たりの事業費が二百二、三十万円ぐらいかかるんじゃないかなというふうに私は予測をしております。そうしますと、農家の負担金は反当あたり二十二、三万円以上になりますが、それが推進の過程で地権者に対し負担金はゼロ、ただでできますというような説明で事業の推進がなされた節が非常に強くあります。ただで信じるとして参加した人が五、六年後にただでできないということがわかり、償還金を２０年も、年間反当１万四、五千円、水代を含めまして払わなければならないことになったら大問題であります。ただのがただでない。

２番目は、基盤整備を実施した農地は、農業振興地域により半永久的に農地以外には使わないことには真実であります。その事実が正しく農家に伝わらず、７年もすれば農振が解けると思い込んで事業に参加されている農家が数多くおられるものと、私は信じております。もし、このようなことを信じて参加した農家の皆さんが、７年後に農地を農地以外の使用目的で売却を計画したとき、それはだめだと売却ができない事態になったら、これまた大問題であります。

３番目は、この基盤整備事業で出てきます不換地という農地は、換地委員会が決める価格でしか買えない。市役所であろうと高くは買えないということでございます。それをいかにも、市役所が高く買うような思惑、考えで、事業の推進がなされた経緯がございます。私は、市役所が高く買ってくれるものと期待して、不換地を出された農家も数多いのではないかと強く思っております。このような事実と異なった状況の中で基盤事業の推進がなされたことは、大変な問題であると考えております。このような状況に陥った原因は、ひとえに市当局が推進員の皆様方に明確な事業の説明をしなかったことにあると確信をいたしております。

そこで質問ですが、こういう重要な問題について、もう一度正しく事を地権者に伝えるべき使命が行政にはあろうかと考えております。私は、この件につきましては、何回も問題を指摘し、正しく地権者に対して知らせるべきで、真実を知らせなきゃいけないということを申し上げてきております。しかしながら、具体的に私は何回でも言ったことに対して、市当局は誠実にすると答えた。地権者に対して説明をされたような感じはない。なし崩し的に、悪いところをどんどん変えていくのが

実態と思いますので、もう一度、改めて地権者の方々に間違いがないように、みんなが正しく真実を知って参加すべきと思いますので、市当局の見解を伺いたいと思います。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

○１４番（奈田臣也君）　まだまだ。

○議長（北田　彰君）　質問を続行してください。

○１４番（奈田臣也君）　３問と言ってました。まだ、１問ですので。

次に、新庁舎の建設用地は花房台地に計画されております。しかしながら、ここでの問題は、庁舎の建設用地を計画されております都市基盤整備をした中に新庁舎の建設の用地を確保し、そこに新庁舎の建設をすることになっております。先ほど申し上げましたように、新庁舎の基盤整備により、新庁舎の周辺の農地は、すれば優良農地として農振法に守られ、永久的には農地以外には利用できなくなりますので、新庁舎を核としたまちづくりは絶対に不可能になります。新庁舎を花房台につくった場合ですね、これはだれでもわかることであります。基盤整備した中に新庁舎をつくって、それをまちづくりができるか。できないことはみんな当たり前のことです。

そこで、市当局に質問しますが、市当局は、それでも基盤整備をした農地の一角に新庁舎を建設されるのか、また、そういうところに新庁舎を建設しても建設の目的や意義が果たせるのか、あわせて市当局の見解を伺います。

３番目、花房台地の基盤整備の見直しについて質問をいたします。

今、花房台地に基盤整備の計画が進められておりますが、最初に計画が樹立されたのは昭和５４年でございます。私もそのときは、農業の振興のために賛成をした１人であります。しかしながら、あれからもう３０年を経過いたしております。農業を取り巻く環境も大きく変わりました。新庁舎の市町村の合併も、平成１７年３月２２日に合併いたしまして、新しい菊池市が誕生いたしました。新庁舎の建設の計画もあります。なおまた、花房台地の中央にグリーンロードも通っております。このように、花房台地を取り巻く環境は大きく変わってきております。

さて現在、基盤整備が進められている花房台地の面積は、１００ヘクタールであります。広い面積を有している菊池市ではございますけれども、今、自由に市の発展ために開発ができる広い土地があるのは、この花房台地をおいてほかにはないというのが私の考えであります。花房台地は宝でございます。もし今、この貴重な花房台の農地１００ヘクタールが基盤整備をされ優良農地に生まれ変わったならば、二度と開発可能な花房台地には戻ることは絶対に不可能であります。既に花房台には新庁舎の建設が計画されておりますので、いま一度、農業の振興も含めた花房台

地の開発、有効利用について、地権者の方２７０名はもとより、市当局、議会が一体となって審議、検討すべきであると考えております。

そこで質問でございますけれども、市当局は花房台地の基盤整備事業について、もう一度検討する考えはないのか伺います。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　おはようございます。

農地の基盤整備の関係についてお答えいたします。

１番目の事業に対する負担金について、平成１９年１月１６日から１月３０日の期間で事業説明会を集落ごとに計９回行っております。

次に、２番目の農業振興地からの除外につきましては、奈田議員のご指摘を受けまして、地権者の方には補足説明をしてまいりましたので、十分ご理解をいただいているものと思っております。

次に、３番目の不換地につきましては、従前地書類確認を行う時点に、すべての地権者に不換地の扱い、減歩等について説明を行っておりますので、理解をいただいているものと思っております。また、事前換地が終了し、公表を行う時点に、さらに伝わっていくものと思われます。なお、当初事業推進に当たり、担当部署の説明が不足していたということであれば、今後、推進員あるいは地権者の方々に県等とも十分連携しながら、さらになる円滑な事業推進が図られますよう努めてまいりたいと思います。

次に、基盤整備の見直しについてでございますが、現在、花房中部２期地区畑地帯総合整備事業といたしまして、推進協議会の熱意をもって、国・県の認可を受けて推進している事業でもございます。２１年度は、事前換地等の作業を着実に進めているところでもございまして、見直しについての考えはございません。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　花房台に新庁舎を建設して目的を果たせるのか、花房台に新庁舎を建設する目的、意義は何かということにつきまして、お答えをさせていただきます。

合併協議会の中で協議されました合併前の新事務所の位置候補地選定小委員会で検討されておりますので、その検討されました内容をもって回答とさせていただきたいと思います。

小委員会では、庁舎建設を新市の一体感を醸成する手段として考え、一つ目に、

住民の利便性の確保及び行政サービスの向上、二つ目に、地域発展への寄与、三つ目に効率性及び経済性の確保に留意し、新庁舎の位置を菊池グリーンロード沿線周辺とし、その周辺部を総合的な中心市街地としての計画推進が新市の発展に寄与すること。将来、新庁舎を中心とした公的施設等の設置を想定していることなどを新市体制整備検討委員会に報告し、最終的に報告どおり合併の合意事項となっているところでございます。

議員お尋ねの目的が果たせるかにつきましては、新事務所の位置候補地選定小委員会におきまして、報告書をまとめるに当たり、課題、問題点、希望、期待等、さまざまな議論がされております。そのようなことから議論を経て、花房台での建設が適当とされているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　奈田臣也君。

［登壇］

○１４番（奈田臣也君）　私が後藤部長にお願いしたいのは。

○議長（北田　彰君）　奈田議員、次の質問に行ってください。

○１４番（奈田臣也君）　わかりました。

質問事項のその３、菊池市の将来ビジョンと財政対策について、私なりに質問いたします。

私は、素朴な疑問でありますが、菊池市の将来ビジョンというものが、本当に菊池市にあるのか、疑問を持っております。今回菊池市では、平成２２年度から２６年度までの５カ年間を計画期間とした第二次行政改革大綱を作成されております。しかしながら、この大綱の中身について見ますと、簡単に見ますと、簡素で効率的な行政運営を行う、市民の視点の行政サービスの充実を行う、これが大綱の柱となっております。私は、これでは全くの大綱のタイトルのとおり行政改革であり、この大綱が私たちが待ち望んでおります将来ビジョンになり得るとは、どうしても思えません。もし現在、菊池市に将来ビジョンがあるとするならば、それは平成１８年１１月に作成されました１０年間の中期財政試算と平成１９年の２月にこれまた作成されました新市建設計画の投資的事業計画ではないかと考えております。

そこで質問でございますけれども、菊池市の将来ビジョンについて、これが菊池市の将来ビジョンだというものがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　本市における将来ビジョンといいますのは、菊池市総合計画であると考えております。総合計画には、菊池市の将来像、三つのまちづくり目

標を掲げ、事業展開をしていくこととしているところでございます。前期５カ年が終わりまして、現在、後期への基本計画を作成中でございます。前期基本計画を踏まえて重点事業を設定し、基本構想の実現に向けて取り組むことといたしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　奈田臣也君。

［登壇］

○１４番（奈田臣也君）　その辺が、行政の皆さん方の立場と我々の立場ですね。やっぱり行政の皆さん方は、もうちょっと議会に対しても、市民に対してもわかるようなビジョンを示していただきたい。その辺がどうも欠けてるんじゃないかなということです。

そこで、まことに僭越でございますけれども、お許しをいただきまして、私が考えます菊池市の将来ビジョンについて、あえて申し上げさせていただきたいと思います。まことに簡単な将来ビジョンでございます。その中身は、花房台１００ヘクタールの開発計画と旧菊池市の再開発計画を柱にした５カ年間の財政計画と建設事業計画を立てていただくことでございます。もし、この二つを早急に出していただきますと、私たちはその第二次から継続的にずっとマンネリ化した行政改革ですから、そういうマンネリ化した行政改革じゃなくて、新しい我々の目標が明確にわかると思っております。

具体的には、まず初めに、新事務所選定小委員会で確認されました、花房台地に新庁舎を建てる計画を速やかに将来ビジョンとして立てていただく。そして、花房台地が政治と行政、さらには若者向けの住宅をつくりながら、新たな小都市、まちづくりをつくっていただく、そのようなビジョンをつくっていただきたい。

次に、旧隈府市街地には、生涯学習センター、保健福祉センター、そのようなやつを建設していただき、文教のまち、福祉のまち、商業のまち、歴史と自然の生かした温泉の観光都市、そのようなことに再開発するようなことを明確にビジョンの中でしていただけますなら、花房台地に新たなまちをつくることは、泗水町の皆様、旭志村の皆様、七城町の皆様方に多大な恩恵をもたらすことになり、福村市長が大変市民の皆さん方から喜ばれることは、火を見るよりも明らかであります。

また、旧隈府の市街地に生涯学習センターや保健福祉センターを建設し、文教や福祉のまち、あるいは観光・商業のまちを再開発することは、旧隈府の市街地が時代の波に翻弄されることなく、未来永劫に繁栄を築くもととして、多くの市民の皆様方から信頼を得られることは間違いのない事実であります。

そこであえて質問ですが、市当局は、大綱のほかに具体的にどんな菊池市の将来

ビジョンを描いておられるのか伺います。また、第二次大綱の中に、そのような建設が重点的に織り込まれて大綱の中にあるのか、あわせて伺います。

また、このビジョンの中で、ビジョンがないですから、ビジョンと言うのかわかりませんけれども、新庁舎の建設あるいは生涯学習センターの建設、保健福祉センターの建設計画等について、菊池市の発展からどのように現在考えておられるのか、市当局の見解を伺います。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　総合計画では、合併協議会において新市のビジョンとして制定されました「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」をまちづくりの理念といたしまして、その理念を踏まえた目標として、「水と緑に育まれたた心のふるさとづくり」「水と緑を活かした、活き活きふるさとづくり」「水と緑に包まれた爽快ふるさとづくり」を設定いたしております。その理念や目標の実現のために、毎年度それぞれに具体的な事業を実施していくことになります。

ことしは特に、後期基本計画の５カ年間の策定期に入っております。前期５カ年間の実績を踏まえ、また市民の満足度のアンケート調査を行い、その調査に基づいて庁内で組織化しております起案委員会、それから部長以上、市長も副市長も入っておりますが、局長さんも入っておられますが、調整委員会を経て、内容の詰めをし、それを市民の皆さん方で構成される総合計画策定審議会、これは学識の方も入っておられます。市民の方々で構成されておりますが、その審議会に諮問をしながら、今、策定中でございます。

お尋ねの施設等についても、今後、十分検討がなされていくものと思いますが、案ができ次第、議会のほうに上程して審査をいただくということになろうかと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　奈田臣也君。

［登壇］

○１４番（奈田臣也君）　次に、合併特例債の有効活用について質問いたします。

合併特例債は、最初に述べましたように、事業に対する充当率が９５％、そのうち７０％が実際に地方交付税として返ってくることになります。この合併特例債が菊池市には２１３億円用意されております。合併特例債を使って建設した場合と普通の起債、借金で建設した場合の比較について、その有利性を検討してみました。

この３事業の総事業費を６２億円でございますけれども、この６２億円の事業、合併特例債事業で実施すれば、一般財源が１６億４，０００万円、合併特例債が４

５億６，０００万円となります。しかし、合併特例債の７０％は交付税に算入されますので、実質の借入金額は１３億７，０００万円で済みます。しかしながら、この事業、合併特例債の使用期限が過ぎる平成２７年度以降に先送りし、一般財源のみで建設した場合は、一般財源の額は１６億４，０００万円で変わりませんが、借入金の金額は、４５億６，０００万円がそのまま起債として残りますので、合併債を使わなかったならば３２億円の新たな負担増になります。

なおまた、先日の市長の施政方針の中にもありましたように、平成２７年度からは市町村合併による地方交付税の現状維持の恩典もなく、なおかつ国においては税制改革の懇談会等も計画されており、消費税の引き上げなども考えられております。また、景気のよくなる期待もそう多くできません。そこで、今、菊池市にとって一番大事なことは、合併特例債がある平成２６年度までに、いかに菊池市に真に必要な施設を建設しておくかということじゃないかと考えております。

新市の共通事業に使えるお金は２１３億円、合併特例債が２１０億円、市の共通事業費に使える合併特例債の総額は２１３億円ですけれども、現在まで約２０億円しか使われておりませんで、あと１００何十億円使わなければなりません。いい市ができません。なおかた共通事業におきましても１６％、この５カ年で使ったやつは。あと８割が、今からして立派な菊池市をつくるようにならなきゃなりませんけれども。

そこで質問ですが、今後５カ年間の中期財政試算は作成すべきじゃないかと思いますけれども、どうなっているのか。中期財政に、またそれに基づくところの、その建設事業の一覧表ですね、それはどうなっているのかを聞きたい。

また、合併特例債の共通事業費は、先ほど申しましたように合併後の新市の一体性を確立するために設けられた制度でありますが、その予算の執行状況は、５カ年間で１６．７％です。残があと８３％、今申しましたようにあります。現在、菊池市の一般市民の一体性は極めて低いような、不満があって低いような感じがいたします。私は、５万３，０００人の市民の一体性を確立し、真に豊かな菊池市をつくり上げていくためには、もっと共通事業に割り当てられております合併特例債を使った積極的な行政をやっていく必要があると考えております。

そこで質問でございますけれども、この合併特例債の共通分の残額８０億円について、今後どれぐらいの事業費を執行される考えがあるのか。なおまた、合併特例債による建設事業はバブル的事業となるのか。それとも真の菊池市のバブル的事業となり、市の財政に悪影響を与えるのか。それとも、菊池市の発展に必要不可欠な建設であると考えておるのか。市長の答弁も含めて、見解を伺います。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　１点目の今後の５カ年間の中期財政試算は作成してあるかということでございますけれども、平成２２年度以降の中期財政試算につきましては、現在のところ作成いたしておりません。さきに述べましたように、国の動向が刻々と変化しており、特に政権交代で徹底した無駄を省くために行政刷新会議等による事業仕分けなどの新たな試みが行われ、国政の状況や地方財政の見込みなど全く不透明であり、地方に与える影響がはかり知れないのが実情であります。

中長期財政計画につきましては、今後の後期総合計画との整合性を図りながら策定してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　新市建設計画投資的事業一覧につきましては、中期財政計画と完全に一致したものではございませんが、４地域の地域審議会に諮り、地元の意見を伺いながら、毎年度の財政条件に合わせて整合を図っているところでございます。合併特例債は、合併した市町村に認められた有利な起債ではありますけれども、そのままの額が交付税として交付されるものではございません。交付税の基準財政需要額に算入されるものでございまして、基準財政収入額が引かれますので、全額が交付税に入ってくるものではございません。そういったものでございますので、活用については十分注意しなければならないというふうに思っております。

本市の自主財源を考慮しながら活用しないと思わぬ負担を後世に残すことにもなりかねませんので、財政当局と協議しながら活用していきたいというふうに思っております。

次に、新市建設計画の投資的事業は、合併前に旧市町村ごとに将来を見越して計上された計画でありますが、合併後は４市町村の地域審議会での意見をもとに、どの事業が優先するかは、各地域の事業によると考えております。地域審議会の意見が最優先されるものと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　ここで昼食等のため、暫時休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前１１時４３分

開議　午後　零時５８分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（北田　彰君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

［登壇］

○１３番（隈部忠宗君）　午後からの質問ですが、よろしくお願いをいたします。

先般、通知をいたしました財政健全化に向けての取り組み、２番目に本市の活性化について、３番目に農業の活性化について質問をいたしたいと思います。

２月１７日に行われました本議会主催の長野県川上村藤原村長の話は、私ども学ばなければならない点が多くありました。その中で、これからは産地間競争ではなく、地域間の連携であるという考え方や、川上村応援団が村を活性化している。これは、在京の方々が川上村出身ばかりでなくて、政界、財界の方々、文化人の方々等、幅広い人たちが川上村を応援しているという話を聞きました。これからは、川上村応援団をふやしたいという考え方を話していただきました。また、教育さえしっかりしていれば、川上村は将来的にも明るいというお話をされましたが、私たちも学ばなければならないと思いました。

それでは質問に移ります。

財政健全化に向けて、本年度から本格施行されます、地方公共団体健全化法では、所定の財政指数により、自治体の財政状況を市民がチェックできるような仕組みが導入されました。それによりますと、本市の場合は、平成２０年度決算では、一般会計、特別会計とも黒字で、実質赤字額はありませんでした。また、実質公債費比率は１４．８％で、早期健全化率基準の２５％を下回っています。同じく、将来負担比率においても８１．９％で、早期健全化基準の３５０％を大きく下回っています。しかし、これからは自治体が中長期的視点に立って考えることが重要になってきました。財政健全化法とともに、自立的な財政運営を支えるのが地方公会計制度の役割と思いますが、本市ではどのように整備が進められているか、お伺いをしたいと思います。

以上、第１回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　平成１８年８月に総務省が示しました地方行革指針に基づき、人口３万以上の都市などは、平成２０年度決算から地方公会計改革に取り組むこととされております。

その取り組みの実態といたしましては、昨年６月に総務省から公表されました調査結果では、約９割近くの自治体が、新地方公会計モデルに基づき、平成２０年度版の財務書類を作成する見込みであると回答があっております。実際は、作業がなかなか進まないという声や、疑問や誤解をいただきながら作業を進めている自治体

も多いようでございます。そのため、取り組みの早い自治体では、新聞紙上や専門誌などを利用して、既に財務諸表を公表している自治体も見受けられますが、一方では取り組みがおくれているところがあるようでございます。このように自治体間の取り組みに温度差が生じているのは、財政健全化法と異なり、法的罰則規定がないことが要因の一つと考えられております。

次に、本市の取り組みについてお答えいたします。

まず、平成１９年度におきまして、庁内の各特別会計や財務担当者を中心といたしましたバランスシート・ワーキンググループを立ち上げまして、公会計の制度や内容及び作成方法などについて研修を重ねてきたところでございます。その後、特別会計や第三セクター等の財務書類及び連結財務書類の作成を前提に、専門研修を受講してきたところでございます。特に、公会計の意義であります、資産と債務の改革に関する公有財産につきましては、公有財産管理システムを構築しておりますが、現在のところ、固定資産台帳をもとに法務局、要約書との突合を終えた段階であります。このような経過を経て、現在、平成２０年度決算に関する普通会計版の財務諸表については、総務省方式改訂モデルを使って策定しておりますが、財政分析を初めとするわかりやすい内容を公表数値の適正を期するため、さらに職員研修を重ね、内容の精査を行った上で公表していきたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　隈部忠宗君。

［登壇］

○１３番（隈部忠宗君）　再質問をいたします。

地域のことは地域に住む住民が決めるという地域主権を真に実現するためには、納税者である住民の方々に対して、現金収支に関する情報だけでなく、発生主義に基づく公会計整備により、資産・負債に関するストック情報、正確なコスト情報を開示していくことが重要であると思います。例えば、どのような財産を持ち、将来負担がどれほど残っているか。また、コストはどの程度かかっていて、世代間負担のバランスは保たれているか。資金繰りの状況はどうか。財政健全化法とともに、自立的な財政運営を支える地方公会計制度の役割は大きいと思います。

住民福祉の維持向上を主目的とします自治体では、資産と負債のバランス、収益と負担のバランス、収入と支出のバランスがとれているかが課題でありますが、財務諸表の活用、財政の比較分析はどのように考えておられるか。また、本市と他の自治体の比較や重点項目等について、お伺いをしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　地方公会計改革は、地方自治法に基づく単式会計、現金主義による財務会計処理を継続しながら、経費支出、建設投資等、資産の増減を明確に関連づけして、発生主義に基づく複式による会計処理を取り入れ、将来的には財務情報をリアルタイムで活用して政策判断する管理会計として機能させることを目的といたしております。

その意義としまして、一つに、わかりやすい情報公開、説明責任を果たすことで行財政の信頼性を向上できること。二つに、財政状況の悪化の早期把握と健全化を促進できること。三つ目に、市債や債務改革を促進できることなどが挙げられます。一言で言いますと、地方自治体の資産と債務改革でございます。

地方公会計制度では、次の４種類の財務諸表を作成し、公表しなければなりません。まず一つ目に、貸借対照表でございますけれども、これは住民サービスを提供するために保有している財産、いわゆる資産等、その資産をどのような財源、負債、純資産で賄ってきたかを総括的に対照表示した財務諸表でございまして、表内の資産合計額と負債純資産合計額が一致し、左右バランスしていることから、バランスシートと呼ばれています。

二つ目に、行政コスト計算書でございますけれども、これは１年間の行政活動のうち、福祉給付やごみの収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費と、その行政サービスの対価として得られた収入金額等を、財源を対比させた財務諸表であります。

三つ目に、純資産変動計算書でありますが、これは貸借対照表の純資産の部に計上されている数値が１年間でどのように変動したかをあらわしている財務諸表でございます。

四つ目に、資金収支計算書でございますが、これは歳計現金、いわゆる資金の出入りの情報を性質の異なる三つの区分、経常的収支の部、公共資産整理収支の部、投資・財務的収支の部に分けて表示した財務諸表でございます。公開制度の導入によりまして、住民の皆様に対する開示効果として、行政の透明性の向上、説明責任、コスト意識の高揚、資産・債務の適切な管理等が挙げられます。また、この書類を活用した分析方法としましては、将来返済しなければならない負債に関する世代間負担比率、歳入額対資産比率、有形固定資産の行政目的別割合、資産老朽化比率、受益者負担比率、住民１人当たりの財務書類等がございます。より住民の皆様が実感を持って数値として開示できるものと考えております。

以上のように、財務諸表を作成し、市民の皆様に対しての説明責任を果たすために公表することが求められていますが、最も大切なことは、必要な分析を加えた上でわかりやすく公表すること。そして、公表にとどまらず、内部管理に活用するこ

とがポイントであると言われます。本市では、現在のところ財務諸表の活用や分析は十分にできておりませんので、なるべく早い時期に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　隈部忠宗君。

［登壇］

○１３番（隈部忠宗君）　ぜひとも、早い時点で分析を加えた上でわかりやすく公表して、市民の方々に公表をしていただきたいと思います。

財政の健全化に向けて、本市の課題は何か。また、市民に対して財政情報の開示を今後どのように進めていくか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　本市の課題は何かということでございますけれども、本市の場合は、総務省方式改訂モデルを利用していますので、バランスシートに計上される資産については、地方財政状況調査、いわゆる決算統計のデータを使用しますため、昭和４４年度以前のデータや寄附によるものが計上されてなかったり、減価償却年限に違いにより適正な数値とは言えない部分もあります。

本来でありますならば、すべての資産について評価を行っていくべきと考えますけれども、それには専門的な知識や多大な労力や費用、そして多くの時間を要しますので、費用対効果等を見きわめながら、今後はＧＩＳを活用しながら順次整備を進めてまいりたいと考えております。

単に提示された財務書類の作成、公表にとどまらず、本市の課題を含めて、前年比較等を交えながら、なるべく早い時期に市民の皆様に対しての財務情報の開示も検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　隈部忠宗君。

［登壇］

○１３番（隈部忠宗君）　ぜひ、前年比較等を交えながら、なるべく早い時期に市民の皆様に対して、財政情報の開示も進めていただきたいと思います。

次に、第２番目の本市の活性化についてお伺いをいたします。

去る２月７日に、アートポリスシンポジウムin菊池、「まち活性・足湯」と題して、歴史と温泉のまち菊池市で、まちなかの小さな公園と足湯をテーマに、くまもとアートポリス市民大学としてシンポジウムが行われました。その中で、アジア生物資源環境研究センターの堀繁先生は、菊池市は、車に優しいまちかもしれないが、

人に優しいまちではないと断言をされました。人に優しいまちとはどういうまちかについては、今後庁内で議論していただきたいと思いますが、今回はまちの魅力づくり、足湯について、その取り組みと経過についてお伺いをしたいと思います。

２点目に、中心市街地活性化の診断助言事業をどのように生かされるかについて、お伺いをしたいと思います。

地方都市中心部のにぎわい回復をねらい改正されました中心市街地活性化法、市町村が策定した活性化基本計画のうち、国は成果が見込めるものを認定し支援するもので、全国で９０の市町村が認定されているそうでございます。熊本県では、熊本市、八代市、山鹿市、植木町の４市町が認定されているそうでございますが、中心市街地活性化の診断助言事業の検討、精査はどのように行われたか、お伺いをしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　１点目のまちの魅力づくりと足湯についてお答えを申し上げます。

足湯やトイレ等を配置したポケットパークの整備事業の基本となります隈府中央地区の土地再生整備計画につきましては、まちづくり交付金を活用して、平成２０年度から後期の事業を行っております。この隈府中央地区の都市再生整備計画につきましては、中心市街地の活性化を目指すためのハード事業とソフト事業からなるまちづくり計画となっております。第２目標としましては、観光拠点と生活拠点が一体となったまちづくりを掲げています。

その中で、主要な諸目標としまして、一つには、人を中心とした水と緑・歴史文化・国際交流によるにぎわいの再生を。二つ目が、多様な機能を有する魅力ある暮らしの場所の形成を。三つ目が、人と人、各種の拠点施設を有機的に結び、おもてなしの空間の創出となっております。以上の三つの諸目標を掲げ、平成２４年度までを計画期間として、現在取り組んでいるところでございます。

事業内容につきましては、基幹事業とあわせ、各自治体が地域の創意工夫を生かした提案事業で構成をされています。本市での基幹事業の主なものとしましては、隈府中央線整備事業、回遊道路整備事業、市民広場整備事業、足湯やトイレ等を配置するポケットパーク整備事業などであります。

また、提案事業の主なものとしましては、老人福祉センター建設事業、子育て支援センター整備事業、国際交流促進事業、まちなか居住支援事業、空き家及び空き店舗活用事業及び足湯のまち温泉送水計画設計事業等であります。特に、足湯やトイレ等を配置するポケットパーク整備事業につきましては、訪れる人の交流、滞留

の場として、また地域住民の憩いの場として、歩行者ネットワークの主要ポイントに整備することにより、面的な出会いの空間の創出を目指すことを目的としております。なお、菊池市の文化や自然との触れ合いができる特色ある施設整備を留意して進めていることから、平成２０年度に県のアートポリス事業を活用した設計を行いました。その設計の過程においては、ワークショップや地元住民の皆様との協議を重ね、本事業への合意形成に取り組んできたところでございます。その中で、湯のまち菊池を特色づける施設として、足湯が挙げられたところでございます。また、平成２０年度には、本市をテーマとして開催をされました県主催の熊本まち育て塾の成果が、昨年の３月に市に報告をされたところでございます。その中でも、足湯設置による活性化の提言がなされたところでございます。

以上のようなことから、足湯を配置するポケットパーク整備は、まちの魅力づくり、活性化につながるものと確信しておりますし、計画どおりに進めていく考えでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　旧中心市街地活性化基本計画につきましては、旧菊池市が策定しておりまして、事業区域を旧法の約１１０ヘクタールから約８０ヘクタールに、コンパクトに設定したところでございます。計画区域内のゾーニングにつきましては、温泉街及び市民広場周辺一帯を観光交流ゾーン、御所通りから正観寺通り筋にかけた商店街一帯を商業活性化ゾーン、市営住宅の中町団地から渕園団地に係る一体をまちなか居住ゾーン、電鉄プラザ周辺を福祉ゾーン、なお区域外になりますが、菊池公園・菊池神社周辺一帯を自然文化ゾーン、市庁舎から中央公民館、文化会館に係る一体を公共公益サービスゾーンと設定し、定住人口の増進、観光振興や交流人口の拡大、あるいは商業の活性化を目標に、菊池市中心市街地活性化基本計画素案を策定いたしたところでございます。

その後、認定に向けての各省庁との事前協議を行い、その中で、まちづくりビジョンの明確性、民間の中核事業等の具体化の欠如と目標達成の検証不足などが指摘されたところでございます。そこで、市民や事業者との合意形成を主眼に置きながら、中心市街地活性化の意義についての共通の理解を促し、菊池市らしいまちづくりのテーマと中心市街地活性化の方向性をより明確なものにするための検討の場として、この診断・助言事業に取り組んだものでございます。本年２月４日に市民やまちづくり関係者の参加をいただき、報告会を開催し、意見交換会と勉強会の成果報告並びに専門家による助言、あるいは市の今後の取り組み等を市民の皆さんに知

っていただき、中心市街地のこれからを考えていただく場といたしたところでございます。診断結果につきましては、今月中に提出される予定の各専門家の報告書をもとに、各種関係団体等と精査、あるいは検証をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　隈部忠宗君。

［登壇］

○１３番（隈部忠宗君）　再質問をいたします。

まちの魅力づくりと足湯については、ワークショップはどのように行われたか。また、市民に対する説明は、今後どのように行われるのか。それから、広範囲にわたります管理の方法は、どのように行われるか。また、これに要する建設費はどのぐらいかかるか。また、年間の維持管理費はどのぐらいかかるか。また、どのぐらいの利用者を見込んでいるのかをお尋ねしたいと思います。

また、中心市街地活性化の診断・助言事業については、認定を目指すためには、今後どのようにこの事業を活用されるか。また、問題点は何かについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　再質問にお答えを申し上げます。

多少、順番が変わった答弁になるかもしれませんけれども、まず第１点目のワークショップの実施につきましては、県が進めるアートポリス事業の中で実施をしております。ポケットパークの設計につきましては、最初の段階から地元の方々に参加をいただき、まちづくりについての思いや地域の特性を設計に反映していくことを目的に、３回の地区合同のワークショップを開催をしております。

このワークショップにつきましては、３地区から代表として各地区から６ないし７名の方の参加を得て、昔のまちの写真やそれぞれの地区の歴史や特徴、まちづくりに対する思いを聞いて、今昔絵地図の作成を行い、どのような公園がその地区にふさわしいか、十分な時間を費やしまして、設計者と地区の方々との意見交換が行われ、その結果として、足湯を生かしたポケットパーク設計となっております。

次に、建設事業費につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

ポケットパークにつきましては、全体で４カ所当初計画をしておりましたが、現段階では３カ所の整備を進めております。３カ所の事業費につきましては、約１億３，２００万円を見込んでおります。管理方法につきましては、公園清掃などの一部の管理について、菊池市のボランティア・サポート・プログラムなどを活用した、地元管理について協議を行っておりますが、詳細につきましては維持管理費を含め、

今後協議を重ねていきたいと考えております。

また、多くの方に訪れてもらえる仕掛けにつきましては、連続性のある商店街の形成とにぎわいの創出のために、地域ニーズに見合った空き店舗再生のための改修、改築などの支援を行う空き家・空き店舗対策事業の取り組みや、二つ目には、国際観光都市を目指し、４カ国語版の観光案内パンフレットの作成や案内板の整備及び外国語版観光ＰＲ用のＤＶＤの作成などを行い、海外から来訪される方のおもてなしに向けた国際交流促進事業に取り組みます。

また、まちなか居住の推進に向けて、まちなか居住推進ガイドラインを策定し、まちなか居住推進のための高齢者に優しい賃貸住宅整備補助金を平成２２年度から新たに創設して、民間住宅の整備の支援を行います。

次に、年間の利用者数につきましては、足湯に特定した想定はいたしておりませんけれども、都市再生整備計画に示されました指標によりますと、隈府１番館前の日曜日における歩行者数を調査時点であります平成１９年度の昼間の時間帯、９時から午後４時までででございますけれども、１７７人から２０％増の２１２人を目標といたしております。

市民へのＰＲにつきましては、市民の皆様への説明につきましては、現在、市のホームページで隈府中央地区の都市再生整備計画を公開しております。ポケットパーク整備事業と足湯のまち温泉送水計画設計事業が掲載をされております。今後は、足湯とトイレ等を配置したポケットパークのイメージ図が閲覧できるようにホームページの変更を行うとともに、機会あるごとに、市民の皆様へ周知を図っていきたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　診断・助言事業の報告会で、専門家より提案があったものといたしましては、１点目に方向性をまとめ、市民が共有できるものをつくり、民間事業につなげていくことが必要である。２点目に、美や健康の取り組みとして、地域資源である温泉の泉質を生かし、そこに食を絡めることなどで中心市街地や市全体の活性化を図っていったらとの助言をいただいたところでございます。

今後は、これらの専門家からの助言をヒントといたしまして、まちづくり団体や庁内にフィードバックし、再度討議をしながら、よりよい中心市街地活性化計画づくりと、活性化の取り組みに生かしてまいりたいと思います。

また、課題等につきましても、診断・助言事業をもとに、いま一度洗い出すことの必要性を感じているところでもございます。

なお、国の政権もかわりまして、国の予算枠組みもはっきりしていないことから、今後は国の動向を注視し、この診断・助言事業で指摘されたことについての検証を行い、関係団体と協議してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　隈部忠宗君。

［登壇］

○１３番（隈部忠宗君）　再三質問をいたします。

まちづくりの魅力と足湯について、また、まちづくりの一環として、これをどう位置づけされるか、市長の所信をお伺いしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　私のほうからは、隈府中央地区、中心市街地の活性化を目指し、歴史的なまち並みと温泉文化の感じられるまちづくりを進めております。

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、平成２０年度に年間を通して本市で開催されました熊本まち育て塾から市への成果報告において、隈府中央地区の魅力づくりの一つとして、足湯整備が提言をされているところでございます。このことから、足湯やトイレ等を配置しましたポケットパークの整備は、湯のまち菊池らしい触れ合いやおもてなしの心が感じられる空間づくりを行うもので、菊池温泉の魅力づくりであると考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　ここ、この隈府のまちは、昭和２９年に温泉が掘削をされ、湧出をいたしました。温泉観光地としての、これまで繁栄をたどってきたわけでありますけれども、全国的な傾向として、観光地が非常に景気の低迷によりまして減速をしていると、かつてのにぎわいを失ってしまっているというのが現実であろうかと思います。

そこで、この隈府の中心市街地が以前のような一つのにぎやかさ、あるいはまた、この情緒感が漂うようなまち並みであってほしいという、そういう願いが市民の皆様方、住民の方々にあったわけであります。それを取り戻す一つの方法として、幾つもあろうかと思いますが、その一つの方法として、この訪れてこられた方々が、この湯のまち菊池といったイメージ、また実感として触れ合いおもてなしの心が感じられますように、小さな公園、そしてまた休憩所の整備というものを進めなければというふうに思ったところでございます。

加えて、温泉、湯のまちというのでありますが、いつも議会でもご指摘がありますが、湯の煙をまた観光客の皆さん方に目に見える形で何とかできないかというのは、長年の懸案でもあったわけであります。そういったことからして、足湯というものを配置することによって、湯のまちのイメージ、優しさ、あるいはまたこの情緒感というのが漂うんではないかと。温泉観光のまち菊池ならではの一つの魅力として、この足湯というものが一つの起爆剤になってくれればと、そういった思いでございます。

○議長（北田　彰君）　隈部忠宗君。

［登壇］

○１３番（隈部忠宗君）　まちの魅力、足湯については、まだまだ市民の方々と論議をしながらいく必要があるのではないかと思っております。

次に、３番目の農業の活性化について、お伺いをしたいと思います。

農業政策の中身と課題につきまして、政権がかわりまして、農業政策についてはいろんな議論が今されているところでございますけれども、いよいよ２０１０年度から始まる戸別所得補償、まずは米のモデル事業から行われるわけでありますけれども、水田利活用自給力向上事業と、米の戸別所得補償モデル事業について、お伺いをいたします。

本市における課題は何か。また、今後のスケジュールについてお伺いをしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　農業の政策につきましては、平成２３年度からの本格実施が予定されております戸別所得補償制度の本格実施へ円滑に移行するため、平成２２年度におきましては、制度のモデル対策といたしまして、一つ目に、自給率向上のための戦略作物への直接助成、水田利活用自給力向上事業でございます。

２点目に、自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営の助成、これは米戸別所得補償モデル事業でございますが、これが実施されることになっております。水田利活用自給力向上事業では、自給率向上のために、水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家、集落営農の皆さんに、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援が行われます。

また、麦・大豆・飼料作物は１０アール当たり３万５，０００円、新規需要米は１０アール当たり８万円などとなっておりまして、米の生産数量目標の達成にかかわらず助成されることになっていますけども、収穫をしない、つくり捨てには交付されず、収穫、出荷を行うことが必要となっております。

米戸別所得補償モデル事業では、自給率向上のための環境整備を図るために、米の生産数量目標に従って生産する販売農家や集落営農の皆さんに対して、主食用米の作付面積１０アール当たり１万５，０００円が定額交付されます。そのほか、米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行われることになっております。

米のモデル事業につきましては、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家や集落営農のうち、水稲共済加入者または２１年度の出荷販売の実績のある方となっております。本制度におきましては、加入申し込み、交付申請などの提出が必要になり、交付金は国から農業者が指定した口座に直接支払われます。４月から６月にかけて加入申し込みが行われ、交付金の支払いは年末から年度末にかけてを予定されております。現在、ＪＡ菊池と連携し、市水田農業推進協議会を中心に、地域ごとの集落代表者説明会を行い、周知を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　隈部忠宗君。

［登壇］

○１３番（隈部忠宗君）　米対策あるいは畜産対策、園芸対策等、新しい事業が今後推進されることと思いますけれども、ＪＡ菊池あるいは農業団体と連携を深めながら、農家の所得向上にぜひ努力をしていただきたいと思います。

次に、悪臭防止法についてお伺いをしたいと思います。

まず、悪臭防止法の適用と経過について、お尋ねをいたします。

本地域は、特に畜産が多い重点地域でございます。私ども、畜産に携わっておりますと、畜産の独特のにおいというのを感じないわけでありますけれども、このたび、悪臭防止法が適用されるということをお聞きをしました。

畜産農家に対しましては、非常にこの神経を使うわけでありまして、苦情が多くなることが予想をされます。今後、どうこの問題について取り組まれるか、指導されるかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　再質問にお答えいたします。

悪臭防止法は、工場その他の事業所から発生する悪臭について、必要な規制を行い、その防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として、昭和４６年に制定されております。

悪臭防止法の概要につきましては、熊本県により規制地域の指定、及びアンモニア等との特定悪臭物質の種類ごとに規制基準を定められており、規制地域内に事業所を設置している事業者等につきましては、規制基準の遵守が明記されております。

本市の悪臭防止法における事務権限は、規制地域内の事業活動に伴って発生する悪臭原因物が規制基準に適合しない場合におきまして、不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認められた場合に限り、事業者等に対して改善の勧告、命令を行うことができます。ただし、改善の勧告命令等を実施する場合は、小規模事業者に対しては、事業活動に及ぼす影響について配慮しなければならないように明記されております。

また、改善命令については、見直し等で新たに規制地域となった場合は、１年間は命令はできません。現在、悪臭防止法に定める規制地域及び基準の見直しにつきまして、指定権者の熊本県と協議を重ねており、平成２２年５月をめどに規制地域及び基準の見直しを施行する予定であります。

本市における見直しの内容は、菊池市都市計画に定める用途地域等の一部に設定されていた規制地域を、本市全域に規制区域を設定するものであります。また、規制基準については、農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業地区域とその他の区域により、基準を変えて設定する予定であります。現在、未規制の地域におきましても、住民等からの苦情の対応につきましては、菊池保健所農林振興課を初めとした関連部署と連携をとり、現地、及び聞き取り調査を実施し、状況によっては悪臭の測定を行い、団体等への指導依頼分は事業者への指導を行っております。見直し後の対応も原則的には現行と同様の対応になると認識しております。

今後とも、農畜産業関係の悪臭防止対策につきましては、農業関係団体及び本市農林振興課とともに、事業者への悪臭の発生防止に向けて啓発を続けていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　隈部忠宗君。

［登壇］

○１３番（隈部忠宗君）　特に農業、畜産が主体の地域でございますので、よろしくお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（北田　彰君）　ここで暫時休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午後１時４７分

開議　午後１時５７分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（北田　彰君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

［登壇］

○１７番（坂井正次君）　こんにちは。

眠うございますが、おつき合いをお願いしたいと思います。

さて、合併してはや５年がたってしまいました。２期目の福村市長の考え、発想で、１０年先、２０年先の菊池市の姿が決まります。また５万３，０００人の夢と生活がかかっております。市長におかれましては、しっかり頑張ってもらわなければなりません。

施政方針、聞かせていただきました。私に言わせれば、もっと思い切った大胆なグランドデザインといいますか、市民とともに目指すプラン、将来像というのがあってよかったんではないかと思っております。私も一議員として、是は是、非は非として、真に本市の１０年先を見据え、質問に移りたいと思います。

第二次行政改革大綱について質問いたします。

行財政の効率化を掲げ、行政の無駄を省き事務の効率化と市民サービスの向上のために策定したとあります。その中から注目すべき点を抜粋し、質問をさせていただきます。

まず、市民の利便性の向上について。

コンビニ払込サービス、クレジットカードによる収納については、一昨年の暮れに一般質問をいたしましたが、どのような問題点に対して取り組み、対応をなさるのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、窓口時間の延長と休日開庁について。

平成１９年度に試験的に行った経緯と検証について、お伺いをいたします。

次に、効率的な組織体制で、組織体制の見直しと定員管理については、効率的な業務体制と職員の適正配置に努めますとありますが、具体的にお伺いをいたします。

職員の意識改革と計画的な人材育成については、人事評価制度や職員の研修の充実を図り、職員の意識改革と人材育成に努めるとありますが、詳しく説明を求めます。

財政の健全化につきましては、公有財産の総点検とあります。処分可能な財産を洗い出すとありますが、処分可能な財産はどういう財産であり、どれぐらいあるのか、調べておられましたらお示しをください。

財政の健全化に努めますとありますが、歳出の削減というか、出の部分が中心にうたってあると思いますけれども、入りの部分、税収増等、自主財源増につながるような歳出増については、どんなに考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

また、一般競争入札での歳出減は考えておられないのか。

以上、第１回目の質問といたします。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　それでは順次、回答申し上げたいと思います。

まず、税等のコンビニ払込サービスの検討につきましては、平成１９年度に納税等の利便性の向上及び収納率の向上と目的としたコンビニ払込サービスの導入について、市税、使用料等の関係部署による検討を踏まえまして、市長を本部長といたします行政改革推進本部において協議を行ったところでございます。その結果、先進事例では、納税者の利便性の向上としては一定の成果が見受けられますものの、収納率の向上が図れないことや滞納者への効果は薄いこと。また、システム導入時に多額の経費が必要であることから、費用対効果等を考慮して、導入を先延ばしにするという結論を見出したところでございます。

次に、開庁時間の延長、休日開庁につきましては、平成１９年１１月から平成２０年１月までの３カ月間、本庁、各総合支所において毎週水曜日を午後７時まで、延べ１２時間窓口業務の延長を試行したところでございます。周知方法につきましては、平成１９年の１０月、１１月号の広報紙に掲載しますとともに、１０月の区長文書において、各区回覧文書にて周知をさせていただいたところでございます。試行を実施しました部署は、本庁の市民課、税務課、及び各総合支所の民生課、総務振興課、税務係の計８カ所の窓口でございました。戸籍関係等、税務関係について対応したところであります。試行期間中の利用者数、利用件数でございますが、本庁、各総合所を合わせて１日平均しますと９人程度の方の利用にとどまったということでございます。なお、この試行に従事した職員数は、本庁、各総合支所を合わせました、１日約１０名を配置し、９４万円程度の時間外手当を支給したところでございます。窓口開庁時間延長につきましては、試行後の検討を踏まえまして行政改革推進本部において協議をいたしました結果、利用者数に対する費用対効果には経費がかかり過ぎるとの判断から、本格導入を先延ばししているということになっております。

次に、効率的な組織体制につきましては、第二次行政改革大綱及び行革大綱の実施計画におきましては、どのような内容になっているかということですが、行政改革大綱におきまして、市民サービスのあり方、組織横断的な課題への対応、総合調整機能の強化などを考慮し、課・係の見直しなどの柔軟な組織改革を検討、実施しますと定めております。計画上、実施項目といたしましては、組織体制の見直しと定員管理として、新たな行政課題、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、簡素で効率的な業務執行体制と弾力的な組織機構の見直しを図りますといたしております。

次に、人材育成のための職員研修についてでございますが、第二次行革大綱でも

職員の意識改革と計画的な人材育成を掲げておりまして、平成２１年４月に人材育成基本方針に基づき、さまざまな研修を実施しながら職員の資質の向上に努めております。その中で、研修の大きな柱といたしております自治研修、職場研修、職場外研修を能力開発の３本柱としてバランスよく組み合わせて実施しながら、人材育成を図っておるところでございます。

具体的には、熊本県の市町村職員研修協議会による新規採用職員、新規昇格職員や階層別研修、また政策実務部に関した専門的な研修にも多くの職員が参加しております。より高度な専門知識として、市町村アカデミーや自治大学での研修にも計画的に参加しているところでございます。また、市独自でも階層別にコーチング研修、法制執務研修を初め、人権啓発や男女共同参画に関する研修なども多く実施いたしているところでございます。

次に、固有財産の総点検において、処分可能な土地や建物などの財産の箇所数、面積等でございますが、現在、洗い出している数字で、土地については、宅地、雑種地等の１６カ所の３１筆、建物は１施設２棟ということになっております。

次に、財政の健全化でございますけれども、歳入対策は金融危機、経済の悪化によります失業、雇用不安により、景気が低迷するこのような状況下において、税収の落ち込みは避けられないことであると思われます。自主財源の少ない本市におきましては、将来にわたる安定した財政運営を図る上でも歳入確保、特に税収の確保については重要な課題であると認識いたしております。また、国政の情勢により、地方財政の今後の見通しは全く不透明なところがございますが、さまざまな視点から財源確保を模索し、歳出の抑制とあわせて歳入の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、歳出削減のための一般競争入札の導入についてということでございますが、これはいろんな今までの中でも一般質問等でお答えをいたしておりますとおり、地場産業の育成なのか、それとも歳出の抑制なのかという部分の議論がなされているということでございますが、いろんな角度から今後も研究をしながら、両方が成り立つようなことがあればよろしいんですけれども、地場産業を育成しながらという、限定しながら、歳出の削減に努めるべく、入札方法等も研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　坂井正次君。

［登壇］

○１７番（坂井正次君）　コンビニ払込、クレジットカードについては、物すごく経費もかかるし、なかなかその収納率アップにはつなげにくいというようなことを答弁

されましたけれども、やはりこれは共稼ぎにもなりますと、なかなか払い込みしにくい部分もありますし、今後、将来にわたりましては、やはり私たち三重県の玉城町へ研修に行って、あそこは全国から研修に来られた町でございましたけれども、将来を考えれば、やはりコンビニ払込、クレジットカードによる収納については、十分検討していかなければならない、前向きに考えてほしいと思いますし、またその考えも、もう少し答弁願いたいと思います。

また、開庁時間の延長、実施された、検証された答弁がされましたけれども、なかなか結果として１日９名程度来られたと。１０名の職員が頑張って９４万円の経費が要ったという答弁がなされました。これはあくまで市側の立場の考えであり、職員の目線で考えられた答弁だと思います。やはり現在は、ほとんど共稼ぎの世帯が多くなりました。８時から５時まで夫婦でお勤めになっておられる方も多々あると思いますし、また区の世話をなさっている方もお勤めの方が多ございます。そういう観点からしまして、市民目線に立って、市民のための開庁時間、これは私に言わせれば、やはり延ばしてほしいし、また少人数でも結構ですので、土曜、日曜の対応もしてほしいと思いますが、それに対する答弁もお願いいたします。

それから、この３月をもって職務を全うされます本市の職員の方々は、長い間、大変お疲れでございました。また、各部長、そしてまた支所長、大変お疲れでございました。しかし、部長は何と５人おられまして、一遍に４人もおやめになる。こういった人事自体、多少問題がなかったかと、私、大変疑問と不安を持っているところでございます。業務執行上、問題だと私は思っておりますけれども、それについていかがお考えですか、お伺いをいたします。

それから、本市の部長さんに七城地区の職員の方が一人もおられません。地域性を考えても問題があると思いますが、七城地区の区民の方々は大変不満を持っておられます。この点について、問題はあると思いますけれども、お伺いをいたします。

それから、企業は無駄をなくすために、職場のお互いの助け合いといいますか、バックアップ体制がとれていると思います。市としても、例えば税務課などは年度末忙しゅうございますし、建設部のほうも忙しいと思います、暇な部はなかなかないとは思いますけれども、そういった忙しいときに臨時とか残業するのではなく、各課各部、無駄をなくしながら行政コストを下げるためにバックアップ体制が必要だと思いますけれども、その点に関しまして、どのようにお考えでございますか。

それから、無駄な財産と言いますか、眠っている財産が１６カ所と言われましたけれども、これは十分に洗い出しをされて、もし購入希望の方があられれば、早急に処分をして財源に充てるべきだと思います。早急にやったほうがいいと思いますけれども、いかがお考えでございますか。

それから、入札制度というのは、やはり行財政改革の中で一番考えなければならない部分だと思います。一般競争入札をやっておられるところは、８５％ちょいで入札をされている自治体が多ございます。当菊池市におかれましては、９６％以上の高落札率だと思います。これもやはり努力をされて、極力落とすということを行政改革の一環として行ったらと思いますけれども、再び質問いたします。

それから、最後に行財政改革の中で、確かに歳出の部分の行革はたくさんしてございましたけれども、歳入に対しての努力目標といいますか、認識が足らないと思います。経済を活性化しながら税収増、入りの部分をふやすということも十分に考えて行かれたほうがいいと思います。将来のために真剣に考えるべきだと思いますけれども、以上、２回目の質問といたします。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　まず、税等のコンビニ払込サービスの検討につきましては、平成２０年度から郵便払込用紙による現金自動預け払い機の利用による、土曜、日曜、祝日や夜間の払込が可能となって市民の皆様には利便性の向上を図ることができたと思っております。

第二次行革大綱におきましては、簡素で効率的な行政運営を行うとともに、一方で、市民の視点に立った質の高い行政サービスの提供、市民の暮らしの満足度の高度化を図るための行政改革を推進することを目的といたしておりますので、今後５年間のうちに庁内関係部署による検討委員会により、コンビニを利用した払込サービスの導入を再検討し、市民の利便性の向上を図りますとともに、費用対効果の再確認を行い、コンビニ収納の段階的な導入による収納機会の拡大、住民サービスの向上を検討してまいります。

また、将来的には議員仰せのとおり、クレジットカードによる収納もあわせて検討していかなければならないというふうに考えております。

次に、開庁時間の延長、休日開庁につきましては、先ほど議員も仰せのとおり、市民の目線に立った、再度、庁内各関係部署により検討の場を設けながら、実施日、時間、業務内容、勤務体制等を含め、市民の皆様の利便性を視点に再検証を行ってまいりたいと考えております。

次に、バックアップ体制の件でございますが、部課を超えた協力体制であります一時的な流動配置につきましては、現在、菊池市職員のバックアップ体制に関する要綱により、部課等の判断において対応していることとしております。実際には、税の申告時期、今、時期でございますが、それとかイベント開催時などにおいて、係や部署を超えた協力体制をとっているところでございます。今後も必要に応じま

して、この要綱の効率的で実効性のある運営を図っていきたいというふうに思います。

また、部長級、次長級の退職が多いということで、例年６名から８名の退職でございますが、本年度末は議員ご指摘のとおり、五つの部のうち４の部の部長が退職ということになります。体制につきましては、昇任、昇格を含む人事異動で、全般に言えることでございますが、すべての職員について、現在の職員の個人の能力及び資質にて適正に判断し、適材適所に配置しているところでございますので、今後の部長職につきましても、同様の取り扱いで行うことというふうに考えております。

先ほど、七城出身の、いないということでございましが、ただいま申し上げましたように、昇任につきましては地公法に基づきまして職員を平等に取り扱う必要がございます。職員の個人の能力及び資質等にて適正に判断し、今後、平等に評価し、昇任、昇格を決定していきたいというふうに考えております。

次に、公有財産関係でございますが、議員申されるとおり、売却可能な資産につきましては、不動産鑑定評価を依頼しまして、適正価格をもとにできるだけ早い時期に一般競争入札などによる公売において処分を行いながら、本市の歳入面において、一翼を担っていきたいというふうに考えております。

入札関係のお話もございましたが、入札制度については、先ほどもお話し申し上げましたように、一般競争入札も、現在、試行的に実施はいたしております。確かに言われますとおり、一般競争入札の場合は落札率が非常に低くなるということは現実でございますけれども、その一方で、やはり地場産業というのも並行して考えなければならないという形で、今後一般競争入札についても、指名審査会の中で議論をしながら必要であれば導入をしていくと、試行的にでございますけれども、試行回数を多くしたり、そういうものを図っていきたいというふうに思います。

また、歳入につきましては、当然、今までの中で歳入確保という、財源確保というのは大変重要なものであります。その一つに、出を出ずるというもの一つの歳入の比率を上げるというような意味ではないかと思います。税等の収納率の向上、また企業誘致等で歳入をふやす一方、行革等での歳出の抑制にも努めていかなければ相乗効果が出ないものというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　坂井正次君。

［登壇］

○１７番（坂井正次君）　やはり、私たち家庭も、収入がなければお金も使えません。入りの部分をしっかりお願いしたいと思います。

それでは、２番目の高齢者の健康増進と福祉について質問いたします。

戦中戦後激動の時代を必死に生きてこられ、今の郷土菊池があるのも、また家族が平和に暮らせるのも、高齢者の方々の血のにじむような努力があったからだと思います。しかしながら、中山間地はもとより、平野部の中にも限界集落がふえている状況であり、また独居老人世帯は年々ふえ、深刻な問題になってきています。このような高齢者の方々が安心して元気で健やかに暮らせますように、市として努力すべきであると思いますが、本市として高齢者の健康増進のための対策はどのようにお考えですか。

また、独居老人等、地域で支え合う老人福祉施策はどのようにお考えでございますか。お伺いをいたします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　高齢者の皆様の健康増進につきましては、第４期菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき推進しております。その中でも、生きがいや健康づくりの支援におきましては、高齢者の就労支援として、シルバー人材センターによる就業機会の提供、老人クラブへの育成支援と老人クラブが自主的に行っておられます体力測定事業などがございます。また、生きがいづくり、社会参加の促進としまして、地域で支え合う在宅高齢者福祉サービスでは、生きがい活動支援通所事業の生きがいサロン、ふれあい喫茶、ふれあいデイサービスなどがあります。いずれも閉じこもり防止を、積極的に社会参加することにより、介護予防を目的としているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　坂井正次君。

［登壇］

○１７番（坂井正次君）　今、答弁にありましたシルバー人材の推進、そしてまたふれあい喫茶、ふれあいサロン、非常にお年寄りが生き生きされる施策ではないかと思います。

七城のことを言いますと、七城町のお年寄りの方々、一番の元気の秘訣は、一番の楽しみは、昼はグラウンドでグラウンドゴルフ、ゲートボール。夕方は温泉ドームに入る。つまり、グラウンドゴルフ、ゲートボールで体を動かし、温泉で体をほぐす。いずれも外へ出て、貴重な対話交流の場として利用され、引きこもるのではなく、元気で生き生き過ごされていました。しかし、合併後、温泉ドームのお年寄りの入力料は１５０円が３００円に上がり、無料だったお年寄りのグラウンド、ゲートボール場の使用料も有料になってしまいました。そこで質問ですけれども、合併後、高齢者の温泉ドーム、入浴料が１５０円から３００円になった。無料だった

高齢者のグラウンド使用料が有料になった。このことに対して、七城のお年寄りは、ぼやいておられます。合併してよくなると思っていたのに、七城に合わすとよかてねと、私たちは何回ともなく苦言を言われ続けています。

そこで質問ですけれども、このような高齢者のお気持ちに対して、どのように市としてお考えか、お伺いをいたします。

なお、お年寄りが使われるゲートボール場、グラウンドの使用料はどれぐらいか、ちなみに質問をいたします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　一部、所管課が違いますけど、私のほうでまとめてご答弁させていただきます。

高齢者の健康増進につきましては、いつまでも健康な体で生活できるということは、高齢者の皆様の願いであろうと認識をしております。

お尋ねの七城温泉ドームの入浴料改定における優待者の規定でありますが、対象者の方々が旧七城町住民のみの一部地域だけの優遇であったことから、経過措置期間を設けてありましたが、平成２０年の４月１日から優遇措置がなくなっているものでございます。

次に、体育施設の利用料金につきましては、合併をいたしまして３年間は旧市町村ごとの設定でありました。統一料金の設定につきましては、受益者負担の原則、また公営負担の観点から、平成２０年の４月１日から現在の使用料金に統一させていただいているところでございます。市民の皆様の公平負担の観点から、ご理解をお願いしたいと思います。

年間グラウンド使用料の実績につきましては、平成２０年度分で市内グラウンド使用料合計は２２５万７，０００円となっております。この中にナイター使用料も一部含まれている金額になります。また、ゲートボール場二つの施設については、年間６万６，０００円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　坂井正次君。

［登壇］

○１７番（坂井正次君）　何度でも長野県の川上村のことが紹介されておりますけれども、藤原村長が言っておられました。長野県は日本一老人医療費が低いと。その長野県の中でも、川上村が一番老人医療費が低いと自慢されておられました。元気なお年寄りが多いから、高齢化率も健康高齢化率に変えないといけないというようなことを言っておられました。それくらい高齢で元気な方が多いそうでございます。

もちろん、川上村としても健康増進に多大なるバックアップ支援もしているそうでございます。

本市も高齢者に対して、健康増進に対して、もっと支援をすべきであります。お年寄り、引きこもったら絶対早く病気になります。痴呆にもなられます。早く寝たきりにもなられます。引きこもるのではなく、外へ出て仕事をしたり、グラウンドへ出てグラウンドゴルフ、ゲートボールをしたり、また体を休めるために温泉に入る。本市は、他市に自慢するほどグラウンドがたくさんございます。そしてまた、他市よりも自慢するほど温泉がたくさんございます。絶対に体によく、健康になられます。活用せねば損をします。市として、川上村のように支援すべきであります。

本市の特別会計、本年度の予算で後期高齢者医療保険料５億５，０００万円、介護保険料４４億４，６００万円、合わせれば５０億円の予算を必要としております。さきにも言いましたが、グラウンドに出、温泉でリフレッシュされ、病気をされない元気なお年寄りがふえれば、本市のお年寄りが約５％元気になっていただければ、病院に行かれなければ、また介護に行かなければ、単純に５０億円の５％、単純にですよ、２億５，０００万円歳出減となります。あるいはもっと相乗効果があるかもしれません。

そこで、一般の方の無料化入浴は、割引きとは言いません。本市で高齢者のグラウンド使用料無料化、先ほど言われましたですね。金額は２２５万円、ゲートボール場に至っては６万６，０００円と。グラウンド使用料無料化と本市高齢者の菊池市全域の温泉の入浴料を１５０円値引きする優待券、これは本市全地域の温泉施設で適用していただきたいと思いますが、これは２００円でも結構でございます。福祉施策として強く要望いたします。市長の考えをお聞きします。

私の参考意見でございますけれども、優待券１回１５０円引きとします。そして、その２０回分の優待券を配ったとします。６５歳以上ですと約１万４，０００人の方がおられます。３，０００円の優待券を配って４，２００万円必要とします。７０歳以上でございますと１万１，０００人です。３，０００円の優待券を配れば３，３００万円です。７５歳以上ですと８，０００人。３，０００円で２，４００万円です。恐らく３０％の方々は使われないと私は思いますけれども、これはわかりません。また、グラウンド使用料は、さっきも言いましたとおり軽微なものでございます。その問題点としては、他の団体が借りるのに支障がないような貸出条件をつければいいのではないかと思います。本市のお年寄りの方が健康で元気になれば、一石二鳥の福祉施策だと思います。これをやられれば、市長、とても喜ばれると思いますが、お答えをお願いします。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　坂井議員のお話、十分わかりました。いつも熱弁を振るわれまして、特に弱い社会的な立場にあられる方々の思いを強く打ち出されましてのご意見であったと思います。

このご提言につきましては、まずは第一に、この浴場かれこれにつきましては、第三セクターだけではないという。民間企業があるということで、料金を下げるということになれば民間圧迫になって、第三セクターの一つの公的な役割というのが、かえって民業圧迫になるという側面があるということがあります。それからまた、グラウンドの利用料等々につきましても、合併の協議項目として調整が図られて、この調整の結果がこうなっているということでございまして、浴場分もそうであります。

これは、この後の課題といたしましては、今おっしゃいますように、老人福祉という側面からしてどう考えていけばいいのか。そしてまた、民間との調整というのが一番最も大事なことではないのかなと思います。温泉のドームの方の関係もまだそのままの状況になっておりまして、そういったものと調整を図りながら、どういった方向が導けるかということを考えていきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　坂井正次君。

［登壇］

○１７番（坂井正次君）　お年寄りの方々が喜ばれる施策ですので、これはやっていただけるものと信じております。

次に、中山間地活性化対策について質問いたします。

中山間地の活性化対策は、現在、中山間地は、道路網の整備や社会資本の整備もおくれ、また農林業においても耕作面積も狭く、ただでさえ平野部に比べて不利であるのに、外国農産物との競争にさらされて、林業においても木材の価格低迷と大変厳しい状況下にあると思います。その影響で、若者が都市部に流出し、老齢化率も進み、限界集落もふえているのが実情であると思います。そのためにも何らかの形で活性化を図らねばならないと思いますが、本市の中山間地の活性化の方策はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　中山間地におきましては、交通条件や人口の基準を満たすことで、辺地総合整備地域の対象となっておりますので、現在１１地区がその対象地域ということで認定を受けております。これまで、それぞれ認定年度が異なっておりまして、計画年度もばらばらでありましたので、平成２２年度からは計画年度

を統一し、菊池地区１０カ所、旭志地区１カ所の地域について、向こう５カ年間の計画の策定を行い、この３月定例会にその原案を上程しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　坂井正次君。

［登壇］

○１７番（坂井正次君）　中山間地を若者を中心に活性化させるのは、これは大変なことだと思っております。ただ見ていても事は進みません。やはり交通の、通信の、産業の、そして生活の利便性を高める。しかも、今部長がおっしゃいましたように、辺地債をいかに用いて図ることが大事でありますし、最大限活用すべきであります。

そのことについて、質問をいたします。

中山間地の社会資本の整備ということで、交通、生活、産業の利便性ということで山林道、下水道の整備をもっと積極的に、もっとですよ、もっと積極的に辺地債を活用し進めるべきと思いますが、お伺いをいたします。第１点です。

それから、本市では龍門地区、水源地区だけが光回線未整備であります。幸い、同地区は中山間地で辺地総合整備計画区域であります。辺地事業計画の対象となる事業の中の電気通信に関する施設であると思われますので、龍門地区、水源地区に光回線を辺地債で対応したらと思いますけれども、いかがですか。お伺いをいたします。

また、道路をつくる、下水道を整備するだけでは、本当の活性化はないと私は思います。やはり中山間地に産業が根づき、雇用が生まれ、そこに若者が住んでくれることが一番大事なのであります。

そこで、辺地総合整備計画の中で対象となる事業を調べましたら、１４番に掲げてあります保健福祉の増進等に資するための総合施設とあります。自然豊かなところに老人ホームでも介護福祉施設でもできれば、雇用の場にもつながると思いますが、いかがですか。

１５番目に、農業畜産業を含む農業近代化施設のうち、共同利用施設とあります。これは畜産業もしかりですけれども、中山間地で働く人々が共同で作業機械、つまりプロセッサーとかクラップルとかいうような高額な機械がありますけれども、そういうのに適用すれば、山間地の方々の所得の向上、これはもちろん共同でございますけれども、若者の雇用の場が創出できると思います。これについても質問いたします。

１６番目に、これが一番、私、力点を置いておりますけれども、地場産業の振興に資する施設のうち、加工施設とあります。特産品センター、あるいは農協等とタイアップして、山の幸を一元的に集荷し、それを加工し、ブランド推進室と一体と

なって、これを都市部に発信しながら宣伝し、販売をすれば、新しい産業、雇用も創出できると思いますがいかがですか、質問いたします。

中山間地活性化は簡単にはできないと思います。中山間地農林業で働く人たちも、地場産業育成の振興のためにも、また雇用創出のためにも、今後いかに多方面に辺地債を有効活用してほしいと思いますがいかがですか、お考えをお伺いいたします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　辺地対策事業債の運用につきましては、今ご紹介ありましたように、幅広い分野にて活用することが可能でございます。ご質問についてお答えいたしますが、順不同になることをお許しください。

現在、光回線の設置につきましては、本市が通信事業者に対し負担金を出して事業者が設備を建設、付設し、その後の管理運営も事業者が行う民設民営の方式をとっております。この方法では、毎年の維持管理費や老朽化、また新しいサービスのための設備を更新する際の本市の財政負担は一切不要でございますが、事業主体が民間であるために、この事業に対する辺地対策事業債は活用することができません。民設民営の場合は活用できないということでございます。

これに対し、市が設備等を設置し運営する公設公営方式であれば辺地債の対象となりますが、中山間地域の範囲が広い本市では、初期投資だけでも相当な負担となり、設置後も毎年の維持管理費に多額の負担をしなければならないことになります。しかし、中山間地にありましても、若者がインターネットを使ったり、事業者の方が事業を興したり、望まれている方々も多数おられると思います。今後、どのような方法が本市にとって最も有利であるか、十分研究をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、合併浄化槽につきましては、下水処理のための施設ということで活用は可能であり、平成２２年度からの新規計画にも計上いたしております。ただし、この事業につきましては、利用者から使用料金を徴収するため、充当率が原則５０％となります。また議員のご意見のとおり、このほかにも加工施設や農業機械の共同購入、飲料施設、観光施設、老人福祉施設などに辺地債が活用できるものが多数ございます。辺地対策事業債は、その償還額の８０％が地方交付税の基準財政需要額に算入される有利な起債でありますが、将来的に一部の財政負担が伴いますので、計画的な執行が求められるところでございます。これからも中山間地域の整備につきましては、辺地地域の方々の要望を十分に踏まえて、財政計画に照らし、各担当課と協議を行いながら、その活用については有効に活用してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　坂井正次君。

［登壇］

○１７番（坂井正次君）　光回線に関しましては、なかなか辺地債は使いにくいというような答弁をいただきました。

菊池市民のだれに聞いても、やはり少し、多大なる出費は大変でしょうけれども、市民の平等性を考えたら、その龍門・水源地区に光回線を、予算計上しながら引くというのは、これは市民の皆さんは認めてくれるものではないかと私は思います。

有利にしなければなりませんけれども、この前の質問でもいたしましたが、龍門ダムへの交付金というものが８，５００万円ぐらい１年間に来ておりますが、そういった交付金を龍門地区、水源地区に目的化して使えればいいんではないかと私は思うわけでございます。市民平等、公平な観点から異議を唱える市民の方々はおられないと思いますが、いかがでしょうか。

そしてまた、企画部長、本当にその過疎債の使い道、すばらしい返答だったと思いますけれども、経済の活性化、道路網の整備とか、そういった社会資本の整備だけじゃなくて、共同施設とか経済の活性化などにも、この辺地債を多方面に考えながら対応していただきたいと思います。

この２点について、簡単に質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　本市におきましても、中山間地域の活性化対策につきましては、今後も重要な課題として取り組むべきだと考えております。中山間地域の状況を把握し、制度の研究と先進地の事例等を参考にしながら、住民の皆様方とともに、さまざまな方策について話し合いながら、本市の実情に合った対策を講じていく必要があるものと認識しております。また、国有資産等所在市町村交付金は、地方税法で定める固定資産税のかわりに、国から市町村へ交付される交付金であることから、特定の事業や目的のために交付される補助金等とはおのずと性質が異なります。このことから、特定の地域のために限定して使用することはできないものと考えられます。今後は、辺地対策事業債を含め、補助事業等を積極的に活用しながら、中山間地域の活性化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　坂井正次君。

［登壇］

○１７番（坂井正次君）　農業の振興について、質問いたします。

ブランド化ということで、もういろんな方が質問をしますので、簡素化して質問したいと思います。

農業の現状は皆さんご存じのとおり大変厳しい状況にあります。そこで、外国農産物との、そうですね、１回目の質問はカットします。だれにも答えておられますので。

２回目の質問から行きたいと思います。

ブランドづくり、また特産品づくりというのは、非常に大変な問題であり課題であると思います。ブランド推進室というのを市庁につくっていただきまして、これには大変市民の一人として、農業者の一人として期待しているところでございます。ただし、なかなか非常に難しい問題。市単独では、なかなか難しい問題であります。

商工会で「七水の恵」というのがございます。実行委員会では、主要道路沿いに七城米の米粉を使った料理を扱う店の「米麺ロード」という名を打って展開をされております。また、「こだわり健康ギフト届けます」と題打って、おとどい、金曜日の新聞ですかね、新聞に載っておりました。時間があったら紹介しますけれども、皆さん、多分閲覧されていると思います。このように、菊池市の商工会でブランドづくりを一生懸命手がけてやっておられます。このような商工会と連携するとか、これは一番簡単に連携しやすいですね。これはして補助金を１００％補助金、幾らやったですかね、１，２００万円、１００％補助金を獲得しておられます。商工会と連携するとか、特産品センター、そしてまた何よりも農協、観光協会等とのタイアップ戦略が一番大事だと思いますが、このことについてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　ただいま議員申されましたとおり、農産物生産における営農指導やその流通面を考えました場合、県、ＪＡとの連携及び販売や商品開発等を行う上では、第三セクターとの連携は不可欠であると思います。また、将来的には商工、あるいは観光関係との連携も視野に入れた対応も不可欠であると考えております。これまでも第三セクター等と連携しながら、販路拡大に向けた取り組みを実施する中で、平成２１年度は福岡市の大手百貨店において第三セクター連絡協議会を中心に、観光協会と連携した市内農産物の販売による消費拡大や観光宣伝を行い、観光客の誘致を図る取り組みを実施いたしたところでもございまして、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

今後、（仮称）ブランド推進室が設置された場合、ＪＡ、あるいは県関係機関で協議を行いまして、本市の農業振興やブランドづくりに関する協議会等の組織をつ

くり、その中でブランド品の選定、開発や販路拡大などについて協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　坂井正次君。

［登壇］

○１７番（坂井正次君）　農協との連携については、非常に難しい点もあると思います。やはり合志市、菊陽、大津というのが一つの農協の中に、菊池市の中にあるということで非常に難しい面もあるかもしれませんけれども、これはまたそれで知恵を絞って頑張っていただきたいと思います。

長野の川上村、四国の馬路村、この２村、大変な山間地でありますが、いずれも村と農協が綿密にタイアップして、しかも過疎債、辺地債を有効に利用して、ここまで築き上げてこられました。もう中身は先輩議員おっしゃいましたのでご存じと思います。しかも、両村ともテレビ、ラジオ等、マスコミをうまいぐあいに使い、またまち部で藤原紀香さん等をポスターに使う等、イベントを打ち、広告宣伝活動をしておられます。等を踏まえ、本市も辺地債、また可能な補助金利用の支援策を模索すべきと思いますが、このことについて執行部はどうお考えですか。

それと、またイベント等でマスコミを利用し、ポスター広告、コマーシャル等、宣伝活動も大事であると思います。市として予算を計上してでもやるべきと思いますが、どのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　各種補助金等の活用といいますか、そういったものにつきましては、今後十分情報を収集しながら、できるだけそういった事業を活用しながら取り組んでいくべきものと考えております。

また、議員ご指摘のメディアの活用につきましては、認知度を高める上では非常に有効な手段であると考えておりまして、今回の予算の中に一部は計上しておるところでございます。いずれにいたしましても、新たな取り組みということでございますので、試行錯誤が続くと思いますが、まずは実態を把握し、体制あるいは目的等の足元を固めて、生産者及び関係団体の理解を得ることが、まずは重要であると考えておりますので、関係機関と連携しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　坂井正次君。

［登壇］

○１７番（坂井正次君）　緊急医療システムについて。

事故を起こしてけがをしたとき、急な子どもの病気、お年寄りの心臓発作、脳出血など、一刻一秒を争う事態が、そんな起こるかもしれません。そんなとき、緊急患者対応する病院ですね。もう１回目の質問は省きます。

本市のそういった緊急病院が、本市のなるべくそばにあってほしいというような市民の願いでございます。広域連合とか、城北連合とはないですかね、本市になるべく近い城北地区に、そのような緊急病院をつくってほしいという強い要望がございますけれども、本市としてはいかがお考えですか。よろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。１分内に答えてください。

［登壇］

○市民部長（原川　智明君）　本市のみでの対処は困難でありますので、菊池郡市の協議機関であります菊池地域保健医療推進協議会及び緊急医療専門部会や地元医師会との協議や情報収集を図っていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　坂井正次君。

［登壇］

○１７番（坂井正次君）　簡単に終わられたですね。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（北田　彰君）　ここで暫時休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午後２時５７分

開議　午後３時０６分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（北田　彰君）　休憩に引き続き、開議を開きます。

次に、森　隆博君。

［登壇］

○１８番（森　隆博君）　大変お疲れのところと思いますけれど、最後ですので、おつき合いのほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問に入らさせていただきます。

第１番目に、今、数名の方が聞かれましたが、菊池市の農業の振興ということに対しますブランド化に向けた現状について、これは前回しておりましたけど、時間がなくできておりませんので、違った角度から質問をさせていただきたいと思います。

初日から、もう数名の方がこの問題について質疑がなされております。私の思い

といたしましては、昨年の１１月８日に熊日フォーラムにおいて、福村市長が菊池市の豊かな農産物のブランド化を目指すと宣言をなされまして、あわせて農業生産額のアップも示されたわけであります。それから今日まで、約４カ月間という月日がたっております。ブランド化に向けた仕事といいますか、方向性、関連機関との協議、さらにはブランド品の位置づけも示されないというような答弁を、今数名の方にもされてきております。現在のような状況で、本当に本気でやる気があるのかということを思い、再度お尋ねをいたします。

現に、農業を取り巻く現状は、世界的な不況とともに個人消費の落ち込み、高い品物は売れないという実態が、今の日本経済、さらには菊池市にも大きな影響を与え、菊池市の第三セクター道の駅等にも影響が確実にうかがえます。そのような現状を踏まえ、菊池市の農業に対し、元気を取り戻す、活気を取り戻すためのブランド推進室の立ち上げであるというふうに認識をしておりました。

本年度の農業予算を見ましても、国・県のトンネル事業がほとんどを示しております。一般財源を充てる新たなブランドの推進事業、これはもう将来性のある確かな計画事業でなければなりません。推進室の予算額を見まして、速効性がうかがえるような予算額とは思えない金額を表示してあります。菊池市で本当に農業を営む方々が夢を託せる事業推進であれば、今日までの４カ月間に具体的な方針を示すのが当然のことで、執行部の責務といいますか、仕事ではないかと。前日に、現職の市の職員さんではできないというような発言もありました。私も同感であります。

確実性のあるブランド推進室に向けてお尋ねをいたしますが、１点目といたしまして、このブランド推進室の立ち上げに対しての関連といいますか、農工商との関連についての考え方、方針についてお聞かせをいただきたい。

２点目に、ブランド品の販路拡大に向けた推進計画等についてお尋ねをいたします。本当に専門部署を設けるならば、つくっただけで単発で終わってはならないという思いでありますので、明確に、また簡潔に答弁をお願いいたします。

１回目の質問といたします。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　ブランドづくりにつきましては、それぞれの立場から多くの質問を賜り、改めて、その期待の高さと重要性をひしひしと感じております。これまでの答弁と重複いたしますが、ご了承をお願いしたいと思います。

ブランドづくりに関する取り組み内容や方向性につきましては、取り組みを開始する平成２２年度では、関係省庁や県の東京・大阪・福岡の各事務所、関東・関西県人会等の情報収集と市場調査及び福岡・北九州の百貨店やコンビニ、スーパー等

との商談の取り組みに加え、福岡市大手百貨店において農産物販売、観光宣伝を行い、消費拡大と観光客誘致を図る取り組みのほか、専門コンサルタントによるブランドづくりに係る手法等の指導を受け、ＰＲ戦略等の確立を図ってまいります。

市内農林産物をもとにした商品開発に係る土壌調査や、成分分析及び商談会参加費についての補助などを計画し、当初予算において必要経費の予算をお願いしているところでございます。関係機関との連携につきましては、ブランド化推進に向けての営農指導や流通面を考えました場合、関係機関との連携は不可欠であると思っております。そのような中で、現在ＪＡ菊池、県地域振興局と事務レベルの交換を始めたところでもございます。

今後、（仮称）ブランド推進室を中心として、各種協議を行いながら推進を図ってまいりたいと考えております。何分、新たな取り組みのため、試行錯誤が続くと思いますが、農畜産物のブランド化を通じ、本市の認知度を高めることにより、観光、企業誘致等へも波及し、市全体の活性化を目指してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、長期的な計画性と即効性の展開も求められると思われますが、確実な第一歩を踏み出すためにも、議員各位のご指導と温かいご支援をお願いするところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　森　隆博君。

［登壇］

○１８番（森　隆博君）　それでは、再質問をさせていただきます。

現実問題といたしまして、菊池市の農業の衰退といいますか、農産物の下落、価格等の暴落に伴いまして、農業では生活できないというような実態となり、農家の担い手、後継者不足を招いているということは、本当に市長も十分理解をなされておることと思います。現実を踏まえまして、安定した農業政策、ブランド推進が、将来に夢がある農業政策となるのか、位置づけに対して、市長の心構えをお聞かせいただきたいと思います。

そして、また２点目のブランド品の販路拡大と推進計画についてでありますが、農家所得の向上には農産物に付加価値をつけ、販路拡大が不可欠問題であると私も強く考えております。

その一つの例としまして、市長が昨年の１１月８日にブランドの推進を発表されました。その１週間前の熊日の記事でありますけれども、旧泗水町出身で、渡辺宏さんというて５８歳、ちょうど私と同年代でありますが、熊高から早稲田大学の商学部卒業後に商社マンとしてニューヨーク、ロンドン等で２４年間勤務後に、福岡県の県庁のほうに就職をされております。そういった記事は結構読んでおられるか

なというふうに思いますけれども、そういった方が、欧州の方でも、やはり株式会社の部長という抜てきを受けて活躍をされた後に、やはりバブルの崩壊を機に福岡県に就職をされておると。その方が、平成２０年度から、福岡県と地元企業の出資で、福岡農産物の通商といいますか、農産物の専門商社の初代社長として、アジア・ヨーロッパ方面の市場に、日本の安全・安心な信用力のある農産物を販路拡大に取り組んでおられます。不安な時代だからこそ、人を癒す農業と農村がセーフティネットになれる、そのためにも農産物の価値を上げて農家所得を向上したいという、そういうふうに思って、今、熊本県の農産品もぜひ輸出したいという記事も掲載してありました。

関東・関西から農業で人を呼べる九州にしたいと、そのような思いを持った地元の方もおられるわけでありますし、現に、すばらしい人材に恵まれた菊池市であります。市長のブランド販路拡大に向けた位置づけに対しまして、販路拡大に向けての、どこまでの範囲を考えておられるのか、また販路に対しての認識を含めてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　ただいま、渡辺宏、農産物通商の福岡の初代の社長になられました方、森議員とポン友であるとお話でございまして、また身近なそういった方が、この菊池市泗水出身であられるということに、大変また力強く感じたところであります。ブランドづくりの目的につきましては、本市の農林畜産物の担い手の確保につながる魅力ある農業づくり、これを目指して、本市のイメージをよりわかりやすくお伝えすることで、菊池のブランド、菊池ブランドのイメージをつくるとともに、本市の知名度アップを図りたいと、このように考えているところでございます。

今、部長のほうから答弁ありましたように、また、これまでもありましたように、ブランドづくりというものにつきましては、流通の簡素化、ルート確保、そして言われます販路というのが一番最も大きなことではないかと思います。これを重視していかなければなりませんが、とにもかくにも今からスタートということでありまして、本当にどういった取り組みをやっていくのかというのは、いろんな方々の知恵とアイデアということをかりながら進めていかなければいけないと思っております。その中で、やっぱり安定した安心・安全な日本の農作物、農産物、そして菊池市のブランド化された安定した、安心して食べられる農畜産物というものの供給というものが確保されなければならないと考えておりまして、生産から流通という、そういったものが一環した安定化を目指していかなきゃならないと思います。

所管の部署におきまして、既に今ご答弁申し上げましたように、県や、あるいは

またＪＡなどと事務レベルでの協議を始めておりまして、組織体制づくりの基礎になるものと考えております。まずは体制づくりや目的など、足元を固めまして、生産者あるいはまた関係するさまざまな団体の理解を得る必要があると思います。ブランドづくりを一過性のものに終わらせないために、県とＪＡとの連携を図りまして、中長期的な戦略、また信頼できるあらゆるデータで進むべき方向性というものの間違いがないように検討しまして、農林畜産物や加工品等の販路の拡大ということのためには、大いにＰＲをしていかなければならないと、このように考えております。

また、今後の取り組みの中で有効、有益な方向につなげるために申し上げます。この渡辺社長さん初め、いろんな方々がおられると思いますので、菊池市の地域づくりの、一昨日発表会がありましたけれども、その中でも大変、この友好的にこのようなブランドづくりの取り組みに知恵を出していただけそうな方々がたくさん組織団体がおられるということでございまして、そういった方々の知恵を十分かりながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（北田　彰君）　森　隆博君。

［登壇］

○１８番（森　隆博君）　いろいろと考えておられるようでありますが、やはりもう１１月８日から、それに取り組むと言われてから４カ月という月日がたっておるわけでありますので、やはり今、形がもうはっきりと見えて予算を組むというのが現実であります。その点について、何度申し上げても、今までが取り組んでないということでありますので、これ以上、要求はいたしませんけれども、やはりもうそろそろ、ＪＡあたりとどういう品物をブランド化したら一番メーンかなというぐらいの協議は進めるべきではなかろうかと思います。

それと、部長あたりが福岡あたりのデパートと言われますけど、やはり熊本県の身近なところ、鶴屋とか阪神とかそういったところで、やはり知名度を高めて福岡のほうに出ていくというのが基本でありますので、そういった取り組み状況も、やはり計画の中に入れてやっていかなければならないと思います。

この渡辺さんも、大阪事務所の所長の佐伯さんと高校が一緒ということで、そういった関連もありますので、やはり大阪あたりとの連携をとるときにも、しっかりとしたパイプ役になっていただけると思いますので、今後、そういった関連の資料としても考えていただきたいと思います。

もうブランドについては、これ以上追求しても先が見えてきませんので、次の質問に入ります。

２点目に挙げておりました菊池市の公共施設の整備についてであります。

２月１３日の特別セミナーの合併特例法に基づく合併都市熊本市・菊池市の未来像をどう描くかをテーマとしたパネルの討論におきまして、市長が学校耐震化など、新たな財源需要へ影響が懸念されるというふうに示されましたので、菊池市の公共施設の維持管理、整備計画に不安を感じてお尋ねをするわけでありますが。

１点目といたしまして、合併後の公共施設の管理費の総額と老朽化する施設整備計画は、どのように考えておられるか。合併により、庁舎、体育館、学校、プール、ホールから公園等の各施設管理に伴う経費等もありますが、さらには耐震補強、老朽化した施設整備費が菊池市の財源に与える影響は偉大なものと考えますので、特例債の活用期間も残りあと５年であります。整備事業計画を明確に示すときと思います。そして、その事業の計画をきちっとお示しいただきたい。

２点目に、公共施設の整備維持管理に要する財源確保についてでありますが、第三セクター、総合体育館、ホール等の指定管理を行っている施設の整備費。年々と老朽化に伴い改修が必要となると考えますが、市が十分な管理体制で実施する財源が確保できれば問題ありませんけど、今後、維持管理に莫大な費用が必要と考えます。維持管理費の財源確保の見通しをお聞かせをいただきたいと思います。

１回目の質問といたします。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　まず、過去３年間の公共施設管理費の物件費と維持補修費の額でございますが、一般会計で申し上げますと、平成１８年度の物件費は３億６，２１７万円、維持補修費は４，０９８万円の合計の４億３１５万円。平成１９年度の物件費は４億２，９５７万円、維持補修費は３，４０２万円、計の４億６，３５９万円。平成２０年度の物件費は５億３，２１４万円、維持補修費は４，３４３万円の計で５億７，５５７万円となり、毎年右上がりの傾向を示しております。なお物件費には、委託料も含めた額となっております。

主な各年度の施設内内訳を関係施設ごとに細分化し、物件費と維持補修費の合計で説明いたしますと、公営住宅等施設で１８年度は４，１９６万円、１９年度は４，９８０万円、２０年度は５，４８７万円。ごみ処理施設で１８年度は１億９９９万円、１９年度は１億５，１０３万円、２０年度は２億５，１４１万円。本庁舎で申しますと、１８年度が２，８０２万円、１９年度は２，５７３万円、２０年度２，６３２万円。次に、学校施設で１８年度は２，２９３万円、１９年度２，３８２万円、２０年度２，３７０万円。公民館等施設で１８年度は７，９２２万円、１９年度が１億５０３万円、２０年度が１億４９６万円。体育館施設で１８年度５，９３７万円、１９年度が５，４７２万円、２０年度５，７８６万円となっております。

このように、全体的には施設の維持管理費は増加の傾向にありますが、今後、老朽化が進みますと、今以上に費用がかさんでくることが予想されます。

次に、今後の施設整備計画について、新市建設計画から見ますと、老人福祉センター、一般廃棄物最終処分場やリサイクルプラザ、新市の複合施設、これは庁舎、生涯学習センター、保健センター等などが予定されております。

２点目の維持管理費に要する財源確保につきましては、当該施設において発生し得る使用料、手数料などの収入がございます。ここで過去３年間の収入状況で申しますと、平成１８年度が９，７９３万円、平成１９年度１億１，５０４万円、平成２０年度１億１，７０２万円と収入も上昇はいたしておりますが、経費に対して収入は約４分の１から５分の１となっております。残りの４分の３から５分の４は、一般財源を使用しているということとなります。

主な当該施設の収入を説明しますと、公営住宅等施設で、平成１８年度は使用料手数料と、国県支出金と合わせて４，９２５万円、１９年度５，７７１万円、２０年度６，２９５万円。ごみ処理施設で平成１８年度は３，８８４万円、１９年度３，６２３万円、２０年度３，３５３万円。公民館等施設で１８年度は使用料手数料１，１２２万円、１９年度２４２万円、２０年度はさらにその他の特定財源も加わりまして、計の２８２万円。体育施設で１８年度は使用料手数料１，６６８万円、１９年度１，３６７万円、２０年度は１，１６８万円となっておりますが、その他の施設においては収入はございませんので、一般財源で対応しているところでございます。

今後の財源の確保ということでございますが、使用料手数料の改正なども考えられますけれども、今後は利用率の低い施設、あるいは老朽化が激しい施設等について、廃止も視野に入れ、全体的な施設のあり方について検討する必要があると考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　森　隆博君。

［登壇］

○１８番（森　隆博君）　ちょっと再質問をさせていただきますが、この維持管理費、また整備計画等につきましては、これはもう合併協議におきまして新市建設計画の中に協議を行ったわけであります。各市町村の老朽化する施設の管理運営を見通して、無駄な経費節約を考えた上で、新市の複合施設建設を取り決めたことでありまして、これはもう市長も認識されておることと思います。合併特例債を活用し、新市建設計画を推進することが、菊池市の財源圧迫を抑制し、新市の充実を図ることが市長の責務と思います。このまま、ずるずるとした方針を通していかれる考えな

のか。また、公共施設の維持管理に対しまして、一般財源の持ち出しが菊池市の経常収支比率の悪化を示している現実問題は認識済みのことと思います。合併特例債の活用に対しまして、検討するだけではなく、今後どのような計画、方針で菊池市の将来を描いておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

先ほど、奈田議員の中にもありましたが、やはり合併特例の財源がまだ１６億円ほどですかね、今、使用されておるわけでありますが、やはり残りの５年間においてそういった複合施設、そういったものに対しての計画を早く行わなければ、後では一般財源で取り組んでいかなければならないような形になってまいりますし、本当に学校の統合問題、そういったものも含めて、やはりこれは検討していく問題でありますので、時間を要します。そういうことで、できるだけ早く、どのような方向で取り組まれるかお示しをいただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　ご指摘のように、今後の公共施設の維持管理費用等、その財源確保につきましては、将来の財政運営を考えますと、大きな課題の一つであることは間違いございません。ご案内のように、ここ数年、公共施設の管理のあり方も大きく変わり、新たに指定管理制度に移行し、本市でも数多くの施設の管理に指定管理者を選定してきたところでございます。このことは、管理運営面でこういう効率を上げるということはもちろんでございますが、経費削減という面においても高い効果をもたらしているものと考えております。

しかし、公共施設全体から見ますと、先ほどお答えしましたとおり、莫大な管理費用がかかっていますので、今後の管理のあり方について、十分検討する必要があると思います。特に、平成２７年度から地方交付税が一般算定に移行することによりまして、約１５億円から１８億円も削減される見込みでありますので、今回、提案しております第二次行政改革大綱にも盛り込んでいますように、民間委託、民営化、民間移譲などに積極的に取り組んで行かなければならないというふうに考えております。また、このことは第三セクターのあり方にも関連しますので、あわせて検討していかなければならないというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　森　隆博君。

［登壇］

○１８番（森　隆博君）　なら、もう一応、できれば3回目として、市長の方の考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　先月の１３日に学園大学におきまして、合併をテーマにしたパネル討論に出席をいたしましたが、その際に、学校耐震化など新たな財政需要が出てきていると、そういうことで非常に懸念されるということを申し上げておったわけであります。

新市の建設計画や総合計画をもとに、計画的な行政運営を行っている中におきまして、このような思いもよらないような事業がどんどん出てきているという、これは時代の背景もありましょうけども、一つには、例えば学校の施設の耐震化といったことを申し上げたところでありますが、新たなそういった需要の発生によりまして、行財政運営というものが少なからず影響が出ているという意味を申し上げたところであります。

したがいまして、耐震化が発生したことで、もろもろの計画しておりました事柄につきまして、先送りをしなければならないといった状況にあるということであります。歳入のほうは、先ほどの説明の中にもありましたように、いろんな手数料収入やら税収が落ち込む要素が非常に高まってきていると。歳出の方は、新市建設計画財政計画に基づいて歳出をしていかなきゃならない。その分についての見直しをこれまでさせていただき今日にあるわけでありますが、さらにそういった見直しというのが必要になってくるだろうと思います。

今後におきましても、現在、この本庁舎あるいはそれぞれの総合支所、教育施設、社会・体育施設、あるいは公立の保育園など、２５の施設に耐震化が必要であるとなっております。こういったものが、いわゆる現在の計画に乗っている事業との整合性の中におきまして、どれを優先していくべきであるかといったものが、これからの見直しになってくるんだろうと思います。このことによりまして、財政的には事業を行うことによって財政の平準化を図っていかなければ財政がもたないということになるんではないかなと思って、慎重に財政状況を見きわめながら、事業を優先的に進めていくべきものを進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（北田　彰君）　森　隆博君。

［登壇］

○１８番（森　隆博君）　それでは、３番目の質問に入らさせていただきますけど。

市の政策に対する外部委員会についてであります。

１点目に、各検討委員会、審議会等の数、及び年間の開催と費用弁償についてお聞かせをいただきたいと思います。

２点目に、検討委員会、審議会の意見集約は市政に生かされているのかも、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　地方自治法第１３８条の４第３項で「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」という規定に基づく各委員会、審議会等を設置しているところでございます。２０年度は４０の委員会、審議会等のうち、３１の委員会、審議会等で会議が開催され、それぞれ年間に１回から８回の開催回数であります。費用につきましては、報酬額約４１０万円、費用弁償として約１６４万円、合計の約５７４万円でございます。２１年度は、４５の委員会、審議会等のうち、３６の委員会、審議会等で会議が開催されております。回数は、それぞれ年間に１回から１２回でございます。費用につきましては、報酬額約５７８万円、費用弁償として約２０７万円、合計で約７８５万円を見込んでおります。

次に、検討委員会、審議会での意見集約は市政に生かされているかということでございますが、指定管理者候補者選定委員会を例に申し上げますと、総合計画の第２の柱、行財政の効率化、７１の施策の内容、１０の行政経費の削減の中で位置づけられております指定管理者の指定に関する事務として、限られた財源で効果的で質の高い行政サービスを提供するため、公の施設に指定管理者制度を導入しておるところでございます。

２１年度は、４施設の指定管理者を公募し、６回にわたり選定委員会を開催しました。その中で、応募団体からのプレゼンテーションに対し、有識者からは団体の経営面や事業の取り組み、利用者の声を聞くモニタリングの重要性について意見をいただき、市民の代表者の方からは市民の視点で意見を述べられ、それぞれの立場から厳正かつ公平な審査をいただき、候補者を選定していただいたところでございます。

他の検討委員会、審議会におきましても、必要に応じ検討委員会、審議会を条例で定めて設置し、委員会の選定には附属機関を所管する課において、公平中立に委員を選任して会議を開催し、さまざまなご意見を出していただくことで議論を深め、市政策に生かしていきたいというふうに思いまして、生かしていると考えております。

以上でございます。

○議長（北田　彰君）　森　隆博君。

［登壇］

○１８番（森　隆博君）　再質問をさせていただきますが、確かに２０年、２１年にお

きましては、報酬、費用弁償等が２００万円ほど高くなっておるようであります。この報酬の上がったといいますのは、やはり報酬額の高額者といいますか、有識者の方々のやはり報酬が１日というか、１回出席で２万円というようなことでありまして、一般の方に比べますと、かなり高い報酬を払っておられるというのも現実であります。この合併後の問題についての検討委員会、審議会が主でありまして、やはり例えば四季の里の第三セクターの検討委員会、委員長が県立大の教授でありますが、に答弁を求めるのが本当に妥当であるのかと、大きな私は問題点だろうと考えております。

合併により新市に引き継いだ第三セクターであります。設立当時の関係者とか地元を深く認識する有識者、第三セクターの代表者で現状を確認し、現実的な問題の協議を慎重審議した上で外部の意見を求めるというのが妥当ではなかろうかというふうに私は考えます。四季の里の旭志解散という第三セクターの検討委員会からの答申といいますか、が出されまして、会議記録を読んでみますと、経緯とか実態を認識しておられない職員の方より意見聴取を求められ答申が出されておるというのは、これは確実であります。無駄事業見直しは、これは絶対に今後不可欠問題と考えております。事業費の見直しに対して、市長の考えをお聞かせいただきたいわけであります。

２点目に、各委員会の意見集約は市政に生かされているかということでありますが、公平中立に候補を選任し、意見を集約し、市政に生かしているという答弁を受けました。

例えば、保育園民営化の検討委員会、委員長は熊本学園大の教授の答申でありますが、１点目として、保育所運営は法律を基本としながらも、行政のみが行うものではないと。２点目に、理念や方向性に公立、私立の違いはないと。３点目に、公立に対して市が上乗せ負担していた財源を他の子育て支援策に活用できる。４点目に、私立には施設改修で国・県の補助が適用できると。この４点の理由をまとめた答申でありました。

市の集中プランに市保育所の民営化の検討を掲げ、７月に保護者に説明会を開催されております。形式だけの説明会の実施であったと思っております。１カ月後、８月にはもう市の保育所民営化検討委員会を設け、議論に行っておられますが、やはり７月の保護者への説明が形式だけの説明であったということで、実態状況が不明、さらには誤解を招かないような適切な情報公開の期間が欠けていたというようなことで、保育所民営化に対しまして、計画の見直しの要望書が３，３３５名の方の提出が出されて、一部見直すというような形になったわけであります。このような現状で、民営化検討委員会の答申は、公平中立的な意見として、市の政策に生か

されているのか、本当にこう疑問を抱くわけであります。市長の施政方針と異なる実態と答申をどのようにとらえ、菊池市政策に取り組んでおられるのかお聞かせをいただきたいわけであります。

外部意見集約の是正について、正しい判断であったのかと。

２点目に、外部評価制度の位置づけについての評価、価値はあったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　第三セクターの改革につきましては、国の指針に示されているとおり、有識者等を積極的に活用した経営検討委員会等を設置して、客観的な判断のもとに経営状況等の評価と存廃までを含めた抜本的な改革が求められたことを受けまして、検討委員会を設置したところでございます。委員の選任に当たりましては、利害関係が多過ぎると本来の方向性を見失ってしまう可能性があるとともに、第三セクターの存廃という大きな問題も含めた検討が必要でありますために、感情的に流されることなく、経営のよしあし、経営の方向性を総合的に見きわめられる必要性があると判断をいたしております。このために、委員経費はかかることになりますけれども、企業経営に関し、識見を有する専門家の方にお願いをしたわけでございます。

また、地元の方の意見につきましては、適宜聴取をいたしまして、検討委員会へ反映することによりまして、その意見も含めた上での答申をいただいたところでございます。

一方、公立保育所民営化に関しましては、本市の統一的な民間委託、民営化に関する基本的な考え方をまとめた菊池市民間委託等ガイドラインに基づいた検証を初め、公立保育所５園の現状と将来予測や課題への対応、国の保育施策等、保護者や市民の皆様に不安を与えないことを第一に、さまざまな視点から検証を行いまして、保護者の皆様のご意見をお聞きしたところでございます。その後に、公立保育所民営化検討委員会に保護者の皆様のご意見等を報告し、また現場保育士の意見も申し上げながら進め、答申の運びとなったものでございます。

今回の答申につきましては、子どもの最善の利益という保育所保育指針の根幹をなす理念にかなう施策の取り組みであり、菊池市の児童福祉全体の充実につながるものだと、このように考えます。

このように、検討委員会、審議会における検討結果は、それぞれに地元の声をお聞きした上での識見委員の意見を反映したものであり、市政に生かされているものと信じております。庁内議論、市議会、諮問機関、保護者と順次手続を踏まえ、基

本的な考え方のもとで進めたやり方ということにつきましては正しい判断であったと、このように考えておりますし、同委員会等は、地方自治法に基づく執行機関の附属機関であり、議会のご理解を得て設立をされ、そして専門知識や公正の確保、利害の調整等が図られたものだと考えております。

今後も現行の方式で進めてまいりますが、見直しを必要とするものがあれば改めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（北田　彰君）　森　隆博君。

［登壇］

○１８番（森　隆博君）　今、市長の方から答弁をいただいておりますが、やはり旭志の第三セクターの検討委員会の中において、やはり論議すべきものがすべてなされていなかったというふうに認識する部分があります。第三セクターは、地方の自治体と民間が共同出資というような形でできた法人でありまして、社長である市長が経営責任者と、どうとるのかという問題点もありますし、今回菊池市が６，０００万円という追加出資も行っておるようなわけであります。

そのような第三セクターが、今、全国に７，４３１の法人がありまして、約４０％がもう経常赤字を示しております。そういったことから、総務省は経常が悪化した第三セクターの債務整理といいますか、に充てる特別地方債の発行が５年間だけ認めておるということで、自治体に処理を急げというようなことも示されておるわけであります。こういったことも、やはりこの検討委員会の中で協議項目の中に一つとして入っていなかったというのが、どうにも私は納得がいかないというところがありますので、やはりこういったまだ見直す部分が、今からいろんな検討委員会も考えておられるようでありますが、やはり国の方針とかそういったものを含めながら、やはり検討に入っていただかんと、なかなか、もう議会の議決をとったということで議会責任では困るというふうに考えます。

これ以上、追求していっても一緒だろうと思いますが、今後十分、やはり広い範囲で検討していただくということを強く要望しておきます。

次に、４番の質問に入らさせていただきます。

４点目は、中心市街地の活性化基本計画の認定についてであります。市長が菊池市に起爆剤となる政策、事業が今後求められるとの記事を読みまして、市長の前向きな政策、事業の取り組みに感動しております。菊池市の市街地活性化に向けた政策と現状についてお聞かせをいただきたいと思いますが、１点目に、菊池市の起爆剤となる政策とは何か。２点目に、菊池市の現状ですね、観光の現状について。３点目に、市の商業指標です、要するに中央通りとか元の店舗と最近できた大型店舗の売り上げに対してどのようなパーセントになっておるのか、お聞かせをいただき

たいと思います。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　中心市街地のほぼ全域が旧ヨーカドー跡地を中心とした半径５００メートルの範囲におさまり、商業サービス施設を初め、医療施設や業務施設等が集積する中心市街地のへそに位置し、公共性の高い場所であります。この一角に素案でありますが、民間事業として、魅力ある商業空間、まちなかのにぎわい創出を目的としました商業テナントと公共公益施設の複合施設整備事業計画がございます。これは商店街への来街者の増加、まちの回遊性の促進にもつながり、中心市街地の活性化の重要なポイントとしてとらえており、今後は診断・助言事業の結果を踏まえまして、再度十分な検討が必要ではないかと考えております。

次に、菊池観光の現状についてでございますが、観光産業の現状につきましては、経済状況の悪化が旅行客減少の要因と思われます。本市の観光は、名水１００選の菊池渓谷に代表される自然豊かな観光地の認知度は高いものの、歴史や温泉等の観光資源が認知されていないことなどから、宿泊客数に結びついていない状況であると思っています。そのようなことから、旅行者の観光に対するニーズが多様する中で、市単独では限界がありますので、菊池観光協会や旅館組合、さらには広域の関係団体等と連携を図り、観光ＰＲに努めているところでございます。

例えば、菊池川流域自治体で構成します熊本県北観光協議会では、温泉や観光地、物産などを紹介するＤＶＤや県北の歴史と温泉の里めぐりの広域観光リーフレットを作成し、九州新幹線の開通に向けまして、大阪や広島等でのＰＲを計画されているところでございます。また、本紙の観光資源を最大限に活用しましたボランティアガイドの育成等を行い、本市に長時間滞在いただくような取り組みにも努めているところでございます。特に観光協会におきましては、本年２月から４月上旬まで「菊池さくらまつり」を開催しております。この祭りは、ひな祭りから菊池公園一帯に咲く桜、菊池の食や歴史等をテーマにロングランで開催されているものでございます。今後は、観光協会の組織の見直しも視野に入れ、側面から支援しますとともに、協働して広く情報を発信し、観光客誘致に努めてまいりたいと思います。

次に、本市の商業の現状につきましては、商業統計で申し上げますが、ご指摘は大型店とあるいは中心市街地の小売業との比較ということでございますが、そこまでの詳細はできておりませんので大変申しわけございませんが、小売業事業所ということで数字を述べさせていただきたいと思います。

小売業事業所数は、合併前の平成１４年の５９９店舗をピークに、平成１６年５８６店、平成１９年５３８店と年々減少を続けております。小売業の年間販売額に

おきましては、平成１４年に約３７９億８，０００万円から平成１６年約４８７億１，０００万円と増加をいたしております。これは菊池高原等のレクリエーション施設利用客の増加によるものかと思われます。平成１９年には約３９７億６，０００万円と減少いたしておりまして、中学・高校の修学旅行の減少と観光施設の閉鎖等が考えられます。

小売業売り場面積につきましては、平成１６年５万１，８０７平方メートルから、平成１９年は５万５，５５６平方メートルと増加しております。平成１９年につきましては、そのうち大型店が６，７５４平方メートルで、約１２％を占めております。

大型店と小売業の売り上げの比率につきましては、全体の小売業の年間販売額約３９７億６，０００万円に対しまして、大型店３店で約２９億３，０００万円で、全体の約７．４％を大型店が占めております。

このように、現状の商業、商店街は、売り上げの減少を初め、来客者数の減少や後継者不足、新規創業者不足、空き店舗の増加等から見ましても、大変厳しい状況にございます。この要因といたしましては、消費者ニーズの高度化や多様化、モータリゼーションの進展や大型店の郊外への出店等が考えられます。このような現状を踏まえまして、商業観光の充実、商店街の活性化、経営の近代化等、商工会と連携を図りながら支援してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　森　隆博君。

［登壇］

○１８番（森　隆博君）　それでは、再質問させていただきます。

１点目に、起爆剤となる政策をお尋ねいたしましたけれど、菊池市としての政策、事業への考えは伺えませんし、市民の方々が複合施設を考えておられる、中心市街地の活性化につながればというような答弁であります。

菊池市の観光についてもお尋ねしました。将来性を伺えるような答弁はあっておりません。やはり今、菊池の売り上げといいますか、に対しましても、フラワーヒルあたりが一番の売り上げを示しておると思います。あそこの場合は、やはり道路が狭いということと、高齢者の方が多い。そういうことで、できるならバスといいますか、そういったものを利用して取り組んでいけば、なお一層の来客が臨めるというふうに思います。そういった組織をつくり上げていかないと、なかなかやはり来ていただくだけでは、やはり限度があるというふうに思うわけであります。

そういった中におきまして、いろんなそのまちづくりをやるためには、やはり法人化した組織がなければできないと思いますので、観光協会、今、服部君が責任者

になっておられると思いますが、やはりそういった専門知識を持ったといいますか、東急観光あたりで現実でたたき上げてこられた方あたりが知恵を出すといいますか、そういった方々が法人化して、そういったバス関係の運営とか、あそこに来られた方をこちらに引き戻すというような、そういった取り組みをやっていかないと、なかなか、ほとんど水源、フラワーヒル、そういったところに訪れた方は、阿蘇方面かほとんど黒川とか大分方面に行かれる方がほとんどで、こちらに戻ってこられる方はいないというようなのが現実でありますし、また、菊池市のよさをどんなにアピールしても、人が来んだらもうどうにもならないというのが現状でありますので、やはりそういった足をどうするかということを考えていかなければならない問題が一つあろうと思います。

そういうことで、そういった市のやはり観光協会、温泉組合でもいいですけど、そういった方々にきちっとした組織づくりをやっていただかなければ菊池市の発展にはつながらんじゃないかというふうに思いますので、市長のお考えとして、そういった法人化した組織をもって今後取り組む気があるかないかだけ、お示しをいただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　専門性といいましょうか、専門的な取り組みというものを専従化してやらなければ、なかなか成果は出ないんじゃないかなといった端的にそういったご意見かなと思ったところであります。

きのうも樋口議員の方から質問がありまして、この専門的な菊池市のイメージアップを図っていくためには、それなりの相当の覚悟を持ってやらなければいけないというようなことがございました。ブランドづくりというのが、それほど非常に難しいんだということであったし、また、つくることからさらにそれを広く多くの方々に認知していただき、そして流通に乗せるということの難しさを述べられたところでありますが。

今、森議員のお話にもありましたように、私も全く同感でありまして、やっぱり何とかこの観光的な面におきましても、物産におきましても、そういう関係業界というものと、もっともっと身近な存在としてあるべきではないのかなと。願わくば、そういう専門的な人を行政の中に招き入れるような、そういった思い切った施策をやるべきではないかといったものを、きのうもそんな話をちょっと立ち話でさせていただいたところでありますが、全く同感でございます。それで今、立ち上げに入ったばかりでありますので、そういった中におきまして、どういうことを専門的なものの方々のご意見を求めていくべきなのかということを十分に検討しながら積極

的に、本当によかったと言われるような、そして、しかもスピード感を持って取り組めるように頑張っていきたいと、このように思います。

○１８番（森　隆博君）　よろしくお願い申し上げまして、これで終わります。

○議長（北田　彰君）　以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。

あすも引き続き一般質問となっております。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

──────────────────○──────────────────

散会　午後４時０２分

第　５　号

３　月　９　日

平成２２年第１回菊池市議会定例会

議事日程　第５号

平成２２年３月９日（火曜日）午前１０時開議

第１　一般質問

○

追加議事日程　（第５号の追加１）

平成２２年３月９日（火曜日）午前１０時開議

第１　議案第　４１号　平成２１年度菊池市一般会計補正予算（第１３号）
　上程・説明・質疑・委員会付託
第２　議案第　４２号　平成２２年度菊池市一般会計補正予算（第１号）
　上程・説明・質疑・委員会付託

○

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
追加日程第１　議案第　４１号　平成２１年度菊池市一般会計補正予算（第１３号）
　上程・説明・質疑・委員会付託
追加日程第２　議案第　４２号　平成２２年度菊池市一般会計補正予算（第１号）
　上程・説明・質疑・委員会付託

○

出席議員（２８名）

１番　東　　英　俊　君
２番　東　　裕　人　君
３番　泉　田　栄一朗　君
４番　森　　清　孝　君
５番　藤　野　敏　昭　君
６番　樋　口　正　博　君
７番　二ノ文　伸　元　君
８番　中　山　繁　雄　君
９番　水　上　博　司　君

１０番	三　池　健　治　君
１１番	怒留湯　健　蓉　さん
１２番	坂　本　昭　信　君
１３番	隈　部　忠　宗　君
１４番	奈　田　臣　也　君
１５番	葛　原　勇次郎　君
１６番	木　下　雄　二　君
１７番	坂　井　正　次　君
１８番	森　　隆　博　君
１９番	山　瀬　義　也　君
２０番	本　田　憲　一　君
２１番	栃　原　茂　樹　君
２２番	松　本　　登　君
２３番	工　藤　恭　一　君
２４番	境　　和　則　君
２５番	北　田　　彰　君
２６番	外　村　國　敏　君
２７番	徳　永　隆　義　君
２８番	横　田　輝　雄　君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市　　長	福　村　三　男　君
副　市　長	永　田　明　紘　君
総　務　部　長	緒　方　希八郎　君
企　画　部　長	石　原　公　久　君
市　民　部　長	原　川　智　明　君
経　済　部　長	後　藤　　定　君
建　設　部　長	岡　崎　俊　裕　君
七城総合支所長	古　閑　昭二郎　君
旭志総合支所長	山　田　憲　章　君
泗水総合支所長	岩　下　義　人　君
企画部首席審議員	木　村　靖　弘　君

財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君
代表監査員	宮川貞雄君
監査事務局長	大塚茂幸君

○

事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
議事係長	上田敏雄君

○議長（北田　彰君）　全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（北田　彰君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○議長（北田　彰君）　日程第１、きのうに引き続き一般質問を行います。

初めに、木下雄二君。

［登壇］

○１６番（木下雄二君）　皆さん、おはようございます。

それでは、通告の順に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、都市間交流による観光振興についてお尋ねをいたします。

菊池一族の歴史的つながりによって、これまで菊池市は、宮崎県西米良村との姉妹都市、岩手県遠野市との友好都市を結んでいます。西米良村とは隈府城主菊池氏が１５０１年に入山し、その後４００年にわたり菊池氏によって統治されていた歴史的な縁によって、１９８３年、昭和５８年に姉妹都市提携の盟約を締結し、現在も菊池武夫公の墓前祭、文化・スポーツ等の交流が行われています。

岩手県遠野市とは、平成５年度に菊池市議会総務常任委員会が遠野市への視察研修がきっかけとなり、平成７年度から菊池一族の歴史を基調として本格的な都市間交流が行われています。

その後、平成１０年８月に菊池市と遠野市は友好都市を提携し、交流のきずなが深められています。また、合併後の平成１８年４月８日には、菊池市合併１周年事業として、新菊池市として改めて西米良町と姉妹都市、遠野市との友好都市の交流調印式がとり行われ、今後も相互に人的交流、文化交流等を通じて、友好親善の関係を続けていくことを約束されました。このように、西米良村と遠野市との交流は確実に推進されております。

その中で、平成１３年４月に発足した菊池都市間交流の会は、住民参加型で、姉妹都市宮崎県西米良町と友好都市岩手県遠野市との交流によって、菊池市の活性化、まちづくりの推進を目的に設立された組織であります。行政の交流を市民レベルで後押しをしております。会員の中には、個人的に親交を深められ、市にとっても観

光振興、経済交流にも結びついているようであります。

そこでお尋ねですが、西米良村、遠野市との交流の状況を具体的にお示しください。

次に、入湯税の現状と観光振興への活用について、お尋ねいたします。

入湯税につきましては、平成２０年３月の定例会で、市の観光の状況と対策について質問させていただいたときに確認しておりますが、そのときも余りにも激減しているのにびっくりいたしましたが、現在はもっと厳しくなっていると思われますので、改めて現状をお示しください。

また、国の事業として、先般地域活性化生活対策臨時交付金が菊池市においても観光面に活用されたと思われますが、交付の状況をお示しいただきたいと思います。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　両都市との交流につきましては、市民交流団である菊池都市間交流の会が中心となって、交流が行われております。

交流の内容についてですが、毎年１０月１５日に開催される菊池神社秋季大祭に合わせて、遠野市と西米良村の方々が本市を訪問され、３都市合同の研修と交流会を実施しております。

ほかに、西米良村の村民体育祭であるメラリンピックに参加したり、来る３月１４日に開催されますおがわ花見山植樹祭への出席も計画しているところです。合併した後のこの５年間に、都市間交流の関係だけでも約３５０名の方が相互交流を行っておられます。

これとは別に、１２月１日に開催されます菊池祭にも、議員の皆様に毎年参加いただいているところでございます。また、２月の遠野物語ファンタジー鑑賞をメーンとした遠野市訪問を菊池都市間交流の会主催で企画し、西米良村の交流団と合同で行っております。

合併した平成１７年度から、今年度訪問した１２名の交流団を合わせますと、総勢５４名の方が遠野市を訪問しておられます。議員の方も地域づくりの先進地研修先として遠野市を訪問され、また２１年度は遠野市の議員の方も本市を訪問していただいたところでございます。

このように、幅広い交流が行われております。

以上、姉妹都市西米良村と友好都市遠野市との交流状況の概況について説明いたしましたけれども、それ以外にも、個人的に相互交流をされている方もおられると伺っております。お互いの地を訪問するだけでなく、手紙のやりとりなどを長年続

けられたりと、市民レベルの交流が着実に浸透してきているものと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　おはようございます。

入湯税の課税対象者の現状につきまして、平成１７年度から現在までの状況についてご説明いたします。

平成１７年度におきましては、宿泊、日帰り客を合わせまして、約２０万３，０００人の入湯客がございました。入湯税といたしましては約２，４００万円。平成１８年度、１９年度においては、入湯客数の減少によりまして約１８万６，０００人、入湯税として約２，２００万円の収入が上がっております。

しかし、平成２０年度においては、景気低迷等によりまして入湯客数が激減し、約１６万７，０００人、入湯税として約１，９００万円。平成２１年度におきましてはさらに減少いたしまして、入湯客数約１４万人、入湯税として約１，５００万円を見込んでおるところでございます。今後も入湯客数の減少が進むのではないかと懸念しているところでございます。

観光振興への活用ですけれども、入湯税は環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるために、鉱泉浴場における入湯に対して課税される税であります。

本市におきましては、市税と同様、一般財源として環境衛生施設、観光振興、その他消防活動に必要な施設の整備等に対する費用の一部として活用させていただいているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　おはようございます。

国の地域活性化生活対策臨時交付金の活用につきましては、宿泊施設を活用した観光客の誘致を図るため、旅館等の受け入れ体制の整備を推進することを目的に、菊池市観光立市推進事業の展開を図っているところでございます。

本市の宿泊客減少の要因といたしましては、ゆとりと安らぎを求める志向が高まる中、旅行者の需要の高度化、あるいは少人数による旅行の増加など、旅行形態が多様していることから、その対応といたしまして、旅館、ホテルの環境整備とともに、新規開拓に必要な施策を講じるため、本事業の補助金交付要綱を定めて実施しているところでございます。

補助対象経費といたしましては、玄関、トイレ等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化等に対する改修経費の２分の１を補助する事業でございます。旅館協同組合加盟１１カ所のうち、１０カ所の旅館、ホテルから申請が上がっている状況でございます。また、改修内容といたしましては、和式トイレから洋式トイレへの取りかえ、あるいは手すりの設置や浴室のシャワー設置、段差解消及びお客様を客室等へ導くためのカーペットの張りかえを行い、環境整備を整えるところでございます。

総事業費といたしましては約５，０００万円で、現在６カ所の約３，２００万円の改修工事が完了し、残り４カ所、約１，８００万円も今月の中旬には完了する予定でございます。市の補助金といたしましては、約２，５００万円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　木下雄二君。

［登壇］

○１６番（木下雄二君）　ありがとうございました。

今お聞きしますと、やはり入湯税、入り込み客ですかね。宿泊客が１４万人で１，５００万円に減っていると。本当に、私も前、ホテル業におりましたけれども、たしか平成元年ぐらいのときには、たしか４４万人ぐらい泊まられて、相当な入湯税が入っていたと思います。非常に厳しい状況であると思います。

また、先ほどの交付金でありますけれども、たまたま菊池観光ホテルの方がきれいにロビーの改修をやられて、この制度を生かされて、非常に喜んでおられました。市としても、今回は国のほうの事業の交付金に、市のほうも半分足したんですかね。そういう形でありますけれども、こういったことをどんどんやっていただいて、観光客誘致に頑張っていただかなければこれに歯どめがかからないんじゃないかというふうに心配しております。

今回、都市間交流による観光振興についての質問をしておりますが、こういった菊池市の現状を踏まえての質問でございます。皆さんもご存じのように、西武に入りました菊池雄星投手、この後援会を市民レベルで立ち上げることとなりました。昨年の甲子園の主役は何といっても岩手花巻東の菊池雄星投手でございましたけれども、私も昨年の８月の週刊誌に大きく掲載されていたのが、目が引いたのが、菊池雄星が読破した歴史経営者本３００冊と書かれていた記事であります。岩手県の菊池姓でありますので、遠野市役所に連絡をとりまして、遠野出身ではないですかと尋ねましたところ、遠野市ではないということでございました。しかしながら、岩手県の菊池姓であれば、菊池一族の末裔に違いないと私は確認したところであり

ます。

その後、都市間交流の関係から面識がありました遠野市長の本田様、また市議会議員、現在は総務委員長の菊池民彌議員にお願いをして、菊池雄星投手のお父さんとぜひとも会わせていただきたいという依頼をいたしました。特に、遠野市の菊池の会の会長をされておられる菊池民彌議員が努力をしていただきまして、ことしの１月１４日に盛岡市内でお会いすることができたのであります。

お父様は、岩手県中央会に勤務されており、わざわざ面談の時間も１時間ほどとっていただき、菊池雄星投手を市民挙げて応援していきたい旨をお伝えいたしました。お父様も大変喜んでいただきまして、お父様自身も１０年前に自分のルーツを意識して菊池市を訪れ、菊池神社にも参拝されたことをお話をされました。

先日、都市間交流の会、また菊池神社の関係の方を中心に、菊池雄星投手の後援会発足の準備会をいたしました。菊池一族の歴史が取り持つ縁によって、菊池雄星投手がプロとして大きく成長するように、市民挙げて菊池市の活性化のためにも応援していかねばと思っております。

立ち上げは市民レベルでやっておりますが、市として観光振興の面からもどのように協力していただけるか、お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　企画部長、石原公久君。

［登壇］

○企画部長（石原公久君）　菊池雄星選手は甲子園で活躍し、ことしからプロ野球界に籍を置くことになりました。野球を通じまして、全国的に知名度の高い菊池雄星選手が、議員おっしゃるように菊池一族とのつながりのある方であれば、菊池市にとっても大変喜ばしいことだと思います。

今回菊池雄星選手の球界での活躍を祈念され、市民の方々による後援会が発足されることは大変すばらしいことだと思います。どのような形で応援できるのか、後援会の準備委員会で今後検討されるものと思います。

菊池雄星選手の後援会が立ち上がり、本人とあわせて全国的に菊池市が注目され、市外からの訪問者がふえることは、地域の活性化にも結びつくものと思います。また、菊池市内の小・中・高校生の将来に夢を抱くことにもつながることではないかと思われます。市民による後援会設立につきましては、先ほど申しましたとおり、大変喜ばしいことでございますが、市として何ができるか検討し、お手伝いできることがあればお手伝いさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　木下雄二君。

［登壇］

○１６番（木下雄二君）　ありがとうございました。

本当に市の活性化に間違いなく結びつくと思いますので、執行部のほうとしても協力をお願いしたいと思います。

いずれにしても、これトップセールスが必要だと思いますので、私も菊池雄星選手のお父様と面談については、市長にも報告をした上でお会いしてまいりましたので、既にご存じだったと思いますが、市長として今後どのように対応されるかお聞きしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　木下議員におかれましては、日ごろから菊池都市間交流の会会員といたしまして、西米良そして遠野市との交流に大変ご尽力をいただいておりますが、都市間交流の会の会員の皆様のおかげをもちまして活発な市民交流が行われていることに対しまして、感謝を申し上げるところであります。

今後につきましては、今まで相互交流を基本といたしまして、菊池都市間交流が中心となって、さらに交流を深めていきたいと、このように思います。

議員におかれましては、今後ともよろしくご指導をお願いいたします。また、議員各位におかれましても、よろしくお願い申し上げます。

次に、菊池雄星選手についてでございますが、昨年の夏、私もテレビを観戦いたしておりまして、東北出身で菊池という、菊池氏となれば、これはまさしく菊池一族をルーツとするものではないかと推察をして、何となく胸に、何となく伝わるものを感じたところでございます。

雄星選手の後援会を今、市民グループでおつくりになるというお話でございまして、大いに期待をいたしております。もしそのことによって、設立されることによって雄星選手が菊池を訪問するということにでもなれば、まさしく青少年の健全な育成のために、また大いなる夢を抱かせるということによって、スポーツの振興に大変資するところが大きいのではないかと、このように思います。

今後、具体的な後援会の設立内容が固まって、正式に菊池市に対しまして、どういったことかわかりませんが、協力の依頼がありますれば、取り組みを協議をしてまいりたいと思います。

先のころ、先月、宮崎キャンプの折にほかの方々のほうから、ぜひ一つ市長は菊池雄星選手に会いに行きなさいというようなお薦めもありましたが、日程の調整ができませんでした。ぜひ、ひとつそのような機会ができますことを願っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（北田　彰君）　木下雄二君。

［登壇］

○１６番（木下雄二君）　ありがとうございました。

その節はぜひともよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に安全対策、ＡＥＤの設置状況と管理体制についてお尋ねをいたします。

本市としても、市民の安全のため、学校、老人ホーム等の公共施設はもちろん、観光地等、人が集まる場所には設置が進んでいると思われますが、現在の設置状況を詳しくお示しください。できれば年度別の設置状況もお願いいたします。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　ＡＥＤの設置状況でございますけれども、年度別はちょっと手持ちで資料がございませんので、後ででもわかり次第お伝えしたいというふうに思います。

本市での公共施設等のＡＥＤ設置状況でございますけれども、現在７３台を設置しておりまして、その内訳といたしまして、市で設置したもの４８台、寄附によるもの６台、貸与による設置が１９台でございます。設置箇所につきましては、市役所の本庁、各総合支所、公立幼稚園、保育園、小中学校、老人ホーム、体育館、プールなどの体育施設、公民館、市民館、図書館など６６施設に配置している状況でございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　木下雄二君。

［登壇］

○１６番（木下雄二君）　ありがとうございました。

次に、管理体制についてお尋ねをいたします。

ＡＥＤは救命処置のための医療機器であります。いつでも使用できるように、インジケーターや消耗品の有効期限などを日ごろから点検する必要があり、点検担当者を決めて設置したＡＥＤの日常点検を実地しなければならないとのことであります。

ＡＥＤ本体に附属している電極パッド、バッテリーには有効期限があり、期限を過ぎたものを使用することはできないので、必ず期限前までに交換をしなければなりません。市としても市民の命にかかわることですので、きちんとした対応をされていると思いますが、管理の体制について詳しくお示しください。

また、各団体等から寄附していただいたＡＥＤについても、管理をどうされているのかお示しをいただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　ＡＥＤの管理につきましては、それぞれの施設で対応するようにいたしております。

メンテナンスでございますけれども、ＡＥＤには自己審査機能がございまして、電気容量や機能を定期的にＡＥＤ自身がチェックし、ふぐあい等があればランプで知らせるようになっております。各施設の職員の方々には、ＡＥＤの納品の際に、メンテナンスのシステムや使用方法の説明を行い、液晶チェックを確認するようにしていただいております。

なお、ＡＥＤの保証期間は５年でございます。本体のふぐあいがあれば、メーカーに連絡するようになっております。

また、消耗品であります部品の電極パッド、電池パックの交換時期でございますが、メーカーや機種によって若干相違がございますが、おおむね電気パッドは１年半から２年、電池パックはおおむね５年ごとに交換する必要があると思っております。部品交換につきましては、簡単な作業でありますので、各施設の職員で交換するようにいたしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　木下雄二君。

［登壇］

○１６番（木下雄二君）　ありがとうございました。

最初に、年度別の設置状況をお聞きしたのが、最初取りつけられてから大体もう四、五年目になりますので、その年度別の確認をした上で、状況を確認したいというのが質問の趣旨だったわけでございます。

それと、各メーカーによって、パッドのある面では値段とか、またその耐用年数なんかも違うようであります。市として今購入されているものについてのいろんな、後のメンテナンスの問題もいろいろ市民の方からも聞くところもございますので、最終的にはきちんとした管理体制をやっていただきたいと思います。

それでは、次に農道整備について、特に中山間地での農道整備の必要性についてですが、この件につきましては、これまで何度も質問、要望を続けてまいりましたが、なかなか整備が進んでいないのが現状であります。

今回、改めて質問させていただきますのは、私の地元のような中山間地域は高齢化が急速に進み、原材料支給等による人築での対応がいつまでできるか心配な地域ばかりだからであります。市としても、中山間地域の農地の荒廃防止や環境保全、農地が持つ多面的機能を守るためにも、早急に整備の必要性は認識していただいて

おると思いますので、改めて農道整備の現状と、今後の計画をお示しいただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　経済部長、後藤　定君。

［登壇］

○経済部長（後藤　定君）　中山間地域の農地の保全、農業の活性化を図る上において、農道整備等は主要な施策と考えております。特に、中山間地域におきましては農道の未舗装箇所も多く、用排水路の整備も進んでいない状況と認識しております。

市が管理する農道の状況につきましては、２９６路線で延長１０万４，１５３メートル、うち交付税算入対象の一定要件農道が１５６路線で延長５万８，８４４メートルとなっております。舗装済み延長は５万２，６４３メートルで、整備率にいたしますと５０．５％となっております。また、議員ご指摘の中山間地の状況につきましては、市道管理農道以外の地元管理農道が多いことから、整備がおくれている状況でございます。中山間地域の事業といたしましては、主に団体営の基盤整備促進事業や県補助事業によります農業農村整備推進交付金事業及び市が工事費の一部を補助金として交付いたします農業用施設整備事業等により実施しておりますが、いずれの事業につきましても採択要件や受益者負担が生じることから整備がおくれている状況であり、原材料支給が中山間地の整備促進を図る上において、より有効なものととらえております。そのようなことから現状を把握しながら、今後の予算確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　木下雄二君。

［登壇］

○１６番（木下雄二君）　ありがとうございました。

いずれにしても、現状については十分認識はしていただいておるようでございます。いずれにしましても、私ども中山間地のほうは非常に厳しい状況でございます。原材料支給をいただいたにしても、なかなか先ほど申し上げましたように、人築等でもやっぱりやれるような状況ではありませんので、早急に、今できるうちに支給等も含めて検討していただきたいと思います。よろしくお願いしておきます。

それでは、次に奨学金についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、平成２１年３月定例会において、菊池市の奨学金制度の現状を確認し、１００年に１度の経済不況の中で、保護者の雇用状況悪化のために、子どもたちが経済的な理由によって進学を断念しなければならない状況が本市においても今後増加することが考えられますので、現在の奨学金制度とは別に、新たに球磨郡の湯前町の貸付の事例を挙げて、入学準備金の貸付制度導入を要望いたしま

した。

教育長は、入学支度金みたいなものと思いますが、いい制度だと思います。財源の確保ができれば実施は可能だろうと思いますと答弁されました。その後、９月の定例会においても、さらに確認も含め質問をさせていただきました。教育長は、本市としましても、経済的な理由で学業をあきらめる若者が出ないようにしたいという強い思いを持っています。そこで、この入学準備金につきましては、基金等の活用を考えながら実施できるように努力していきたいと具体的に答弁をいただいております。

これまで何度も質問、要望をしてまいりましたが、教育長が支度金と表現されましたように、入学準備金は導入がおくれれば何もならない制度でもあるのです。今回は予算化されたのか、されなかったのか、されるのであればいつされるのか、具体的にお示しをしていただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　教育長、田中忠彦君。

［登壇］

○教育長（田中忠彦君）　新たな入学準備金等につきまして、平成２１年１２月議会におきまして、おっしゃるとおり制度充実のため基金等を活用し、入学準備金、また成績優秀な子どもに対し、給付型の奨学金を創設するよう検討していると答弁いたしましたが、その原資である基金等の活用が現時点ではまだできない状況にあります。今後、関係部署と十分協議し、制度充実のため努力していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　木下雄二君。

［登壇］

○１６番（木下雄二君）　ありがとうございました。

まだできないということでございます。いずれにしても、今度の２２年度の予算には計上されていないということでありますね。

教育長は、強い思いを持ってやりたいと答弁されておられました。私が２１年３月の定例会で質問した入学準備金のことが、そのときの熊日に掲載され、市民からも、私のほうにも期待の声がたくさん上がっておりましたので、先ほども申し上げましたが、その後も確認も含め、９月にも質問、要望をさせていただいておったのであります。市民の生活に最も緊急性がある制度であり、菊池市の将来のために今、子どもたちの奨学金の充実を図り、安心して進学ができるようにしてあげるのが私たち大人の役目であると思います。

教育長は、９月の定例会の答弁の中で、基金等の活用とおっしゃいました。そし

て今、基金の活用ができないということでございましたので、多分小川基金のことだろうと思われます。実は、私が２１年３月に入学準備金の制度のことを質問したことが、間接的に小川水寶様の娘さんの小川恵美様が知られ、ぜひとも会いたいということでございましたので、昨年の１２月５日に東京でお会いをしてまいりました。小川様はこれまで何度も小川恵美様の代理人、吉田弁護士が、小川基金の使途について、私たち議員それぞれに送付されていたと思いますが、その内容と同じことを述べられ、小川水寶は基金を故郷の青少年の健全な育成のために使用することを願っており、水寶の意思に添った奨学金制度創立等の具体案を決定されることを要望しますとのことでありました。

このように、小川恵美さんの意思はかたく、菊池市の将来を担う子どもたちのためを思っていただいていることに、敬意と感謝を申し上げてきたわけでございます。

今回教育長は、入学準備金を含む小川基金、人づくり事業、夢実現の案を、案でありますけれども作成し、予算化を提案されたということでございます。しかしながら、先ほど答弁がありましたように、基金等の活用ができなかったということでございますので、その後は財政課、また、そのトップである市長の判断になったと思います。

今回、改めて質問をさせていただきますが、なぜその小川さんの意思とは別に、こういった形で、現在この厳しい状況の中で、子どもたちの将来のために奨学金が予算化されなかったのか。そのことを改めて市長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　現在の経済不況は、市民の生活、あるいはまた雇用状況に大変厳しい影響を及ぼしております。保護者の就労状況の悪化や、それに伴うところの収入の低下は、子どもたちの就学に少なからず、金銭面だけではなくて、精神的にも大きな不安をもたらしているものだと思います。

このような経済的な理由などによりまして就学が困難な子どもたちに対しまして、奨学金制度の充実によって就学の道を開くということは大変重要なことでございますし、これまでの施策として菊池市も独自の奨学金制度を設けてきたところであります。

しかしながら、今、国のほうが高校の授業料の免除など、国の政策として大変な変革期を迎えていると、このように思います。こういった状況というものを的確に判断をしながら、今後の制度ということについて、さらにどういったところが必要なのか、その該当する家庭、児童等についてはどういう状況かということについて、やっぱり精査していく必要性があるのではないかということを思っているところで

もありまして、いずれにいたしましてもそういったお金、経済的な理由によって就学の道が閉ざされ、勉学の道が閉ざされるということにならないように、制度の充実に向けては努力してまいりたいと、このように考えております。

○議長（北田　彰君）　木下雄二君。

［登壇］

○１６番（木下雄二君）　先日、熊日の記事に、授業料無償化よりも奨学金の充実をと、これは菊池市の男性の方が投書をされておりました。新しい制度の中で、高校無償化というのはありましたけれども、その後の進学、また専門学校、大学に行く、言うなれば、その奨学金がないわけであります。現実を精査しなければいけないということでございますけれども、私が３月に一般質問してからずっとその状況の、その時間はたっぷりあったと思います。今、市長は小川基金のことは何も触れられませんでしたけれども、もう小川様のほうからは、私も直接お会いしてきましたけれども、早くその活用をしてくださいという意思がかたいものがありました。本当に今現状として、子どもたちは行きたくても行けない、そういう状況でありますので、小川様の意思をちゃんと酌んで、それを活用するのがやっぱり菊池市の役目ではないかと思います。これはもう泗水も含めて、菊池市、新しく合併した全部の子どもたちにも大変役に立つ奨学金になると思いますので、そのことを、小川基金の活用についての考えも含めて再度市長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　基金の問題につきましては、合併によりまして泗水町より持ち寄られたものでもありまして、小川会館建設特別委員会という委員会が現在あります。その中で、これまで論議をされまして、小川会館についてどうするのかといった結論はまだ出ていないという状況になっております。このことについては、小川さんのご遺族であります恵美さんのほうからも、ハード的なものについてはまかりならんということで、精神的な人づくりの面でということにはなっております。そこら辺で、委員会のほうでの方向性というものを結論づけながら、この持ち寄られました基金について、有効的な活用ができればなという願いを持っているところでございます。

○議長（北田　彰君）　木下雄二君。

［登壇］

○１６番（木下雄二君）　小川様ともしっかり話をしていただいて、検討のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に道路整備についてお尋ねをいたします。

まず、県道原立門線の整備の進捗状況についてですが、この路線については平成１８年６月の定例会において質問、要望をさせていただき、さらに２１年３月の定例会においても質問しております。市としても、フラワーヒル等の観光施設や、ゴルフ場などのアクセス道路として、多くの観光客が通る重要な路線であるが、道路幅員が狭く、行楽シーズンには渋滞を来し、沿線住民や来場者の方々に大変な迷惑をかけていることは十分認識していただき、これまで県に対して強く要望を続けていただきました。私も、地元区長会とともに地元前川県議の事務所に何度も訪問し、要望を続けてまいりました。その努力のかいあって、これまで何年も手つかずだった県道原立門線の改良が、まず原味橋の改築が始まるようであります。これまでの答弁によりますと、２２年度から工事着手となっておりましたが、現在の整備の進捗状況を詳しくお示しいただきたいと思います。

次に、市道伊倉黒仁田線の整備の進捗状況についてですが、この路線についても平成１８年９月、平成２１年６月の定例会において質問、要望をさせていただいております。国道３８７号線の渋滞時の迂回路としての必要性はもちろん、産さん滝、千畳河原への観光ルートとしての重要な路線として認識していただき、第１期工事を黒仁田地区の細永橋から滝地区までの約７００メートルを着手するとの答弁でしたが、用地交渉による変更があるようですので、工期等も含め、詳しくお示しいただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　国道の３８７号からフラワーヒル菊池高原に向かいます県道の原立門線の整備の進捗状況につきましては、単県の橋梁改築事業によりまして、原味橋を実施中であります。施工延長が６０メートル、うち橋の長さが１５．８メートル、橋の幅が７メートルで、車道の幅員は２車線の５．５メートルでございます。

事業期間につきましては、平成１７年度から平成２３年度、全体の事業費が１億５，０００万円で、用地補償につきましては平成２１年度に完了しており、平成２２年度早期に仮設道路及び仮橋の工事に着手予定であり、後期に旧橋を撤去して、橋台２基を施工し、平成２３年度に上部工及び取りつけ道路を施工完了した後に、仮設道路と仮橋の撤去を行う予定であります。

また、同路線では、単県の道路改良事業により、延長５００メートルの区間の測量設計及び地質調査一式を委託中と伺っております。

次に、市道の伊倉黒仁田線につきましては、全体計画が延長の１，５５０メートルを１期工事区間７００メートル、２期工事区間が８５０メートルで計画し、現在

１期工事区間において平成２０年度に測量設計業務を終え、平成２１年度に地元説明会を行い用地買収を進めており、進捗率は１６．４％となっております。

工事の着手につきましては、用地取得が完了をいたしました滝集落側より実施し、１期工事区間を平成２４年度までに完成予定としております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田　彰君）　木下雄二君。

［登壇］

○１６番（木下雄二君）　ありがとうございました。

最初の黒仁田の方からというのは、基本的に用地交渉で変わったわけですね。滝集落内からということになったということでございます。いずれにしても、用地交渉等、大変だと思いますけれども、よろしくお願いしておきたいと思います。

それでは、最後に環境問題、九州産廃との現在の協議の状況と、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

先日、山瀬議員の施政方針の質問の中で産廃問題に触れられましたので、重複するかもしれませんが、確認を含め、質問をいたしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　産廃問題の状況につきましては、先日、山瀬議員の質問でもお答えしましたとおり、いまだ問題の解決には至っておりません。特に、昨年１１月の三者協議では、会社が白紙撤回を取り下げていただけなければ、司法の場の調停で第三者に判断していただくことを申し入れたところでございます。その後、会社から環境保全協定書に基づき、さらに協議していきたいとの意見があり、昨年末には市長、副市長が九州産廃株式会社の社長と会談する機会をつくり、今後の問題解決に向けた協議の進め方について話をいたしたところでございます。

今後は、市と会社、あるいは市と県でさらに協議を重ね、地域の環境保全を図り、市民の皆様が安心できるよう問題解決に努めてまいります。

次に、九州産廃株式会社が同施設内に建設を進めておりました約３９万立米分の管理型最終処分場の一部が完成をいたしました。そこで、県は施設の使用前検査を行い、設置基準に基づいた施設であることを確認した後に、２月５日に使用許可を出したところでございます。

また、会社は新たな処分場で埋め立て処分を行うための処分業の変更届を県及び市に提出をいたしました。産業廃棄物の処分業に係る部分は県であり、一般廃棄物の処分業に係る部分が市であります。県も市も、新たな施設は設置基準に基づいた施設であるとともに、会社がこれまで処分業を継続してもらってきたことから、変

更届を承認したところでございます。これによりまして、今月から新たな処分場での埋め立て処分が始まる予定でございます。

次に、産業廃棄物の管理型の最終処分場設置に伴います県の立地交付金につきましては、埋立地地域の生活環境改善を図り、円滑な設置を進めるために、新設または造成された管理型の最終処分場が所在する市町村に対して交付される交付金でございます。

交付金は１立米当たり１，４００円で、交付上限額は毎年１億円、交付期間は５年間となっており、本市の場合は５億円を想定をしております。

ただし、この交付金は施設の供用開始の容量から算定されることから、一部完成分の約１３万８，０００立米に係る金額となり、約１億９，４００万円で次年度からの交付となる予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田　彰君）　木下雄二君。

［登壇］

○１６番（木下雄二君）　ありがとうございました。

なかなか産廃との白紙撤回の件については、大変厳しい状況が続いているようでございます。いずれにしましても、１３項目のある面では約束がその原因になっているわけでございます。地元の方々にしてみれば、ある面では非常に困った状況でございます。４年間短縮を、ちゃんと実現できると、そういう思いの中に４者協議にも協力して、地元の方々はやってきたわけでございます。そのことが今、ある面では１３項目のおかげで産廃との協議ができない、そういう状況でございます。その原因については、やはり福村市長にも何らかの責任があるんじゃないかなと思っております。

市長は努力目標、相手の産廃のほうは約束であるという形で認識をされていますので、そのことが広域の南部清掃組合の問題にも発展しておりますし、また将来４年間短縮が実現できるかどうかわからないような状況にも現在なっております。そのことについて、市長として改めて、何回もお聞きしますけれども、この４年間短縮がちゃんと実現できるように努力をしていただきたいと思いますが、その気持ちを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　産廃問題の解決は、九州産廃株式会社が平成１９年の３月に締結をいたしました環境保全協定書の一部変更協定書を遵守し、菊池での埋立処分場を４年間短縮し、終了することであると、このように考えております。

九州産廃株式会社が一部変更協定書の白紙撤回を表明していますけれども、この４年間の期間短縮は、会社には絶対に守っていただかなければならないことでもありまして、環境保全協定書は法的な拘束力があるものだと、このように考えております。

今後は、そのことを踏まえまして、さらに協議を重ねながら、問題の解決に向けて努力をしていきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　木下雄二君。

［登壇］

○１６番（木下雄二君）　ありがとうございました。

いずれにしましても、地元の方々の思いが一番であります。これまでの努力が水の泡にならないように、市長としてさらに努力をお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北田　彰君）　ここで暫時休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前１０時５３分

開議　午前１１時０２分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（北田　彰君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、栃原茂樹君。

［登壇］

○２１番（栃原茂樹君）　それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私は、三つの事項について質問をいたしております。

まず、第１点目は、１業者１業種の制限緩和措置及びランク等についてということで通告をいたしておりますので、まず、１番目から６点について質問をさせていただきたいと思います。

この件につきましては、私はもう２回か３回ぐらい１者１業種については制限の緩和をしたらどうかということで、現在まで質問をさせていただいております。それに対する答えとしては、もうしなければいけないかなというようなことを答弁されたことを記憶いたしております。そうでございますので、今回この規制緩和がされるというようなことをお聞きいたしまして、福村市長さん、ましてや永田副市長さんには指名審査委員長でございますから、特に村上前副市長とかわられて、こういうことに取り組まれたということで、大変敬意を表しなければならないと、そういうふうに思っておりましたところ、中身を見てみますと、これは建設業者説明会

の資料でございます。執行部からいただいております。これを見てみますと、１者１業種緩和により、第２種業種として土木一式名簿に新たに登録する者の業者名ということで、１者だけが土木一式工事として新たに算入できると。１者だけ緩和してあります、結果論から言えばですね。

それから、第２業種として、建築一式名簿に新たに登録するものとして５者ほど選定をしてございます。

そういうことでございまして、これは何だと。もう少し公平性を欠いて、土木のほうにしろ、建築にしろ、大体５者あるなら５者ずつぐらいはしてあるのかなと思ったら、１者と５者ということで、土木と建築では非常にバランスが崩れている。これは２，５００万円という数字を決定されたからこうなったということは、私も承知しております。これを見ればわかりますから。そういうことでございまして、１者１業種の制限緩和がなされ、その結果、第２業種として土木一式名簿に新たに登録された業者が１者、県ランクで特Ａですね。それからＣランクでＡランク。また、第２業種として建築一式名簿に新たに登録されたものが先ほど申し上げましたとおり５者。県と市と、ＢとＣのランクの方、これは県のランクと全く同じです。こういうことになっておりますが、これで公平な、適正な制限緩和措置と言えるのか、私は非常に疑問に思うわけです。

そして、この説明書では、読んでみますと１者１業種の制限緩和措置について、①予定価格２，５００万円以上の土木及び建築工事について、１者１業種を緩和する。②対象業者は熊本県Ｃランク以上のものとするということがうたってあります。

３番目は、これは当然現在申請していない業種は現在のを第１種として新たにことしの３月１日からですね、これは。施行されるのは。それについては申請していない業種を第２業種とするということですから、これはもう明確にわかります。

そして、また新たに読んで、第２業種の工事は予定価格２，５００万円以上の工事の場合のみ選定する。これは歌の文句じゃないけれどですね、うれしがらせて喜ばせたという歌が三橋美智也にございます。対象業者は熊本県の３ランク以上のものとするのは、ここでは喜びますよ。しかし、２，５００万円という規制をかけてある。これこそ全くうれしがらせて泣かせて消えたという解釈に私はなるわけです。

だから、非常に公平適正な制限緩和措置とは言えないのではないかという疑義がございますので、このことについて第１点の質問といたします。

それから２点目。建設業者説明資料では、第２業種として制限緩和対象者を県のＣランク以上のものとして定める、これは今、言ったとおりですね。予定価格が２，５００万円以上の工事の場合のみ選定することになっているが、今申し上げたとおり、県のＣランクと予定価格の２，５００万円以上の整合性について、どのような

意味があるのかを第２点目としてお尋ねをいたします。

次に、３点目。建築一式工事の場合、同ランクの発注金額の設定が、県より市が高くなっておりますね。いいですか。建築一式工事の場合、同ランクの発注金額の設定が県より市が高く、土木一式工事の場合は市の発注金額が少なくなっていますね。ここの理由は何なのか。同じでなくてもいいけれど、建築は高くして、土木は低くと。土木も建築も同じならわかりますけれども、この理由について、なぜなのかが３点目ですね。

県との比較はここに私も持っていますから、執行部もこれと同じがあるはずでございます。

それから４点目。今回、１者１業種の制限緩和措置及び建築一式工事のランクの設定等の規定が３月１日より、今月のですね。３月１日より適用されております。通常は年度がわりの４月１日よりと通常は思うわけですが、なぜ１カ月早く施行されたのか。何か理由があるのか。それについて第４番目の質問としてなぜか。

次に、５点目。今回建設工事のランクの設定が変更されておりますね。建築工事のランクが変更されております、３月１日より。Ｃランクのものでも上位のＢランクの資格があり、またＢランクのものは上位のＡランク、そしてまた下位のＣランクの資格があるようにダブってなっておりますね。これが非常に大きくダブってなっております。

なお、Ａランクのものは、下位のＢランクの資格があるようになっておるわけですね。このことはどのような意味をなすのか。通常下位のランクに行くのは、能力は上のランクであるわけですから、下位の仕事はできるわけですね、常識的に考えて。しかし、上位のランクづけで言うのは、これまでは、以上はＡランクですよ、それからＢランクはその一番下の金額までですよというのが通常県のやり方とか、我々市町村でやってきたランクづけなんです。だから、上にも行ける下にも行ける、上位にも行ける下位にも行けるというのは、１上がり２下がりという言葉を私は覚えております。これは特別な場合。いろんな事情があって、地元の業者がおられて、その方が指名される場合は、地元だからといって特例のような形でやったこともございます。これが正しいことか、正しくないかはわかりませんけれども、そういうことをやってきたこともございますが、ランク表の中でどちらにもできますと。特にＢは、Ａランクにも上がられ得るわけですね。そして下のほうには全部入れられるということですね。なぜかというと、ここにランク表が、資料がございますから執行部もお持ちであるはずです。Ａランク、金額を申し上げますと５，０００万円以上、県の場合はＡ１、Ａ２で、Ａ１が１億２，０００万円以上、Ａ２は５，０００万円以上から１億２，０００万円までですね。

それからＢランク。菊池市の場合、改正されたものは１，０００万円以上１億円未満ですね。県の場合は２，５００万円以上５，０００万未満ですね。それからＣランク。本市の場合は１，０００万円以上５，０００万円未満ですね。県の場合、１，０００万円以上２，５００万円未満。そして、Ｄランクは１，０００万円未満、これは県も１，０００万円未満ですね。そうしますと、この表で見ますと、皆さん方おわかり、この表がないからぴんと来ないと思いますけれども。ＢはＡに対して５，０００万円、１億円未満までできますから５，０００万円まではＡランクができると。指名に入れられるという格好ですね。それとＢは、下のほうにＣは１，０００万円以上５，０００万円未満ですから、Ｂも１，０００万円以上１億円未満ですから、Ｃには全部いってこられるということですね。だから、どうしても私はこのことが不思議でならないということで、なぜかということを５番目にお尋ねをいたします。

次に、６番目。ここに第２業種として建築一式格付資料がございます。ここにございます。これはいただいた分でございます。Ｂランクに３者、Ｃランクに２者、網かけをした名簿がございます。新たに登録する業者数５者と、これは全く同数でございますので、何とかわかります。しかし、第２業種として土木一式格付資料では、これを見ますと網かけが五つしてございます。しかし、下のほうで網かけは２，５００万円以上の工事のものということが注意書きで言っておりますから、何となくわかります。

だけれども、土木一式の格付で、Ａランクはわかります。Ｂランクのほうに、４者ほど網かけがいっております。ということは、私なりに考えれば、Ｃランクまでこの説明資料で、対象者は熊本県のＣランク以上の者とすると書いてあるのが、これから拾い出すと土木一式工事の県のランクの金額は１，２００万円から３，０００万円未満でございます。だから、こちらを適用すればこれは網かけになります。しかし、市でされているのは市のランクの金額をこれは指していると思うわけですが、何でなのかというのをこの網かけが。わからなければ、これを後で差し上げますから。というようなことで、六つですね。

ちょっと多うございますが、的確に、わからないところはわからないでございます。今後また改正する気持ちがあるなら改正する気持ちがあるということでございます。

以上の点について、まずお尋ねをして、あとは質問席で質問をさせていただきます。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　６点のご質問があったところでございますが、若干まじり合ってお答えする部分があるかもしれませんけれども、よろしくお願いしたいと思います。

まず、１点目と６点目を合わせたところでお答えしたいと思いますけども、下限を２，５００万円にした理由でございますけれども、今回の１者１業種の制限緩和措置といたしまして、土木も建築も経営事項審査を受けている業者については２，５００万円以上の工事のみの場合のみ、選定するものとしたところでございます。事実上土木はＡランクのみ、建築はＣランク以上の業者となっております。経営事項審査を受けていれば、売上高がゼロ円でも選定するということにいたしますと、１業種しか営業していない業者や小規模業者に大きな影響を与えることが懸念されます。特に、建築Ｄランクの業者では、現時点では業者数が一気に二倍になります。このようなことから、今回の緩和措置として下限を２，５００万円以上の工事と設定いたしたところでございます。

また、県のランクを準用しながら、金額は市独自に設定しているところでございます。ランクごとの線引きにつきましては、県のランクを準用しておりますし、これは平成１８年度に新市統一の格付をした際に、４市町村とも格付については基準がばらばらでありましたので、透明性を図ること、また県のランクに当てはめてみたところ、ランクごとの業者数の均衡がとれたことであります。金額の基準の線引きが県と異なっていますのは、県と市では発注工事金額や業者数に違いがありますので、金額設定については県と同一にはいたしておりません。

次に、３点目でございますが、建築のＣランクまで緩和されているのに、土木がなぜＡランクなのかということでございますが、金額の下限を２，５００万円以上の工事のみとすることからでございます。土木は２，５００万円の工事はＡランクの工事、建築では２，５００万円の工事はＢランク、Ｃランクの工事となっております。土木と建築で工事発注金額に差がありますので、金額の線引きが一律ではございません。このようなことから、新たに参入できる業者数にばらつきが生じているものでございます。

次に、４点目でございます。なぜ３月１日から施行かということでございます。通常の場合は年度当初、４月１日からということになりますけれども、平成２２年度、あるいは指名願いの切りかえ時期であります平成２３年度からの変更も考えたところでございますが、学校耐震補強工事が前倒しになったため、あくまでこれは地元業者の受注拡大のための実施措置ということでございます。

次に、５点目でございますが、ＢランクはＣランクに参入でき、しかもＡランクにも参入できる、なぜそうなるのかというような意味ではないかというふうに思い

ます。建築のランクにつきましては、３月１日より施行するＡランクが５，０００万円以上、Ｂランクが１，０００万円以上１億円未満、Ｃランクが１，０００万円以上５，０００万未満、Ｄランクが１，０００万未満と設定しております。今回新たに設定しましたＢランクとＣランクは同じ扱いにすることも検討いたしましたが、建築業法との兼ね合いから、ＢランクとＣランク業者を同等程度に取り扱うことは難しいと考え、Ｂ、Ｃランクに分けたものでございます。

Ｂランク業者は過去に５，０００万円以上の工事の施工実績もあること、下請契約や技術者の選任義務などの建築業法上５，０００万円程度以上の工事も受注することができること、できる限り市内業者だけで入札ができること、このようなことから１億円まで参加できるような形にしております。

なお、平成１７年４月から、平成２１年２月までの５年間の工事数に当てはめてシミュレートしてみましても、ＢランクとＣランクに、工事の数に、件数に大差はございませんでした。市発注工事でＣランク業者に対しましても、施工体制にも考慮しつつ、地元業者育成の観点から、県の基準よりもやや高い金額まで選定できるようにしたところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　栃原茂樹君。

［登壇］

○２１番（栃原茂樹君）　大体いかにももっともなような聞いておれば説明でございますが、中身を考えておりますと、そう簡単なものでは納得できるものではございません。

まことに失礼でございますけれども、先ほど１者１業種の規制緩和をしたのは２，５００万円というのは下の者にしわ寄せがいかないように上の者だけでとったらというような発言がございましたが、だったら関連しますが、建築一式工事のランクの設定については、Ｂランクの人はＣランクの下のほうに全部来られるということですね。これとの整合性はどうなんですか。非常に言っておられることはわかります。しかし、ほかのこの表と、そういうことを勘案してみますと、ちょっと言っておられることが、Ｃランクにはしわ寄せに来るわけですね、こういうランクづけ表があれば。そのことについて、一つお尋ねをいたしておきます。

それから、規制緩和をされるのであれば、まあランクぐらいは一緒にするということにしますと、土木の場合はＣランクまでですね。非常に金額が少ないし、そういう方は、やっぱり企業努力しておられる業者さんは、ある程度上の方がやっぱり企業努力して、どちらの資格もあるという資格を取っておられると思います。これは勉強せんと取られんわけですね。ただ、金で買える問題じゃございませんから。

そういうやっぱり企業努力をした人を育てるということも、市の大切な一つの事業でございます。ただ、仕事はいっぱいつくるということでなくして、やっぱり技術の向上、その点についても業者育成をすべきだと。その観点から言えば、やっぱり１業種１業者よりも、やっぱり資格を持っておる方はどんどん飲んでいってもらって、他町村、県のも取って入れられるように、そういう実績のあるランクをつくり上げて、そして市の小さい事業には参入しないというような、そういう大きな業者を一つは育成することも、市の業者育成の一つだというふうに考えておりますが、この件についての考え方はどうなのか。このまず２点目として、再質問として二つのことを質問いたします。お考えをお聞かせください。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　１点目につきましては、先ほど１回目でご答弁しましたように、ＢランクはＣランクに参入でき、しかもＡランクに参入できると。なぜなのかという形で説明したところでございます。

今回新たに設定しましたＢランクとＣランクは同じ扱いにすることも検討はいたしたところでございますけども、結果的にＢ、Ｃランクに分けたものでございます。

また、今２点目で、緩和目的について、いわゆるどのような考え方かということでございます。１点目につきましては、今回は、県内でも先ほど来、申されております、今までも申されてこられましたけれども、１者１業種、またこれに類似する導入自治体が本市を含めて県下には５市町であることということで、やはりその緩和に向けて取り組んだところでございます。

また、２点目でございますけれども、菊池市発注工事以外にも参入できるように、今議員申されましたように業者の育成という形の目的を持って、今回緩和措置をしたところでございます。

３点目に、１者１業種をしているがために、地元業者を選定できるのに市外の業者の方に選定せざるを得ない状況下を避けるために、少しでも地元業者に地元の工事は受注していただくようなという思いの中で緩和措置をしたところでございます。当然、今おっしゃられますように競争の原理が働きますが、市外の受注機会もふえるということで、やはり業者の育成は大変重要なことと考えておりますし、今後この緩和策につきましては、まだまだ改正の余地が残ると思いますけれども、今後指名審査会の中で議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田　彰君）　栃原茂樹君。

［登壇］

○２１番（栃原茂樹君）　３点目、再々質問でございますが、これは今部長、非常に前向きなご答弁をいただきました。もう、ことしの３月１日から施行されたわけですから、それを今すぐどうこうという気持ちはございません。今後、やっぱりより菊池市の業者さんを育成して、立派な業者さんが育つように、そういうことに力を入れていただくというような言葉もございましたので、特に今後は、やっぱりある程度だれが見てもああなるほどなと。いろいろ横からつく、前から見る、後ろから見るでやればいろいろな問題がございますけれども、やっぱりちょっと見た感じで、なるほどよくできているなというぐらいのいろいろなランクづけとか緩和とかしていただきたいと。そういう努力をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　ただいま申しましたように、指名審査会の中で議論を深めていきたいと思います。その中の柱がやはり、地元の中小企業、零細企業の保護も一つの観点は考えなければならないと思いますし、また、ただいま申しましたように、業者の全体的な能力、または技術力の向上というのも視野に入れながら、いかなければならないというふうに思っております。今後、そのような形で改めるところがあるならば、指名審査会の中で議論を深めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北田　彰君）　栃原茂樹君。

［登壇］

○２１番（栃原茂樹君）　それでは、より深く議論を進めて今後やっていただきたいと思います。

次に、２番目でございますが、高野瀬区内の菊池市老人福祉センター存続に関する請願書についてでございます。

このことにつきましては、まず老人福祉センターの請願書の処理状況についてということで通告をいたしておりましたけれども、初日の松本議員、それから本田議員の質問に対して、請願書については何の対応も措置もしていないが、このことについては真摯に受けとめている旨の答弁がございました。これは、市長も部長もこのように答弁をなされたと記憶をいたしております。

この請願に対しまして、まじめで真摯に受けとめているということは、この請願書に対してまじめで熱心な態度で誠意を持ってその処理に当たることだと私は思っております。こう解釈を真摯に受けとめるということは、このように解釈いたしております。

何の対応もせず、措置もせず、真摯に受けとめているということが言えるのか。真摯に受けとめているというご答弁をいただきましたので、真摯に受けとめているということはどういうことなのかということをまず市長にお尋ねをいたします。これが第１点です。

第２点目。菊池市議会としては高野瀬区長からの菊池市老人センター存続に関する請願書を採択はいたしましたが、法律上は何らの保証規定、また拘束力もないということは十分承知をいたしておりますが、菊池市議会として採択した以上、議会としてはその実現に向けて最善の努力をすべき政治的、道義的な責任を負うものでございます。

また、採択した請願書の処理状況と結果の報告を求めて、そしてその上でさらに検討し、必要な措置を講じて、最後まで請願者に対して責任をとることが議会の責務であると私は考えております。が、市長としては、この請願書に対しては、何か今まで見ておりますと、無視されているのではないだろうかというような錯覚を私は思っております。それは松本議員さん、それから本田議員さんにお答えになった、何の措置も講じていない、しかし、真摯に受けとめているというようなことをおっしゃいましたから。それと、きょうちょっと聞くことによりますと、また平成２３年度の予算に老人センターの、これは私もまだ見ておりませんから、聞いた範囲内では、きょう追加として議案が何か提出されるというようなことも聞き及んでおります。

我々は、議会は何も、高野瀬でなければ絶対だめだとか云々ということではございません。早くつくるということは一致いたしております。これは松本議員さんにおかれても、みんなで話し合って早くつくるようにしようではないかという発言がございました。しかし、我々採択したものとしては、採択しなかったものとしても、議会が採択したのでありますから、菊池市の議会が採択したと考えなければならないわけです。これは当然なことです、議員としては。だから、請願の内容がどうしても無理なような、１０年も２０年もかかるようなことであれば、私個人としては採択はいたしておりません。

それから、温泉の掘削についても菊之城跡地よりリスクは少ないと考えております。実際温泉が現在のところにはあるわけですから。そういうことで、もろもろのことを検討した上で、採択に臨んだわけです。そして議会で採決をされたということですから、議会としては非常に重い責任を負っておるわけです。だから、はいそうですか、そちらから予算が、菊之城跡地で出たから、それを速やかに賛成というわけには、現段階では非常に苦しい。そういうことは、また採択した者としてはできません。また、菊池市の議会としても権威がなくなります。そういう考えで私は

おります。大体議員であるならば、そういう自覚はあると思いますから、すべての議員さんが菊池市の議会が採択をしたんだという認識を持っておられると思います。

そういうことで、２点について、まずお伺いをいたします。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　大変重苦しい雰囲気に包まれております。請願を採択された、そのことについて真摯に受けとめているということでありまして、それが全く手を触れずにいるかのようなお話だったかなと思います。私のほうといたしますれば、請願を採択された重さというのは十二分わかっております。それはまた議会の権威でもありますし、その背景に請願者、いわゆる市民の声というのがあるから、重ねて重さを感じておるというところであります。

また、一面につきましては、決議をいただきましたけれども、先議の案件といたしましては、これまで用地の取得というものは議会の皆さん方の賛否があったかもしれませんが、議会の議決を置いて用地の選定をし、用地の取得をしていると。また、そのことについては上位機関に対しますこの予算の要求と計画の承認というものを仰ぎながら、設計というものも既に予算を、議決をいただき進めているということ、この請願書の採択の重さと、それから現実問題に先議の案件として議会の皆さん方の同意によってこの事業を進めて、用地まで取得をして１億有余円のお金の支出の執行途中にあるというふうな状況であるということで、非常に真摯に受けとめながら処理をしていかなきゃならないと、そういうことを申し上げてきたところであります。このあくまでも建設場所ということにつきましては、候補地の選定の条件がありまして、その条件の五つの中で最適とされたのが現在の下町の用地ということになっております。

高野瀬区につきましての請願についてはどういうことをしたのかということでありますが、先日、３月１日でございますが、高野瀬区の４役の方々が役所のほうに来庁されまして、このことについて、請願書についてお尋ねをいたしたところであります。新しい老人福祉センター建設については反対ではありませんと。また、現在高野瀬区にある老人福祉センターについては、現在区の公民館が狭いと、また駐車場もなく困っているということもあります。夏祭り等にも大変苦慮しているということでありまして、この隣地の取得をして建設をしてほしいとか、そういったものを求めるものでは全くありませんということでありまして、気軽に今ある施設がそのままあるならば、よかったら使わせていただければありがたいということで、４役がお見えになりまして、ぜひ一つ残されれば夏祭りや敬老会というものについて利用させていただきたいということを言われたわけであります。

請願の内容につきましては、申し上げますように、重ねてこの隣接地の土地を買って、あそこに老人福祉センターを新設してほしいということは、全くそういうことはありませんということでございました。その言質を受けまして、ぜひこの議会につきまして、追加補正ということで提案をさせていただきたいということを申し上げておるのでありまして、全く請願者の意思を無視して提案をしようと、やっておろうとしているわけではありませんので、申し添えさせていただきます。

○議長（北田　彰君）　栃原茂樹君。

［登壇］

○２１番（栃原茂樹君）　ただいま市長の答弁がございましたが、議会としてはここに請願がございます。何て書いてあるかというと、重点的なことは現在の福祉センターを新築し、豊富な湯量をもとに隣接の地区の皆様方とも存続を望んでおられますゆえ、隣接の用地を買収して環境整備を図っていただきたい。これは高野瀬区の現在の福祉老人センターのことを指して、請願書として上がってきておるわけです。

今おっしゃいました４役の方が、これは原川部長も初日のとき、そういうことを申されましたが、いずれかの施設として存続してくれということでありましたということ。だったら、この請願は何なのかと我々は。紹介議員も山瀬議員が紹介して、委員会としてはこれを真摯に我々は受けとめて、採択すべきものとやったわけです。片一方ではちゃんとここにあるわけです。それを曲げてとは言いませんが、そうおっしゃったということであるならば、これは何だったかということをお答えしていただきたいと思います。これには何もそういうことは書いてございませんから。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　請願書がこの中に書いてあることについて、私が言及すべきものではありません。請願者のほうに確認をしていただきたいと思いますが、私のほうは３月１日に４役がそろってお見えをいただきまして、今、前述いたしましたようにお答えがあったということでございまして、それに基づいて予算の提案をさせていてだきたいということでございます。

余談でありますけども、ワープロ、パソコンも、打ち間違いというのがあるもんですけんねというようなこともおっしゃっておりまして、何か文言が間違ったんではないかといった、そんなジョークまで飛び出しておったのが現実でありますので、できればこの請願者の関係者、区の４役の方々に再度確認をされればと思いますが、私のほうは明確に、この総務部長、それから関係の市民部長一緒の同席の中で、副市長もそうでありましたけども、対応させていただく中で、相手方のほうも複数の方々がお見えになりまして、そういうお言葉でございましたので申し上げたいと思

います。

○議長（北田　彰君）　栃原茂樹君。

［登壇］

○２１番（栃原茂樹君）　それは、市長は県会議員もされておりましたから、請願については議会の権限事項でございます。執行部の権限事項ではございませんから。だから、議会はこの請願書によって採択したわけです。執行部に対しては、なぜ４役の方が。お呼びになったんですか、請願の内容を聞くために。なぜ、そういうことが４役の方から、わざわざこの請願は間違っています、私たちの気持ちはこうですということを、向こうからお知らせに来られたんですか。それとも請願の内容について、市としては菊之城跡地にやりたいが、いかがでしょうか、こういう請願が採択されて、議会のほうから来ておりますがというようなやり方で、そういう話になったのか。そのあたりを詳しくご答弁をお願いいたします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　私のほうからお答えしたいと思います。

高野瀬区の４役の方につきましては、３月の議会も始まりますし、請願書がまだ生きているということで議会のほうから言われていますので、そのために高野瀬区には確認しなきゃならないという思いがありまして、私のほうから、まず高野瀬区の顧問であります、市役所の先輩でございますけど、どういうことかちょっとお聞きしたところでございます。その中で、私のほうが連絡をしまして、４役の方に来ていただいたという経緯でございます。その中で、ある程度請願書の中につきましても、高野瀬区の本意はどういうものかということを確かめるために、私のほうで連絡をいたしまして、集まっていただいたという経緯でございます。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　栃原茂樹君。

［登壇］

○２１番（栃原茂樹君）　私から言わせれば、非常にまずいことをおやりになったなと思います。請願についてのいろいろについては議会から、執行部、市長あてに送付した、この内容によって、お聞きになるのは紹介議員ですね、あたりが、紹介議員にするのが本当なんですよ、直接。それは会議のときも、中身を私は１回申し上げたことがございますけれども、請願の調査権というのは、我々議会に権限ということはあるわけですから、この内容がどうですか、こうですかというようなことをお尋ねになるのが私は不思議でならないということで、この件は３回ですから、これで終わります。

次に、これは簡単なことでございますが、建設工事等につきまして、合併後ですね、新市になって現在まで、工事請負等で工期割れの発生はなかったか。これは建設部だけでなくて、全部の部局を含めてお答えをいただきたいと思います。あったかなかったか、簡単でございます。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　発注課が多くの課にまたがりますものですから、総務のほうで取りまとめたところでございます。

合併後というのはちょっと調べておりませんが、２１年度で関係事業課を含めた経済、建設、企画、総務もありますし、教育委員会という形で各総合支所まで含めたところの２１年度の事業でということで確認したところ、工期を超えて竣工した建設工事はないと各課からの報告をいただいたところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　栃原茂樹君。

［登壇］

○２１番（栃原茂樹君）　今の答弁ではもうないという、２１年度ですかね。私が聞いているのは全部新市になってからということで、あったんじゃないかということを私は一応知っておりますが、もうそれは過去のことですから、いろいろは申し上げませんけれども、やっぱりこの工期というのは契約上大切なものでございます。契約約款の中に工期は入っているわけですから。

それと、指名停止等の措置要領もあるわけですから、なるだけないほうがいいわけですが、そういう指導もしていただいて、やっぱり毅然とするところは毅然として、筋を立ててやっていかないと、生ぬるくなりますと、いろいろいい工事もできてこないわけです。だから、当然わかっていると思いますが、そういう観点から今後においても、やっぱり指導なりいろいろやって、そういうことのないように。特に３月、年度末においては、県の工事もありますし、市の工事もあります。前からくじ引きでやったという業者さんの声を聞いとることもございますが、本当にそういう、やっぱり年度末にはいっぱい下がってきますから、そういうことも発生しかねません。そういうことで、また処理的にはいろいろな処理方法もございますので、そういう処理をやって、そういうことがないように、指名停止とかそういうことにならないような対策も十分考えて、故意にやれと言っているわけじゃございませんが、そういうことを事前に注意しながら、工事に当たっては万全を期していただきたいということを、これはもうお願いをして、以上で、あと９分ですが、質問を終わらせていただきます。

○議長（北田　彰君）　ここで昼食等のため、暫時休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前１１時５４分

開議　午後　零時５８分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（北田　彰君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、外村國敏君。

［登壇］

○２６番（外村國敏君）　いよいよ今期議会の最後の登壇者であります。執行部の皆様は、質問に明確にお答えしていただきたいと思います。

まず初めに、市営住宅についてであります。

市民の方より、市営住宅に申し込んでもなかなか入居できないと相談を受けたことがあります。住宅は毎年、申し込みし抽せんをし、その順番に入居できる仕組みでありますが、運、不運があります。何年たってもなかなか入居できないとのことでありました。

公営住宅法ができたのが昭和２６年で、５９年目を迎えました。戦後、家をなくした人たちのため、国は住民の暮らしを守るために法を制定したのであります。この法律の目的第１条、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とあります。しかし、当初より５９年もたちますと、基本から少し外れていやしないかと思うところであります。

質問に入りますが、１番目に、現在の市営住宅の入居状況。２番目に、今後住宅新築及び改修計画はあるか。３番目、入居待ちを解消するためにも、雇用促進住宅の買い上げ及び借り上げて再利用する考えはないかが、１番目の質問といたします。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　お尋ねの件につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、１点目でございますけれども、本年２月末現在、市営住宅にあきはなく、待機者数は１２０名となっております。過去３年間の入居戸数は、平成１８年度７７戸、１９年度８６戸、２０年度５０戸となっております。

２点目の住宅の新築及び改修計画につきましては、本市の住宅マスタープランに基づきまして、老朽化住宅の建てかえと既存住宅の維持、改善を計画的に行っているところでございます。２１年度には福本団地、北園団地、葉山団地の水洗化を含

む改修工事を実施いたしております。

２２年度は葉山団地の改修工事を引き続き実施し、朝日東団地の建てかえに伴う基本設計を予定しているところでございます。

３点目の雇用促進住宅の買い上げもしくは借り上げて利用することにつきましては、昨年の９月第３回定例会において答弁をしましたところでございますけれども、雇用促進住宅につきましては、雇用能力開発機構側において、市場性がないと判断された住宅であることから、買い取った場合、将来の維持管理費や解体コストなど、大きな負担となることから、雇用促進住宅を買い上げ、市営住宅として管理運営することは考えておりません。

また、借り上げて管理する考えはないかということでございますが、現在市営住宅の管理戸数１，２００戸であり、今後１０年間は現住宅を維持していく計画ですので、雇用促進住宅及び民間住宅を借り上げて管理する考えはございません。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田　彰君）　外村國敏君。

［登壇］

○２６番（外村國敏君）　再質問に入ります。

今、部長の答弁によりますと、待機者数は１２０人だそうです。この３年間、入居されたのが、１８年が７７戸、１９年が８６戸、２０年が５０戸と言われましたが、毎年入居できない方たちが半分以上のようであります。これを解決するには、市営住宅の戸数をふやすか、また高所得者となられた方たちが退去されるかであります。

今、言われた、１０年間１，２００戸このままでいくということであります。しかし、それなればこの毎年待機待ちの方たちはどうなるのかということでありますが、私は雇用促進住宅を今申し上げましたが、買い上げはしないということであります。この問題、私も以前質問しておりましたが、昨年も樋口議員が北中学校に隣接する雇用促進住宅を利用しなければ、高額の２９億円かけて建設した北中も、下手をすれば近い将来廃校になるのかと危惧しておりました。私も全く同感であります。私の子どもが東中学校に通っていたころのことでありますが、生徒が減少し出しました。統合になるだろうというううわさが出てまいりました。私は、東中付近に市営住宅を建てるべきではないかと質問いたしました。熊本市を中心にしました近隣市町、合志、菊陽等々でありますが、ベッドタウンとして家が建ち並び、人口がふえ、同時に生徒数もふえ続け、マンモス校になっていくと聞いております。しかし、その中で問題なのは、対応できないような子どもも出てまいります。

全国的に目を向けてみますと、いじめ等が大きな社会問題となっております。そ

のいじめに耐えきらず、みずから命を絶つということもニュースでいろいろと報道されております。これは、現代の物質文明の反面、精神的、精神面希薄が生み出した結果であろうかと思います。

しかし、本市は恵まれた自然環境の中での教育生活は、都会で暮らす人たちにとってはあこがれの的であります。しかも、満足な住宅があれば、熊本市周辺まで通勤される方であるならば、子を持つ親、子を思う親が移住するとの発想での質問でございました。しかし、住宅はできませんでした。数年後、東中は北中に統合されましたが、その後、自然を利用しました東中跡地はＮＰＯ法人きらり水源村として復活しました。県内外からも多くの人たちが訪れております。

しかし、中山間地の子どもたちの減少は続くばかりであり、水源小、迫水小、竜門小は菊池北小に統合予定、河原小は隈府小に統合とされております。

そこで質問いたします。一つ、今答弁では新しく住宅の建設はないということでありましたが、大体１世帯の当たりの建築費は今まで幾らぐらいかかったのか。

２番目、雇用促進住宅を市住化にした場合は、もう１回お願いしますが、何でできないのか。そこまで本当に踏み込んでいないのか、お答え願いたいと思います。

３番目、民間住宅の借り上げの考えはないか。民間住宅の場合は、市住宅で１世帯当たりの費用からしますと、きれいな民間の住宅をつくって、それを借り上げる。建設費が要りません。冷暖房完備であります。そのような住宅を借り上げたがよくはないかということが３番目であります。

４番目、前回も質問しておりました北宮住宅の水洗化についてであります。民間の場合、借り上げた場合、そういうのがあります。しかし、あそこは公共下水道のそばであります。このことについてお答え願いたい。

５番、次に、父子対策で申し上げますが、父子家庭及び母子家庭の住宅の、抽せんは当然ありますが、そういう困った方たちの枠を設ける考えはないか、市住に入居させる。

６番、施政方針でうたっている平成２２年度から平成２４年度まで、菊池市まちなか居住促進のための高齢者に優しい賃貸住宅整備事業に取り組むとありますが、どのような住宅なのかお答え願いたいと思います。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　再質問にお答え申し上げます。

１点目の１棟当たりの新築住宅の建設費はということでございますが、新築する住宅の規模や構造により異なりますが、例を申し上げますと、１７年度建設の砂田西団地、これ七城にありますけれども、木造平屋２ＤＫの住宅では、１戸当たりが

約１，０００万円、１９年度建設の田島団地、中層耐火構造３階建てで、３ＤＫの住宅では、１戸当たり約１，４００万円となっております。建設費の４５％が国の補助でございます。

また、新築住宅については、入居世帯の収入に応じて１０年間の家賃収入補助が国から受けられることになっております。

それから２点、３点の雇用促進住宅を市営住宅にする考えは、また民間住宅の借り上げの考えはないかということでございますけれども、先ほども答弁をいたしましたとおり、雇用促進住宅、民間住宅を買い上げ、または借り上げて市営住宅として管理運営していく考えはございません。

なお、今後社会情勢の変化や、国・県の住宅施策の動向を見ながら、ご指摘がありました民間住宅等の借り上げや家賃収入補助など、ソフト面からの住宅施策につきましては、必要な課題となるかもしれないと考えております。

４点目でございますけれども、北宮団地の水洗化につきましては、早期に水洗化を進めるために、平成２３年度に新たな住宅施策である公営住宅等延命化計画を策定し、県の地域住宅計画に盛り込み、補助対象事業として、ほかの未水洗化団地とあわせて整備してまいりたいと考えております。

次に、父子・母子家庭の入居枠は特にございませんが、今日の経済情勢または各世帯の収入が不安定となり、市営住宅への依存が高まっている現状であり、まずは高額所得世帯、収入超過世帯及び悪質な住宅使用料の滞納世帯の明け渡しを徹底して行い、公正な抽せんにより適正な入居に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者に優しい賃貸住宅整備事業につきましては、平成２２年度から平成２４年度までの３年間、隈府中央地区まちづくり交付金事業で実施するもので、まちなか居住人口の増加を目的として生活、利便性の高いまちなかに交通弱者となる高齢者の住居を確保しようというものでございます。事業内容は、個人または民間事業者が、高齢者が住みやすい加齢対応施設などの整備を行う際に補助を行うもので、予算は本定例会に上程をいたしております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田　彰君）　外村國敏君。

［登壇］

○２６番（外村國敏君）　再々質問いたします。

１番目の新住宅の建設費用が１戸１，０００万円から１，４００万円ということでありました。これ１世帯のことですか、１戸というのは。１世帯のことですね。二つ一緒で、一緒でじゃないということですね。２戸一緒じゃなくて、１世帯ということ。わかりました。民間からいくならば、このくらいかかるでしょうが、その

うちの４５％が国の補助。しかし、５５％は市ですよね。

雇用促進住宅はもうだめだということでありますので、３番目にいきますが、民間住宅の買い上げ、これもだめだということ。しかし、時によって、そういうふうになれば考えるということだったと思いますが、私は、今、待機待ちの人たちをどうするかということを聞きたいんです。ならば、市長お伺いしますが、毎年なかなか入れないという方たち。もともとの住宅法からいった場合、低所得者の方たちが高い家賃の民間住宅におる。しかし、その方たちは税金も払い、そしてくっく言いながらでも生活している。しかし、低所得者の方が入れるような住宅をどうかしてあっせんするとか、あっせんするならば今言いましたような民間住宅の借り上げ、市がそこを運営するということで、民間住宅の方とちょっと話したことがあります。

家賃が今５万円もらっています。あなたは、もしも市住宅としてお願いするなら幾らもらいますかと言ったんです。３万５，０００円、４万円なって、それは安したってよかですばいって、それはもしもですね、今１，２００戸以上は１０年間しないということでありましたが、もしもこのような方たち、もしも入れない方たちをどうかして救済しようとするならば、市住をふやさないかん。そうなってくると、今度は民間の住宅の貸し家の方が困ります。その方の言われるのは、５万円でやりよるばってん３万５，０００円でよかですばいとか、４万円とか、確かにその家の程度にもよります。冷暖房完備。だから、私が言っているのは、その５万円で今まで貸しよった、しかし、それには不動産屋が入ります。不動産屋が管理します。管理は市がすればいいんですよね、あとは。ならば、お互いに片方は下げてもいいですよ、そして市が管理してください。市としては、市の住宅が足らない、ならば民間の住宅は借ろうかという、こういう発想ですよね。何でわからんとかって。そういうことは考えとりません、考えとらんって言うからですね、ならば待っとる人たちは、どぎゃんあんたたちは考えとるかって言いたかですよ。だから、市長に言いたかです、それは。どぎゃん思いますか、それは。待っとる人たちは。こういうことであります。いかがでしょうか。

市営住宅１，０００万円、確かに大変と思いますよね。高額所得の方たちに出てもらう。どのくらいかかりますか。高額所得なんか何人おってからですよ。何カ月かかるか、何年かかってその方が出ますか。それはあくまでも理想です。現実と違いますよ。いや、私たちはここにおりますよと言うのであれば、それは即刻退去できますか。それはですね。家賃を払わない人、ある程度たまった人、大体は３カ月してから払わんならば、請求しながら、そして追い出すとよかですばってんね、そういうわけにはいきません。しかし、１年も２年もたまってる人たちが、まあ１年越しぐらい、そういうふうな裁判しながら退去命令を出すところありますが、しか

しその高額所得の人たちは退去できませんでしょう。高額は、高額の方たちはそれに合うように、しかし低家賃に割り増しして払っています。普通の住宅よりもうんと安いとですよ。だから、理想のことは言わんでください。現実的に、どうしたらいいか。どうすれば皆さんたちが安心して市営住宅に入れることになるか。

また、住む住宅があれば、先ほど申しましたような子どもを連れた親たちが、菊池市はよかですばいって、ああ今、環境が整備されたところの住宅がありますよ、なら行きましょうって。そしたら子どもたちが安心してすくすくと育てるような環境の市営住宅に来れる、こういうことを言ってるんです。

３番目は、市長の答弁をお願いします。

○議長（北田　彰君）　建設部長、岡崎俊裕君。

［登壇］

○建設部長（岡崎俊裕君）　再々答弁にお答えを申し上げます。

先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、本市の住宅マスタープランに基づきまして、現在管理してる１，２００戸ございますけれども、老朽化住宅の建てかえと既存の住宅の維持管理を計画的に行っているところでございます。

今後、民間の住宅を借り上げたらということでございますけれども、民間は民間の人たちの、やはり民業圧迫にならないように市のほうも、適正な住宅、市として管理する住宅の管理というのはこのマスタープランが基本でございますので、これによって維持管理をしていかなければならないと思いますし、やはり老朽化しているものも建てかえていかなければならない、維持管理も必要だということでございますので、当面この住宅マスタープランに基づいた市営住宅を適正に管理していくことが市の責務だろうと考えております。

以上、お答えします。

○２６番（外村國敏君）　高額所得の人たちは、明け渡しはどうする、そんなら。

○建設部長（岡崎俊裕君）　高額所得収入超過者については、先ほども答弁しましたように、適正に管理する上では、明け渡し等を粘り強く交渉するということも考えているところでございます。

以上でございます。

○２６番（外村國敏君）　どこまでするか、わからんでしょう。

○建設部長（岡崎俊裕君）　相手がおることでございますので、交渉の中で進めていかなければならないと考えています。

以上でございます。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　ただいま部長答弁ありましたように、菊池市の住宅マスタープランに沿って住宅の管理、あるいはまた整備をやっていかなければならないと思います。待っておられる方が路頭に住んでおられるわけではなくて、今現在は住宅に、どこかに民間の中にお住まいになっているものであろうと思います。そういう方々がお待ちになっているということで、そういった方々がより安い家賃をということで、所得の恐らく減少したことのために、生活が厳しくなったと。それじゃあ家賃をもっと安いところと。それが公営住宅であるということだろうと思いますが、これも船に例えれば、今現在満杯になっている状況になっていて、船を待っておられますけども、乗っている人たちをおろすのには、それこそ船賃を払っていない、家賃を払っていない方々を含めて適正に管理をしていきながら、後に乗られる人のための席をあけるということしかないんではないかと。やはり公営住宅法の中に幾分の縛りがあって、定員というのがあるわけですから、それを超えてつくろうとすれば、まずは新しい船をつくるのには、新しい住宅をつくるのには市の単独的なものでなければできないということもあります。

また、ご指摘の民間の借り上げということにつきましても、また限度があることだろうと思いますし、ただやっぱり答弁にありましたように、ソフト的なものについては状況というものを十分把握しながら、何かいい案はないのかと。まちなか居住の高齢者の皆さん方のためにやるものと同じように、少しでもそういったものができないのかといった一つの考えというものはしていかなければならないと、このように思います。

○議長（北田　彰君）　外村國敏君。

［登壇］

○２６番（外村國敏君）　次に移ります。父子対策についてであります。

父子・母子家庭を質問するとき、私は結婚して何年になるかなと昔を思い出しました。４０数年になりますが、育ちも環境も違う２人が一緒になり、永年連れ添っていると、たまには意見の不一致でけんかしたこともあります。しかし、よくぞもてたと自分なりに思っています。市長を初め副市長、おられる方たちもそういう経験はあっただろうかと思います。結婚当時は、思い出してください、どうだったでしょうか。しかし、現代っ子の若い夫婦たち、若い親には結婚当初、将来を誓い合い、一生の伴侶と互いに認めた者同士が、子どもが生まれて間もなく、性格不一致と言ったり、いろいろなことがありましょうが、それで離婚したり、また早くして片方に先立たれるという、ひとり親の家庭もふえております。

この場合、母親が子どもを育てる場合は、父親から養育費をもらったり、児童扶養手当最高４万１，７２０円で生活されているようでありますが、父親が子どもと

一緒の場合、その手当がありません。母子、父子ともに支援する事業が、どのような事業があるか、お答え願いたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　本市では一人親家庭の生活の安定を図ることを目的に、一人親家庭など、日常生活支援事業制度を実施をしております。この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、就学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合、または生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、低額の料金で生活援助としてホームヘルパーの３級以上の資格を有する者や、子育て支援として基準の研修を受けた者を派遣する事業がございます。

平成２０年度の利用状況は、登録家庭で６４件、うち父子家庭３件、利用家庭３５件、うち父子家庭が２件、利用回数延べ２５６件、うち父子家庭の利用者が５６件となっております。

また、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することによりまして、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に、ひとり親家庭等の医療費助成事業を実施をしております。この事業の助成対象者は、市内に住所を有するひとり親家庭の父または母、及びその者に扶養されている児童、または父母のいない児童であり、助成期間は、児童については１８歳に達する日以降の最初の３月３１日まで。親につきましては、児童が二十歳に達する月の末日までが対象となり、助成額は一部負担金の３分の２が助成されております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　外村國敏君。

［登壇］

○２６番（外村國敏君）　父子対策について、再質問でございます。

先日、父子家庭の方からこのようなことを聞きました。仕事等で遅くなるときは、子どもにコンビニから弁当こうして食っとけというようなことであります。何かこのようなとき方法はないかということでありました。今、答弁によりますと、ひとり親家庭には日常生活支援事業というのがあるそうであります。これは低額で保育介助または食事介助もしてもらうということでありましたが、そういうことを皆さんご存じだったんでしょうか。私は、その方がわからなかった。私もこのことを聞きまして、父子家庭もそういう事業があったのかと思いました。皆さんご存じだったですかね。私たちがわからないということは、そういう方たちに徹底して、そういうサービス事業というのを教えてもらいたい。広報誌またはその近所の民生委員

さんや区長さん、また近所の方たちが、困ったときにはこういう事業があるよというふうにして広めてもらえば助かるわけです。何も私にそのことを相談する必要もありませんでした。

それと同時にありますが、今全国的に父子家庭も母子家庭と同様に、経済支援する市町村がふえてきております。一つ紹介します。埼玉県新座市であります。ちょっと読みます。困窮する父子家庭に経済支援、生活応援手当を創設。子どもが１人の場合、最大で月に約４万円。新座市は、埼玉県の。今年というか去年のことであります。７月から父子家庭と母親に一定以上の障がいがある家庭を経済的に支援する父子家庭生活応援手当をスタートさせました。対象は１８歳までの子どもを育てる所得が一定未満の父親。所得に応じて子どもが１人の場合は毎月９，８５０円から最大で４万１，７２０円まで支給され、２人目は５，０００円。３人目以降は３，０００円が加算されます。同市では、今年度の支給対象として２５世帯を見込んでおります。ひとり親家庭のうち、低所得の母子家庭への経済的な支援策としては、国の児童扶養手当があります。しかし、同じ条件の父子家庭の国の支援策は設けておりません。このため、一部の自治体では独自に支援しておりますということであります。

この中で次やりますが、小さい子どもを育てる父親にとりましては、子どもの世話を優先させるために、フルタイムでの勤務や残業なども困難なことから、リストラされたり、転職を余儀なくされるケースが多く、子どもを抱えての十分な生活費を得ることが難しいと、こういうことでありました。この今の紹介しましたが、本市のこの父子家庭に取り組みはいかがでしょうか。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　再質問にお答えいたします。

父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に、児童扶養手当を支給しております。手当を受けることができる人は、児童を看護している母、または児童を母にかわって養育している人で、現在の受給者は１月末現在で４７４名となっております。

独自に父子家庭への児童扶養手当の支給につきましては、独自で実施している自治体もありますが、この制度は児童扶養手当法に基づいて、国の補助を受けて実施しているものであります。

ご承知のとおり、厳しい財政状況下でございますので、現在のところ市単独での支給は考えておりません。

しかしながら、国は父子家庭にも児童扶養手当を支給する方向で議論がなされて

おり、国の動向を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。また、ひとり親家庭の支援制度につきましては、広報やホームページ、または窓口等でチラシによる案内などを各種相談事業で周知しておりますが、今後もいろいろな方法で周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

よろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　外村國敏君。

［登壇］

○２６番（外村國敏君）　父子対策については、今の答弁によりますといろいろなことをやっている。しかし、国の方向を見ながらやるということでありました。仕方ないっていえば、仕方がないことでありますが、もう少し父子家庭のことに目を向けていただきたい、そのようなことを要望しておきます。

次に、障がい者対策であります。

市長は施政方針の中で、福祉の充実としまして障がい者であっても普通に生活できる社会こそノーマルな社会であるという考え方、ノーマライゼーションの理念を基本とし、障がい者の自立支援、就労など、障がい者の皆さんが住みなれた地域で安心して自立した暮らしができるよう、障がい福祉サービスの確保と地域生活の充実に努めてまいりますとあります。健常者の私たちが簡単に障がいと言いますが、その立場になることはできません。私はちょうど４年前、選挙の４カ月前に人築で作業のときに転倒し、鎖骨にひびが入り、約３カ月入院しました。そのときの自由にならぬつらさ、ベッドから起きられぬ、バンドで肩から固定され、動けないような状態でありました。しかし３カ月もすればもとに戻り、普通の生活ができたとき、喜びもひとしおだったのを思い出しております。

しかし、一生続く障がい者の方たちのご苦悩を思うとき、さまざまな補装具を必要とすることにより、目や耳、手足等の補助で、健常者と同じような行動ができるようになります。この補装具の種類はいろいろありますが、ほとんど個人負担は１割だと聞いておりますが、種類によりましてはその限度額があり、それ以上は個人負担だとも聞いておりますが、お答え願いたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　補装具につきましては、身体に障がいのある方や、身体に障がいのある児童の失われた身体機能を補完または代替する用具であり、職業やその他、日常生活の能率の向上等を目的として使用されるものでございます。その種類の主なものにつきましては、義肢、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器などがございます。それぞれ補装具の種類で提出していただく書類や支給の流れが

若干違いますが、大まかな支給の流れとしましては、補装具の利用を希望される方から医師の意見書、処方せんや見積書などの必要な書類を添えて市に申請をいただき、市から県の福祉総合相談所に判定を依頼しております。その判定を経て、市で支給決定を行い、その後、利用者の方と事業所との間で契約を締結され、補装具の購入や修理を行っていただくこととなっております。

補装具の支給総額としましては、それぞれの用具で金額は違ってまいりますが、つえなどの低額なものでは数千円、電動車いすなど高額なものでは、支給総額が７０万円から８０万円になる場合もございます。利用者の負担としましては、支給総額の原則１割が負担となっておりますが、生活保護世帯については無料、市町村民税が非課税世帯であって、障がい者または障がい児の保護者の収入が８０万円以下の場合が１万５，０００円、その他の市町村民税非課税世帯が２万４，６００円、市町村民税課税世帯におきましては３万７，２００円など、所得の状況に応じて負担の上限額が決まっております。

また、それぞれの用具で基準額が設定されており、支給総額が基準額を超える場合については、超えた分が利用者の負担となる場合がございますが、真に必要と認められる場合につきましては、基準額を超えた交付を認められる場合がございます。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　外村國敏君。

［登壇］

○２６番（外村國敏君）　昨年１２月より、耳の不自由な方たちに人工内耳助成を決定していただき、該当する６人の方とともに喜んでおり、大変ありがたく感謝申し上げます。人工内耳は、総額１３０万円のうち１００万円の補助でありますが、個人負担としますと２３％になります。これが補装具として認めてもらえるなら１０％、１３万円ぐらいで済むと思いますが、今後その努力をしてほしいと思います。

同じく、耳の補聴器についてでありますが、以前はアナログ式だったのがデジタル式に、難聴者の方たちが聞こえやすく、使いやすいように今、機械自体が変わってきております。もちろん価格も変わってきました。高いのでは８０万円ぐらいとのことです。さらに特殊な機械や防水補聴器等もありますが、一定の限度額を超えれば個人負担もふえると聞きました、今言われましたが。さらに防水補聴器でないと、小中学生が登下校やクラブ活動で汗や雨等で湿気があるとき聞こえにくくなるとも聞いております。当然、仕事をされる方も同じだと思いますが、その補助対象はどうなっているでしょうか。

一つ紹介します。愛媛県の今治市であります。子どもが、雨の日でも車が近づいてくる音やクラクションがよく聞こえる、安心して通学できるようになりました。

先天性重度難聴の障がいのある方が言われております。この子どもは、生活防水タイプのＦＭ補聴器だそうです。８０万円かかるそうです、これが。この子どもの親は、入学前から補聴器を装着していましたが、母親が心配なことがあった。それは雨の日の登下校。補聴器は水分や湿気に弱く、本体内部に水がしみ込むと聞こえなくなってしまうため、補聴器を外していた。雨の日はただでさえ視界が悪い、補聴器がなければ全く音が聞こえない、その不安だったそうであります。しかし、このたび、この耳の不自由な方に高額な防水タイプの補聴器が支給対象になったと言われました。今まで認められた例はない。限度額との差額はすべて自己負担となっていたそうでありますが、医者の診断と意見書を市に提出した。その結果、市としては聴覚障がい児に防水機能つき補聴器が望ましいということが出たそうであります。本市の場合はどうされているか私はよく知りませんが、防水でも今から先、子ども、そういうの、難聴の方が出てこられた場合、今でもかなりの方がおられますが、雨の日でもできるように、そのような補聴器を、補聴器の補助をしてほしいと思いますが、いかがお考えでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　補聴器につきましては、一般的に身体障がい者手帳の４級以上程度の方が高度難聴用で、３級以上程度の方が重度難聴用となりますが、聴力が４級以下程度相当の方でも重度難聴用でないと聞こえにくいという方は、医者の意見書の処方せんにその旨の記入があれば、重度難聴用支給の可能性があるとのことでございます。

また、型式につきましては、ポケット型、耳かけ型、耳穴型、骨導式等の種類があり、本人の職業の内容や就学の状況に応じて機種の選定が行われております。

現在、本市では支給決定を行っている対象者は、障がいのある児童につきましては重度難聴用の耳かけＡ型が３名、ＦＭワイヤレス補聴システムが１名でございます。障がいのある方につきましては、高度難聴用のポケット型が１０名、高度難聴用耳かけ型が２０名、重度難聴用のポケット型が６名、重度難聴用耳かけ型が２３名、耳穴型オーダーメイドが４名となっております。

基準額につきましては、重度難聴用耳かけ型が６万７，３００円、耳穴型オーダーメイドが１３万７，０００円となっているなど、それぞれの型式で基準額が定められております。基本的にはその基準額内での支給になりますが、医師の意見書、処方せん等で真に必要と認められる場合には、デジタル式のものや防水式も認められる場合がございます。その場合につきましては、本人の仕事の内容等の状況について、より詳細な調査をして判断されるということになります。特に防水式につき

ましては、日常生活レベルにおいては防水カバー等をつけていただくなどの対応をお願いされているとのことでございます。児童の場合は、体育の授業などにおいて防水式のものが望まれるかと思いますが、授業レベルでの希望については、現在のところ交付は認められておりません。

また、基本構造が同じものであれば、差額を自己負担する条件で判定と異なる希望の補聴器に変更することができますが、基本構造が異なる場合や機種の変更による補聴器が利用者にとって不適当と医師が判断する場合については、差額自己負担による支給はできないこととなっております。

補聴器につきましては、現在では高性能で高額なものも多く販売されており、差額の自己負担についても１０万円を超えるなど、基準額を大幅に超えるケースが出ておりますが、現在のところ差額を自己負担によりお願いをしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　外村國敏君。

［登壇］

○２６番（外村國敏君）　再々質問になります。

防水補聴器は、防水になるようにということは、防水補聴器じゃないわけですね、今言われたのは。防水になるように何かを耳にかけるということですか。普通の補聴器を保護するということですね、今の答弁では。防水補聴器はまだ該当しないということだと思います。いやいや、だからですね、それならそれでよかですよ。しかし、よその市では、そのような子どもたちのために、その１人の子どものために市長みずからが責任を持って、そして補助しようというその気持ちですよね。私が言っているのは、そういうことを一応決めておけば安心してお願いできる。しかし、なかなか、雨の日にもしも聞こえなくなった。あなた、耳は外して行きなさい、危なかけん、耳にもしも雨が入ったならば聞こえんごつなるよって、外したら今度は交通事故に遭うわけですよ。そういうことから、防水機能をした方がいいというふうな判断だったんですよね。ならば、市としても、県にしたってそのことに対する補助は必要じゃないかということです。

あんまり時間がなくなるけん、市長、そのことについての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　障害者自立支援法に基づき、補装具の支給につきましては、法に定めてある用具及び費用の基準により事業を実施しているところでございます。

特に用具の支給に当たりましては、既製品の支給や既に支給している用具の修理等を省きまして、先ほど部長答弁にもありましたように、県の福祉総合相談所によります判定が必要と、このようになっております。市といたしましては、その県のほうの判定に基づきまして、支給の決定をしているところでございます。

確かに用具の種類によりましては、より高価なものがあると、このように思いますし、価格も高額なものもございますが、国としましては最低価格を基準として定めているとのことでございますし、市といたしましては現行法の運用の中で対応しているところでございます。

国のほうも毎年価格の調査等を行いまして、基準額を定められております。平成２２年度においても基準額の改定を検討されているというようなことでございますので、答弁にございましたように、市といたしましては対象者の状況や必要性、そういったものを調査しつつ、国のこの価格改定というのを見据えながら対応させていただきたいと、このように存じます。

○議長（北田　彰君）　外村國敏君。

［登壇］

○２６番（外村國敏君）　続き進みます。

太陽光発電についてであります。

地球温暖化による大気や海水の温度上昇は、異常気象や生態系の変化などでさまざまな影響を及ぼしつつあります。地球温暖化の進行を一刻も早く食いとめるために、二酸化炭素、CO_2を排出する化石エネルギーから脱却し、CO_2を排出しないクリーンなエネルギーの代表格が太陽光発電であります。施政方針の中で、快適な住環境の確保について、新エネルギー、省エネルギーの推進につきましては、国も地球温暖化、地球環境問題の解決方法として重要視しており、中でも住宅用太陽光発電システムは、その設置が年々増加傾向にあります。日本一の環境都市を目指します本市といたしましても、昨年度に引き続き、県内トップクラスの補助を実施し、新エネルギー、省エネルギー施策を積極的に推進してまいりますとあります。

一つ、公共施設の計画等実施について、具体的な計画があればお答え願いたいと思います。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　現在までの状況を説明いたします。

太陽光発電につきましては、化石燃料にかわるエネルギーとして早くから注目されておりました。ダムや海水の干満を利用した水力、あるいは原子力、バイオなどとともに、その活用できる可能性は大きいものがあります。

そんな中で、太陽エネルギー活用は最もクリーンで将来性の高いものとして特に注目されているものであります。しかしながら、本市では旭志小学校以外に具体的な実績がない状況です。設置費や効率性、耐久性など、実施するには幾つかの問題もあり、進んでいなかったのが実情でございます。京都議定書以来、CO_2削減が叫ばれるようになり、国も手厚い補助制度を設けるなど、具体的な対策をとるようになりました。建設費の削減、効率の向上等も図れるようになりましたので、市でも経済危機対策支援事業によりまして、隈府小学校、七城中学校、旭志中学校にそれぞれ３０キロワットを１組、菊池南中学校に３０キロワットを２組、平成２２年度までに設置することといたしております。

また、本庁舎太陽光発電装置設置につきましても、平成２２年度までで設置することといたしております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田　彰君）　外村國敏君。

［登壇］

○２６番（外村國敏君）　再質問であります。

先日、県内市町村、太陽光発電の計画決定、設計済み等の一覧を見せていただきました。近隣市、合志１０校決定、玉名１５校決定、荒尾８校決定、山鹿市８校決定で、もう設計済みだそうであります。本市は１８校計画、設計前とありました。しかし、今の答弁によりますと、隈府小学校、七城小学校、旭志中学校、それに菊池南中学校、４校で今年度に実施するということであります。

日本一の環境都市を目指すとあるように、公共施設は他市におくれをとらぬようにすべきだと私は思います。そのようなことで、今後の計画をよろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　以上で一般質問を終わります。

ここで議会運営委員会開催のため、暫時休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午後１時５９分

開議　午後２時４６分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（北田　彰君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま市長から議案第４１号及び議案第４２号の２議案が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４１号及び議案第４２号の２議案については、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

追加日程第１　議案第４１号　平成２１年度菊池市一般会計補正予算（第１３号）

○議長（北田　彰君）　追加日程第１、議案第４１号を議題とします。提出者に提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　ただいま上程されました議案第４１号、平成２１年度菊池市一般会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、２月の第２回臨時会でお願いしました、国の第２次経済危機対策「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」に続き、さらに追加交付の提示を受けましたので、制度の趣旨に添った道路橋りょう維持整備事業を計上するとともに、早期発注を行いたく、ご提案した次第であります。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　それでは議案の説明を申し上げます。

ただいま、市長のほうから提案理由がありましたように、平成２２年度内に完了予定となる橋梁を優先的に改修する今回の補正予算でございます。

議案の第１ページでございます。議案第４１号、平成２１年度菊池市一般会計補正予算（第１３号）でございます。

あけていただきまして、２ページになりますけれども、一般会計補正予算（第１３号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ９，６００万円を追加いたしまして、総額を２５４億５，９０５万６，０００円とするものでございます。

事項別明細で主なものを説明いたします。８ページ、９ページをお願いします。

上段のほうが歳入でございます。款１４国庫支出金、目２総務費国庫補助金６，５５３万１，０００円の補正につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金でございまして、２月２１日の臨時議会で議決いただきました額と合わせますと、総額で３億３，７５９万９，０００円の交付限度額となるものでございます。

次に、款１８繰入金、目１財政調整基金、これにつきましては今回の補正財源に

伴う繰り入れでございます。

下段のほうが歳出でございます。款７土木費、目３道路橋梁維持費９，６００万円の補正でございますが、右側の節１３委託料につきましては、測量設計の橋梁の委託料でございます。下段の設計管理業務委託料４００万円につきましては、設計の管理委託料でございます。節１５工事請負費８，０００万円につきましては、橋梁の改修に伴う工事請負費８，０００万円でございます。

戻っていただきまして、４ページをお願いします。

第２表、繰越明許費補正でございます。今回の補正に伴います年度内に事業が完了いたしませんので、事業費全額を前回の繰り越しに追加し、変更後の繰り越し額を２億３，６００万円とするものでございます。

以上、議案第４１号の説明でございました。

○議長（北田　彰君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第４１号については、お手元に配付のとおり、建設常任委員会に付託します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

追加日程第２　議案第４２号　平成２２年度菊池市一般会計補正予算

○議長（北田　彰君）　次に、追加日程第２、議案第４２号を議題とします。提出者に提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　ただいま上程されました議案第４２号、平成２２年度菊池市一般会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、老人福祉センター建設に伴う温泉掘削及び本体工事に係る経費を計上するものであります。

老人クラブを初めとする地域住民の一刻も早いセンター建設に対し、こたえるべき補正をお願いするものです。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（北田　彰君）　総務部長、緒方希八郎君。

［登壇］

○総務部長（緒方希八郎君）　それでは議案第４２号を説明いたします。

１１ページをお願いしたいと思います。議案第４２号、平成２２年度菊池市一般

会計補正予算。

あけていただきまして、１２ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２億３，４１２万９，０００円を追加いたしまして、歳入歳出総額を２２２億８，１１２万９，０００円とするものでございます。

１８ページ、１９ページの事項別明細で説明いたします。

まず、上段の歳入でございますけれども、款１４国庫支出金、目３民生費国庫補助金、右側の節２高齢者福祉費補助金１，９９５万円の補正につきましては、まちづくり交付金事業費補助金でございます。

次に、款１８繰入金、目１財政調整基金繰入金１，１１７万９，０００円の補正につきましては、今回の補正に伴う財源調整分でございます。

款２１市債、目３民生債、節２の高齢者福祉債、２億３００万円につきましては、建設財源として合併特例事業債を発行するものでございます。

下段のほうが歳出でございます。款３民生費、目３高齢者福祉施設建設費でございますが、今回２億３，４１２万９，０００円の補正をお願いするものでございます。

右側の節１２役務費３９万１，０００円につきましては、建築確認申請手数料などでございます。下段の節１３委託料の３０８万８，０００円につきましては、当該年度分の設計管理委託料でございます。節１５工事請負費、２億３，０６５万円につきましては、温泉掘削工事、ポンプ設置工事、そして当該年度のセンターの本体建設費となっております。

戻っていただきまして、１４ページをお願いします。

上の表の第２表継続費でございます。今回の老人福祉センター建設につきましては、温泉掘削後の建築確認となりますために、本体工事や附帯工事につきましてはスケジュール的に無理が生じますために、２カ年事業としてとの判断から継続費の設定をお願いするものでございます。年割額といたしまして、本体工事及び附帯工事等を合わせまして、総額４億３，４７２万２，０００円のうち１億７，３８８万８，０００円、これは事業費の約４割になりますが、これを平成２２年度予算として計上させていただき、残りの２億６，０８３万４，０００円につきましては、平成２３年度予算として計上させていただきます。

なお、今回の継続費の設定は、現時点での予定でありまして、提案理由でもありましたように、市民の声にこたえるべく早期完成を目指しているものでございますので、年割額については変更の可能性もあることをご理解いただきたいというふうに思います。

下段が第３表地方債の補正でございますが、今回の補正によりまして、地方債の

発行限度額を２億３００万円増額いたしまして、２６億８，８５０万円とするものです。

なお、老人福祉センターの建設費につきましては、用地購入費等１億２，２８３万７，０００円、温泉掘削経費５，９８５万円、基本設計から本体工事を含めましての事業費４億４，４８８万６，０００円及び建設後に設備します備品購入費や事務費等３，４０３万３，０００円を予定し、事業費総額を６億６，１６０万６，０００円と見積もっております。

平成２０年度からの補助対象事業費６億２，７５７万３，０００円に対しましての約４割がまちづくり交付金として算定され、残額につきましては合併特例債の発行を予定しているものでございます。

以上、議案第４２号を説明いたしました。

○議長（北田　彰君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　議案第４２号、平成２２年度菊池市一般会計補正予算について、質疑を行います。

地方自治法２１８条では、補正予算について、「長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる」としています。

この２１８条に基づいて質疑を行います。この法に照らしたときに、本補正予算上程の根拠とされる予算の調製後に生じた事由とは何ですか、お聞きします。

○議長（北田　彰君）　答弁。市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　何でこういう形でおくれたかということでございます。

皆さんご存じのとおり、昨年の１２月までは送水方式という形で、私のほうも一生懸命お願いした経緯がございます。その中で、いろんな建設の検討委員会とかいろんなお話を聞きますと、それぞれの掘削について一度見直したらどうかというようなこともございまして、再度執行部のほうで検討しました結果、そういうおくれを生じたことでございます。そういうことを理由に、今回のご提案になったということで思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　今の答弁を予算の調製後に生じた事由の答弁とすると、ちょっと難しいんじゃないかなと思うんですよね。私は、要は聞いているのは、なぜ今補正予算なのかというのを平たく言えば聞いているわけで、今の答弁を聞くと、そこがよくわからないわけです。今、答弁言われたように、１２月議会でいろんな議論があって、その後、送水から掘削に変えるなどいろいろされているわけですよね。１２月議会で新たに提起された問題点は、今、部長が言われるように、いろんな問題点が出されて、それに対して解決をしている途上、執行部も議員も解決に向けて努力をしている途中であって、私はまだ補正予算を調製する段階ではないと思っています。特に今の答弁を聞いてそう思いました。

次に、お伺いします。この２１８条で言う予算の補正というのは、予算が成立した後、生じた事由に基づいて追加変更できるものである、こうしています。

そこでお伺いしますが、平成２２年度当初予算は成立したのかどうかお尋ねをします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　ただいまのところ成立はしておりません。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　当然ですよね。あしたから当初予算の委員会審議が始まるわけで、これから審議をするのに、同時進行で補正予算を上程するのは疑問があります。

そこでお聞きしますが、これは法の趣旨に照らして正しいやり方なのかどうか。イレギュラーなやり方であれば、それなりの根拠が要ると思いますが、根拠があるとすれば、それは何かお聞きします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　補正予算の成立につきましては、通常予算が成立していることが必要であり、通常予算がないのにこれを補正するということは、理論的にはできないと言えます。

しかし、このことは通常予算と当該予算を補正する予算を同時に議会に提案することを否定する意味ではなく、通常予算とその補正予算を同時に議会に提案し、審議することは何ら差し支えないと言えます。この場合、議会は通常予算を先に議決することが必要であり、補正予算を議決するときに通常予算等が成立していればよいということになります。そういうことで、今回の予算提案ということになります。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　山瀬義也君。

［登壇］

○１９番（山瀬義也君）　ご苦労さんでございます。

私もあしたからが予算審議でありますから、本来ならこれはちょっとおかしいなということで、先ほど議運の中でもこのようなことは初めてだということでございますから、大変問題視をしているわけなんでございますけれども。

まず、議案の第４２号についての質疑でありますが、当初、福祉センター建設については、有田物産跡地を購入されたときは、掘削方式の計画でありました。それがいつのまにか送水方式に変更された。そして凍結の決議がなされた。また、決議がなされたら掘削方式にまた変更になって、二転三転ということでございます。本当に大丈夫かなという考えであります。また、掘削方式に計画変更されてから、たった一度の全員協議会が開催をされたのです。そのときには、正確な掘削の費用等のご説明もあっておりません。市長は本当に高齢者のほうを向いて建設をしたいと思っておられるのか。私には公約が優先で、とりあえず建設すれば、設計や泉源の方式、また建設費用については後でよしという、そのような思いしか見えません。本当に凍結を決議された議員さん方、今、早期解決に向けて一生懸命に勉強中であります。そして１日も早く行政とすり合わせをしながら、凍結解除に向けてということで今、その最中なんですね。そのときに、突如としてこういう形で出てくると。本当に議会軽視も甚だしいと思います。

本日、議案を提出されましたけれども、議員全員に納得がいくように説明を願いたいと思います。

○議長（北田　彰君）　答弁。市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　私のほうからお答えしたいと思います。

山瀬議員もおっしゃいましたように、行政としましては昨年の１２月の議会からずっと送水方式１本でやっていくということで、自信を持って答弁あたりもやっておりました。その中で、請願が出されまして、それに基づいて、また凍結の決議文も可決されまして、執行部としてもとまどいを感じたところでございます。

しかし、私たちは平成１７年の９月の議会、昔の議会でございますけど、野口和夫文厚委員長のもとで、委員長報告の中で今の有田物産跡地を第一候補とするという決定がなされております。それに基づきまして、執行部としましてはそれに向け、用地購入から実施設計、それから用地購入費を議会のほうに計上し、それを承認していただいて現在に至っているということで、市の方針としましては、場所につき

ましては有田物産跡ということで、送水から掘削方式にいろいろ変更はしましたけど、最終的には市の方針としては、場所は有田物産跡地で、方式としては掘削でやるという方針に基づいて、現在までお願いをしてきているところでございます。それぞれ１転、２転であったということは、本当に議会のほうにも市民のほうにも申しわけなく思っていることでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　山瀬義也君。

［登壇］

○１９番（山瀬義也君）　今の１７年の委員長さんのご報告の中に、場所の設定等についてご報告があったということでございます。そのとき合併してすぐでありました。大変、６０名近くの議員がおりました。本当にこの中の議員さん方が、場所はほんのこてあそこに決まっとったかなという方たちもおられました。それが現実なんですね。でも、行政としては進むべきということで進んどるわけで、今のお話聞いておりまして、それから進んで送水方式に変わってきたと。でも、勇気あるですよ、議員の皆さん方が一時凍結していることは、そのおかげで１年間のメンテナンスが２，０００万円かかる。そして、また大腸菌の発生等については本当に問題があると、温泉組合からもそれはちょっと難しいでしょうという話もありました。そのような話をしながら、今度、次は掘削をやると。一番の、皆さん方の執行部からの説明は、あそこは温泉が出るか出らんかわからんけん、掘削方式じゃなくて送水方式に変えましたと。そしてまた問題があって、また今度は掘削に変えます。本当にですね、このような形での予算づけをやってもらえば、正確なことをやっていかんと問題ですよ。ですから私たちは請願を採択して、その採択の中にあります高野瀬、あそこは３００メートルで現在温泉が出よるわけなんですね。ですから、高野瀬、有田物産を比較検討しながら、前の勉強会の中で執行部の方からは、温泉が使われるようにするまでには１億１，０００万円ないし１億２，０００万円かかりますということでございました。そぎゃんこつはなかろうということで、皆さん方が意見を言って、それではちょっとだれがその見積もりをしたというか、そういうことを聞きますと、設計屋の関係でしょうということでございましたから、それでは全国にそういう掘削がおるから、１０カ所ないし１２カ所ぐらい、大体幾らかかるのか調査してくれということを言うております。

そしてまた、例えば球磨とか玉名とかそういうところの老人福祉センターの掘削含めての予算等を見てみますと、３万円ないし５万円、高いところで七、八万円ですね。そういう形でできとる。ですから再度、私たちは市民に対して高野瀬区から上がった請願を採択したんですから、ならば例えば有田物産と高野瀬と比較検討し

てですね。一、二千万円の差ぐらいなら、市長の公約なら喜んでつくりますよ、向こうに堂々と。でも５，０００万円、１億円と開くならばちょっと問題があるから、１回出して調査しましょうと。そうすると、みんなが納得するじゃないかというような形で、今、問題提起しとっとですよ。その途中で、このような形で出てくれば、本田議員も言いなったでしょう、この間の一般質問の中で。今こういうことを出してすれば、最悪の結果になりますよと。そういうとは避けたいという思いでやるとですよ。再度、今、なぜ出されたのか、お聞かせ願いたいと。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　議会に提案したことを再度なぜ出したかというお話でございますが、当初予算に出す計画を進めてきたことにつきましては、これまで議会に報告してきたとおりであります。

ただ、その過程におきまして、議員の皆さん方のうち一部におきましては、この送水方式というものについて、極めてこのレジオネラ菌の問題、安全性というものからして、お年寄りの皆さん方を危険にさらすのかといった、そういったご意見があったわけであります。このことにつきまして検討いたしたわけでありますが、このレジオネラ菌というものについての対応というのは、少なくともどこのホテル、旅館でもそうだと思いますが、温浴施設も。いわゆる消毒をしておりますので、そういう方式でいいのではないかといった思いで送水方式、すなわち送水方式の原点になるのは、もともとその地に掘削予定であったけれども、７００メートル掘削して温泉が確定的にあるのかどうなのかといった不安、あるいはまた数年前から原油高というのもありまして、結果的に低温であれば沸かし湯にならなければならないということもあって、これを経済的に考えた場合には、ちょうど足湯の構想が持ち上がって、この立町から中央通りを回遊道路をつくる際において、このパイプラインを配管してあるということからいたしまして、それから確定的に４５度程度の温泉が２００メートルで引くことが可能であるということで、安易にそちらのほうに方向性を変えようとしたわけであります。

しかし、その中で、この危険性というものを言われれば、この危険性をゼロに等しいように払拭しなきゃならないということもあって、それでは、もともと温泉掘削ということであの地を決定してあるわけでありますので、それでは温泉掘削に、またもとに戻すことによって、住民の皆さん方が納得いただけるならばと。その中におきましては、建設特別委員会があって、委員長さんを初めとする皆様方が会合を開かれまして、とにかく１日も早くつくってほしいと、そういうことでこの掘削をやることの方向性にかじを切っていくべきだというようなご指摘もありまして、

それにこたえる形で計画の変更をしたとこであります。

今、部長申し上げますように、このなぜ、この補正予算かということにつきましては、やっぱりそういった民意が、背景に高野瀬からの請願が上がって、そして議会のほうで可決されたということでありますので、それを受けて、また今度は凍結という決議がなされたということを重く受けとめながら、これについて解決をしていかなきゃならないと。その中の一つ一つの４項目、ないし、またこの５項目につきまして、方向性として文化財の埋蔵地区であるだとか、あるいはまたそういう送水管を通じてのレジオネラ菌の問題であるだとか、いろいろと書いてございましたけども、そういったことにつきまして、一つ一つ、今現状といたしましてはおおむね解決したと私は見ております。そして、今の現在地の高野瀬における隣地を、用地を購入して、そしてあそこに老人福祉センターをつくり、今の下町地区についてはこれをつくらないという方向性のような請願書であったというふうなことでございますけども、確認をいたさなければいけないということで、これは議会の中でも高野瀬区の意見というのは違うよという、全く違ったご意見も出ておりました。

そういうことを踏まえながら、高野瀬区の役員の方々と面談をいたしまして、そして４役の中で明確に今進めておられます下町における老人福祉センターと。菊池市に老人福祉センターの菊池、隈府に二つ必要性はないんで、下町につくることをよしとして、別に反対するものではありませんと。全く隣地、隣の土地を高野瀬に土地を求めて、そしてそこでつくってほしいというようなことは全くありませんと。願わくば、今の老人福祉センターが、古いけれども今しばらく使えるだろうと思いますので、この高野瀬区がいろんな意味でイベントをするのに、世帯数が多いのにもかかわらず公民館が狭いということもあって、そういうことに利用、活用ができるように配慮していただければ本当にありがたいことですと。もし、どうしてもやっぱりそれは解体するだとか、ほかの多目的な利用がほかにあるだとかといったことであれば仕方がありませんけども、何とか利用できればありがたいですねということで確認をさせていただきました。

そのことによって、このいわゆる凍結、あるいはまた請願の採択等々についてはおおむね理解をいただけたというようなことでありまして、とにかく今、山瀬議員おっしゃいますように、みんながとにかく老人福祉センターの建設を１日も早くつくりたいという思いを述べられましたけども、その思いからすれば、この議会が３月議会。次はもう解散後の、解散と言いましょうか、議会の任期が来て選挙が終わって、６月の議会までまた時間がかからなければならないということでもありまして、そういうことを考えますときに、１日も早くという思いからして、この補正予算というものについては、まずは提案をさせていただきたいということで提案をさ

せていただいているのでございますので、以上、どうぞひとつご検察をお願いいたしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　山瀬義也君。

［登壇］

○１９番（山瀬義也君）　今、市長のほうから、高野瀬の思いはということで述べられました。私たちも市長がそういう人たちに会う四、五日前に高野瀬の区長さん、呼びました、勉強会の中で。その中ではっきり、請願を皆さん方に採択してもらったと。ですから、考え方は請願のとおりですというような話でございました。

きょうの、先ほどの議運の中の説明の中でも、何らかの形で残してもらうとよかけんと言われたということでございますけれども、そのときも市長に面談して変えるよというような形で、高野瀬の区長さんのほうから電話がありました。そしていろいろ、４役の方はこう言われた。でも私はあくまでも、請願は議員さん方が採択されとる。それは重要視してくださいよというような形で帰りましたということでございましたから、私たちに述べられた考えと一緒で、それは解釈の仕方で変な方向に言われますと、あくまでも私たちは、あの請願書どおりに採択はしとるわけなんですね。ですから、そこのところが変な形になっとりますから、今、私たちはそういうところを踏まえて、今、勉強会して調査をやって、そしてやっぱりどこが一番理想なのかなって、市長が言うところが一番ほんなこつだったなと。有田物産がやっぱり適当だったなという、それを出すためには今調査段階なんですね。

そして、やっぱり議員の皆さん方も、市長また総務部長を含めた副市長たちがですよ、高野瀬の住民はぎゃん言いましたよというと、ほんなこつのごたる。ばってん、私たちの前でははっきり、請願のとおりですからこの皆さん方が採択して、あと決めるのは議員さんですから。議員さんたちが例えば有田物産なのか、高野瀬なのか、そこは議員さん方で決めてください。ただし、もしも有田物産に行ったときは何らかの形で残してくださいというのが考えなんですよ。ですから、請願はそのとおりなんですよ。それを解釈の仕方で変なふうになると大変疑問に思いますから、その点はつけ加えておきたいと思います。

以上です。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。

坂本昭信君。

［登壇］

○１２番（坂本昭信君）　ちょっとお尋ねします。

ボーリング掘削費用は幾らでしたろうか、一応教えてください。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　掘削費の費用ということで、５，９８５万円でございます。

○１２番（坂本昭信君）　さっきは１億どしこて私は聞いておりましたばってんが、えらい下がったですね。

○市民部長（原川智明君）　掘削費用とポンプの設置で、５，９８５万円で一応計算をしております。

○議長（北田　彰君）　５，９８５万円ですね。

坂本昭信君。

［登壇］

○１２番（坂本昭信君）　じゃあこれでよかですね。１，０００メートルこれで掘るとですね。

まだ待ってください。市長は施政方針の中で、このように言っておられるんですよ。最小限の予算で最大限の効果をあらわすような事業をやりたい。そのように努めます。何を比較してそんなこと言われますか。ですね。高野瀬あたりと比べるならば、その比較ができるとですよね。その根拠をお知らせください。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　お尋ねがちょっとわかりにくかったんですが、温泉掘削の費用がどういう根拠によるものかということかなと思います。それは先刻、山瀬議員のほうが見積もりを徴収云々とおっしゃってましたが、執行部として見積書を徴収いたしまして、その中でこれが大体標準的な価格であろうということで出したものが数字であるということでございます。それでよろしゅうございますか。

○議長（北田　彰君）　坂本昭信君。

［登壇］

○１２番（坂本昭信君）　この老人福祉センターは、老人のせめてものお願いだから早くつくってあげたいとみんなおっしゃってるんですよ。でも、税金はみんなのお金ですよね。みんなが出したお金でするんですからね。そのお金の出どころはみんなから出て、老人のために使うんですから、やはりなるだけ最小限の予算で最大限の効果が生まれるように頑張らないかんとじゃなかですかね。

ただ、早う早う掘ればよし、掘ればよし、つくればよしじゃいかんと思いますよ。住民の方々は税金を納めて、その税金の中から建てるんですから。年寄りも大事ばってんが、若者の出したお金も大事なんですよ。血のにじむ、この不景気の中で食うや食わずで生活してですね、税金払って、その税金でするんでしょう。だから老人も大事だけども、その税金を払った方々のお金をいかにうまいぐあいに使うかも

執行部の力じゃなかですか。ただつくればよし、早うつくれ、早うつくれって、それはまあ早うつくってやりたいですよ。でも、広くやっぱりしゃばは考えていかんと。ただ年寄りの急がにゃいけんって、そりゃもちろん急いでもらわにゃいかんばってんが、お金を払う、税金を払った人たちの気持ちもやはり考えてもらわにゃいかん面もあると思います。

そのことはどのように考えておられます。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　限られた財源を最大限生かしながら利用していかなきゃいけないという、もっともなことでございます。

本来、温泉掘削という前の段階におきまして、老人福祉センターの建設というのは旧菊池市におけます建設計画に入っておったと。それから児童保健福祉センターも入っておったと。そういう中で合併が目の前に来たために、老人福祉センターについては菊池の旧市の施策として行うと。それで、児童保健センターにつきましては、これはやっぱり４市町として合併してからつくったほうがいいだろうということになりました。

老人福祉センターにつきましては、そこで検討しながらより経済的なものももちろんでありますが、利便性というのがどうなのかという、いろんな視点の中で市民を代表される方々が議会も交えながら検討されて、そして現地を適地としたということが決定されたということであります。

ですから、そのことを適地としていたために、議会のほうでもあそこを用地取得というものについては承認をいただいたと。今、承認をいただいて、この土地代を１億有余円払いまして設計をしておりますけども、そして設計がとまった段階ですが、これをまた振り出しに戻して、議論をもとのところに戻すとか、あるいはまた広くどこか第三地を探していくということは、全くこれがまた予算をそこに、用地を買ったり設計をしているものが無駄になってしまうということもあるんではないかなと、このように思います。

やっぱり場所については、絶対に皆さん方の議決をいただいている現地というのを変えてはならないと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　三池健治君。

［登壇］

○１０番（三池健治君）　私は老人福祉センター存続に対する請願書に対して賛成したものであります。

あの請願書が１２月に出たもので、それに対して賛成したんですけれども、その

後、執行部としてどういう努力をされたか、まず伺います。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　請願について、その後の市の、どういうふうにやったかというお尋ねでございますけど、請願については答弁のほうでも答弁しましたように、真摯に受けとめてしているということで、その請願と一部凍結の決議文４項目につきましても、私のほうでは審査しまして、大体その４項目についてはクリアができるということのものと、それと先ほどから言っていますように、高野瀬区民の方の、４役の方の意見を聞いて、そこで判断をしたということになります。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　三池健治君。

［登壇］

○１０番（三池健治君）　これはですね、１２月で送水でしますということで、我々この請願書をそのときは採択しているわけですよ。それで、４役を呼んだというのはそのあとでしょう。二、三日前の話じゃなかですか。だけん、私はそれ全然努力してないのに、こうやって予算を要求してくるのは時期尚早だと思いますけども、どう思いますか。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　今回の予算の提案につきましては、先ほどから言っていますとおり、私たちとしましては、その請願についてはある程度理解といいますか、執行部としては大体話ができたというふうに感じておりますので、今回の提案となったわけでございます。

以上、お答えします。

○１０番（三池健治君）　委員会で審議してもらいたいと思います。

○議長（北田　彰君）　本田憲一君。

［登壇］

○２０番（本田憲一君）　質疑いたします。

今度の補正で掘削方式ということで変わりました。執行部は掘削から送水、そしてまた掘削ということで変わられましたのです。私は、もう一つの見解を考えていただきたいと思います。それはなぜかと言いますと、今度の老人センターの浴槽の広さです。約２メートルの２メートルぐらいです。そして、男性と女性の二つあります。残りが足湯があります。こういう小さな湯壺に、果たして６，０００万円も使って掘削したほうがいいのか。それよりも、今のこのエコの世の中、私は天日ぶ

ろでもですね、ソーラーシステムを組んだらまだ工事費も安くてできると思いますよ。その点はお考えないですか、お聞きいたします。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　今の計画ではありません。今、実施計画中でございますので、それは掘削で行くというところで、今後お願いするということで、そういう考えは持っておりません。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　本田憲一君。

［登壇］

○２０番（本田憲一君）　今の現状の菊池市、財政もそうですけど、今、世界的に太陽光発電、いろんなエコの方法を考えておられます。私は本当にこういう給湯システムもあってもしかるべきだろうと思いますよ。大いに二転三転されていますから、もう一度最初から検討すべきと思います。それだけ要望しておきます。

○議長（北田　彰君）　奈田臣也君。

［登壇］

○１４番（奈田臣也君）　私、この前のとき凍結に賛成して、ここで発言した１人ですので、そういう過去を引きずっておりますので質問させていただきたいと思いますが。私、今申しましたように、１２月の議会で一時凍結を申し上げました。そのとき言ったのは場所の選定とか、温泉源の確保とか、事業費の比較とか、レジオネラ菌に対する安全とか、早期着工とか、そのようなことで私はここで申し上げ、そのあと請願が出てきましたので、その辺とダブって請願書の採択には私は賛成をいたしております。

それが現在の状況ですけれども、市の説明では請願者に対する市の意向とか、請願者の意向、その辺も市当局が何かつかんでおられるようでございますし、また、そのような市の対応というのも現在できているような感じがいたしまして、市長の答弁からいたしますように、方向づけもぴちっと市長は言われておりまして、市の方向づけできとるなというのが私の思いですけれども、しかし、私たちが凍結をしたとき、凍結したこの五つの中で一応解決しているのは、レジオネラ、安全対策でして、掘削をあと１回ポンプを掘るということだけで、ほかのことについては、市長は先ほど、もう解決しとるのではないかなと言われましたけれども、私たちについてはどうもその辺が、私たちが今言いましたその辺のやつが明確に市のほうにいろいろ申し上げましたけど、その辺の回答がないような感じがいたします。その辺一番わかっているのは、山瀬議員がいろいろ言いましたように、何も解決してない

んじゃないかってそのようなことで、今、私たちは私たちなりに早期着工に向けて努力しておりますけど、非常に苦労をいたしておりますので、どうかあと１回、よろしかったら凍結の理由というのを、私たちがなぜ凍結した理由を、議員がしたか、その辺をこう、あと１回しっかり勉強されまして、私たち議員について、その辺の疑問についてお答えいただくならば、いろんな審議がスムーズにいくんじゃないかなと思っておりますので、要望しておきます。

質問。なら要望で終わります。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。

森　隆博君。

［登壇］

○１８番（森　隆博君）　今回の議案第４２号の平成２２年度菊池市一般会計補正予算（第１号）の上程につきまして、ちょっと確認といいますか、質疑を行いたいと思います。

この上程の前に、請願というような重みのあるものを議会で採決しておるわけでありますが、この請願に対しましての処理ということにつきましては、１２５条の規定によりまして、議会は公共団体の長に対し、「その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる」ということになっております。

そしてまた、その説明の中に、議会が採択した請願に対しましては、慎重な検討の上に、請願の趣旨に添って理由を付して議会に報告するというのが適切であるというようなふうにうたわれておりますので、それに対しまして、今、請願者の要するに高野瀬地区の４名の方ですかね、役員の方から聞かれたというような答弁がありましたけれども、この件がこの次、所管の委員会に付託された後、その４名の方あたりをまた呼んで、再度確認されたときに、その意見の違いがあった場合ですよ、これはやっぱり市長に対しての不信任というか、不信感というのが発生しますので、そこについてはどういうことを考えておられるか、明確にお答えをいただきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　市民部長、原川智明君。

［登壇］

○市民部長（原川智明君）　今後の委員会のあり方であるかと思いますけど、そういう形で委員会のほうから、委員長のほうからそういう要望がございましたら、高野瀬区をお呼びいたしまして、その意見の聴取をしなければならないと思いますけど、そういうところで私のほうも、そういう要望があれば高野瀬に入ってお願いをするというふうに思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　森　隆博君。

［登壇］

○１８番（森　隆博君）　私が言っているのはですね、この予算の上程に当たる前に、やはり請願の処理というのが一番大事なことでありますし、その中にもやはり１２５条の規定の中において、そういった文言があるわけですから、そういったものに対して市長が４役から確認をとったので、もう何の問題もないというようなことを言われましたが、それが確実なものかということが、ここで確認しておきたいということで、市長の答弁といいますか、市長に対して質疑を行っておるわけでありますので、その４役さんの言われたことが、本議会でありますので、ひょっとして間違いないことかということだけを確認しておきたいと思います。ご答弁のほどよろしくお願いします。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

［登壇］

○市長（福村三男君）　先ほどの質問にもお答えいたしましたけれども、高野瀬区の４役の方々がお見えをいただきまして、私と副市長と総務部長と市民部長と、複数の者が一緒に同席をいたしまして、そしてその席の中で、先ほど申し上げましたとおりのお話がございまして、現在の下町地区に予定されている計画の建設については反対をするものではありません。高野瀬区に新しく用地を求めて、隣地を買いながら、現在の老人福祉センターをいわゆる改築みたいな形で新築するということは全く考えにありませんと。私たちは、高野瀬区の公民館などが狭いと、夏祭りを初めとするいろんなイベント等ができにくいと、そういったこともあって、今の施設が使えるならば使わせていただければありがたいと、こういうような思いでございますということでございましたので、これはそういったことで、私自身からいたしますと、提案権者として、そういった請願書というものについて、あの文言に書いてあるものと関係者の区民の代表である４役の方々すべてがそういったことで確認をされました。そういうことを確認をしたものですから今回の提案とさせていただいたということでございます。

○議長（北田　彰君）　森　隆博君。

［登壇］

○１８番（森　隆博君）　市長がはっきり申されましたので、安心もしておりますけども、山瀬議員の請願の提出者の議員のほうに入っておる情報とちょっと違う点がありますので、再度また委員会で慎重審議なされると思います。そういったことを踏まえて、きちっとした方向性で取り組んでいただくということで、この点については質疑は終わります。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんね。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第４２号については、お手元に配付のとおり、文教厚生常任委員会に付託します。

平成２２年　第１回菊池市議会定例会議案追加付託表

付託委員会	議 案 番 号	件　　名
建　　設 常任委員会	議案第４１号	平成２１年度菊池市一般会計補正予算（第１３号）
文 教 厚 生 常任委員会	議案第４２号	平成２２年度菊池市一般会計補正予算（第１号）

○議長（北田　彰君）　以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は３月１９日の午前１０時から開き、議案の採決を行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

散会　午後３時４３分

第　６　号

３ 月 １９ 日

平成２２年第１回菊池市議会定例会

議事日程　第６号

平成２２年３月１９日（金曜日）午前１０時開議

第１　各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第２　意見書案第　１号　永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書
第３　意見書案第　２号　核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
第４　意見書案第　３号　子ども手当てから学校給食費等義務教育に必要な費用を差し引くことと支給対象の再考を求める意見書
第５　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

―――――――――――――――○―――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　各常任委員長報告・質疑・討論・採決
日程第２　意見書案第　１号　永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書
日程第３　意見書案第　２号　核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
日程第４　意見書案第　３号　子ども手当てから学校給食費等義務教育に必要な費用を差し引くことと支給対象の再考を求める意見書
日程第５　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

―――――――――――――――○―――――――――――――――

出席議員（２８名）

１番　東　　英　俊　君
２番　東　　裕　人　君
３番　泉　田　栄一朗　君
４番　森　　清　孝　君
５番　藤　野　敏　昭　君
６番　樋　口　正　博　君
７番　二ノ文　伸　元　君
８番　中　山　繁　雄　君
９番　水　上　博　司　君
１０番　三　池　健　治　君
１１番　怒留湯　健　蓉　さん

１２番	坂　本　昭　信　君
１３番	隈　部　忠　宗　君
１４番	奈　田　臣　也　君
１５番	葛　原　勇次郎　君
１６番	木　下　雄　二　君
１７番	坂　井　正　次　君
１８番	森　　隆　博　君
１９番	山　瀬　義　也　君
２０番	本　田　憲　一　君
２１番	栃　原　茂　樹　君
２２番	松　本　　登　君
２３番	工　藤　恭　一　君
２４番	境　　和　則　君
２５番	北　田　　彰　君
２６番	外　村　國　敏　君
２７番	徳　永　隆　義　君
２８番	横　田　輝　雄　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福　村　三　男　君
副市長	永　田　明　紘　君
総務部長	緒　方　希八郎　君
企画部長	石　原　公　久　君
市民部長	原　川　智　明　君
経済部長	後　藤　　定　君
建設部長	岡　崎　俊　裕　君
七城総合支所長	古　閑　昭二郎　君
旭志総合支所長	山　田　憲　章　君
泗水総合支所長	岩　下　義　人　君
財政課長	松　岡　千　利　君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	山　田　浩　文　君
教育長	田　中　忠　彦　君

教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君
代表監査員	宮川貞雄君
監査事務局長	大塚茂幸君

○

事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
議事係長	上田敏雄君

○議長（北田　彰君）　全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（北田　彰君）　ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第１　各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（北田　彰君）　日程に従いまして、日程第１、去る３月２日及び９日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第３９号及び議案第４０号を除く議案第５号から議案第４２号までの３６議案並びに陳情第１号から陳情第３号まで並びに継続審査案件２件の４１件について、各常任委員長から審査結果の報告があっております。これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、三池健治君。

［登壇］

○総務常任委員長（三池健治君）　おはようございます。

総務常任委員長の報告を行います。

本定例会で総務常任委員会に付託されました案件は、条例関係１件、予算関係２件、議決案件２件、それと陳情２件の７案件でございます。現地視察を踏まえ、４日間にわたり慎重に審議しましたので、その経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第５号、菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例の制定についてを申し上げます。

審議の過程で質疑がありましたのは、「今、本市に該当する関係者はどのくらいいますか。また、市の指名入札に参加されている業者で疑いのあるのは何社ぐらいありますか」の質疑に対して、「今、指名業者の中には暴力団関係者はいないと聞いています。この条例を制定することにより、警察の協力を得ながら、また十分な協議をしながら進めてまいります」との答弁でした。「県内で、この条例を制定しているところはありますか」との質疑に対して、「県内でこの条例を制定しているところはありません。要項について制定しているところはあります」との答弁でした。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９号、平成２１年度菊池市一般会計補正予算（第１２号）についてを申し上げます。今回の補正は事業確定によるものと事業実績によるものが主なものであるとの説明でした。

審議の過程で質疑がありましたのは、総務費の中の一般管理費、その中の県立大学包括業務委託料であります。委員の中から、「委託料が減額になっているが、その理由はなぜか」との質疑に対して、「共同で行う研究のときなど教授に来てもらっていますが、その研究が少なかったからです」との答弁でした。また、「この委託料は菊池市活性化、また発展のための研究委託料である。この委託料を研究がなかったので減額しますとはもってのほかで、市のほうからももっとアクションを起こし、有効活用をすべきである」との意見が出ました。ほかにも「包括協議を結んでない大学の教授に菊池市出身の方が何名かいらっしゃいます。もっと枠を広げ、大いに相談に行き、活性化につなげるべき」との質疑に対して、「包括協定にこだわることなく、専門分野などの知識及び情報を得るため、積極的に伺っていきます」との答弁でした。

次は、人事管理費の普通旅費についてであります。「職員はもっと研修に出向き、菊池市が学ぶべきところは学び、他市のよさを持ち帰り、菊池市に活用できるところは活用すべきである。また、何を学んだのか、何を感じたかを職員や議会、また住民に発表したらどうか」という意見が出ました。

男女共同参画推進室には、協議会等の参加状況を伺いました。「市民フォーラムを行っているが、男性の方が参加されるのは１割くらいです」との答弁でした。「男女共同参画は、男性の理解と協力が絶対必要である。これからは職員を含め、議員も参加されるように」との声が委員から上がりました。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきと決しました。

議案第２１号、平成２２年度菊池市一般会計予算についてを申し上げます。

審議の過程で質疑がありましたのは、総務費の中の一般管理費、その中の市長交際費についてであります。「市長交際費の１００万円は少ないのではないか、菊池市のブランド化を進めるには、東京にある各省庁回りや各県の県庁回り、また各種団体回りなど、トップセールスが必要となり、週３日から４日は出ていると思われます。もっと交際費をふやし、大いにトップセールスを行うべき」との意見がありました。

職員課では、職員の住宅手当及び通勤手当について審議しました。「地域は地域の人で守るのが基本ではないか、職員がみずから地域に住むようにするには、何らかの手だてをしないと歯どめが効かないのではないか。そのためには市外住居者に

は通勤手当はやめるべきである」との質疑に対して、「地方公務員法で規定されているので、法に基づき支給している。菊池市では上位法を守っているところです。菊池市に住みながら、ほかの市に勤めている方もいます。実行するには難しいものがあります。特例をつくって手当を廃止しているところがあるかもしれません。ただ近隣の市ではやっておりません」との答弁でした。

企画振興課では、地域づくり推進補助金も審議しました。「祭りは人と人の交流の場であり、地域づくりの活性の場でもあります。祭りを続けるには運営費が必要です。その必要な補助金をなぜ３年で打ち切るのか」との質疑に対して、「地域よっては自費で祭りを行っているところもあります。祭りの備品購入の手助けであったり、祭りを行う呼び水になればと思って補助しているので、３年という期限を切っています」との返答でした。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３３号、第二次菊池市行政改革大綱の策定についてを申し上げます。平成１８年度から２１年度を目標にした第一次行政改革大綱に引き続き、平成２２年度から平成２６年までの５年間を第二次行政改革大綱の策定と行ったとの説明でした。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３４号、辺地総合整備計画の策定についてを申し上げます。平成２２年度から平成２６年までの５年間の新たな整備計画を行うものです。５年間の事業費を２０億２，４７４万円としております。計画ですので、緊急性のあるものは追加事業ができるとの説明でした。

委員から、「事業の充当率１００％、それに地方交付税８０％利用と辺地地域には有利な事業である。この制度を大いに活用し、市街化区域との格差をなくし、利便性の高い地域にするように」との意見が出ました。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第１号、永住外国人への地方参政権付与の法制定化反対意見書提出についてを申し上げます。何ら質疑もなく、全員が賛成でした。

陳情第２号、核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議についてを申し上げます。これも何ら異議なく、全員が賛成でした。

以上、本定例会で当委員会に付託されました議案の審議結果であります。議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務常任委員長の報告といたします。

○議長（北田　彰君）　次に、文教厚生常任委員長、樋口正博君。

［登壇］

○文教厚生常任委員長（樋口正博君）　文教厚生常任委員会の委員長報告をさせていた

だきます。

本定例会において当委員会に付託されました議案は、条例案３件、予算案１３件と議決案１件でございます。４日間にわたり慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

議案第６号、菊池市幼稚園民営化検討委員会条例の制定についてですが、この条例は、平成１８年度に策定した菊池市行政改革大綱の実施計画の中で、特に重点的に検討が必要な主要６項目の一つで、民営化に妥当性があるとの判断がなされたので、関係機関、関係団体、外部有識者等で委員会を組織し、入園希望者の減少や施設の老朽化等、幼稚園の現場が置かれた状況も考慮し、検討していただき、民営化の妥当性の有無について答申をいただきたいと考えているとの説明がありました。

委員からは、委員会構成、スケジュールへの質問があり、執行部からは「旭志、泗水幼稚園それぞれの保護者代表、私立幼稚園の経営者・保護者各１名、学識経験者として県内の大学の幼児教育・福祉分野の先生等６名以内の構成で行い、２２年度中に結論を出す」との答弁でありました。

次に、議案第７号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、消防団員に支援団員を含めるもの及び議案第６号に伴う幼稚園民営化検討委員会委員の報酬の追加、それと家庭教育相談員の説明として、最近の児童生徒の問題行動の背景には、家庭、学校、友人関係など複雑に絡み合い、学校だけでは解決できない事例も多く、より一層関係機関と連携し、多様な支援方法を用いて問題解決を図るために相談員１名を配置するとのことで、歴史教育専門員については、郷土歴史の周知啓発を図り、文化振興及び地域の活性化に寄与することを目的に専門員１名を配置するとのことでありました。

次に、議案第８号、菊池市身体障害者等福祉年金支給条例を廃止する条例の制定については、障害者自立支援法による障がい福祉サービスに係る利用者負担等について、一定の軽減措置が図られたことなどから、本条例を廃止するということで、他市の状況等も含めた説明があり、廃止後は地域生活支援事業、日中一時支援事業等の充実、人工内耳体外器等の給付事業、身体障害者福祉協議会に対する事業補助を実施するとのことでありました。

委員からは、「よそがやめるからやめるといった理由では市の発展がないし、理由にならない」といった意見があり、執行部からは、「一般財源で財政的なこともあり、他の障がい者福祉事業の充実を図ることで効果を上げたい」という答弁でありました。この答弁に対し、「十分、代替案に生かされるように」との意見がありました。

以上の３案件につきましては反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のと

おり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第９号から議案第１３号、それと議案第１９号の平成２１年度一般会計、各特別会計の補正予算は、事業確定による更正減が主なものでした。

次に、議案第２１号、平成２２年度菊池市一般会計予算については、民生費中、社会福祉総務費繰出金で、今回初めて国民健康保険特別会計へ１億５，８５０万円を繰り出すものです。児童福祉費中、今回、児童手当にかわるものとして子ども手当給付費９億１，０００万円が予算計上されました。衛生費中、予防費の予算増の原因は、新型インフルエンザに対応するための予算がふえたものであります。

また、環境衛生総務費のうちＩＳＯ定期審査登録等委託料は、２３年度より委託ではなく独自なものとして、菊池市版ＩＳＯとして検討しているとの説明がありました。塵芥処理費の４，５７５万６，０００円減の主なものは、環境保全組合負担金と陣内のドーム内処理費の減によるものであります。教育費中、教育総務費の事務局費で、新たに英語の森きくち事業委託料として、３１０万２，０００円が計上されました。この事業は、夏休み期間中に、小中学生を対象として少年自然の家に３泊４日し、期間中、英語だけで過ごすことにより、英語に親しむ事業との説明でありました。

また、社会教育費で、新しい目として文化振興費が追加され、歴史教育専門員の報酬や伝統芸能こども大会への支出が計画されております。文化施設費中、菊池市文化会館用地賃借料９０９万５，０００円については、これまでにも一般質問や決算特別委員会で指摘があったように、契約の見直しを求める意見がありました。

次に、議案第２２号、平成２２年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算、議案第２３号、平成２２年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算、議案第２４号、平成２２年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第２５号、平成２２年度菊池市介護保険事業特別会計予算は、「特定検診（メタボ検診）等の受診率を高め、医療費抑制に努めるように」との意見がありました。

また、国民健康保険につきましては、国保税率（所得割分）１２．５％を維持するため、今回初めて一般会計からの繰り入れを行うとの説明でした。委員からは、一般会計繰入金をなるべく抑えるよう努力する旨の意見が出されました。

次に、議案第３１号、平成２２年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算については、「施設サービス事業費中、空調器保守点検委託料２０２万２，０００円は高くないか」との問いに、執行部からは「緊急時の対応も含まれている」との答弁がありました。

次に、議案第３５号、指定管理者の名称変更に伴う再指定について（菊池市総合体育館）については、指定管理者にしている団体の名称変更に伴うものであります。

以上の１３案件については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第４２号、平成２２年度菊池市一般会計補正予算（第１号）は、当初予算を議決していないのに、法的に許されるものとしても説明責任を果たしていない。また、請願、決議についての対応も不十分であり、まだまだ議論を深めるべきとのことで、継続審査となりました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果でございます。議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長報告といたします。

○議長（北田　彰君）　次に、経済常任委員長、本田憲一君。

［登壇］

○経済常任委員長（本田憲一君）　経済常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、継続審査案件２件、予算案件２件、議決案件１件、陳情１件でありました。

初めに、継続審査であった議案第１２０号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第１２１号、菊池市四季の里旭志条例の一部を改正する条例の制定については、前回の１２月定例会でも言いましたが、「合併後に入場料がわずか５年で２度目の改正となり、利用者の負担が大きく、経済状況が厳しい中での引き上げは認めることができない。執行部は、住民の健康と福祉の増進を図り、地域の活性化を推進するという設置の目的を十分考慮され、税条例改正も含めて総合的に判断するよう求めたい」などの意見が多数あり、審議の結果、否決となりました。

次に、議案第９号、平成２１年度菊池市一般会計補正予算（第１２号）については、そのほとんどが事業費の確定に伴う更正減によるものです。

次に、議案第２１号、平成２２年度菊池市一般会計予算について、主なものを申し上げます。

初めに、２２年度より新たに新設されるブランド推進費８６３万円ですが、菊池の農林畜産物を販売し、消費の拡大に努めるとともに、観光宣伝を行い、観光客の誘致を図るものであります。市長にも委員会にご出席いただき、ブランド推進室設置に至った経緯や意気込みを伺いました。

委員より、「農産物はもとより、市の生産品や観光情報等を発信して菊池市という名をブランドに持っていくように取り組んでもらいたい」という意見がございました。

そのほかに、「市長は施政方針で農業を基幹産業、経済循環の起点として位置づけているが、農林水産業費は、２１年度では目的別歳出構成比で９．９％、２２年度予算は７．７％と低くなっている、これで基幹産業の予算と言えるのか」との厳しい意見がございました。

また、商工費も「目的別歳出構成比で１．１％と余りにも少なく、熊本県下１４市平均の半分しかない。せめて県平均くらいには引き上げて、商工観光の振興に力を入れるべき」という意見がございました。

次に、議案第３８号、字の区域変更については、大字原の字の区域の一部を変更するものであります。

以上の案件については、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

最後に、陳情３号、四季の里旭志に関する陳情書についてでございますが、「陳情者は株主代表となっているが、株主総会や取締役会等の正規の機関で選任された代表ではないこと、市から二度にわたる計６，０００万円の追加増資があったにもかかわらず、行政のみに経営責任を求める姿勢は看過できない」との意見で、賛成、反対の討論もありましたが、採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（北田　彰君）　次に、建設常任委員長、隈部忠宗君。

［登壇］

○建設常任委員長（隈部忠宗君）　おはようございます。

建設常任委員会の報告をいたします。

本定例会において当委員会に付託されました議案は、予算案１５件、議決案２件の計１７件でありました。４日間にわたり慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず今回の補正は、国の地域活性化、きめ細やかな臨時交付金で道路橋りょう維持整備事業９，６００万円の増額補正と款項にわたり、事業の確定に伴う事業費の追加、減額の調整を行うものであります。

繰越明許費補正は、項、道路橋りょう費、県営圃場整備関係の生活・雨水排水路整備事業と亘深川線道路改良事業で、公安委員会との交渉中のため、年度内に完了することが困難となったための繰り越しでございます。

次に、議案第２１号、平成２２年度菊池市一般会計予算について申し上げます。款、土木費、項、道路橋りょう費１０億８，４０１万８，０００円の主なものは、泗水中央線ほか１５カ所の道路改良工事請負費、花房森北線ほか６件の用地買収費、国道３２５号線４車線化に伴う改良事業で、森北２号線の拡幅工事に対する市負担

金、妻越泗水線ほか１２件の物件補償が主なものであります。

項、河川費５，７３２万８，０００円の主なものは、単県及び補助の急傾斜地崩壊対策事業負担金、河川環境美化の臨時雇賃金、草刈り、除草管理委託料が主なものであります。

「道路橋りょう維持費の原材料費は、１，５１８万８，０００円で賄えるか、高齢化が進む中で要望にこたえてほしい」という意見に、「地元の要望には積極的に対応していきたい。足りないところは補正で対応したい」とのことでした。

項、都市計画費３億９，２４５万９，０００円の主なものは、都市計画マスタープラン等策定事業、まちづくり交付金事業、泗水地区公園整備事業が主なものです。

項、住宅費１億４，８４４万１，０００円の主なものは、公園住宅ストック総合改善事業旭日東団地建てかえ工事が主なものです。住宅使用料提訴委託料２３０万円について、待機者が多い中、高額滞納者、悪質滞納者について十分検討して法的強制退去を行っていると説明がありました。

次に、議案第２６号、平成２２年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算については、旧旭志村のほぼ全域、水源、迫間、竜門、花房団地の区域で歳入歳出３億９，８７７万４，０００円で水源、迫間簡易水道建設事業の実施設計委託、工事請負が主なものです。

「補助事業の最終年度であるが、残っている地域があるか」との質問に、「河原、四丁分等が残っている。今後、新たな補助事業に取り組むか、隣接まで伸びている場合は、つなげる方法がある。１０年間以内に簡易水道を上水道につなげたい」ということでした。「簡易水道はどうしても一般財源からの持ち出しが多くなるが、どう考えるか」について、「地元の要望で多くの人に簡易水道事業に加入していただくよう推進したい。また、経費の削減に努めたい」ということでした。なお、「消火栓として利用する場合は、７５ミリ以上となっているので、７５ミリ以下の場合は利用できるように地域で対応したい」ということでした。

議案第２７号、平成２２年度菊池市公共下水道事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ１０億６，３２３万円で、補助対象事業の水管橋耐震調査、菊池市浄水センター増設工事、改築工事、長寿命化計画策定業務委託、浄水センター等運転業務委託料が主なものです。

「使用料収入が３億５，０００万円と前年と同じであるが、それでよいか」との質問に、「環境整備が進む中で、水洗化に取り組む姿勢を示してほしいという要望がされました。水洗化率８７．５％である。加入促進に努め、使用料は収入の増加に努力します」ということでした。

議案第２８号、平成２２年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算に

ついては、歳入歳出５億５，６２７万９，０００円であり、主なものは、泗水・桜山・吉富地区の測量設計等委託料、桜山・吉富地区環境下水道工事請負費、泗水浄水センター管理業務委託料が主なものです。

次に、議案第２９号、平成２２年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ１億４，２０４万１，０００円で、主なものは浄化槽市町村整備推進事業８０基、浄化槽清掃業務、保守点検業務委託料が主なものです。

次に、議案第３０号、平成２２年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ４億９，１８１万９，０００円で、その主なものは工事請負費、泗水５カ所、七城２カ所の需用費処理施設管理業務、汚泥引抜業務委託料が主なものです。

下水道については、「市の方針は市町村型であるが、集合型も含めて工事費がかからぬように、住民サービスの見地から市全体の見直しが必要である」との意見が出されました。「農集の七城南部の余裕率が１０６％、北部が８１％、特環の中央が６２％であるから、専門部署を設けて検討してほしい」という要望が出されました。

次に、議案第３２号、平成２２年度菊池市水道事業会計予算については、給水戸数１万１，８００戸、１日平均配水量１万１８５立米、水道事業収益４億６，３０７万７，０００円、水道事業費用３億９，７３５万６，０００円とするものです。

次に、議案第３６号、市道路線の廃止についてですが、県営花房中央・花房北部圃場整備、県営福本・富圃場整備、終点、起点の変更等２４路線の廃止であります。

次に、議案第３７号、市道路線の認定についてですが、県営花房中央・花房北部圃場整備事業によるつけかえ新設、福本・富地区経営体育基盤整備事業によるつけかえ新設、県営福本・富圃場整備によるつけかえ新設、集落内道路の起点、終点の変更等、３６路線の認定であります。

以上、３月１５日の現地調査を踏まえ、慎重に審査しました結果、本委員会に付託されました議案につきましては、全会一致で異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願いいたしまして、建設常任委員長報告とさせていただきます。

○議長（北田　彰君）　以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

松本　登君。

［登壇］

○２２番（松本　登君）　質疑をいたします。

樋口委員長にお尋ねをいたします。

追加予算、第４２号、平成２２年度一般会計補正予算（第１号）についてであります。

老人福祉センター建設事業に係る予算として今議会に提案されました２億３，４１２万９，０００円が、審議の結果、継続審査となったとの報告がありました。

そこで、継続審査となった審議の内容について、詳しくご説明をいただきたいと思います。

まず１点、昨年１２月議会に、突然センター建設に対する反対の請願が提出され、採択となりました。執行部では、この請願の趣旨の温泉泉源対策について、再検討の結果、送水方式から掘削方式へと変更をされました。こと泉源については、請願の趣旨に沿っているものと、私は思っております。

２点目、現有施設高野瀬地内敷地及び隣接地の用地を買収し、新築をしてほしい。このことに対しましては、まず１点、平成２０年３月議会で現建設予定地の下町地内有田物産跡地の用地買収費が議決をされております。

次に、平成２１年６月議会では、センター施設建設に係る基本設計、実施設計の委託料が議決となっております。ともに現議会での議決であります。執行部では、この議決をもとにして建設に係る作業を進められており、建設予定地の下町地内有田物産跡地を変更する考えはないと明言されております。私は、採択されました請願の趣旨であります泉源方式の変更とともに、議決を尊重し、現行計画を修正し、今回の予算提案となったものであると理解をいたすものであります。この修正後の予算提案に対して、どのような議論で継続審査に至ったのか、その議論の内容について詳しくお知らせください。

さらに、新聞記事でありますが、当初予算が成立していない段階での補正予算審議に、委員の間から疑問の声が相次ぎ、継続審査となったとありました。当初予算審議中における補正予算の審議については、私も疑問がありました。そこで、執行部に直ちにお尋ねをいたしましたところ、財政法上、何も問題ないということでありました。法的に問題ないということであれば、報道にありましたように、疑問の声が相次ぎ継続審査となったということは、これは私は理解に苦しむところであります。もちろん、新聞報道について議論する場面ではないと私は思いますけれども、多くの市民の皆さんが新聞記事を見て、そういうことで継続審査になったのかなという、そういう見方をしておられる。そういうことであれば、当然。

○議長（北田　彰君）　松本議員、質疑。

○２２番（松本　登君）　わかっております。

そういうことであるならば、継続審査の内容について詳しく言っていただきたいと、そのように思います。

○議長（北田　彰君）　文教厚生常任委員長、樋口正博君。

［登壇］

○文教厚生常任委員長（樋口正博君）　松本議員の質疑にお答えをいたします。

１点目は、決議案のクリアができたのではないかという点だったと思います。委員会の審議の内容については、泉源問題は掘削方式になりましたが、土地について、高野瀬の隣接地との比較検討がなされていないと。その説明がいまだ出ていないというところで意見が出たところであります。

あと１点は、法的には違法でないということについては委員会でも了承いたしました。ただ、その議論の中で出たのは、最終日に平成２２年度一般会計予算が議決を見ます。この議決が仮に否決だった場合、補正が成り立つのかという議論の中で、平成２２年度一般会計予算の成立後、その後にこの追加議案に入っていったほうがスムーズに進むのではないかというお話が出たところであります。

以上、お答えします。

○議長（北田　彰君）　松本　登君。

［登壇］

○２２番（松本　登君）　どうもありがとうございました。

継続審査についてお伺いをいたします。

継続審査とは、予算提案に対して可決でも否決でもないということであります。もちろん議事の取り扱い上のことでありますが、一般的には。

○議長（北田　彰君）　松本　登君、質疑をしてください。

○２２番（松本　登君）　はい。

継続の審査のその内容についてお尋ねしておるわけです。一般の方は継続審査とはおわかりになっていない。議会としては説明責任を果たすべきであるという観点から申し上げておるところであります。一般的には市民の皆さん、おわかりにくいと。だから、継続審査とはこういうものですよということを言ってほしいということを申し上げておるわけでございます。

あわせて。

○議長（北田　彰君）　審査の結果と経過です。それを質問してください。

○２２番（松本　登君）　はい。質疑やから、そこをお尋ねしとるわけですが。

そこで、継続審査についてお聞きしておるわけですが、閉会中の審査というのがあるのかないのかとか、あるいは現議員の任期が５月末で終わります。そうなれば、当然、審議未了廃案になると思うわけでありますが、そこで継続審査についての見

解を、考え方を委員長にお願いしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　文教厚生常任委員長、樋口正博君。

［登壇］

○文教厚生常任委員長（樋口正博君）　松本議員にお答えします。

松本議員おっしゃった見解のとおり、委員会としても継続審査の場合は任期をまたぎますので、５月３１日をもって結論が出ない場合は審議未了というふうになることは確認をしております。

委員長としては、継続審査でありますから、この本議会終了後、速やかに継続審査を行うべく委員会を開くのが私の務めであるというふうには認識をしております。

○議長（北田　彰君）　松本　登君。

［登壇］

○２２番（松本　登君）　執行部によりますと、予算の今回の提案の理由ですが、多くの市民の要望にこたえるというものであったと思います。

何とかしてほしいということで、これは質疑になりませんけれども、そういう思いで申し上げておるわけでございますが、いずれにしても継続審査についての、やはり私は説明責任を果たしていただきたいということで申し上げたところでございまして、今、委員長の方から答弁がありました。今後の運営については、委員長どうぞよろしくお願いを申し上げまして、終わります。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。

中山繁雄君。

［登壇］

○８番（中山繁雄君）　経済委員長に質疑いたします。

四季の里の陳情についてであります。

せんだって臨時議会において、第三セクターから民間委託への移行の議案が出され、その議案説明の前に議員の皆さんと執行部の協議の中で、株主への対応について多くの意見が出されました。

旭志村時代において、高齢者や村民の憩いの場所としてつくられた四季の里でありましたが、時代の流れと申しますか、景気後退により赤字経営になり、増資をしていただきましたが経営改善ができなく、民間委託になったわけでありますが、株主におかれましては。

○議長（北田　彰君）　中山議員、経過と結果について質疑してください。

○８番（中山繁雄君）　私は、この陳情につきまして、株主から出されましたが、経済委員会で協議なされました委員会報告で採択だそうでありますが、あれだけ株主に配慮をとの意見はどうなったのでしょうか。

また協議会の中で、議員の皆さんからの意見はどのような意見が出、また株主に対して配慮する意見はなかったか、質問いたします。

○議長（北田　彰君）　経済常任委員長、本田憲一君。

［登壇］

○経済常任委員長（本田憲一君）　中山議員の質疑に対してお答えいたします。

先ほど報告にも申し上げましたように、委員の中から賛成、反対の、採択に対して意見がございましたが、陳情であります代表の方から、この方も四季の里旭志の取締役でございまして、その人の応分の責任もあるんじゃないだろうかと、そういう意見もございました。

また、市長の方で何がしかの株主に対しては、行政が株主に要請した経緯もあるちゅうことで申されましたので、いろんな意見が出ましたが、やはり市も６，０００万円も追加的に投資もしていますので、この際の陳情に対しては、採決の結果、こういう不採択ということになりました。

以上でございます。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。

二ノ文伸元君。

［登壇］

○７番（二ノ文伸元君）　おはようございます。

文教厚生常任委員長の樋口委員長にお伺いをいたします。

お聞きしたいことは、ほとんど松本議員の方から出されました。１点だけ。

委員会の中では、このことに関しては全会一致で継続審査でいいということになったのでしょうか、その点だけをご説明をお願いいたします。

○議長（北田　彰君）　文教厚生常任委員長、樋口正博君。

［登壇］

○文教厚生常任委員長（樋口正博君）　二ノ文議員にお答えいたします。

委員会中、協議会等も含めて、さまざまなご意見をいただきました。ただ、最終的には、委員の皆さん全員ご納得の上で継続審議という形であったと、私は認識をしております。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。

境　和則君。

［登壇］

○２４番（境　和則君）　文厚委員長にお尋ねいたします。

今般の一般質問の中にありました老人センターですから、追加議案の４２号ですが、継続調査になられたということでございますけども、その中で３月１日に高野

瀬区の四役の方が執行部の方にお見えになられて、いろんな請願についてもお話があったということであります。

そうするならば、もともとこの問題が出てきたのは、請願が採決になったからということでございます。請願の採決について疑義を申し立てるわけではありませんが、その後、提出者の高野瀬区から四役の方たちがお見えになられて執行部とお話をされたということであるならば、当然、文厚委員会の中では四役の方々たちの請願の趣旨についてお話を聞くのが、私としては当たり前だと思っておりますが、そういう議論があった上で、もし議論があったとするならば、どういう議論で、お会いになったのか、ならないのか、そしてその上で継続調査なのか。

またもう一つ、２月１４日に１４名の方々が勉強会をされております。その中で執行部としては、この老人センターの問題についての問題点ということで、執行部の方から回答が上がっております。それにほとんど載っております。それを読めば、高野瀬区がどうしていかなかったのか、有田物産にどうして来たのか、グラウンド整備がどうだったのかと、いろんな趣旨があっております。それから費用対効果もあっております。ぜひ皆さんたちに、それを読んだ上で継続調査になって、あくまでも継続調査の中は、一般会計が決まってないのに追加議案としてはなかなか時間的にならないということで継続調査になったかをお尋ねいたします。

○議長（北田　彰君）　文教厚生常任委員長、樋口正博君。

［登壇］

○文教厚生常任委員長（樋口正博君）　１点目は請願についてでございましたね。

請願については、話は出ましたが、その内容ということについては、請願書が議会において採択をされたとおっしゃったとおり議決事項であります。このことに対して、まだその回答が十分ではないという話は出ました。

先ほどおっしゃいました２月１４日ですか、執行部からの答弁ということですが、これは議会の全体議論として、または委員会として、そのことは提案というかご報告があっているわけではございませんので、そこは認識をしておりません。

今後、委員会等を開く中で請願提出者に対して、どういう努力をしたという報告はなされるものと思いますが、今回の委員会において、そのような内容はありませんでした。

○議長（北田　彰君）　境　和則君。

［登壇］

○２４番（境　和則君）　私は、この老人センター問題がつくづく松本副議長もおっしゃったように、請願の議決は尊重いたしますけども、執行部は用地面積の買収、その他についても議会の議決をいただいて執行に当たっておるわけです。それで一般

質問の中でも、何回も執行部としては、場所については有田物産跡ということは明確にお答えになっておる。それから当然、請願の議決は尊重しなきゃなりませんが、その以前の議会が議決したことも尊重していただきたいと思います。

ですから、この請願について、多少なりとも疑義があったとするならば、これはまた大変な問題になります。請願は高野瀬区の区長さんということで、２，０００何百人の、それから４６０、４７０。

○議長（北田　彰君）　境議員、質問。

○２４番（境　和則君）　わかってます。

そういうのが請願の趣旨でございますので、ぜひ委員会では四役の方々とお話をされるか、私は経済委員会の中で、私どもの委員長に申し上げまして、ぜひ、是は是、非は非でございますけども、四役の方々たちのお話を聞きたいと申し出をしておりますけども、その返答もまだ返ってきておりませんが、そのところも随分酌み取っていただいて、次の委員会が開かれる場合には、委員長におかれてはぜひお会いになるのが公平公正ではないかなという、少し意見を言い過ぎましたけど、それで終わります。

○議長（北田　彰君）　審査の経過と結果についての質疑をやってください。

文教厚生常任委員長、樋口正博君。

［登壇］

○文教厚生常任委員長（樋口正博君）　先ほど松本議員の質問にも答弁をさせていただきましたが、１日も早い解決をするために、まことに重責ではありますが、あらゆる努力を尽くして、鋭意、前に進んでいきたいと思います。

○議長（北田　彰君）　横田輝雄君。

［登壇］

○２８番（横田輝雄君）　重複するかもしれませんが、なるべく避けまして、文厚委員長に議案第４２号、追加議案ですが、お尋ねしますが、継続審査ということになったということでございますが、先ほどから話があっておりましたように、５月いっぱいで私たちの任期は切れます。そうしますと、継続審査がそのまま行くということであれば廃案ということですが、その委員会の中で、この議会のうちに何とか老人センター問題については片づけたいというふうな、委員の皆さん方のご意見を踏まえての継続審査であったのかどうかと。委員長の気持ちはわかりました。しかし、委員の皆さん方のご意見というのが出ておりませんでしたので、第１点、お尋ねをいたします。

それともう一つ、この補正予算を提出するに当たりまして、執行部の提案理由の中に、高野瀬区の区長以下、四役の方々が、私たちは高野瀬区に老人センターを望

むものではないと。高野瀬区としては、あの施設を何とか将来、自分たちとして、高野瀬区として利用できないかということが趣旨でございますというふうなことで、下町の有田物産跡につくるということに対しては、何ら私たちは異議はありませんという確認ができたので提案をしますという提案理由の市長の説明でありました。

だから、そのことについて審議をされたかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　文教厚生常任委員長、樋口正博君。

［登壇］

○文教厚生常任委員長（樋口正博君）　横田議員のご質問にお答えいたします。

継続審査は当然５月３１日までということは、委員会においても確認をいたしております。その任期中の中で、できるだけ早い解決を見るように努力をするというところの確認は、委員の皆さん、すべての方が確認をしているところであります。

２点目の請願についてでありますが、先ほど来、そういうお話がありましたが、私自身は直接お伺いをしておりませんが、一議員として、請願そのものがこの議会で議決を見ているということについては重きを置きながら、その請願に対してどのように対処をするかという話は委員会の中で出ましたが、それ以上のものはありません。

○議長（北田　彰君）　横田輝雄君。

［登壇］

○２８番（横田輝雄君）　ありがとうございました。

先ほど来の一般質問、あるいは議員の皆さん方の発言を聞いておりますと、１日も早く、このことについてはやっぱりやらにゃいかんと、やりたいというふうな意見が全部の意見だったろうと思います。だから、請願を無視するということではありませんけれども、議決をされましたから。ただし、やっぱり１日も早い解決に向けて努力をしていただきたいというふうなことの趣旨からお尋ねをしておるわけですが、自分たちがやっぱりやりたいということであれば、強い意志を持って、残された期間において審議するというふうなことを、再度、意思決定がなされたかどうかをお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（北田　彰君）　文教厚生常任委員長、樋口正博君。

［登壇］

○文教厚生常任委員長（樋口正博君）　横田議員仰せのとおり、非常に重たい大切な問題であります。委員すべてにおいて、１日も早い対処をということで、その思いは一つであるというふうに、その議論の中でも意見は出てまいりました。

今後、短い時間ではありますが、鋭意努力をして、委員会として全員一致で取り

組みたいと思います。

○議長（北田　彰君）　東　英俊君。

［登壇］

○１番（東　英俊君）　おはようございます。東でございます。

文厚委員長の樋口委員長に質疑させていただきます。

追加議案の第４２号、一般会計補正予算で、老人福祉センター整備事業でございますけども、再三にわたって議員の皆さん方が質問されております。極力、ダブらないように質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほどの委員長報告の中で、昨年の１２月定例会に採択された請願書、それについて、説明責任が不十分で継続審査となったと。そして、今回の追加補正も当然、今回、一般会計そのものが承認されなければ補正そのものも認められないだろうというところで継続になったというふうにお聞きしました。

地方自治法の１２５条によりますと、採択請願の措置というものがあります。その中に当該機関、いわゆる執行部は、誠意を持ってその措置に当たるべきと。そして慎重検討の上、請願の趣旨に沿いがたいものについては、理由を付して議会に報告をするというふうにあります。

その中で、今回の定例会におきまして一般質問、二、三名の方がされております。この執行部の方々の答弁を聞いておりましたら、当然その請願の内容とも、当然若干の違いもあると。そして高野瀬区の四役の方も呼ばれて、こういった経緯でしたというところもありました。

そこで一つお聞きしますけども、文厚委員の委員の皆様方が説明責任が不十分だというところの、どの部分の説明が不十分だったから継続審査になったのか、この１点だけ、まずお聞きします。

○議長（北田　彰君）　文教厚生常任委員長、樋口正博君。

［登壇］

○文教厚生常任委員長（樋口正博君）　東委員にお答えをいたします。

委員会の中で出た中で、私の記憶するところでは、土地の比較ですね、新たに展開する土地。請願ではその旨が記されておりますので、そのことに対してコスト的な評価の対処ができていないというのは、話の中で出たと記憶をいたしております。

○議長（北田　彰君）　東　英俊君。

［登壇］

○１番（東　英俊君）　地方自治法の１１９条によりますと、会期不継続の原則というものがあります。要するに、会期中に議決されなかった案件は廃案となると。ただし、一部の例外を除きましては、会期を終了する前に継続審査ということで議決す

ると、会期終了後も廃案とならずに、次の会期も審議審査継続となると。

そこで委員長にお聞きしますけども、閉会中にかかわらず委員会審議が行われる。どういった形でこの文厚委員会におきまして、老人福祉センター建設問題、審議をされていくおつもりなのか、何について。お聞きします。

○議長（北田　彰君）　文教厚生常任委員長、樋口正博君。

［登壇］

○文教厚生常任委員長（樋口正博君）　東議員にお答えをいたします。

私見を述べるべきではありませんが、委員長としては平成２２年度一般会計予算成立後、速やかに委員会等を開き、請願採択における請願者に対する説明等を含めながら、速やかに委員会の審議を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（北田　彰君）　東　英俊君。

［登壇］

○１番（東　英俊君）　採択請願の措置のところでもありましたように、委員長、請願そのものの措置の仕方について、議会に報告するとあります。請願者の紹介議員に対して説明することはどこにも書いてありません。ぜひとも委員長の方から議長に報告していただき、全協の方で説明責任を私も求めたいと思います。

以上であります。

○議長（北田　彰君）　坂本昭信君。

［登壇］

○１２番（坂本昭信君）　経済常任委員長にお尋ねいたします。

陳情第３号の件ですけれども、建設時の株の募集時に、行政が募集をして回ったということについて審議があったのかなかったのか。

それと、取締役の方々の経営責任の審議はあったのかなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（北田　彰君）　経済常任委員長、本田憲一君。

［登壇］

○経済常任委員長（本田憲一君）　坂本議員にお答えいたします。

１番目の当初の株式を募る場合、行政の方から要請があってなされたということは、委員会で同席しています副委員長も、そういう形で株主になっておられますので、そういう形で、行政の方から何度もやっぱり株主の出資者が少ないということで要請に行かれたということはお聞きいたしました。

２番目の取締役の責任ですね。それは、今度代表で出されてます人もやっぱり取締役ですので、何がしかの私たちは責任があるということで、委員会としても代表者の方をお呼びしたときも、そういうことで申し上げました。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの委員長報告で、議案第４２号については継続審査です。

これから、議案第４２号及び陳情第３号並びに継続審査案件の議案第１２０号及び議案第１２１号を除き、議案第５号から議案第３８号まで及び議案第４１号並びに陳情第１号から陳情第２号も含め討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　おはようございます。

議案第６号、７号、８号、２１号、２４号、３３号、それと陳情第１号について反対討論を行います。

まず議案第６号、菊池市幼稚園民営化検討委員会設置条例の制定についてです。

初日の質疑に対して教育長は、民主的な討議がなされると信じていると答弁されましたが、幾ら教育長が信じようが、民主的ルールはつくらないとの姿勢を執行部が取り続けている限り、民主的な討議は保証されるわけがありません。それは、保育所民営化検討委員会のてんまつを見れば明らかです。学校教育法で、学校と定めている幼稚園の行く末を、ルールのない委員会にゆだねるのはふさわしくないので反対します。

次に、議案第７号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の条例制定についてです。

民主的ルールはつくらずに、費用弁償だけは決めるというのは認められません。行政のあり方として間違っているので反対します。

次に、議案第８号、菊池市身体障害者等福祉年金支給条例を廃止する条例の制定についてです。

初日の質疑に対し、廃止される側の障がい者の方々には説明し、了承されたと答弁されました。ところが聞いてみると、実際はもう決まったことと繰り返し説得されて、あきらめたと言われています。また実際は、廃止をされて本当に困っているとも言われました。答弁と違うのではないでしょうか。

障がい者にあきらめを迫り、一番弱いところからほんのわずかの年５，０００円の福祉年金を削る。そういう自治体に、一体だれが安心して住めるでしょうか。こういうのは絶対に認められません。私も障がい者の１人として、怒りを持ってこれには反対をします。

次に、議案第２１号、平成２２年度菊池市一般会計予算についてです。

問題点は幾つもありますが、今回は、先ほどの障害者福祉年金廃止を取り上げ反対します。市長が幾らノーマライゼーション、あるいは安心して自立した暮らしができるようなどうたおうが、やることがこれでは安心できません。弱者に対する冷たさの象徴とも言われかねない制度廃止を反映したこの予算には賛成できません。

次に、議案第２４号、平成２２年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計についてです。

７５歳以上の高齢者が亡くなるまで、少ない年金から保険料を天引きされ、受ける医療さえ制限される。そして保険料改定は２年ごとに行われ、ことし４月は最初の見直しにより、熊本県は１人当たり平均保険料が１，４８８円増の５万１，９３１円となります。少ない年金で苦労している中で、さらに引き上げるのはとんでもありません。そういう値上げが反映されるこの予算は認められません。こういう高齢者いじめの制度は直ちに廃止すべきであります。

次に、議案第３３号、第二次菊池市行政改革大綱の策定についてです。

簡素で効率的な行政運営を掲げて、やることは一体何か。公立保育園、幼稚園、養護老人ホームの民営化、特別養護老人ホームの運営形態見直し、そして学校規模適正化まであります。これら子ども、高齢者にかかわる問題を、簡素で効率的でないと民間にゆだねること自体が問題です。行政の市場化、民間化は、自治体の任務放棄です。行革大綱は、部分的には推進すべきところもありますが、根本が間違っているので反対をします。

最後に、陳情第１号、永住外国人への地方参政権付与の法制化反対意見書提出について反対討論を行います。

２００４年以降、国会での審議が中断している中で、国民的議論も地方の議論も不十分なまま、この陳情を採択すべきではないと考えます。また、陳情書にあるように、県議会で可決されたからといって、右へ倣えする必要もありません。国際交流課を持ち、草の根のアジア外交を地方で取り組んでいる本市において、こうした陳情が採択されれば、その影響は少なからずあると思われます。地方議会でも、永住外国人を排除するのではなく、地方自治の担い手としてどう迎えるかを議論すべきであり、この陳情には反対をします。

○議長（北田　彰君）　次に、議案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

ほかにありませんね。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　これで討論を終わります。

これより議案第５号から議案３８号まで及び議案第４１号の３５議案並びに陳情

第１号、陳情第２号について採決します。

ただいま討論がありました議案第６号、議案第７号、議案第８号、議案第２１号、議案第２４号、議案第３３号、陳情第１号を除き採決します。

お諮りします。議案第５号、議案第９号、議案１０号、議案第１１号、議案第１２号、議案第１３号、議案第１４号、議案第１５号、議案第１６号、議案第１７号、議案第１８号、議案第１９号、議案第２０号、議案第２２号、議案第２３号、議案第２５号、議案第２６号、議案第２７号、議案第２８号、議案第２９号、議案第３０号、議案第３１号、議案第３２号、議案第３４号、議案第３５号、議案第３６号、議案第３７号、議案第３８号、議案第４１号、陳情第２号、以上３０案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決、採択であります。各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　異議なしと認めます。以上、３０案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第６号、議案第７号、議案第８号、議案第２１号、議案第２４号、議案第３３号、陳情第１号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第６号について、各常任委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田　彰君）　起立多数です。したがって、議案第６号は、委員長の報告のとおり可決しました。

次に、議案第７号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田　彰君）　起立多数です。したがって、議案第７号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第８号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田　彰君）　起立多数です。したがって、議案第８号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２１号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田　彰君）　起立多数です。したがって、議案第２１号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２４号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田　彰君）　起立多数です。したがって、議案第２４号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３３号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田　彰君）　起立多数です。よって、議案第３３号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第１号を採決します。陳情第１号については、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田　彰君）　多数です。よって、陳情第１号は、委員長の報告のとおり採択されました。

次に、継続審査案件の議案第１２０号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

反対、反対でいいです。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　議案第１２０号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部改正条例について反対討論を行います。

１２月議会で経済委員会としては、税務課との協議を密にして課税サイドだけで推進しないよう、また税条例改正も含めて総合的に判断するよう求め、継続審議となったものであります。

今日なお税条例改正等の検討中とのことであり、否決、廃案が妥当であるので、反対をします。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　これで討論を終わります。

議案第１２０号は討論がありましたので、起立によって採決します。

これより議案第１２０号を採決します。本案に対する委員長の報告は否決です。

したがって、可を諮る原則により原案について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第１２０号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田　彰君）　起立少数です。したがって、議案第１２０号は否決されました。

次に、継続審査案件の議案第１２１号、菊池市四季の里旭志条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　議案第１２１号、菊池市四季の里旭志条例の一部改正条例について。

これは先ほどの議案第１２０号と同じ趣旨により、原案に反対をします。

○議長（北田　彰君）　ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　討論なしと認めます。

議案第１２１号は討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。議案第１２１号を採決します。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、可を諮る原則により原案について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第１２１号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田　彰君）　起立少数です。よって、議案第１２１号は否決されました。

次に、陳情第３号の討論を行いますが、ここで地方自治法第１１７条の規定により、水上博司君の退席を求めます。

陳情第３号、四季の里旭志に関する陳情について、討論を行います。討論はありませんか。

東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　陳情第３号、四季の里旭志に関する陳情書について、反対討論を行います。

反対の理由を３点挙げます。

一つは、陳情者の資格にかかわる問題です。株主総会取締役会頭の正規の機関で

選任された株主代表ではなく、陳情作成の際に開いた任意の集会の代表にすぎないことが、陳情者への質疑で明らかになりました。このことは、陳情審議の前提で我々に誤解を与えることになりました。さらには、その株主代表としての責任を問われ、３月１９日までと言明されたのは重大です。陳情者の資格に問題があり、３月１９日以降の責任を持たない陳情に賛成できるわけがありません。

二つ目に、要望項目である買い取り額は、全額であることも判明しました。委員会で指摘され慌てて取り消しましたが、全額買い取りを念頭に作成し、株主の押印を募り、提出された陳情であることが明らかになりました。そうすると、この２年近くの委員会の議論や方向性とこの陳情は相入れないものとなります。これでは賛成できません。

三つ目に、経営責任の問題です。破綻した第三セクターの経営責任について、役員としてどう考えるのかとの問いに対し、行政にのみ経営責任を押しつける姿勢に終始した答弁は、私たち議員として看過できないと思います。２００８年の追加増資の際に求められた経営責任、経営努力はほごにして、６，０００万円受け取ったのは当然であるかのような発言は、市民に受け入れられるはずもありません。

以上３点見ても、この陳情は採択すべきものではないことは明らかであり、反対をします。

ただし、旭志村当時、住民の反対もある中で行政が出資を募って回った経緯もあり、道義的責任もあると思われますので、執行部には出資金問題でのさらなる研究を求めて討論を終わります。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。

奈田臣也君。賛成者の発言を許します。

［登壇］

○１４番（奈田臣也君）　私、四季の里旭志に関する陳情書について、賛成の討論をいたします。

まず、この四季の里旭志は、事業費が２１億円、事業の認可は平成３年、それから事業の完成、オープニングセレモニーは平成７年７月にされております。ただ、四季の里旭志の運営につきましては、委託管理制度というような中で運用していくことにあり、このためには株式会社四季の里旭志という法人をつくる必要がございます。

この法人なくして、この運営は成り立たないわけでございますけれども、この株式会社四季の里の設立について、非常に先ほど東議員からもありましたように、何としても法人組織つくらにゃかんということで、行政があらゆる努力をされております。また、そのようなあらゆる努力を助役からしていただいた議員の方々もうっ

て、また株主を募っております。そのような努力の中において、民間の出資金が４，９００万円、４９名の方が賛成をいたしておられます。

その中で問題点は、解散時における説明が一切なかったと。ただ株主を募っただけ。これにおきましては、最後に株式会社はどうなるというような説明もあって、そこまでするのが行政の責任と私は考えておりますけれども、そのようなことが一切なかったという点におきまして、行政も一端の責任がある。よって、これは採択すべきということが私の考えです。

第２点目ですけれども、四季の里の継続についてでございますけれども、このためには今申し上げましたように、事業費が２１億円、資本金が１億円となるのも、そのような資金の中で四季の里の福祉のシンボルといいますか、活力の源として、これができているわけでございます。

今後、これが指定管理者制度ということで旭野商事が運営していくわけですけれども。

○議長（北田　彰君）　奈田議員、陳情の趣旨がちょっと違うとりますよ。

○１４番（奈田臣也君）　わかりました。ちょっと議長からありました。頭混乱しまして、ちょっとわからなくなりまして。

そのようなことで、今後、この四季の里がうまいぐあい、旭志の大事な施設としていくためには、今まで一生懸命されてきました株主の人たちに対する行政の誠実性が一番必要である。この今まで携わってきた人たちに対する対応があいまいなのは、旭志の方々も含めまして、四季の里に対する継続していこうと、そのようなやつで一体性がなくなりまして、非常に経営が不安定になるというふうに私は考えております。

だから、株主に対して誠意を持って対応し、今後とも四季の里を大事にしていくということで、これを採択すべきである。これが第２点です。

第３点目は、市長さんもこの株主の方々に対しましては誠意を持って対応するというふうに考えをだんだん強く持ってきておられます。大方、株主さん方も、我々も今まで応援してきたんだから、私たちにも誠意を持って話してくれというようなことで、この陳情書が出てきたわけですけれども、ですから私たち議会といたしましては、市長さんも働きやすいように、それから株主の人たちも、やっぱり議会も応援の中で市長さんと対応して、そして円満解決するようにしていかなければならない。そのためには、まずこの四季の里の陳情が第一と思いますので、何とぞ議員の皆さん、これが採択されますように心からお願いいたしまして、賛成討論を終わります。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　これで討論を終わります。

これより、陳情第３号を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。よって、可を諮る原則により原案について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。陳情第３号は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田　彰君）　起立少数です。よって、陳情第３号は不採択とすることに決定しました。

ここで水上博司君の入場を許します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第２　意見書案第１号　永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

○議長（北田　彰君）　次に、日程第２、意見書案第１号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、三池健治君。

［登壇］

○総務常任委員長（三池健治君）　意見書案第１号、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第１４条第２項の規定によって総務常任委員会より提出いたします。

提案理由といたしましては、日本国民でない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると思われるためであります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料２ページから３ページをご参照ください。

各議員におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由といたします。

○議長（北田　彰君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第１号については、会議規則第３７条第２項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、議案に反対者の発言を許します。

東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　反対討論を行います。

この意見書は、中段ほどに永住外国人に対し地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは憲法上問題があると言わざるを得ない、こう断じていますが、果たしてそうでしょうか。

この意見書でも引用されている平成７年２月２８日、最高裁判所第３小法廷判決は、永住外国人参政権について、法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講じることは、憲法上禁止されているものではないとはっきり述べて、また憲法上、これが問題があるのではなく、参政権を付与するかどうかは、専ら国の立法政策にかかわる事柄である。こう述べています。

そうすると、この意見書そのものが憲法論議上、問題があると言わざるを得ません。また、国会でも１９９８年に民主党、公明党、両党が本案を提出、共産党も９８年に本案を提出しており、９９年には当時の自自公連立政権合意に、このことも盛り込まれています。問題は、２００４年以降、国会でこの問題の審議が中断していることであります。

私は、国民的議論を行って、永住外国人地方参政権の早期実現を図るべきであるとの立場から、また地方自治から永住外国人を除外する憲法上の根拠がないことからも、この意見書に反対をします。

○議長（北田　彰君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

ほかに討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　これで討論を終わります。

意見書案第１号は、討論がありましたので、起立によって採決します。

お諮りします。意見書案第１号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田　彰君）　起立多数です。したがって、意見書案第１号は原案のとおり可決しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第３　意見書案第２号　核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

○議長（北田　彰君）　次に、日程第３、意見書案第２号を議題とします。提出者の提

案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、三池健治君。

［登壇］

○総務常任委員長（三池健治君）　意見書案第２号であります。核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出についてでございます。

上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第１４条第２項の規定によって総務常任委員会より提出いたします。

提案理由といたしましては、核兵器はいまだに世界に約２万数千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する２０２０年までに核兵器の廃絶を目指す「２０２０ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組む必要があるためであります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料第５から６ページをご参照ください。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願いし、提案理由といたします。

○議長（北田　彰君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第２号については、会議規則第３７条第２項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第２号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　ご異議なしと認めます。よって、意見書案第２号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第４　意見書案第３号　子ども手当てから学校給食費等義務教育に必要な費用を差し引くことと支給対象の再考を求める意見書

○議長（北田　彰君）　次に、日程第４、意見書案第３号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、樋口正博君。

［登壇］

○文教厚生常任委員長（樋口正博君）　意見書案第３号、子ども手当から学校給食費等義務教育に必要な費用を差し引くことと支給対象の再考を求める意見書の提出についてであります。

上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第１４条第２項の規定によって文教厚生常任委員会より提出をいたします。

提案理由としましては、子ども手当の支給は、地方自治体にとって大きな影響を及ぼす課題であり、現在問題となっている給食費未納問題についても、すべての子どもの給食費を差し引き、すべての子どもたちが仲間とともに安心して給食を食べられる環境を整備することは「子どものための手当」の本旨に最もふさわしく、また、外国人の場合、この仕組みを悪用した不正受給を完全に防止することが困難である等の指摘がなされているため、国に対し、子ども手当の制度、支給対象について、再度見直しを強く要望するためであります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料８ページから９ページをご参照ください。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願いし、提案理由といたします。

○議長（北田　彰君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第３号について、会議規則第３７条第２項の規定によって委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

東　裕人君。

［登壇］

○２番（東　裕人君）　子ども手当から学校給食費等義務教育に必要な費用を差し引くことと支給対象の再考を求める意見書に反対の討論を行います。

天引きは、制度の趣旨から言っても行うべきではありません。今、取る側だけの論理で、何でもかんでも特別徴収、天引きする流れがありますが、それを子ども手当にまで適用すべきではないと考えるので、反対をします。

○議長（北田　彰君）　ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　これで討論を終わります。

意見書案第３号は、討論がありましたので、起立によって採決します。

お諮りします。意見書案第３号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田　彰君）　起立多数です。したがって、意見書案第３号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第５　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（北田　彰君）　日程第５、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

1　一般行政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

1　議案第４２号　平成２２年度菊池市一般会計補正予算（第１号）

2　福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経済常任委員会

1　農業、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

1　土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1　議会運営等に関する諸問題の調査について

小川会館建設特別委員会

1　小川会館建設に関すること

新庁舎建設検討特別委員会

1　新庁舎建設に関すること

議会広報特別委員会

1　議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

1　企業誘致に関すること

議会運営委員長並びに各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出があっております。

お諮りします。議会運営委員長並びに各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（北田　彰君）　異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査することに決定しました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成２２年第１回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでございました。

以上で、散会したいと思います。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

閉会　午前１１時５０分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長　北　田　　彰

菊池市議会議員　東　　英　俊

菊池市議会議員　東　　裕　人

付　　録

平成２２年第１回定例会付議事件一覧および審議結果表

（３月２日・３月１９日議決）

議 案 番 号	件　　名	審議結果
議案第１２０号	菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
議案第１２１号	菊池市四季の里旭志条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
議案第１号	平成２１年度菊池市一般会計補正予算(第１０号)	原案可決
議案第２号	平成２１年度菊池市一般会計補正予算(第１１号)	原案可決
議案第３号	菊池市と植木町との国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務の委託の廃止について	原案可決
議案第４号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第５号	菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例の制定について	原案可決
議案第６号	菊池市幼稚園民営化検討委員会設置条例の制定について	原案可決
議案第７号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第８号	菊池市身体障害者等福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第９号	平成２１年度菊池市一般会計補正予算（第１２号）	原案可決
議案第１０号	平成２１年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	原案可決
議案第１１号	平成２１年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第１２号	平成２１年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第１３号	平成２１年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第１４号	平成２１年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第４号）	原案可決
議案第１５号	平成２１年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）	原案可決
議案第１６号	平成２１年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）	原案可決
議案第１７号	平成２１年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）	原案可決
議案第１８号	平成２１年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）	原案可決
議案第１９号	平成２１年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第４号）	原案可決
議案第２０号	平成２１年度菊池市水道事業会計補正予算（第３号）	原案可決
議案第２１号	平成２２年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第２２号	平成２２年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第２３号	平成２２年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算	原案可決
議案第２４号	平成２２年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第２５号	平成２２年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第２６号	平成２２年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算	原案可決
議案第２７号	平成２２年度菊池市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第２８号	平成２２年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第２９号	平成２２年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算	原案可決
議案第３０号	平成２２年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決

議 案 番 号	件　　名	審議結果
議案第３１号	平成２２年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算	原案可決
議案第３２号	平成２２年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第３３号	第二次菊池市行政改革大綱の策定について	原案可決
議案第３４号	辺地総合整備計画の策定について	原案可決
議案第３５号	指定管理者の名称変更に伴う再指定について（菊池市総合体育館）	原案可決
議案第３６号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第３７号	市道路線の認定について	原案可決
議案第３８号	字の区域の変更について	原案可決
議案第３９号	熊本市と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務の委託について	原案可決
議案第４０号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案承認
議案第４１号	平成２１年度菊池市一般会計補正予算（第１３号）	原案可決
議案第４２号	平成２２年度菊池市一般会計補正予算（第１号）	継続審査
議員提出議案		
議員提出議案第１号	菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
意 見 書 案		
意見書案第１号	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について	原案可決
意見書案第２号	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について	原案可決

議 案 番 号	件　　名	審議結果
意見書案第３号	子ども手当から学校給食費等義務教育に必要な費用を差し引くことと支給対象の再考を求める意見書の提出について	原案可決
陳　　情		
陳情第１号	永住外国人への地方参政権付与の法制化反対意見書提出について	採　択
陳情第２号	核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について	採　択
陳情第３号	四季の里・旭志に関する陳情書	不採択
報　　告		
報告第１号	平成20年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告について	原案報告